

厚生労働省

平成25年度障害者総合福祉推進事業

補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた
研修のあり方等に関する調査事業

報 告 書

平成26年3月

公益財団法人テクノエイド協会

はじめに

補装具は、障害者・障害児の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の維持向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来社会人として自立生活するための素地を育成助長することを目的として使用されている。

昨年度に実施した「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業（厚生労働省平成24年度障害者総合福祉推進事業）」においては、現行基準の古い文言や現状に即していない基準などの整理を進めていく必要性が指摘された。また、市町村及び更生相談所ともに、地域の核となる人材が数年で異動している現状から、ノウハウの定着や蓄積が難しく、支援を行う仕組みが求められていることが論点として挙げられている。

本事業では、昨年度の課題を踏まえ、現行基準の整理及び市町村向けの標準教材作成の二点を目的として、調査検討を行った。

本調査研究の実施にあたっては、当協会内に検討委員会（委員長：伊藤利之 横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問）及び部会を設置し検討委員会を設置し、補装具に係る専門家、医師、行政、事業者等の立場のそれぞれの委員にご参加いただき、ご指導とご助言を頂きながら検討をすすめることとした。

本報告書については、検討委員会における意見等を踏まえて、事務局の責において取り纏めたものであり、委員をはじめ調査にご協力頂いた方々に深く感謝する次第である。

本事業は、厚生労働省から「平成25年度障害者総合福祉推進事業」から交付を受けて実施したものである。

なお、報告書内にある現行基準の見直しに関する調査の部分については、今後、補装具評価検討会等で検討するための基礎的資料である。したがって、未確定の内容等が多く含まれていることから、本報告書は関係者のみに限定配付することとする。市町村向けの標準教材として作成した「補装具費支給事務ガイドブック」については別冊としたことを申し添える。

ガイドブックは、当協会のホームページからダウンロードすることができるので活用されたい。<http://www.techno-aids.or.jp/>

平成26年3月

公益財団法人テクノエイド協会

補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた
研修のあり方等に関する調査事業報告書

目次

本編	1
I. 本調査研究事業の実施概要	1
1. 本調査研究事業の目的	1
2. 本調査研究事業の内容	1
3. 検討委員会及び部会の設置	3
4. 実施スケジュール	5
II. 補装具種目の構造に関する検討	6
1. 調査の目的	6
2. 調査対象	6
3. 調査期間	6
4. 実施方法	6
5. アンケート調査及び記載方法	7
6. 調査1実施結果	7
7. 調査2実施結果	9
8. 調査3実施結果	25
9. 調査結果のまとめ	99
III. 研修の在り方に関する検討	101
1. 目的	101
2. 市町村における補装具費給付制度に係わる知識について	101
3. 標準教材作成にあたってのポイント	101
4. 標準教材（補装具費支給事務ガイドブック）の作成手順	102
5. 標準教材案の作成	103
6. ヒアリング調査による標準教材案の評価	105
7. 市町村ヒアリング結果に基づく対応について	111
8. 標準教材	115
9. 標準教材（補装具費支給事務ガイドブック）の配付	121
IV. 本調査のまとめ	122
資料編	123
1. 義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領 取り纏め	123
2. 購入基準 補装具告示に規定される種目及び構造等 取り纏め	187
3. 修理基準 補装具告示に規定される種目及び構造等 取り纏め	277

本 編

I. 本調査研究事業の実施概要

1. 本調査研究事業の目的

障害者（障害児・難病患者等を含む）に対する補装具費の支給については、障害者総合支援法に基づき、各市町村において実施されている。

補装具は、障害者の心身の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替するものであり、日常生活における移動の確保、就労場面における能率の向上、さらには障害児が社会人として独立自活するための素地を育成助長するものなどとして、極めて重要な役割を果たしているところである。

平成24年度の調査研究では、補装具費支給制度に係る市町村及び更生相談所、事業者を対象にした実態調査を行い、現行制度における主な課題の論点整理を行ったところである。

本調査は、昨年度調査の結果、とりわけ多くの関係者から問題提起された、補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修の必要性、さらには現行の補装具告示における構造などが、技術革新や障害者ニーズ等の変化に的確に対応したものとなるよう、その見直しを行うこと等の課題を踏まえて実施するものであり、課題解決に向けた具体的な方策の検討に役立てるとともに、今後の補装具費支給制度のあり方検討に寄与するものである。

2. 本調査研究事業の内容

(1) 検討委員会及び部会の設置

本事業を円滑に実施するため、補装具に係る専門家、医師、行政、事業者等から構成する検討委員会及び部会を設置した。

(2) 補装具種目の構造に関する検討

現行の補装具告示に規定される種目及び構造などの見直し検討を行った。

具体的には、昨年度の実態調査において抽出された主な意見を精査するとともに、関係事業者団体等に対してアンケート調査及びヒアリング調査への協力を依頼し、最終的には、現行告示等の見直し案を整理した。

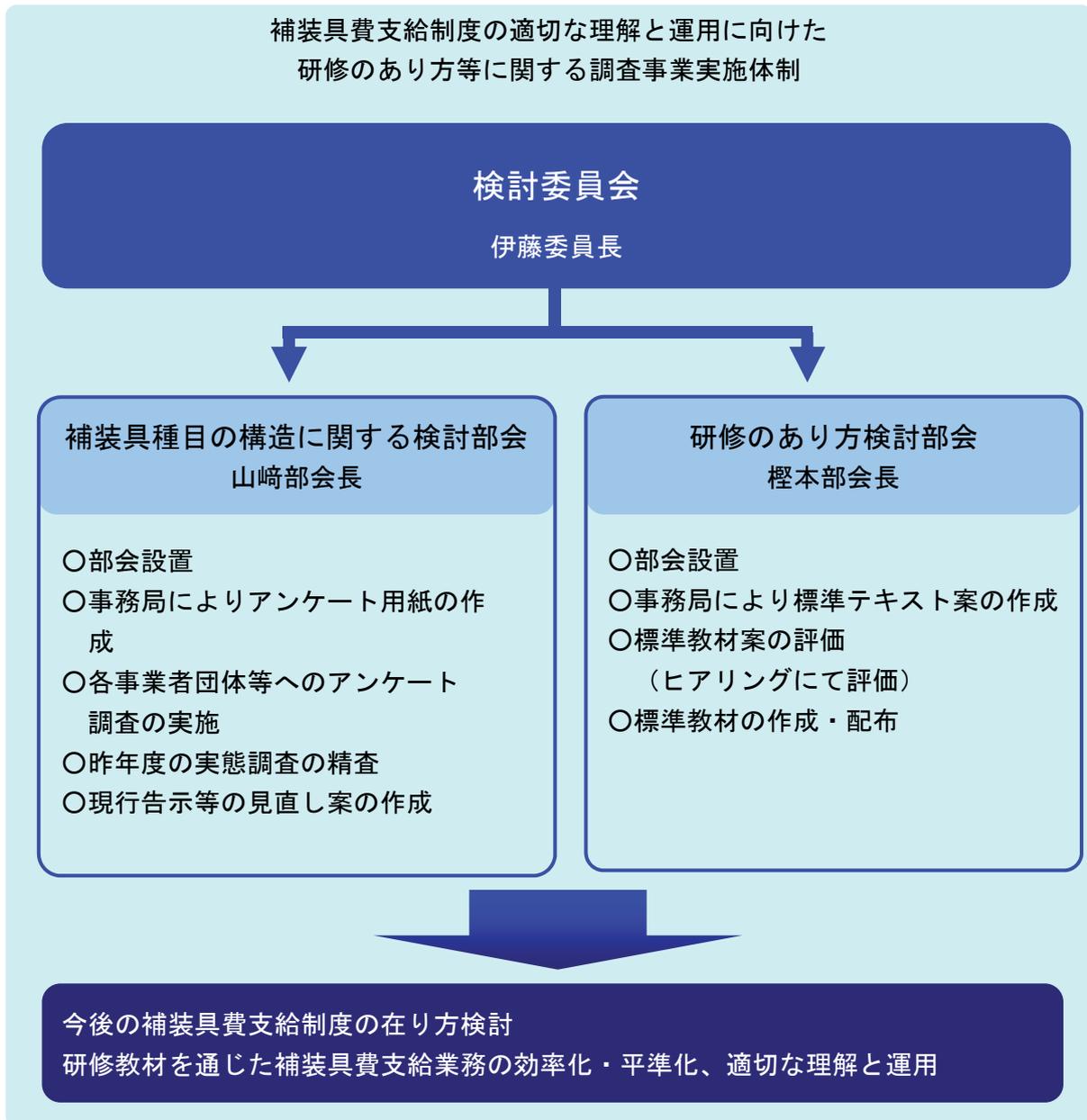
(3) 研修のあり方に関する検討

市町村等の障害者福祉の現場において、補装具費支給制度の適切な理解と運用の促進を図るため、標準的な教材のあり方を検討・提案し、ヒアリング調査の手法を用いてその教材案の評価を行い、最終的に市町村職員向けの標準教材（補装具費支給事務ガイドブック）を作成した。

本事業により作成した標準教材については、全国の更生相談所および市町村、その他作成にご協力いただいた関係機関へ配布し、当協会HPでダウンロードできるようにした。

(4) 調査研究報告書の作成

本事業による調査結果を報告書に取りまとめた。



3. 検討委員会及び部会の設置

本事業を円滑に実施するため、補装具に係る専門家、医師、行政、事業者等から構成する検討委員会及び部会をテクノエイド協会内に設置し、補装具種目の構造及び研修のあり方に関する検討を行った。

検討委員会

(敬称略・五十音順)

氏名	所属
◎ 伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
櫻本 修	宮城リハビリテーション支援センター 所長
山崎 伸也	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 補装具製作部 主任義肢装具士

◎印：委員長

補装具種目の構造に関する検討部会

(敬称略・五十音順)

氏名	所属
井村 保	中部学院大学 リハビリテーション学部 准教授
我澤 賢之	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害福祉研究部 社会適応室システム開発研究室研究員
鈴木 孝幸	社会福祉法人 日本盲人会連合 副会長
徳田 章三	一般社団法人 日本義肢協会 理事
松野 史幸	一般社団法人 日本車椅子シーティング協会
八嶋 隆	一般社団法人 日本補聴器工業会 事務局長
○ 山崎 伸也	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 補装具製作部 主任義肢装具士

○印：部会長

研修のあり方検討部会

(敬称略・五十音順)

氏名	所属
○ 櫻本 修	宮城リハビリテーション支援センター 所長
河合 俊宏	埼玉県総合リハビリテーションセンター 相談部 福祉工学担当
永田 有紀恵	武蔵野市障害者福祉センター 理学療法士
半澤 弘二	福島県障がい者総合福祉センター 主任身体障害者福祉司
正岡 悟	大阪府障がい者自立相談支援センター 所長
和田 初江	東京都心身障害者福祉センター 身体障害係長

○印：部会長

(オブザーバー)

氏名	所属
加藤 晴喜	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 福祉用具専門官

4. 実施スケジュール

本事業の実施については、以下のスケジュールで実施した。

検討項目等	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 検討委員会の開催		★						★
2. 研修検討部会の開催				★				★
3. 補装具検討部会の開催			★					★
4. 事業計画の作成	↔							
5. アンケート用紙の検討及び作成	↔							
6. アンケート調査の実施 関係団体への協力依頼			↔					
7. アンケート結果の取り纏め						↔		
8. 現行告示等の見直し案の作成							↔	
9. 事務局による研修教材の作成	↔							
10. 研修教材内容検討及び加筆			↔					
11. ヒアリングによる教材案の評価				↔				
12. 評価結果を踏まえた教材案の作成						↔		
13. 調査結果のまとめ								↔

Ⅱ. 補装具種目の構造に関する検討

1. 調査の目的

本調査では、現行の補装具告示に規定される種目及び構造などの見直し検討を行うため、事業者団体などに対してアンケート調査を実施し、最終的に現行告示等の見直し案を整理することとする。

また、合わせて、更生相談所に対して特例補装具費の交付状況を調査し、今後の補装具費支給制度の在り方検討の基礎資料として役立てることを目的とする。

2. 調査対象

団体名	種目	調査 1	調査 2	調査 3
日本義肢協会	義肢、装具	○	○	
日本車椅子シーティング協会	車いす、電動車いす、座位保持装置、起立保持具、歩行器、当部保持具、排便補助具	○	○	
日本リハビリテーション工学会	重度障害者用意思伝達装置	○	○	
日本盲人会連合	盲人安全杖、眼鏡	○	○	
日本補聴器工業会・ 日本補聴器販売店協会	補聴器	○	○	
日本リハビリテーション医学会	—		○	
全国の更生相談所	—			○

※歩行補助杖については、調査対象外

3. 調査期間

平成25年10月17日～12月25日

4. 実施方法

各調査対象先は、調査票を電子媒体で送付し当協会の担当電子メールアドレスまでご回答頂いた。取り纏めにあたっては、各調査対象先において、検討会などを設けて意見集約を行った。

5. アンケート調査及び記載方法

(1) 調査1

- 義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領アンケート調査
- 購入基準補装具告示に規定される種目及び構造等の見直しに関するアンケート調査
- 修理基準補装具告示に規定される種目及び構造等の見直しに関するアンケート調査

(2) 調査2

- 障害者総合福祉法に基づく「補装具費支給制度」全般に係る課題を把握するための調査

(3) 調査3

- 平成25年4月～9月における特例補装具費の交付状況について

6. 調査1実施結果

(1) 調査取り纏め概要

各団体から頂いた回答を集約し、事務局にて論点を内容別・分類別に整理を行った。調査結果は、詳細については「資料編」に掲載している。

(課題の内容)

- ・対象の追加・修正
- ・素材の変更・追加
- ・分類の追加
- ・適用範囲の追加・修正
- ・製作方法毎の価格
- ・価格の変更・価格根拠の明確化
- ・誤字の修正
- ・耐用年数の修正
- ・名称・定義の変更・修正
- ・製作方法の追加・修正
- ・基準の取扱い

(課題の分類)

- ◎短期的課題 : 早急な見直しの検討を要する事項
- 短・中期的課題 : 早急に専門家等を交えた内容確認を行い、その上で見直しの検討を要する事項
- 中・長期的課題 : 一定程度のニーズやケースを把握し、その結果を踏まえて再検討すべき事項
- ◆価格に関する事項 : 価格は今回調査対象外であったが、改定等の要望があった項目のみ参考としてマークを付与することとした。

(2) 論点別課題一覧

合計で310点の課題が指摘された。項目や対象の追加・修正に関する指摘が最も多い結果であった。

	項目の追加・修正・削除	対象の追加・修正	素材の変更・追加	分類の追加	適用範囲の追加・修正	製法毎の価格	価格の変更・根拠の明確化	誤字の修正	耐用年の修正	名称の変更	製作法の追加	基準の扱い	合計			短期的課題	◎ 短期的課題	○ 短期的課題	● 中・長期課題	◆ 価格に関する項目	合計
													追加	修正	削除						
義肢	11	1	15	15	2	12	2	2	6	0	2	0	68	20	23	12	13	68			
器具	17	5	11	8	3	7	1	6	5	3	5	1	72	41	19	3	9	72			
座位保持装置	10	0	1	7	3	0	1	0	0	1	1	0	24	3	7	13	1	24			
盲人安全杖	3	0	2	0	1	0	1	0	1	3	0	1	12	5	4	2	1	12			
眼鏡	2	0	2	0	0	1	3	0	0	0	1	1	10	4	1	1	4	10			
補聴器	8	1	0	0	2	0	7	0	0	0	0	0	18	0	11	0	7	18			
車椅子	4	31	3	2	11	2	0	7	0	2	1	0	63	7	47	8	1	63			
電動車椅子	7	0	0	0	3	1	3	0	0	0	0	0	14	0	8	2	4	14			
座位保持椅子	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	3			
起立保持器具	0	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	5	2	2	1	0	5			
歩行器	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2			
頭部保持器具	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1			
排便補助具	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	2			
意思伝達装置	3	0	0	0	3	0	3	0	1	1	0	2	13	2	5	4	2	13			
取扱要領	4	32	4	10	5	1	0	8	0	3	8	0	75	18	44	12	1	75			
	6%	74%	11%	29%	16%	4%	0%	53%	0%	30%	80%	0%	24%	20%	34%	26%	2%	24%			
購入基準	37	11	27	21	18	15	3	7	13	5	2	2	161	62	57	24	18	161			
	55%	26%	75%	62%	56%	65%	14%	47%	100%	50%	20%	40%	52%	68%	44%	52%	43%	52%			
修理基準	32	0	5	3	9	7	13	0	0	2	0	3	74	12	34	10	18	74			
	48%	0%	14%	9%	28%	30%	62%	0%	0%	20%	0%	60%	24%	13%	26%	22%	43%	24%			
合計	67	43	36	34	32	23	21	15	13	10	10	5	310	92	135	46	37	310			
	22%	14%	12%	11%	10%	7%	7%	5%	4%	3%	3%	2%	100%	30%	44%	15%	12%	100%			

7. 調査2実施結果

(1) 調査概要

各事業者団体（日本義肢協会、日本車椅子シーティング協会、日本リハビリテーション工学会、日本盲人会連合、日本補聴器工業会、日本補聴器販売協会及び日本リハビリテーション医学会）に調査票を送付し、障害者総合福祉法に基づく「補装具費支給制度」全般にわたる解決すべき課題を整理・提出頂いた。現行制度に関する課題は①医療保険制度と補装具費支給制度の関係、②種目・構造・価格等に関する事項、③補装具費支給制度の全般に係る事項の3つの観点で課題を記載頂き、修正提案も合わせて回答頂いた。

主な課題として、医療保険制度と合わせて基準価格の改定・見直しを行うこと、定期点検やメンテナンス制度の創設を求める意見、判定の地域格差の是正、技術開発が進んだ補装具について、現行基準に採用されるまでのプロセスを明確化することなどの意見が出された。

(2) 医療保険制度と補装具費支給制度の関係

医療保険制度と補装具費支給制度の関係については、価格の見直しの頻度や補装具が支給されるまでの期間等に関する課題があげられた。

NO	主な論点	課題	修正提案	回答者
1	基準（価格）の改定・見直しの頻度	補装具費支給基準における「義肢・装具の価格」については、現行は、介護保険制度における報酬改定の時期に合わせて、3年毎に見直しを行うこととされているが、改定・見直しの時期を、医療保険制度における診療報酬改定の時期に合わせ、2年毎の見直しとされるよう要望する。	<ol style="list-style-type: none"> 健康保険法、国民健康保険法等の医療保険各法及び労働者災害補償保険法における補装具費の支給は、当該制度によりその取り扱いが定められているところであるが、その内容は、基本的には障害者総合福祉法に定める「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（厚生労働大臣の告示）に定める額を基準にして算定することとされている。 補装具費の給付における各制度の割合を見ると、健康保険や国民健康保険等で支給される療養費、いわゆる「治療用装具費」が、障害者総合福祉法に基づく給付費を大きく上回っている状況にある。（治療用装具費 70%、障害者総合福祉法による給付費 30%） 医療保険の診療報酬（療養費を含む）の改定は、物価変動等に伴う各種材料費や諸経費の上昇等の部分については、他の制度の価格設定等についても同様に検討すべき事項であること、また、治療用装具の製作は、医療の一環として位置づけられていること等を踏まえ、費用の改定については、医療費の改定と連動して見直し改定す 	日本義肢協会

NO	主な論点	課題	修正提案	回答者
			べきものと考えられることから、治療用装具の価格算定の基準となる「障害者総合福祉法に基づく補装具費支給基準」の「義肢・装具の価格」について、医療保険の診療報酬改定の時期に合わせて改定されるよう要望するものである。	
2	補装具費申請から支給までの期間	補装具支給申請から支給まで時間を要する。その結果、下肢装具など新規作成の際に、本来は補装具費支給制度によって支給されるものが、より時間を要さない医療保険制度によって処方する場がある。	申請から支給までの期間の短縮	日本リハビリテーション医学会
3	症状固定後、障害者手帳の交付・補装具費支給までの期間	症状固定後、速やかに障害者手帳を支給し、総合支援法による補装具支給を行うことが出来ない。	医療保険により給付した補装具を、症状固定後に生活用装具として継続使用している例があるが、症状固定後は各自治体の職権により障害者手帳を支給し、速やかに総合支援法による補装具支給を行うべきである。具体的な利用者の不利益としては、事業者による預かり修理が不能となり、結果、長期間適合状態が悪く、かつ、耐用期間を超過した安全でない補装具を利用し続けざるを得ないことである。	日本リハビリテーション工学協会
4	補装具価格表の医療保険での併用の	補装具用価格表を医療保険においても併用している。	治療用補装具と（総合支援法に基づく）生活用補装具では、使用環境、使用期間、使用目的が異なるものであり、本来価格や機能、価格は異なるものである。現在は補装具用価格表を医療保険においても併用しているが、本来は別個の価格表（もしくは、補装具用価格表を基本としてある程度修正を加えたもの）を用いることが適切であると考える。	日本リハビリテーション工学協会
5	医療機関における補装具の紹介・訓練	視覚障害者向け補装具は、医療機関などでの紹介・訓練行為が円滑に行われておらず、視覚障害者向け補装具の普及を阻害している。	ロービジョン外来など医療報酬点数制度に、視覚障害者向け補装具の紹介・訓練を明確に盛り込み、医療機関・リハビリ機関などでの歩行訓練・生活訓練が活発化する仕組を構築する。	日本盲人連合会

(2) 種目・構造・価格等に関する事項

種目・構造・価格等に関する課題として、修理基本料や出張費等の費用の算定に関することや各補装具の基準に関することが多くあげられた。

NO	主な論点	課題		回答者
		現状	修正提案	
1	費用の算定(材料価格)	完成品が非課税扱いの補装具において、製造過程で使用する部品などは課税扱いになり、実質的に事業者の負担になっている。	非課税扱いの補装具においては、製造過程で使用する部品に対しての減免措置などを設ける。	日本盲人会連合
2	費用の算定(材料価格)	資材価格の高騰などで価格の変動があった際、基準額が変動して変化せず、利用者・事業者の負担に繋がっている。	基準額が製造される補装具価格に連動して変化される仕組みが望ましい。	日本盲人会連合
3	費用の算定(出張費)	「出張費」の加算：車椅子や電動車椅子などの移動具の場合、在宅や施設、学校へ訪問しての修理やメンテナンスが余儀なくされる。移動に係るコストの保証が必要。	技術者が出張する場合の移動経費および技術料の保証。 ※特に離島や遠距離移動を余儀なくさせる地域に対しての保障が必要。	日本車椅子シンポジウム協会
4	費用の算定(購入・修理)	購入・修理基準の価格が実勢価格と合わないものがある。	基準価格の定期的な見直し。	日本車椅子シンポジウム協会
5	費用の算定(修理基本料)	修理基本料の新設	修理に関しては安全対策の確保を目的に、修理に係る位置付けの法的明確化と遵守要件の強化が必要である。このため、厚生労働省が定める修理業責任技術者講習会を受講した責任技術者が修理を行う場合、部品価格に加えて修理基本技術料の新設を要望する。	日本補聴器工業会・日本補聴器販売店協会
6	費用の算定(修理) 修理項目の追加	修理部位の追加及び価格の改定	現在の修理基準は修理部品価格であるが、旧来のアナログ式補聴器の基準になっているため、現在市場の90%以上を占めるデジタル式補聴器にそぐわない。その修理部位の名称と価格を現状に合わせて改定する。	日本補聴器工業会・日本補聴器販売店協会

NO		主な論点	課題	修正提案	回答者
7	費用の算定(保守・点検)	完成用部品のメンテナンス(保守・点検)に際して、修理基準に項目が設定されていない。	完成用部品のメンテナンス(保守・点検)に際して、修理基準に項目が設定されていない。	完成用部品のメンテナンスに際しては、部品の着脱、清掃、調整、組立に時間を要している。特に高機能な部品が多岐に亘っているために調整に時間を要することが多い。現行の修理基準は交換の項目のみであるので新たな項目を追加して頂きたい。	日本義肢協会
8	費用の算定(適合・設置)	適合、設置などの作業に関する技術料が対象になっていないこと。	適合、設置などの作業に関する技術料が対象になっていないこと。	補装具は見積時、適合確認、設置などで複数回訪問するうえ、その後の調整が必要な場合もあり、企業としては負担が大きい。見積、仮合わせ、修理にかかると人件費を含めた諸経費を現行補装具費支給制度では捻出できず、また、対象者から徴収することが困難なケースも多い。このため補装具業者の持ち出しとなるケースが多く、質のよいサービス維持に支障をきたしている。条件付きでも技術料が支給制度の対象となれば、業者の動きも活発になり、参入者も増えて、より多くの(特に地方の)ご利用者の不便が解消される。意思伝達装置特有の問題ではなく、補装具全般において、技術料の考え方は検討課題になっている。	日本リハビリテーション工学会
9	費用の算定(調整)	意思伝達装置本体修理としての「調整」	意思伝達装置本体修理としての「調整」	・他の補装具との整合性も含めて考えるべき検討課題であり、中長期課題(「補装具費支給制度」全般に係る課題)として問題提起する。	日本リハビリテーション工学会
10	費用の算定(フイッティング料・ケア料)	フイッティング料・ケア料の新設	フイッティング料・ケア料の新設	補聴器は聴覚障害者が使用する管理医療機器である。しかし、その使用においては使用者自身が諸機能の適切な調整を行うことは困難である。特に、近年供給されているデジタル式補聴器においては、使用者個々の難聴程度とライフスタイルに合わせて最適なフイッティングが行える一定水準以上の知識と技能をもった補聴器専門技能者(例:認定補聴器技能者)が装用にあたってのコンサルティングとコンピュータ使用による調整を行う必要がある。このことから、給付にあたっては、補聴器本体価格のほかにフイッティング料(またはフイッティング報酬)を加算することを要望する。また、給付の際にフイッティングを行い適合判定の適正評価を受けるが、後に使用者の障害程度の変化や生活環境変化等で補聴器機能を再調整することが必要となる。その再調整につい	日本補聴器工業会・日本補聴器販売店協会

NO	主な論点	課題	修正提案	回答者
11	費用の算定(試用機器)	(意思伝達装置において)申請時に、更正相談所および各自治体が申請者に必要性の証明をおこなうため、一定の試用期間を求めめるが、その機器の用意をどこが行うか明確でない。	てもケア(再調整)料(またはケア報酬)の加算を要望する。実質的には、特定の企業が用意している場合が多い。また、万が一用意できない場合、本人に操作可能な能力があったとしても申請を受け付けられないケースがある。(意思伝達装置の場合)入カスイッチの適合、デモ機の貸出について発生する費用を何らかの形で認めて頂きたい。この業務に手間と時間がかかるため取扱に否定的な業者が多く、メーカーが動くしかない。また、結果的に利用者は不幸となり、市場も縮小するばかりである。	日本リハビリテーション工学協会
12	費用の算定(各補装具)	起立保持具については、現在の補助重度障害児が使用するには、現在の補助額では製作できない。特例補装具として申請している。	現状に見合うように補助額の見直しを求めたい。特例補装具で申請する際に見積書は、座位保持装置の価格表を元に作成する場合が多く、座位保持装置の価格表を元に起立保持具の新たな価格表を作成願いたい。	日本リハビリテーション医学機器関連委員会
13	費用の算定(各補装具)	補聴器の購入に要する費用額の改定	現在の補聴器はデジタル技術により従来と比較し高機能・高性能になっている。使用者にとっては大変望ましいことではあるが、その開発費は莫大なものとなっている。現状の基準額で差額自己負担なしで供給を行っている補聴器は製造販売業者の犠牲の上になりたりしていることから交付基準額のアップを要望する。	日本補聴器工業会・日本補聴器販売店協会
14	費用の算定(各補装具)各補装具基準の修正	空気式入力装置(スイッチ)交換	他のスイッチを含め、現状で空気圧式入力装置に該当するスイッチの価格および性能(感度調整の可否)の調査を行い、適切な基準額および備考欄の記述への変更を求めめる。	日本リハビリテーション工学協会
15	費用の算定(各補装具)	意思伝達装置本体修理(基準額)	とくに明確な修正は求めないが、基準額の設定根拠の確認および必要に応じて見直しや、特例となりうる場合のQ&A(例示等)を求めめる。	日本リハビリテーション工学協会

NO		主な論点		課題		修正提案		回答者	
16	費用の算定(各補装具)	圧電素子式入力装置(スイッチ)交換/空気圧式入力装置(スイッチ)交換	圧電素子式入力装置(スイッチ)交換/空気圧式入力装置(スイッチ)交換	・圧電素子式入力装置(スイッチ)および空気式入力装置(スイッチ)については、現状の基準額(38,000円)で、供給できる機器が存在しない。価格調査を行い、適切な基準額への変更を求めらる。 ・消耗品の扱いについては、特に見直しを求めない。 完成用部品の適応基準をより明確なものにする。	・圧電素子式入力装置(スイッチ)交換/空気圧式入力装置(スイッチ)交換	・圧電素子式入力装置(スイッチ)交換/空気圧式入力装置(スイッチ)交換	・圧電素子式入力装置(スイッチ)および空気式入力装置(スイッチ)については、現状の基準額(38,000円)で、供給できる機器が存在しない。価格調査を行い、適切な基準額への変更を求めらる。 ・消耗品の扱いについては、特に見直しを求めない。 完成用部品の適応基準をより明確なものにする。	日本リハビリテーション工学会	日本リハビリテーション工学会
17	判定基準の格差	完成用部品の種目が年々増えており、高額製品も含まれまざり、その適応品として認定されたい部分があるように思います。高額な義足パーツなど、処方を希望する方に対する判定の判断基準が地域ごと、医師ごとで異なっている可能性もあるのではないだろうか。	完成用部品の種目が年々増えており、高額製品も含まれまざり、その適応品として認定されたい部分があるように思います。高額な義足パーツなど、処方を希望する方に対する判定の判断基準が地域ごと、医師ごとで異なっている可能性もあるのではないだろうか。					日本リハビリテーション医学機器会	日本リハビリテーション医学機器会
18	各補装具基準の修正(対象の修正)	購入基準(5)その他の備考中の「重度難聴用耳かけ型でFM型受信機、オーディオチューン、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の範囲内で必要な額を加算すること」の記載の変更(下線部の変更)	購入基準(5)その他の備考中の「重度難聴用耳かけ型でFM型受信機、オーディオチューン、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の範囲内で必要な額を加算すること」の記載の変更(下線部の変更)	現状としては、高度難聴の児童もFMシステムを使用することが少なくなく、高度難聴の場合、単純な補装具ではなく“特例補装具”というもので交付申請することがある。“特例補装具”での交付申請になると、単純な補装具申請より手間がかかり、現場から改善してほしい旨の連絡をいただくことが多くある。この記述を「高度難聴及び重度難聴用の耳かけ型及びポケット型でFM型受信機、オーディオチューン、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の範囲内で必要な額を加算すること」への変更を要望する。または、単にワイヤレスマイクを必要とする場合への変更を要望する。			現状としては、高度難聴の児童もFMシステムを使用することが少なくなく、高度難聴の場合、単純な補装具ではなく“特例補装具”というもので交付申請することがある。“特例補装具”での交付申請になると、単純な補装具申請より手間がかかり、現場から改善してほしい旨の連絡をいただくことが多くある。この記述を「高度難聴及び重度難聴用の耳かけ型及びポケット型でFM型受信機、オーディオチューン、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の範囲内で必要な額を加算すること」への変更を要望する。または、単にワイヤレスマイクを必要とする場合への変更を要望する。	日本補聴器工業会・日本補聴器販売店協会	日本補聴器工業会・日本補聴器販売店協会
19	各補装具基準の修正(対象の修正)	呼び鈴分岐装置交換	呼び鈴分岐装置交換	今回、呼び鈴分岐装置に替えての入力装置(スイッチ)の2個支給の提案は見送る。今後ステップスキャンの有効な適用条件の検討も併せて、スイッチの2個支給の適用条件を検討していく。			今回、呼び鈴分岐装置に替えての入力装置(スイッチ)の2個支給の提案は見送る。今後ステップスキャンの有効な適用条件の検討も併せて、スイッチの2個支給の適用条件を検討していく。	日本リハビリテーション工学会	日本リハビリテーション工学会

修正提案		課題		回答者
NO	主な論点	「FM型用ワイヤレス」の表現の変更		
20	各補装具基準の修正（機器の追加・修正）	「FM型用ワイヤレス」の表現の変更	ワイヤレスがFMに限定される表現になっているが、現在では、所謂FMと表記されないワイヤレスシステムが在ることから、「FM型用ワイヤレス」の表現を「ワイヤレス」に変更することを要望する。	日本補聴器工業会・日本補聴器販売店協会
21	各補装具基準の修正（機器の追加・修正）	「立位保持装置」「臥位保持装置」を座位保持装置として支給対象としているが、目的が異なる。	「立位保持装置」「臥位保持装置」の種目追加。	日本車椅子シンポジウム協会
22	修理項目の追加（機器の追加・修正）	「歩行器」「座位保持椅子」「起立保持具」の修理品目が不備。	「歩行器」「座位保持椅子」「起立保持具」の修理品目を整備。	日本車椅子シンポジウム協会
23	各補装具基準の修正（機器の追加・修正）	プリンタの扱い	<ul style="list-style-type: none"> 購入基準の付属品から「プリンタ」を削除することを求める。（備考欄の記載についても修正し、プリンタを修理基準で追加できる旨を示す。） 金額に関しては、プリンタ代金相当が減額されると考えられるが、その金額は別途、補装具評価検討会で実施される価格調査にゆだねる。 修理基準に「印字装置（プリンタ）交換」を追加し、その備考欄に、装置本体の供給事業者が保証を行うと指定する機種に限る旨を示す（意思伝達装置本体の解釈との整合性を図る）。 	日本リハビリテーション工学協会

NO	主な論点	課題	修正提案	回答者
24	各補装具基準の修正(機器の追加・修正)	視線入力方式の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階において、購入基準へ直ちに追加を求めることは見送る。(根拠を明確になった段階で提案する。) ・供給事業者側においては、具体的な適用例(対象者としての必要条件)を示すことを努力していく。(準備を進める。) ・現時点において当該装置を利用している人の利用状況について、追跡調査をしていく必要もある。(研究班の課題にも取り上げているが、供給事業者、行政(身体障害者更生相談所)等との連携によるフォローアップも有効と考える。) ・その他、重度障害者用意思伝達装置に視線入力方式を追加するために検討が必要な事項を提示してもらえれば、検討材料をそろえていく。 	日本リハビリテーション工学会
25	各補装具基準の修正(機器の追加・修正)	利用者の自律を促す機器として、環境制御装置があるが、該当する項目がない。環境制御装置は本人の自立支援機器として有効であるが、補装具の対象にならない。自費購入では負担が大き。	補装具費の種目に環境制御装置を追加する。機器の導入により、対象者に対する人的支援が減少可能。	日本リハビリテーション工学会
26	各補装具基準の修正(機器の追加・修正)	食事支援用具「マイスプーン」で食事が自立でき有効であるが補装具の対象になっていない。自費購入では負担が大き。	マイスプーン(セコム製)をPSB、BFRとして対象にする。単一の活動(食事)のみでは、補装具の要件である「障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。」に該当しないと考えられる。当該装置は、介護保険での導入も検討されているが、障害者制度においては、日常生活用具での検討が妥当であると考える。	日本リハビリテーション工学会
27	各補装具基準の修正(対象の修正)	現行は意思伝達装置専用機器が支給対象のため、メーカーとしても生産数が少ないゆえに、一般の機器と比較すると機能が低い機器を高額でださざるをえず、当事者が望む状態とは言えない。	汎用機器であっても、障がい当事者が必要とされる機器については、日常生活用具、補装具で支給する。健康者と同様にマウス等を使用して、パソコン(主にOSがWINDOWSのパソコン)を使用する場合も、意思伝達専用機器の補助を受けられるよう検討頂きたい。	日本リハビリテーション工学会

修正提案		課題	回答者
28	主な論点 各補装具基準の修正(対象の修正)	難聴の障害程度分類の見直し	日本補聴器工業会・日本補聴器販売店協会
29	各補装具基準の修正(機器の追加・修正)	接点式入力装置(スイッチ)交換における「グラスプスイッチ」の扱い	日本リハビリテーション工学協会
30	各補装具基準の修正(機器の解釈)	本体(専用機器としての汎用機)の解釈	日本リハビリテーション工学協会
31	各補装具基準の修正(機器の解釈)	意思伝達装置においては、必ず専用機である必要はない。専用機であるがゆえに開発コストが販売価格を高額なものにしている。昨今のICT事情を考慮すれば、専用ソフトウェアと汎用品の組み合わせによって安価な意思伝達装置を供給することができる。	日本リハビリテーション工学協会

修正提案

障害者総合支援法での対象は聴力レベル 70dB HL 以上の高度・重度難聴者であり、WHO の認定基準 40dB HL に比べて格段に認定基準が高い。欧州では英仏独の 3ヶ国に加えて主要各国では全てが WHO の認定基準、あるいはそれ以下に認定基準を設定している。WHO の認定基準の 40dB HL に合わせることを要望する。加えて、WHO による難聴の程度分類の Severe : 61~80dB (高度難聴)、Profound : 81dB 以上 (重度難聴) を認定基準とすることも要望する。

販売社のホームページにて、接点式で紹介されていることについては、それが間違いであり訂正することをお願いした。修理基準：空気圧式入力装置(スイッチ)交換の備考における注意を、当該スイッチに対応できるように書きあらためることを求める。

・今回、購入基準の基本構造ならびに備考欄にある「専用機器」については、見直しを求めない。ただし、適切な解釈と理解を求めめるために、補装具費事務取扱指針等において、注記を求めめる。
 ・今回の議論で合意した「専用機器」の解釈は“意思伝達装置だけのために製造された機器”ではなく、“意思伝達装置としての機能を有し、それ以外に利用しないことで安定した動作保障を行う機器”であり、その構成要素(部品)は要件とすべきではなく、「重度障害者用意思伝達装置」として認められた機能のみに(専用に用いる)用いるものである。

意思伝達装置はソフトウェアを対象にする。必要なハードウェアは修理規準の項目とし、必要に応じて選択する。
 汎用機器であっても、障害当事者が必要とされる機器については、日常生活用具、補装具で支給する。健康者と同様にマウス等のスイッチを使用して、パソコンを使用する場合も、意思伝達専用機同様の補助を受けられることが望ましい。
 意思伝達装置においては、必ず専用機である必要はない。専用機であるがゆえに開発コストが開発価格を高額なものにしている。昨今の ICT 事情を考慮すれば、専用ソフトウェアと汎用品の組み合わせによって安価な意思伝達装置を供給することができる。

(3) 補装具費支給制度の全般に係る事項

補装具費支給制度全般に係る事項としては、判定の地域格差・判定内容や定期検・メンテナンス制度に関する要望、児童の補装具の取扱いに関する事項が多い結果であった。

NO	主な論点	課題	修正提案	回答者
1	判定の地域格差	地域によって、支給の認定のされやすさ、手続きが異なることがある。同じ障害をもっている住所によってサービスが異なるのと思う。	支給の認定基準の統一化。	日本リハビリテーション医学会
2	判定の地域格差	車椅子と座位保持装置の併給：地域によって、座位保持装置を作ったら車椅子の支給を認めない。もしくは、車椅子を作ったら座位保持装置の支給を認めない、という地域がある。	運用差が起こらないようにQ&Aなどで、運用をわかりやすく示す。	日本車椅子協会
3	判定の地域格差	地域格差の是正：本来であれば全国一律であるべき制度の運用が、自治体によって異なっている現状がある。	運用差が起こりにくい基準をつくる。マニュアルを整備する。関連職種の教育。	日本車椅子協会
4	判定の地域格差	意思伝達装置について、自治体によって判断基準・審査基準、担当者の理解度に差があり、本人の不利益になっている場合がある。	全国一律の判断基準を設ける。理解度を上げる講習会をする。	日本リハビリテーション工学協会
5	判定内容	補装具適合判定医師に意見書を記載していただいたが更生相談所の職員に高額であるという理由で継手等を変更させられ、使えない義足を作ってしまうことがある。	装具適合判定医師の意見書は処方上重要なものである。部品の選択に際しては使用者の身体的な状況や日常生活においての使用状況を考慮したものととなっているので、意見書に従って判定して頂きたい。	日本義肢協会

NO		修正提案		回答者
主な論点		課題		
6	判定内容	補装具費支給事務取扱指針の基準の明確化	①「補装具費の支給対象となる補装具の個数」、「差額自己負担の取扱い」等の判定は、各更生相談所の判断に任せられているが、申請方法、判定基準や差額自己負担基準などが自治体によって異なっている。全ての自治体で同一基準が採用されることを要望する。 ②補装具費の支給が決定した際には、基本構造が同一範囲内の補聴器であれば、差額を自己負担することにより、障害者本人が希望する補聴器の購入を認めるよう要望する	日本補聴器工業会・日本補聴器販売店協会
7	定期点検やメンテナンス制	定期点検・メンテナンス制度の必要性：現行制度は壊れてからでないと対応できないが、定期点検やメンテナンスの仕組みがあれば、長く安全に使用できる。	定期点検とメンテナンスの制度を作る。	日本車椅子協会
8	定期点検やメンテナンス制	補聴器のフィッティング及び事後ケアの必要性	わが国においては人口の高齢化が急速に進み、高齢者へのケアと対策が急務となっている。また、高齢者による社会への活力の継続と貢献が国家的課題の一つとなっている。とりわけ、難聴高齢者にとっては、職場や家庭においての言葉によるコミュニケーションの改善はQOL（生活の質）を向上するために重要な要件となっている。 このような社会情勢の中、補聴器本体はデジタル技術の開発により高度な音声処理は基より諸機能の具備により難聴者に大きな福音をもたらせてきている。 しかし、これらのデジタル技術を搭載した補聴器を適切に調整するためには従来の調整技能とは大きく異なる技能が必要である。例えば、アナログ式補聴器の時代では諸機能の調整はドライバーと試聴チューブの使用により可能であったが、デジタル式補聴器では難聴者の難聴原因と周波数毎の聴力レベルに合わせた諸調整を行うにあたり、パソコンを始め、場合によっては補聴器特性測定器などを使用することが必要不可欠となっている。このため、補聴器の販売現場においては以下の3点が絶対条件となっている。	日本補聴器工業会・日本補聴器販売店協会

NO	主な論点	課題	修正提案	回答者
			<p>① 聴能知識の獲得はもとより、難聴者本人と家族へのコンサルティング、パソコンの知識・技能の習得、諸機能の調整と効果の確認及びアフターフォローを業務とする補聴器専門技能者（例：認定補聴器技能者）の確保と拡充</p> <p>② デジタル式補聴器の機能を確認し、難聴者個々人に最適な調整を担保するために必要な諸設備（例：防音室、オーディオメータ一、パソコン、補聴効果測定装置、補聴器特性測定装置など）の具備</p> <p>③ コンサルティングと初回のフィッティング諸調整を行った後の再調整と長期間に亘るケアサービス</p> <p>現在のデジタル式補聴器を適切に調整し、難聴者に届けることは上記の条件無しでは不可能である。特に急速に増えつつある難聴高齢者の活力の維持と QOL の向上を実現するためには補聴器フィッティングの専門家（認定補聴器技能者）を育成し、全国の補聴器販売店舗に配置することが喫緊の急務であり、補装具業者の選定には上記の条件を満たす業者（例：認定補聴器専門店）が望ましいと考える。</p>	
9	定期点検やメンテナンス制	装置のフィッティングや導入後の再調整など、誰がどういった形でサポートを行うか明確になっていない。使用者が必要とするとき、それらのサービスを充分受けることができないため、装置を活用できないケースがある。	必要に応じて、医師またはセラピスト、コーディネーター、支援機器に関わる資格を有するものによる継続的なサポートやフォローアップを制度化する。	日本リハビリテーション工学会

NO	主な論点	課題	修正提案	回答者
10	児童の補装具の取り扱い	児童の用具の支給について：歩行器と車椅子との併用が認められないなど、児童の補装具の運用がわかりにくくなっている。補装具費支給事務マニュアル Q&A に「児童の場合は機能障害による生活上の支障を援助するだけでなく、これによって身体的条件の改善を図り、可能な限り正しい成長発達を促すことも十分配慮する必要がある」と記載されているが、自治体によっては積極的な児童用の補装具の活用が、十分に行われていない。	児童の補装具について、子供の発達成長を促すための訓練的用途を理解されるように、Q&A等で繰り返し周知する。	日本車椅子シンポジウム協会
11	児童の補装具の取り扱い	児童の場合の補装具は、日常生活内での補助の他に、成長期であるが故に「訓練」の意味も含めて支給を希望する場合も多い。その辺の解釈について、意見書を書く側と判定する側とで温度差を感じることもある。	「訓練」の意味も含めた解釈について整理し、内容を明確にしていただければと思う。	日本リハビリテーション医学会 医療機器委員会
12	他法優先（介護保険）	・ 介護保険制度との関係で、高齢者の場合、介護保険が優先となり日常生活用具給付や補装具給付が受けられないケースがある。	介護保険に該当しない機器については、介護保険の要介護者であっても日常生活用具、補装具の適用を受けられるようにする。現状でも、受けられる。市町村の窓口での指摘であれば、担当職員の理解不足が疑われる。	日本リハビリテーション工学協会
13	他法優先（介護保険）	介護保険該当者は介護保険が優先されるために、負担が増加する場合がある。（1割の自己負担）	介護保険と補装具の両方に該当する品目がある場合は、本人の有利になるように、どちらか選択することが可能にする。限定された公費の適正利用の観点から、制度の優先適用があり、サービス全体の中で検討すべき課題である。個々の対応ごとに選択できるものではない。	日本リハビリテーション工学協会
14	新規製品への対応	新しい製品が認められにくい。	新しい製品の基準への該当を、定期的に検討する。	日本車椅子シンポジウム協会

NO	主な論点	課題	修正提案	回答者
15	新規製品への対応	新しい種目・構造などが出来た際、基準化に向けたプロセスが不明確で、開発をする企業・補装具業者の活動を阻害している。	基準へ盛り込む際のプロセスを明確にし、価値のある新しい種目・構造などが発展的に生まれるような仕組を構築する。	日本盲人会連合
16	事務処理の負担（必要書類）	代理受領方式が主軸になったことで、給付に伴う必要書類が増え、利用者・事業者・事業者・自治体とも書類処理の負担が増えている。	書類の簡素化・方法の簡略化を行うことで、お互いの処理負担を軽減する。なお、使用する書類は、弱視者などが見やすい文面が望ましい。	日本盲人会連合
17	事務処理の負担（自治体での差異）	自治体によって、契約や事務処理に使用する書類が異なることや、給付方法が異なることが多く、事業者の事務処理が増え、事業者のコストが増えている。	使用する書類を全国的に1本化し、給付処理の全国統一を行う。	日本盲人会連合
18	次の補装具費支給までの期間	補助の期間が固定されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進行性の疾病の場合、患者様に合致した意思伝達装置が病状の進行に伴い変更される場合が多々あるが、現行の様、補助から次の補助までの期間が5年と固定してしまおうと、実際の病状の経過に即していないケースがある為、疾病別の補助制度も必要と思われ。 ・ 意思伝達装置も介護保険等を利用することにより、進行度合いに応じた意思伝達装置の選定ができ、患者様をはじめ、メリットが大きいと考える。 	日本リハビリテーション工芸学協会
19	判定までの期間（難病患者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病患者などの身体能力が変化する方に対して、支給の条件が厳しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ある程度時間が掛かること仕方ないが、判定後、支給可否が判断されるまでに掛かる期間を明確にする。（例：判定後、2週間以内に支給可否を通知する） 	日本リハビリテーション工芸学協会

NO	主な論点	課題	修正提案	回答者
20	公的補助内容の明確化	利用者の受益内容が不明確。	<p>1) 導入時の適合、説明</p> <p>2) 保証期間中の故障時の修理対応、修理対応の方法（発送か個別訪問か）、その場合の費用の考え方、</p> <p>3) 保証期間経過後、耐用年数内の故障時の修理対応、修理対応の方法（発送か個別訪問か）、その場合の費用の考え方、代替機の貸し出し有無とその費用の考え方</p> <p>4) 製品の故障以外の不適合（身体状況の増悪、介護力の変化）への対応と費用の考え方</p> <p>5) 製品の使いこなしや活用についての継続支援</p> <p>以上について、自立支援法において全てを公的補助にすることを求めるものではない。</p> <p>内容により、受益者負担とすればよいが、公的補助範囲を明確にすることは供給者の充実を図る上でも必要である。現状のままでは、支援を行わない供給側が、増加する可能性が高い。しかし、一方的に支援を義務付けても、供給そのものが困難となる。</p>	日本リハビリテーション工 学協会
21	市町村への専任者の配置	福祉制度の窓口担当者が数年ごとに替わり、理解度が薄い。	<p>情報や知識が蓄積されるように、専任者を長期的に維持する。</p>	日本リハビリテーション工 学協会
22	耐用年数に関する留意事項	耐用年数の取り扱い	<p>重度障害者用意思伝達装置の対象者は、進行性疾患（難病）以外にも、脳性麻痺や頸髄損傷、脳血管障害など障害固定の場合にな い人もいるため、耐用年数の削除は求めない。</p> <p>ただし、適切な配慮と理解を求めたために、補装具費事務取扱指 針等において、障害児の場合（「身体障害児については、心身の 発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。」）と同様に、 難病の場合に対する対応の取り扱いの留意事項の丁寧な記載を 求める。</p>	日本リハビリテーション工 学協会

NO	主な論点	課題	修正提案	回答者
23	国による補装具の保有	<p>現行制度では、メーカーもしくは販売会社が在庫を持ち、申請ごとに販売していく形だが、メーカーや販社にかかる在庫リスクは大きい。</p>	<p>国が一括で機器を購入して在庫し、申請ごとに給付していく。</p>	日本リハビリテーション工学会
24	補装具事業者の技術者育成	<p>事業所の専門技術者の育成：現在の車椅子や座位保持装置の適合技術者は当協会や各事業所の努力で行われているが、制度を良く理解し、技術力のある技術者の育成が必要。</p>	<p>義肢装具士の資格だけでなく、日本車椅子シーティング協会でやっているような技術者認定を活用し、取扱事業者の質を向上させていくことが必要。</p>	日本車椅子シーティング協会

8. 調査3実施結果

(1) 調査概要

全国の更生相談所に調査票を郵送し、平成25年4月～9月の半年間で交付した特例補装具に関して、区分・種目・名称・交付理由及び件数を回答頂いた。種目別では、車椅子、座位保持装置、補聴器がそれぞれ100件以上であった。

「調査1」で告示等の見直しの指摘として挙げられた項目が、特例補装具として一定交付されている実態があった。一方で特例補装具の交付に関しては、地域差もあることが伺える結果となった。

- 調査対象 72ヶ所の更生相談所
- 回答数 69ヶ所(95.8%)
- 調査期間 平成25年4月～9月の交付状況
- 交付件数 624件

(2) 補装具分類別交付状況

補装具分類別で交付件数をみると、車椅子が146件と最も多く、次いで座位保持装置(118件)、補聴器(104件)の結果であった。

NO	種目	件数	種目詳細	件数
1	車椅子	146件	手押し型	40件
			普通型	22件
			ティルト式	13件
			バギー	12件
			リクライニング式	12件
			リクライニング・ティルト式	12件
			6輪型	2件
			電動リフト式	1件
			ストレッチャー型	1件
			片手駆動型	1件
			その他	30件
2	座位保持装置	118件	車載用	51件
			クールファン	32件
			クッションチェア	9件
			支持部フレーム	8件
			特定品目	6件
			電動車椅子機能付	4件
			電動ティルト	2件
			その他	6件
3	補聴器	104件	FM補聴システム	47件
			高・重度難聴用耳掛け型	29件
			骨導式	8件
			イヤホンクロス	6件
			デジタル型	6件
			耳穴式	4件

NO	種 目	件数	種目詳細	件数
			ベビー型	3 件
			その他	1 件
4	電動車椅子	89 件	電動リクライニング・ティルト式	22 件
			電動ティルト式	15 件
			簡易型	13 件
			普通型	10 件
			電動リクライニング式	9 件
			電動リフト・ティルト式	3 件
			電動リフト式	2 件
			その他	15 件
5	起立保持具	74 件	プロンボード	50 件
			起立保持具	14 件
			スーパインボード	4 件
			立位保持具	2 件
			その他	4 件
6	歩行器	40 件	四輪型	36 件
			その他	4 件
7	意思伝達装置	28 件	視線入力方式	13 件
			オペレートナビ	10 件
			文字等走査式	2 件
			入力反転装置	1 件
			呼び鈴＋スイッチ	1 件
8	装具	9 件	ライクラインナーグローブ	7 件
			その他	2 件
9	義肢	8 件	筋電義手	6 件
			オーダーメイド	2 件
10	眼鏡	4 件	焦点調整式	2 件
			遠近用	1 件
			コンタクトレンズ	1 件
11	歩行補助杖	3 件		3 件
12	排便補助具	1 件	特殊便座	1 件
合計		624 件		

(3) 義肢

義肢の交付は8件であった。筋電義手の交付が5件と最も多い結果であった。

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
1	成人	義肢	筋電義手		先天性切断。義肢装具士の学校に在学中。就学・就労のために必要。	1	新潟県新潟市	
2	児童	殻構造前腕義手	筋電義手	オートボックス	左前腕筋を随意的に収縮させることができ、筋電義手を使用することで作業時等、両手動作が可能となり、日常生活・学校生活で有意義に使用することができる。残存機能を利用した有効な方法と考えられる。	1	熊本県熊本市	
3	児童	義足	骨格構造大腿義足(吸着式)		プール授業で、洗身・消毒などの際に防水性でないと学校授業に参加できないため、交付を希望。部品が基準外のため、判定依頼し、交付。	1	新潟県新潟市	
4	成人	義手	前腕義手殻構造顆上支持(筋電義手)	完成用品指定の部品	自営業(リフトの操作、作業など)	1	愛知県西三河	
5	成人	殻構造前腕義手	筋電義手修理		両手切断。片手能動義手、他方に筋電義手を装着して生活をしている。特例給付を受けた筋電義手の修理。装飾手袋破損の修理	1	神奈川県横浜市	
6	成人	義手	殻上腕義手(筋電義手)	(オーダーメイド)・(株)岩手テクノ製作(部品はオートローボック、オズール他)	義手装着により、ADL改善、動作改善が見込まれる。	1	岩手県	
7	成人	左下腿義足	シリコンパッド(オーダーメイド)		特例補装具(オーダーメイドのシリコンパッド)を使用することで、主の不整形な断端部に義足ソケットを合わせるため。	1	埼玉県	
8	成人	義手	右装飾用手部義手+特例オーダーメイドシルグ、ローブ	佐藤技研	先天性奇形。障害状況より、基準内シルグ、ローブでは対応できないため、特例オーダーメイド、シルグ、ローブが認められた。	1	東京都	

(4) 装具

装具の特例補装具交付は9件であった。軟性装具が7件と最も多く交付されていた。

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
9	児童	上肢装具	軟性 両装用	Dynmic Lyc ra Gloves with Sleeve ・有園製作所	脳性麻痺で両上肢機能障害の方。素材そのものに可塑性があり、全面の圧迫刺激により中枢神経に作用することで、両上肢機能の可動性、日常生活の向上が期待できる機能と構造を有しており、効果も期待できる。筒型形状による圧力により前方向からの関節の安定性を向上させ、不随意な動きや正常可動域以上の動きを抑制でき、正常な骨・筋の位置や動きを絶えず脳へ入力できるため、圧迫による固有感覚受容器の促進ができ神経生理学的アプローチ効果が認められる。		7	山口県
10	成人	短下肢装具	あぶみ	大宮義肢研究所	足首に拘縮が見られたためあぶみを使用する。		1	さいたま市
11	成人	長下肢装具(両側支柱)	膝継手 (リンググロック)	RING LOCK KNEE JOINT ベッカー	ポリオによる左下肢機能障害。左長下肢装具装着、ロフトランド杖使用により歩行している。歩行時、長下肢装具にかかる負担が大きく、これまで使用している支柱では破損を繰り返している。また、膝関節屈曲時に金具がズボンを傷つけないような膝継手の使用が必要。		1	熊本県熊本市

(5) 車椅子

車椅子は146件の特例補装具交付実績であった。手押し型車椅子が40件と最も多かったが、地域による影響も一定みられる結果であった。タイヤカバーやフレーム補強、キャスタースキー、アングルストラップ修理など、調査1で要望として挙げられた付属品等が特例補装具として交付されている実績も一定見られた。

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
12	児童 成人	車椅子	手押し型車椅子	RVポケットII RVポケットSS BUDDY NEW MB-1 MBポニー ピグレオティ ルトプラス クルーザー CX-16	四肢体幹機能障害のため歩行不能。健常児のベビーカーなどでは座位保持困難で、点滴ポールなどを要する児に対応できない。これらの機種本体に体幹パッド等をつけ安定した座位を保つことができ。また、軽量でコンパクトに折りたたみができる。また、軽量であり、児を安全に移動させることができる。加えて、児の成長に対応することが可能であることから市町に交付は適当として助言、判定している。 なお、静岡県においては、県通知によりバギーについては特例補装具として更生相談所の判定を要するものとしている。	20	静岡県東部
13	児童	車椅子	手押し型車椅子	RVポケットII アクティボ16 ミニヨン Vivo	四肢体幹機能障害のため歩行不能。これらの機種は軽量でコンパクトに折りたたみができ車載が容易であり、介助者の負担を軽減することや児の成長に対応することが可能であるため、申請に至る。	4	静岡県中央
14	児童	車椅子	手押し型車椅子	RVポケットII RV-SS BUDDY	四肢体幹機能障害のため歩行不能。これらの機種は軽量でコンパクトに折りたたみができ車載が容易である。介助者の負担を軽減することや児の成長に対応することが可能である、その上体幹姿勢保持に優れているため、申請に至る。	6	静岡県西部

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
15	成人	車椅子	手押し型車椅子	RVポケットII	脳性麻痺による四肢体幹機能障害のため歩行不能。全介助。申請者は成人であるが、身長140cmと小柄である。本機種は軽量でコンパクトに折りたたみができ車載が容易である。介助者の負担を軽減することが可能である上、体幹姿勢保持に優れているため、申請に至る。	1	静岡県西部
16	児童	車椅子	手押し型	RVポケットSS・きさく工房	脳性麻痺の2歳児。四肢体幹の著しい運動機能障害のため、座位保持装置での座位の保持ができない。ADL全介助。屋内移動、通院のため使用。	1	静岡県賀茂
17	児童	車椅子	手押し型B	コンベイド社 vivo12	先天性水頭症により実用的な歩行が困難であり、屋外移動は車椅子が必要な状態である。屋外移動での姿勢の安定と、介助者の負担の軽減から、ポジショングバギーの申請に至る。	1	滋賀県
18	児童	車椅子	手押し型B	コンベイド社 ライトライダール14	先天性疾患であるアンジェルマン症候群から立位・歩行が困難であり、屋外移動に車椅子が必要な状態である。屋外移動での姿勢の安定と、介助者の負担軽減から、ポジショングバギーの申請に至る。	1	滋賀県
19	児童	車椅子	手押し型B	コンベイド社 VIVO-2	ジュベール症候群の関連疾患による小脳機能障害があり、座位は不安定で歩行が困難なことからバギーカーを使用している。安定した座位保持により、屋外移動が可能となることから申請に至る。	1	滋賀県
20	児童	車椅子	手押し型	コンベイド社 Activo AT-16	ルビンスタイン・タイビー症候群により、座位は不安定で歩行が困難なことから、バギーカーを使用している。安定した座位保持による屋外移動が可能となることから申請に至る。	1	滋賀県

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
21	成人	車椅子 (特例附属 品のフルモールドク ッション)	手押し型A	オーダーメイ ド	ヌーナン症候群とてんかん性脳症があり、身体状 況の変化から座位保持機能が低下し、使用してい る普通型車椅子が使用困難となった。あらたな手 押し型車椅子に、座クッションを採型によるフル モールドにすることで、座位姿勢が安定すること から申請に至る。	1	滋賀県
22	児童	車椅子	手押し型	タイヤカバー 保護カバー等	脳原性移動機能障害1級、先天性無痛無汗症の障 害がある13歳の児童。車椅子にこの補装具を付 けることにより、接触で摩擦などにより事故や重 篤な怪我等が回避され、児にとっても安全な生活が 出来る。	1	奈良県
23	成人	車椅子	手押し型車椅子＋ 前方用転倒防止装 置	前方用転倒防 止装置	脳性麻痺、精神運動発達遅滞により自力移動不能。 重度心身障害者病棟に入所中。移動には手押し型 車椅子が必須。日常的に無目的に全身を動かすた め移動時及び車椅子乗降時に転倒のリスクが高い ため、後方だけでなく前方用の転倒防止装置が必 要。	1	茨城県
24	児童	車椅子	ブリックスミニ	マイラ社	胎児期に脊髄髄膜瘤、脳室拡大を指摘され、日齢 1に髄膜瘤修復術、日齢16にVPシャント術施 行。幼児であり、体が小さく力も弱いため、サイ ズが小さく、駆動しやすく、さらに成長に対応が できる車椅子が必要とされた。	2	青森県
25	児童	車椅子	メックス	マイラ社	脳性麻痺による四肢体幹の筋力低下があり、ずり 這い・四つ這いは可能であるが、起立・歩行不能。 両手の痙性、緊張が強く上手にハンドリムを把持 できないため、手指の力で操作可能な車椅子が必 要とされた。	1	青森県

NO	区分	特例補装費を交付した補装具			商品名・メーカー名	交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)					
26	成人	車椅子	普通型車椅子	オートボックM4	普通型車椅子	体重が重く、耐久性のある車椅子が必要なため	1	北海道札幌市	
27	成人	車椅子普通型	車椅子普通型(外国製)	オートボックM4	普通型車椅子	脳性麻痺による両下肢機能障害。120Kgの体重に合う車椅子として、特例のマイラ社製、ユーロチェア1850を支給したが、片方のサイドガードが取れてしまった。車椅子と廃番になり、修理が不可能。基準の車椅子では、座幅が狭いため。脳性麻痺による、四肢の運動機能障害のため、歩行困難。多動であり移乗介助時にフットレストが干渉するため、特殊な形状へ改造を行った。	1	埼玉県	
28	成人	車椅子	普通型	片山車椅子製作所	普通型	脳性麻痺による、四肢の運動機能障害のため、歩行困難。多動であり移乗介助時にフットレストが干渉するため、特殊な形状へ改造を行った。	1	静岡県静岡市	
29	成人	車椅子	普通型車椅子骨盤サポート付	日進 NA-521W	普通型車椅子骨盤サポート付	四肢機能障害 座位保持姿勢の安定のため	5	北海道札幌市	
30	成人	車椅子	普通型 フレーム補強	作製	普通型 フレーム補強	脳出血による右 upper 肢機能全廃、右下肢機能の著障。体重120Kgに対応するためフレームを補強が必要。	1	北海道	
31	成人	車椅子	普通型 キヤスタースキー付き	作製	普通型 キヤスタースキー付き	脳性小児麻痺による左上下肢機能の著障。雪道の移動のため、キヤスタースキーが必要。	1	北海道	
32	成人	車椅子	普通型 骨盤サポート金具付き	作製	普通型 骨盤サポート金具付き	脊髄小脳変性症による体幹機能障害。座位保持を目的として、脊柱の変形等により骨盤部を支持する必要がある。	1	北海道	
33	成人	車椅子	普通型車椅子(オーダーメイド)+補強	基準内	普通型車椅子(オーダーメイド)+補強	①本人体重より補強が必要と認められた。 ②筋緊張が高いため補強が必要と認められた。	2	東京都	
34	成人	車椅子	普通型 脱着式手押しハンドル		普通型 脱着式手押しハンドル	二分脊椎による両下肢障害：車椅子を自走する時には、手押しハンドルがあると当たり漕ぐ操作がしにくい、移動支援サービスを利用して外出する際には介護者用に手押しハンドルが必要となるためにバックサポートパイプと脱着式とした。	1	岡山県岡山市	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
35	成人	車椅子	普通型 (オーダーメイド)	左アングルストラップ・大床義肢	脳出血による左片麻痺。SLB 装用で自室内の伝い歩きのみ可能。日常的には車椅子使用。麻痺側足部をフットプレートに固定する目的。 脳性マヒによる四肢体幹機能障害。痙性麻痺。短時間のみ支え座位可。現在障害者デイサービスに通所している。デイサービスでの移動手段として屋外用普通型車椅子の申請に至る。 申請があった補装具自体は基準内価格の修理であったが、当該修理申請前に、既に座位保持装置が支給されていた。本市では成人に対し座位保持装置と車椅子の併給は原則的に認めておらず、普通型車椅子の支給対象として適当か判断する必要がある。	1	三重県
36	成人	車椅子	普通型車椅子 (アングルストラップの修理)		座位姿勢能力が低いため、長時間の座位姿勢保持等屋内での生活は座位保持装置が必要であるものの、車椅子の自走が可能であること、デイサービスでの利用状況から屋外では普通型車椅子が必要であると判断し、支給可とした。 悪性関節リウマチによる脊柱・四肢の関節破壊から、立位・歩行が困難。使用している普通型車椅子から申請された車椅子に変更することで、移乗や家事動作が容易となることから交付	1	京都府京都市
37	成人	車椅子 手動リフト式	普通型	オーダーメイド		1	滋賀県
38	成人	車椅子	普通型 足部保持パッド		脳性麻痺による両上下肢障害：下肢のコントロールが不可で足部の保持保護のためフットプレートにパッドを取り付け。	1	岡山県岡山市
39	成人	車椅子	普通型 内転防止パッド		多発性関節拘縮症・脳性麻痺による両上下肢障害：股関節の拘縮があり、内転拘縮を防止するため大腿部内側に脱着式のパッドを取り付け。	1	岡山県岡山市

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			商品名・メーカー名	交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)					
40	成人	車椅子	テイルト式 骨盤サポート付	日進 STB-07	重症心身障害者 座位保持姿勢の安定のため	3	北海道札幌市		
41	成人	車椅子	テイルト式車椅子 骨盤サポート付	日進 NA-F7	座位保持姿勢の安定のため	1	北海道札幌市		
42	成人	車椅子	テイルト式車椅子 骨盤サポート付	日進 NAH-F5	体幹の筋力低下・脊柱の後弯により座位保持困難なため	3	北海道札幌市		
43	成人	車椅子	テイルト式普通型 (オーダーメイド)	体幹パッド2個、骨盤パッド2個、内転防止パッド1個、胸パッド1個・ヤマト工房	脳性麻痺により四肢体幹に不随意運動及び高度脊柱側彎変形あり。各種パッドにより座位保持性能を高めた車椅子を作製する目的。	1	三重県		
44	成人	テイルト式手押し型 車椅子	側方テイルト	有限会社ドリムフアクトリー オーダーメイド	ダウン症と第1～2頸髄損傷(亜脱臼)による体幹機能障害。日常生活動作全介助の状態である。医学的所見から無気肺、肺炎、褥瘡の予防のために体位変換が必要である。身体状況から判断して側方テイルトが有効であり、他に代替え手段がない事より申請に至る。	1	神奈川県川崎市		
45	児童	車椅子 (特例附属品のフルモールドクッション)	テイルト式手押し型	オーダーメイド	脳性麻痺による四肢の痙性麻痺があり、立位・歩行が困難なことからバギーを使用しているが、座位保持姿勢が安定しない。採型によるフルモールドの背・座のクッションを装備することで、屋外移動時の座位保持が安定することから申請に至る。	1	滋賀県		
46	児童	車椅子 (特例附属品のフルモールドクッション)	テイルト式手押し型	オーダーメイド	交通事故による脳外傷から四肢の痙性麻痺があり、座位保持が不安定で立位・歩行が困難なことから、バギーを使用している。採型によるフルモールドの背・座のクッションを装備することで、	1	滋賀県		

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			商品名・メーカー名	交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	名称				
						屋外移動時の座位保持が安定することから申請に至る。		
47	成人	手押し型車椅子、フットサポート		(テイルト式) フットサポートクッション張り補強		脳性麻痺。麻痺は軽度で不随意運動あり。体幹の動きも激しいため。	1	埼玉県
48	成人	車椅子		テイルト式手押し型座位保持機能付き	工房製作	脳性麻痺。四肢体幹機能障害。立位歩行および座位保持不可。日常生活動作は全介助。デイサービスや病院通院への移動用として再交付。	1	長崎県佐世保
49	児童	車いす		テイルト式手押し型アクリルテール	川村義肢株式会社	使用していた木製テールでは本人が噛んでしまい危険であることとたわみが強いためアクリルテールの決定となった。	1	さいたま市
50	児童	車椅子		バギー	R V - P o c k e t きさく工房	脳性麻痺等で四肢の運動機能障害があるため、移動が困難。安定した座位と移動手段の確保の為に、学校用や自宅用として支給決定。	3	静岡県静岡市
51	児童	車椅子		バギー	R V - s s きさく工房	脳性麻痺等で四肢の運動機能障害があるため、移動が困難。安定した座位と移動手段の確保の為に、自宅用として支給決定。	1	静岡県静岡市
52	児童	車椅子		バギー	T R K きさく工房	脳性麻痺による、四肢の運動機能障害、身体の変形等も見られ、座位姿勢の安定と安定した移動手段の確保のために、自宅用として支給決定。	1	静岡県静岡市
53	児童	車椅子		バギー	T R B きさく工房	脳性麻痺による、四肢の運動機能障害、身体の変形等も見られ、座位姿勢の安定と安定した移動手段の確保のために、学校用や自宅用として支給決定。	2	静岡県静岡市

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
54	児童	車椅子	バギー	WRB きさく工房	遺伝性疾患による運動機能障害のため、移動手段の確保や移動中の休息肢位と身体介護の必要性があり、リクライニング機能を含む本機の支給を決定。	1	静岡県静岡市
55	児童	車椅子	バギー	RENO 昭和貿易	脳性麻痺による、四肢の運動機能障害、身体の変形等も見られ、座位姿勢の安定と安定した移動手段の確保のために、学校用として支給決定。	1	静岡県静岡市
56	児童	車椅子	バギー	シーティング バギー (stingray)	脳原性運動機能障害2級、呼吸器機能障害1級2歳の小児。絶えず人工呼吸器が外せない児であり、対面・背面をワンタッチに切り換える事により、スムーズに作業ができ、頻繁に動かすことの出来ない児にとって身体的負担が少なく移動範囲も拡大する。	1	奈良県
57	成人	車椅子	シーティング バギー	シーティング バギー・日進医療機器	筋ジストロフィーによる四肢機能障害。廃用症候群による両上下肢機能の著障。座位保持を目的として、座の角度調整と高さ調整が可能。	2	北海道
58	児童	車いす	リクライニング式 手押し型	WRB・きさく 工房	脳性麻痺 重度の運動機能障害があり、座位保持不能。姿勢筋緊張の状態は一定でなく変化も大きい。本人の筋緊張の状態に合わせて背・座等の角度を調整しやすいことから申請された。	1	大阪府堺市
59	成人	車椅子	リクライニング式 手押し型A	MIKI ネクス トロロー ーEX	筋ジストロフィー症による筋萎縮があり、寝たきり状態である。人工呼吸器管理下での、安定した座位姿勢により、屋内外での移動が可能となることから申請に至る。	1	滋賀県

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
60	成人	車椅子	リクライニング式手押し型車椅子フレーム等特別加工	とうげ工房	脳性小児麻痺, 先天性多発性関節拘縮症, 脊髄性筋萎縮症により自力での体動不能。経管栄養。常時臥位。ADL 全介助。在宅。移動のためにリクライニング式手押し型車椅子を改造して, 狭い場所対応と安楽肢位の幅差に対応できる機能の付加が必要。	1	茨城県
61	成人	車椅子	新リクライニング式	RV マルチ・ささく工房 オアシス OS-12TRS・松永製作所	脊髄膜脳炎による四肢麻痺。パーキンソン病による両下着障。座位保持を目的としてリクライニング機構とテイルト機構を同時に使うことができるため対応可能となる。	3	北海道
62	成人	車椅子	オアシス式Wリクライニング	オアシスポジイテブ・松永製作所	多発性硬化症による両上下肢・体幹機能障害。座位保持を目的として円背に対応。	1	北海道
63	成人	車椅子	リクライニング式普通型特殊継手付き	特殊継手三協車椅子製作所	リクライニングの頻度が高く、動作時の前ズレにより座位が崩れることを防止するために特殊継手が必要である。特殊継手を使用することで本人の負担軽減、安定した座位保持が可能となる。特殊継手：リクライニング時の車椅子の可動軸と本人の股関節の可動軸を合わせることにより、リクライニング時のズレを防止するもの。	2	熊本県熊本市
64	成人	車椅子	リクライニング式骨盤サポート付	日進フルオーダー	重症心身障害者 高度側彎で、座位保持姿勢の安定のため交付を行った。	1	北海道札幌市
65	成人	車椅子	リクライニング式・普通型オーダー特殊継手付き		リクライニング動作時の前ズレにより座位が崩れる度に座り直しを行うと本人への負担が大きくなるため、ズレを防止する特殊な継手構造のリクライニングにすることで負担軽減を図る。	2	熊本県

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
66	児童	車椅子	リクライニング式手押し型座位保持機能付き	工房製作	ヌーナン症候群。四肢体幹機能障害。立位歩行および座位保持不可。日常生活動作は全介助。身体状況の変化に応じた姿勢のコントロールが必要で、安定した姿勢での屋内屋外移動用としてリクライニング式で再交付。	1	長崎県佐世保
67	児童	車椅子	リクライニングタイプ手押し型	RV ポケット II・きさく工房	脳性麻痺の10歳児。四肢体幹の著しい運動機能障害のため、座位保持装置での座位の保持ができないう。ADL全介助。屋内移動、通院のため使用。	1	静岡県賀茂
68	成人	車椅子	リクライニング・テイルト式手押し型車椅子+骨盤サポート	Miki グラウドフリッチャーABS	体幹の傾き・前ずれの予防のため	1	北海道札幌市
69	成人	手押し型車椅子	座位保持装置付きテイルト・リクライニング式	ジッピーアイリス	Duchenne型筋ジストロフィー、脊柱側彎に対し、矯正術を施行。座位は改善したものの、起こすと呼吸困難をきたし、50度以上のテイルト角が必要のため。	1	埼玉県
70	児童	車椅子	リクライニング・テイルト式手押し型(オーダーメイド)	骨盤サポート・松本義肢製作所	脳性麻痺による重度の四肢体幹機能障害及び脊柱側彎変形あり。ABSを用いて骨盤部を支持する機能を高めた車椅子を作製する目的。	1	三重県
71	児童	車椅子	リクライニング・テイルト式手押し型 体温調節用冷却ファン		脳性まひによる脳原生運動機能障害1級で歩行不可能。学校等での車椅子長時間使用の際に放熱をさせ、うっ熱を予防する。	1	新潟県新潟市
72	成人	車いす	リクライニング・テイルト式手押し型	株式会社 アイケ	足が側弯しており、フレームにぶつかってしまうため、足部保持パットを使用する。	1	さいたま市

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
73	成人	車椅子	リクライニング・ ティルト式手押し 型車椅子 骨盤サポート付	松永 イチルト マ プ	体幹の傾き・前ずれの予防のため	1	北海道札幌 市
74	成人	車椅子	リクライニング・ ティルト式手押し 型	胸受けロール 等座位保持装 置付属品準用	脳性麻痺による四肢体幹の機能障害著明により自力座位保持不能。食事の際に安全な坐位姿勢を確保するため胸受けロール等座位保持装置の付属品の準用を特例として認める。	2	岐阜県
75	成人	車椅子	リクライニング・ティルト式 手押し型 ヒール ルーフトール プ		脳出血による左片麻痺・右下肢障害：右下肢のフロントロールが不可。フットプレートからの足部の落下防止のため。	1	岡山県岡山 市
76	成人	車椅子	リクライニング・ティルト式 手押し型車椅子 (後輪リフトアップ)座 位保持装置搭載	基準内	脳性麻痺、痙直型四肢麻痺、左凸側彎あり。変形が強く、呼吸状態の安定のため座角を130～180度で使用。H20年作製の座位保持装置搭載車椅子では家屋構造上、廊下を曲がる際に持ち上げて角度を変えなければならぬ。屋内用の座位保持装置を完成用部品の構造フレームで作製した場合、本人に必要な座角130～180度の確保のためには特例でリクライニング機構を付加することとなるため、屋内外での使用が可能で、かつ、自宅内取り回しが可能な型車椅子を構造フレームとした座位保持装置の作製は必要と認められた。	1	東京都
77	成人	車椅子	6輪型車椅子 骨盤サポート付	日進 NA-506W	良肢位での車椅子駆動のため	2	北海道札幌 市

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
78	成人	車椅子	電動リフト式 手動車椅子	電動リフト 式・手動車椅子 アローワン社	昨年度交付した左記車椅子の修理（改造）申請。 脊髄性小児麻痺のため両下肢機能全廃。上肢も痛みや麻痺症状があり、手動式リフト型の使用困難となったため、昨年度、電動リフト式の申請に至る。その後、デモ機使用時には分からなかったが、車椅子幅が大きくトイレ等で使用できない状況が生じていた。車椅子を十分に活用し日常生活の利便性向上が図られるよう、幅を狭くする改造が必要と判断した（改造費が高額のため判定）。	1	島根県
79	成人	手押し型車椅子	ストレチャー型車 椅子	テイルト型 臥位姿勢車椅子、イーコレ・テールステ一前後高さ角度調整式	進行性骨化性線維異形成症の診断。全身の関節の拘縮が著明であり、座位はとれず、立位か臥位で姿勢を保つ。歩行の実用性はなく、移動手段がなため。	1	埼玉県
80	成人	車椅子	片手駆動型（オーダーメイド）	フレーム補強 （三角プレート溶接）・日進 医療器	脳出血による左片麻痺。SLB及び四点杖装用で屋内歩行は可能。屋外では車椅子を使用。体重が90kg以上あり三角補強によりフレーム強度を高めた車椅子を作製する目的。	1	三重県
81	成人	車椅子、電動車椅子	その他（種目全般に及ぶため）		座位保持装置まで必要ない方へ、身体状況に合った補装具となるよう、体幹や腰部、足部パッド、下腿、大腿ベルト、座位保持装置の完成用部品を利用した補装具の判定を行った。	12	岡山県
82	成人	片手駆動型車椅子	体幹パッド		脳性麻痺による四肢体幹機能障害。残存機能を活用しつつ座位保持するため。	1	埼玉県
83	成人	車椅子普通型	体幹パッド(左右)		脳腫瘍による体幹機能障害。病気の進行とともに座位保持するために必要となったため。	1	埼玉県

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
84	成人	車椅子普通型の体幹パッド	体幹パッド(左右)		脳出血による右半身不随。加齢にともない、座位保持が不十分で、姿勢保持が難しくなってきたため。	1	埼玉県
85	成人	車椅子	その他 体幹パッド		デュシャンヌ型筋ジス：筋力低下により頭部・体幹の保持困難で座位保持安定のため、脳梗塞による左片麻痺：座位が不安定で座位安定のため、脳性麻痺：脊椎の変形があり座位が不安定で座位安定のため等	6	岡山県岡山市
86	成人	車椅子	クッション	ottobock オンフォート	多発性硬化症で不全四肢麻痺で座位保持装置・車椅子を利用。当初褥瘡対策でゲル素材のウレタンクッション(J2クッション)を使っていたが、鬱熱による入退院を繰り返す。背中にステロイドにきび感染の褥瘡が進行、けいれん発作も多く、熱エネルギーを吸収発散する素材のクッションが適当と認められた。	1	千葉県
87	成人	車椅子手押し型利用時のクッション	クッション(座面)	タカノにこニコクッション タイプS3フラット型	てんかん発作あり。知的に最重度、コミュニケーション難。状況に合わない発語。指示入らず。実用的な歩行は困難。側彎あり。身体への傾きあり。オムツ使用。週6日通所時車椅子利用。失禁対応のため。	1	埼玉県
88	成人	車椅子のクッション	オーダーサイズの特殊な空気構造	ロホクッション	外傷性脊髄損傷による両下肢機能障害。立位歩行困難により、常時普通型車椅子を使用している。褥瘡の既往がある。身体状況より除圧性と姿勢安定性に優れたクッションが必要である。ロホ・クアドトロセレクトタイプが適しているが座幅36cm座長が35cmのためにオーダーサイズ(セル数8×7)のものになるため申請に至る。	2	神奈川県川崎市

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			商品名・メーカー名	交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	名称				
89	成人	車いす	カットアウトテーブル表面クッション張り内張り肘パット		脊髄小脳変性症。ADL 全介助。座位姿勢を保持するため、上肢を支える機能が必要。座位保持装置のカットアウトテーブルにクッション張りを行い、身体を支えることで座位保持が可能となる。社会参加のため移動手段として車いすは必要であり、座位保持できるよう座位保持装置の部品を使用することが必要である。	1	神奈川県横浜市	
90	成人	普通型車椅子のベルト部品	身体保持部品	ボデーイト HB505	脳梗塞による右上肢軽度機能障害、右下肢軽度機能障害、体幹機能障害。てんかん発作あり。背中をバックサポートに押し当てて、足で漕ぐのでずり落ち姿勢となる。転倒防止するため。	1	埼玉県	
91	成人	車椅子座位保持装置	その他フレーム補強		脳性麻痺：車椅子上での多動が激しいため 脳性麻痺：不随意運動、筋緊張の変動があるため 多発性神経根炎・糖尿病性神経症による両下肢全廃：移乗時の衝撃が激しくフレームの破損予防のために材質をスチールにしてさらに補強をおこなう。	3	岡山県岡山市	

(6) 電動車椅子

電動車椅子は89件の交付実績があった。うち33件が東京都での交付であったため、地域差も見られる可能性がある。調査1で購入基準等に掲載の要望があった電動テイルト・リフト機能を有する電動車椅子、電動フットエレベーターインギングやクワドリンク等、特例補装具の交付実績があった。

NO	区分	種目	特例補装具費を交付した補装具		交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
			名称	商品名・メーカー名			
92	児童	電動車いす	リクライニング・テイルト式普通型介助者用操作ボックス		上肢2級、下肢2級の手帳所持で運動発達遅滞の診断を受けている方。易疲労性につき筋力低下し、車いす自走困難のため。	1	新潟県新潟市
93	成人	電動車椅子	リクライニング・テイルト式手押し型簡易型電動装置付き		手動車椅子操作はできないが、手押し型車椅子に簡易型電動装置を付加することにより、家用車への車載が可能となり、外出・外泊時も自力移動が可能となるため。	1	熊本県
94	成人	電動車椅子	電動リクライニング・テイルト式普通型電動車椅子	インバケ7 TDX-SP : 呼吸スイッチ	頸髄損傷(C4・5)、四肢麻痺。座位保持困難・座位耐久性低下のため電動リクライニング・テイルト機構・開閉式リクライニング・4点式フェイストハーネスは必要。障害状況より呼吸操作のため、呼吸コントロールシステム・S4WSB マルチアタッチャー・Gトラック・呼吸装置固定部品・リセット用ボタンスイッチが必要。障害状況・操作方法・使用環境より中輪駆動である申請機種は必要と認められた。リクライニング及び走行時に下肢を挙上するため、フットホールド・インバケ AT5544・カーフストラップは必要。足部可動域制限のため角度調整式フットホールド AT5543 は必要。申請機種には押し手部分がないため、フェイストハーネス製作は必要。テーブルを着して走行するため、アクリルテーブルは必要と認められ	1	東京都

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)		
95	成人	電動車椅子	簡易型リクライニング・グ・テイルト式手押し型	—	筋ジストロフィーの方。両上下肢機能全廃→1級呼吸器を24時間経鼻で使用。家の廊下の幅が狭く、電動普通型では操作困難。自家用車への積み込みなるべくコンパクトに呼吸器を搭載したいということから簡易型電動車椅子支給の方向となる。	1	大阪府
96	成人	電動車椅子	電動リクライニング・グ・テイルト・リフト・フットレストエレベーターイング式普通型	パールモビール製 C400 コルプス 3G	脳性マヒの方。呼吸器機能障がい(3級)、両下肢機能障がい(2級)、両上肢機能障がい(2級)→2級介護保険のレンタル電動車椅子を試乗しても不具合があり、障がい状況等検討のうえ、特例補装具支給が適当と判断。	1	大阪府

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
97	成人	電動車椅子	電動リクライニング・テイル・リフト式普通型電動車椅子 (アローワン FX)	アローワン FX (アローワン)	脳性麻痺(痙直型アトゼータイフ)。全身の緊張強く、上肢はベルトで固定。単身在宅。座位保持困難、座位耐久性低下あり、通所先で単独操作するために電動リクライニング・テイル機構が必要。上・下肢での操作は困難なため、フィンコントロール式は必要。下肢の関節可動域制限及び電動車椅子操作等の努力動作時に筋緊張が強まり膝関節屈曲角度100度以上になるため、座席改造と膝の屈曲角度に対応できるボックス型のフットプレート改造が必要。電動キヤスタームは、屋外走行時はボックス型フットプレートとの干渉を防ぐために開き気味にし、自宅内の走行では閉じて全幅60cmとするため、電動開閉機構は必要と認められた。		1	東京都
98	成人	電動車椅子	電動リクライニング・テイル式普通型電動車椅子 (クイッキー QM710)	クイッキー QM710 (クイッキー)	頸部脊柱管狭窄症。右上肢及び両下肢麻痺。起立性低血圧及び下肢浮腫あり。同等他機種の中で、ペルビールの前輪駆動のものは、常時両下肢拳上位で操作しているため、本人が上手く操作ができなかった。浮腫及び常時両下肢拳上位のままでは下肢痙性や痺れが強まり、手動で足台を上下しても痛みや痙性が強まり座位保持が困難になるため、電動エレベーター機構は必要。電動エレベーターを有し、前輪駆動以外の後輪又は中輪駆動の電動車椅子の価格を比較検討したところクイッキー QM710 が結果として安価であるため、6輪構造ではあるが、電動リクライニング・テイル式及び電動フットエレベーターを有する同機種は必要と認められた。		1	東京都

No	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
99	成人	電動車椅子	電動リクライニング・リフト式普通型電動車椅子 ヘルベール C300+ヒブマウント	C300 (ヘルベール)	06 頸髄損傷。頸部の可動域制限から基準内のコントロール機構では対応できず、ジョイスティックのみで走行・姿勢変換が行えるヒブマウントソフト(ファン用)・ミジジョイスティックが必要。これを使えることと体型・自宅内小回り等から機種として公費対応のヘルベール C300 が必要。大腿部の外転防止にベルト使用すると皮膚かぶれやうっ血を生じるため純正部品の大転防止ベルト(外転防止パッド)が必要と認められた。		1	東京都
100	成人	電動車椅子	電動リクライニング・リフト・フットレスト式普通型電動車椅子+クワドリンク	ヘルベール C300 コルプス 2	06,7 の頸髄損傷、完全麻痺。在宅勤務、単独使用あり。移乗自立するため、電動リフト機構必要。障害状況より電動リクライニング・リフト機構必要。両下肢浮腫のため、電動フットレスト必要。上記条件を満たす機種として、申請機種が認められた。仕事で単独で机につく必要があるため、クワドリンクは必要と認められた。		1	東京都
101	成人	電動車椅子	電動リクライニング・リフト式電動車椅子 (レッグエレベーション付き)	ヘルベール C400 コルプス L/R	先天性関節拘縮症。全関節に拘縮が生じている。両下肢に浮腫。急な坂道走行のため前輪駆動型が、職業上の理由で電動リフト機構とリトラクタブルスターが、長時間座位姿勢となり休憩をとるためにリクライニング機構が、下肢浮腫軽減のためレッグエレベーションが必要なため申請機種が認められた。		1	東京都
102	成人	電動車椅子	電動リクライニング・リフト式普通型電動車椅子 (足コン)+改造+座位保持装置	基準内	脳性麻痺アトニー型、左凸側彎。全身の筋緊張が強くアトニー部分の強度が必要、下肢伸展位で操作のためアトニー部分が大きくなり、安定をもたせた固定とするためアトニー部改造(足コンのコントロールボックス含む)とフレーム改造が必要。ON/OFF・シート変換スイッチは別箱にしているため、スイッチ改造は必要と認められた。		1	東京都

NO	区分	特別補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
103	成人	電動車椅子	電動クライニング・テイルト式普通型電動車椅子(足コ) + 改造 + 座位保持装置	基準内	脳性麻痺、アトセタイプ。上肢での操作が困難なため足操作が必要。操作時は靴を着用しており、安全走行するにはコントロール・ブックス・ジョイスティックを足底に対して直角に保つ必要があるため、足用ボックス取付・ステーは必要と認められた。	1	東京都	
104	成人	電動車椅子	電動クライニング・テイルト式普通型電動車椅子 + 座位保持装置、座幅拡張改造	基準内	本人腰幅43cmで、モールド型の座位保持装置を搭載し、座面が合わないため座幅拡張改造は必要と認められた。	1	東京都	
105	成人	電動車椅子	電動クライニング・テイルト式普通型電動車椅子(足台フレーム短縮)	基準内	下腿長が30cmと短いため改造は必要と認められた。	1	東京都	
106	成人	電動車椅子	普通型電動車椅子 + 改造(電動クライニング・テイルト追加、足台、クッドリンク)	基準内	OP、アトセタイプ。基準内電動車椅子では自宅内取り回し困難なため、普通型電動車椅子に電動クライニング・テイルト機構造追加改造が認められた。下肢緊張が強いため、足台改造必要。仕事で単独で机につき必要があるため、クッドリンク必要。	1	東京都	
107	成人	電動車椅子	電動クライニング・テイルト式普通型電動車椅子(特例ロホクッション)	ロホ・クアドセレクト・ハイタイプ・オーダー	A L S。大腿長55cm程度であるため、特注サイズの特例ロホクッションは必要と認められた。	1	東京都	
108	成人	電動車椅子	電動クライニング・テイルト式(部位のー)	座幅拡張スペーサー・イマセン	大腿部がアームパイプに当たり座幅を拡大する必要があるので、車幅の制限があるためスペースを入れる必要がある。	1	神奈川県	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
109	成人	電動車椅子	電動リクライニング・ティルト式(部位の一部)	呼吸スウィッチ、クッション特殊空気室構造オードナータイプ・イマセン	筋力が低下してジョイスティックの操作ができなくなり、電動スイングコントロール式及び呼吸スイッチが必要となった。また、座位不安定のため、オードナータイプのクッションが必要である。	1	神奈川県	
110	成人	電動車椅子	電動リクライニング・ティルト式普通型電動車椅子(6輪車、クドリンク)	さいとう工房	脳性麻痺、重症筋無力症、ミトコンドリアパチ、慢性気管支炎、ベッカー型筋ジストロフィー、乳癌。障害状況より、電動リクライニング・ティルト式普通型電動車椅子に座位保持装置が必要。屋内での取り回しのため、6輪構造及びクドリンクに作製するためのリクライニングパッドは必要。障害状況より、コントローラーを内側に設置する必要があるため、移動時及び机に着く時は外側に動かすため、クドリンクは必要と認められた。	1	東京都	
111	成人	電動車椅子	電動リクライニング・ティルト式普通型電動車椅子(6輪構造)電動エレベーションフットプレート	REL(さいとう工房)	線維筋痛症・慢性疲労症候群。全身の痛みにより体位変換・姿勢維持困難。自力での体位交換が困難であるため電動ティルト機構が、心臓の不調で気分不調時にリクライニング機構が必要。同一姿勢で過ごすことが困難なため、電動エレベーション式のフットプレートが必要。上記条件を満たさず申請機種は必要と認められた。	1	東京都	
112	成人	電動車椅子	電動リクライニング・ティルト式普通型電動車椅子(6輪構造)＋リクライニングパッド＋クドリンク	さいとう工房製オーダーメイド電動車椅子	CP、痙直アテゼタイル。自宅内取り回しのため、6輪電動車椅子＋リクライニングパッド必要。走行安定のためテグスを装着して操作を行うため、アクリルブーツが必要。	1	東京都	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
113	成人	電動車椅子	電動クライミング・テイルト式普通型電動車椅子(6輪構造・リウムオンパツテリー)+座位保持装置	さいとう工房製	脊髄性進行性筋萎縮症。重度四肢体幹麻痺。玄関への出入りのため6輪構造で、コンパクトに作製するため、リウムオンパツテリーが必要と認められた。脊髄性進行性筋萎縮症。重度四肢体幹麻痺。玄関への出入りのため6輪構造で、コンパクトに作製するため、リウムオンパツテリーが必要と認められた。	1	東京都
114	成人	電動車椅子	電動テイルト式普通型手動リクライニング機構付骨盤サポート付	イマセン EMC-250	座位保持姿勢の安定のため	1	北海道札幌市
115	成人	簡易型電動車椅子	テイルト式手押し型	オーダーメイド	脳性麻痺によるアテトーゼを混合する痙直型四肢麻痺により、歩行が困難なことから普通型車椅子を使用しているが、筋緊張の亢進と手指の拘縮から自走が困難となった。テイルト操作は手動、移動手段は電動、搬送時には介助による手押しが可能なおことにより、作業場での使用が可能であることから申請に至る。	1	滋賀県
116	成人	電動車椅子	テイルト式普通型	拡張対応型コントロール・モジュール入力ディスプレイプロポーションアル・チン・コントロールアクチュエーターモジュール	電動車椅子はクッキーパルス6。障害状況から特例のコントロールが使用出来ない。	1	愛知県西三河

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
117	成人	電動車椅子	電動テイルト式普通型	イマセン	頰髄損傷の方。四肢機能障がい→1級C5/6以下の完全麻痺、異所性化骨などもあり、体幹、下肢の屈曲は難しく伸展位で拘縮をきたしているが、これまで臀部を浮かした状態で座位をとり、電動車椅子の操作をおこなってきたとのこと。起立性低血圧も比較的頻発していることから電動テイルト式電動車椅子が必要である。異所性化骨が腰、膝にでき固まってしまっている点で座位姿勢がとれないため改造が必要となり特例補装具の扱いとなる。	1	大阪府	
118	成人	電動車椅子	電動テイルト式普通型(外国製)	インバーケア・フォーミュラー・テイルトTORQUE SE	筋ジストロフィーによる四肢機能障害。体重が125kgまで増加し、児童で作製した電動車椅子が不適合になり、外出も困難になった。社会参加と通院のため。	1	埼玉県	
119	成人	電動車椅子	電動テイルト式普通型アームレスト高さ調整	(株)今仙技術研究所 EMC-250	上肢の筋力低下により、操作時の上肢を自力で保持できないため、アームレストで支えて操作する必要があるので、本人の操作しやすい高さは、標準よりも高いため、特例での作成が必要なため。	1	熊本県	
120	成人	テイルト式簡易型電動車椅子フレーム付座保	クッション(特殊な空気室構造)、クランプ	EMC-250 (電動テイルト付) IMASEN	外傷性頰髄損傷による四肢麻痺。障害状況により座位姿勢保持のためには座位保持装置が必要。感覚障害重度で臀部にじょくそく形成あるため骨盤大腿部にはロッキングが必要と判断された。また、肩幅にあわせクランプでパイプ幅を広げる特殊な加工についても同時に腕が落ちてしまうことを防ぐため必要である。	1	神奈川県横浜市	
121	成人	電動車椅子	電動車椅子電動テイルト式普通型(特殊コント	EMC-250 (電動テイルト付) IMASEN	脳性麻痺による両上下肢痙攣性麻痺、失調等あり。コントロールボックスの電源スイッチ位置変更によりスイッチ操作が容易となり、電動車椅子を使用することができ。	1	熊本県熊本市	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
122	成人	電動車椅子	電動テイルト式普通型電動車椅子 (足コ、フレーム改造)+座位保持装置	基準内	脳性麻痺、77センチタイプ。全身の筋緊張・不随意運動が強く、足操作なので、姿勢がわずかにずれただけで操作困難となるため、座位保持装置の位置がずれないように金具での固定が必要。背は高さ延長・座幅拡張・背角度調整のため、フレーム作製が、座面は金具取り付けが必要と認められた。	1	東京都	
123	成人	電動車椅子	電動テイルト機構を備えた電動リフト式普通型電動車椅子	株式会社 今仙技術 研究所のEM C-250 L型(6km/h)に電動テイルト機構を装備	先天性の四肢欠損の19歳女性に対し、移動手段としての電動車椅子に大学での就学(講義の聴講等)に適応するための電動リフト機能が必要であり、かつ、背骨の変形のために長時間同じ姿勢を維持することができず電動テイルト機構が必要であったため交付。	1	大阪府大阪市	
124	成人	電動車椅子電動テイルト式普通型	延長バックサポートパイプ改造、フットサポートパイプ改造、シートフレーム改造		脳性麻痺。施設入所中。適切な走行、テイルト機構の利用のため。	1	埼玉県	
125	成人	電動車椅子	電動テイルト式普通型(部位の一部)	電動エレベーターリング、切換スイッチ、ふくらはぎサポート・ペルモビール	座位保持が困難であるとともに、足部のむくみや褥瘡の緩和のために徐圧が必要である。	1	神奈川県	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
132	成人	電動車椅子	簡易型 手動 リクライニング グ式(座位保持 装置機能付き)	ジョイユニット X・ヤマハ	脊髄空洞症による両下肢著障、右肘関節機能全廃。 座位保持機能を付加することにより、自力での操作 が可能となる。	1	北海道	
133	成人	電動車椅子	簡易型切替式 手押し型リク ライニング	カワムラサイクル	筋ジストロフィーの方。体幹機能障がい(2級)、両 上肢軽度機能障がい(6級)→2級 頭頸部の持続的な正中位保持が困難になってきたた め。屋内外で車椅子を利用する。身体状況的に、車 椅子(普通型)の自走は困難であり、片手駆動の車 椅子では心疾患に負担が大きく電動車椅子の使用が 必要である。電動車椅子があれば、自身で自宅内の 移動、通院に行くこと、買い物などが可能となり、 活動範囲の拡大が図れると思われたため。	1	大阪府	
134	成人	電動車椅子	簡易型(リクライ ング式手押し型 6輪) 電動ユニット ト・介助用操作 部付	ジョイユニットX YAMAHA	筋萎縮性側索硬化症。体調悪化により筋緊張亢進し、 座位保持困難。両上肢の実用性低く、ADL等要介助の 状態。自力での姿勢修正困難であり、また腹部痙性 強く、下肢伸展位にて痙性が誘発される。 ALS家族の会への積極的参加があり、外出の機会が多 いことから、外出先で自己対応が可能なら、電動ユニ ット(介助操作付)機能及び電動リクライニング機能(フット レバー・ペダル機能連動型)電動車椅子の申請に至る。	1	広島県	
135	成人	電動車椅子	簡易型(リクラ イニング式)	ヤマハ タウニージョイエ ックス	当県では、手押し型車椅子(リクライニング式等も 含む)に電動ユニットを付加する際は、基準に外れ るため、「特例補装具」として扱っている。特に高 機能、高額という理由ではない。	3	福岡県	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
136	成人	電動車椅子	簡易型(電動リクライニング式)	ヤマハ タウニージョイエックス	当県では、手押し型車椅子(リクライニング式等も含む)に電動ユニットを付加する際は、基準に外れるため、「特例補装具」として扱っている。特に高性能、高額という理由ではない。	2	福岡県	
137	成人	電動車椅子	簡易型切替式電動車椅子(リクライニング・テルト式、6輪構造、HMC ミニジ ヨイステック)	HMC 製ミニジ ヨイステック、本体は基準内	筋ジストロフィー。手指機能が低下したため、円盤型ジョイステックから HMC 製ミニジ ヨイステックへの変更希望し、認められた。	1	東京都	
138	成人	電動車椅子	簡易型電動車椅子 リチウムイオンバッテリー	電動ユニットはヤマハ JWX-1	稼働で長距離移動を行うため	1	北海道札幌市	
139	成人	電動車椅子	電動車椅子普通型 (6.0km/h) 座面高さ変更	EMC-250 IMASEN	リウマチにより両上下肢の筋力低下、関節不安定性等が認められる。起立困難なため電動車椅子の座面の高さを変更することが必要。	1	熊本県熊本市	
140	成人	電動車椅子	普通型電動車椅子+座幅拡張改造	基準内	本人腰幅が40cmで座面が合わないため、座幅拡張改造は必要。	1	東京都	
141	成人	電動車椅子	普通型電動車椅子(座幅・座奥行拡張、座面高さ上げ)改造 +7-4M [®] -1改造	基準内	外傷による下肢機能障害、狭心症、左手痺れ・五十肩、腰以下の感覚脱出、筋力低下。身体寸法より、座幅・座奥行・座奥行きに伴う7-4M [®] -1延長改造は必要。移乗自立のため、座面高さ上げ改造は必要と認められた。	1	東京都	
142	成人	電動車椅子	普通型電動車椅子+クワッド	基準内	職業上、単独で机について仕事をするためクワッド・リンクは必要と認められた。	2	東京都	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
			リンク					
143	成人	電動車椅子	普通型電動車椅子 +座幅拡張、	基準内		1	東京都	
144	成人	電動車椅子	普通型電動車椅子+改造(座幅・7-ムサ・ト)	基準内		1	東京都	
145	成人	電動車椅子	6輪型電動車椅子	6輪型電動車椅子 NEO-PR ニッシン		1	神奈川県 横浜市	
146	成人	電動車椅子	普通型 6輪	NEO-PR6 日進医療器	特発性仮性腸閉塞、慢性偽性腸閉塞の方。小腸・直腸機能障がい→1級 分割して持ち運びが可能な構造(体調の良い時に、自分で通院することが可能。体調の悪い時に、家の車に分割して載せることが可能) 6輪→重量のある医療物品を搭載しても転倒しない。標準の簡易電動車椅子よりフレームが強いので、必要な医療物品の搭載が可能。	1	大阪府	
147	成人	電動車椅子	セニアカー リチウムイオン バッテリー	ウエルファン スマートモビー	格納場所が狭いため一般の電動車椅子が収納困難なため交付	1	北海道札幌 市	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
148	成人	電動車いす	電動リクライニング式普通型	株式会社 ケイアイ	ケイアイ	1	さいたま市	
149	成人	電動車いす	電動車椅子電動リクライニング式普通型	株式会社 ケイアイ	ケイアイ	1	さいたま市	
150	成人	電動車椅子	電動リクライニング式普通型電動車椅子	インバケア フォーミュラー-CG トルク SP		1	東京都	
151	成人	電動車椅子	電動リクライニング式普通型座位保持装置付き			1	熊本県	
152	成人	電動車椅子	電動リクライニング式普通型電動車椅子 (改造)	基準内		1	東京都	
153	成人	電動車椅子	電動リクライニング式普通型車椅子 (クアドリンク)	基準内		1	東京都	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
154	成人	電動車椅子	電動リクライニング式普通型6輪型			デュシャンヌ型筋ジス：電動車椅子を屋内・屋外において使用中。屋内では狭い箇所を自走するので小回りの効く6輪車が必要となった。	1	岡山県岡山市
155	成人	電動車椅子	電動リクライニング式普通型透明なテーブル			デュシャンヌ型筋ジス：頭部・体幹の保持困難にて頭部を固定する必要があり、走行時に足元（電動車椅子先端）を確認して安全に操作するためにテーブルを透明な材質とした。	1	岡山県岡山市
156	成人	電動車椅子	電動リクライニング式電動車椅子+足台フレーム短縮改造+座位保持装置(平面形状型)	基準内		下腿長が33cmでレッグサポ-ト約10cm短縮が必要と認められた。	1	東京都
157	成人	電動車椅子	電動リフト電動テイルト式普通型	フォーミュラー・インバケア		脳性麻痺による痙直型四肢麻痺。電動リフトは、介助なしの日常生活における重い物等で自ら高所の物を取ったり、エレベーター等のボタン操作を一人で可能にする目的。電動テイルトは、褥瘡予防目的。	1	三重県
158	成人	電動車椅子	電動テイルト・リフト式普通型電動車椅子+座位保持装置	基準内		骨形成不全症。脊柱の変形が強く座位保持装置を搭載し姿勢変換が困難なため、電動テイルト式が必要。本人座高が47cmで、職場内で高いところや書庫のものを取るために電動リフト式が必要なため、電動テイルト・リフト式は必要と認められた。	1	東京都

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
159	成人	電動車椅子	座位保持装置 構造フレーム： 電動リフト・テイルト式 普通型	C300 PS ペルモビール	先天性ミオパチーによる四肢体幹機能障害。姿勢保持能力は未頭定。弛緩性麻痺。現在呼吸器機能障害のフォローのため病院入院中。治療が終わり在宅復帰するにあたり、現在の車椅子が現在の身体に合っていないと主治医が判断した。現在使用している車椅子は電動リクライニング・テイルト式普通型電動車椅子。今回必要とするのは座位保持装置（構造フレーム：電動リフト・テイルト式普通型電動車椅子）。座位保持装置部分については、本人の側弯等の状態に合わせ製作後も3次元で位置を調整することを可能とする特殊な部品を使用、リフト式は将来的に大学に進学することを希望しており、大学生活での食事や授業のため必要とのことで申請に至る。病状進行する疾患への対応、心肺機能への負荷を避けること等本人の身体機能上、特殊な座位保持装置及び構造フレームの電動テイルト式普通型電動車椅子については必要であると判断し、支給可とした。ただし、リフト式については大学に合格しておらず通学する予定がないため、現時点では必要性が判断できないため不相当とした。	1	京都府京都市
160	成人	電動車椅子	電動リフト式 普通型電動車 椅子	LIFTY KC300 キン・エンジニア リング	筋原性運動機能障害、てんかん、精神発達遅滞あり。歩行不能。在宅生活でADLはかろうじて自立。室内は四つ這いで移動するも、身長約160cmで体重約100kgのため各関節への負担大きく、電動車椅子が必要。床上から移乗するための電動リフト機能も必要。体格と機能に対応できるのは当該機種のみである。	1	茨城県

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
161	成人	電動車椅子	電動リフト式手押し型車椅子	電動トライメイトN	ハラーフォルトン・シュバツ病、移乗が自立するため、電動リフト機構が、家屋環境上基準内電動リフト式普通型電動車椅子では対応できないため、申請機種が認められた。	1	東京都	
162	成人	電動車椅子	介助用操作部を追加し、走行とテイルトの操作部を分割する	イマセン	上肢の筋力低下により電動車椅子の走行についての操作は困難で危険な状況となった。しかし、電動テイルトとの操作は可能であり、頸部の痛みを緩和するために自分に自分でそうだし姿勢を変えることが必要。	1	富山県	
163	成人	電動車椅子	普通型手動リクライニング・電動テイルト式	EMC-250 イマセン	脳性マヒの方。四肢機能障がい→1級 H17.12 電動車椅子（普通型）支給。現在リサイクルショップ店員として働いており、職場や自宅内で電動車椅子を使用。側彎の進行や筋緊張が強くなっていくこと、頸部の支持が難しいこと、腰や首に痛みがあること、嚥下もしくなくなってきたことよあり、電動車椅子（普通型 電動テイルト・手動リクライニング）での支給が適当であると考える。	1	大阪府	
164	成人	電動車椅子	座位保持装置+簡易型切替式電動車椅子+7ヶ所リフト	基準内	電動車椅子の操作が可能となるよう障害状況に応じた操作ボックスやスイッチ、座面、アームレスト、足台の改造が必要であったため。	7	岡山県	
165	成人	電動車椅子	手動リクライニング・テイルト式ランバートーサポーター	基準内	姿勢安定のためテーブルを装着して電動車椅子の操作を行い、足元確認のためにアクリルテーブルは必要と認められた。	1	東京都	
166	成人	電動車椅子	電動リクライニング・テイルト式ランバートーサポーター	ジョイユニット X・ヤマハ グランドフリッチャー・ミキ	脳性麻痺による運動機能障害。脳出血による左上下肢機能全廃・起立歩行不能。ランバートーサポーターにより、自力での操作が可能となる。	2	北海道	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
			具付き					
167	成人	電動車椅子	ストレッチャー型電動車椅子	トルクSP (インバクタ)	<p>インバクタによる、四肢可動域制限あり。本人が交渉を行うときにインバクタが同席困難であるため、後方部ゲル、右及び左、後方電動開閉、開閉式ヘッドレストは必要。本人の障害状況より、腹臥位での操作を行い、その安定性確保のため、前回認められた後継機種であるインバクタSPは必要と認められた。</p>		1	東京都
168	成人	電動車椅子	電動スタンディングチェア	アクセスインターナショナル	<p>医学部学生 解剖学実習のため立位をとることが必要</p>		1	富山県
169	成人	電動車椅子簡易型切替式の付属品	クッションの前面延長の改造と、そのサイズに合わせたクッションカバー	ロホクッション(8セル×9セル)延長部分は多層クッションを加工。	<p>脳挫傷による両上肢機能障害、両下肢全廃、高次脳機能障害あり。乗車姿勢が保てず、顔を上げられないため、車椅子の背座角を変え、顔を上げて本人が希望。座奥行が長くなり、クッション寸法を座に合わせて長くする必要があるのであるため。</p>		1	埼玉県

(7) 座位保持装置

座位保持装置は半年間で118件の特例補装具交付実績であった。うち、車載用（カーシート）が51件と4割以上を占めていた。クルファン付の座位保持装置や、クッションチェアも件数が多かった。

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			商品名・メーカー名	交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	有				
170	児童	座位保持装置	カーシート			車内で安定した姿勢を保つため。	10	愛知県名古屋市
171	児童	座位保持椅子	カーシート	有	菌製作所	脳性麻痺 姿勢保持に必要なパーツを取り付けると基準額を超えるため。	6	福岡県北九州市
172	児童	座位保持椅子	車載用	有	菌製作所	脳性麻痺で頸定不全の方。車中での長時間の安定した座位がとれない。安定した座位保持と安全を確保し、通院、通所で使用する必要がある。	1	山口県
173	児童	座位保持椅子	その他 (新リクライニング方式スリ ングシート)		カーシート きさく工房	脳性マヒ等による四肢体幹機能障害、体幹機能障害。姿勢保持能力は未顎定又は支え座位。痙性麻痺。支援学校へ通学、肢体不自由用通園施設へ通園している。安全な通園・通院等のため自家用車用・スクールバス用座位保持椅子の申請に至る。姿勢保持能力が低く、また基準内製品で対応出来ないことから自家用車及びスクールバスでの安全な通園・通院等に必要と判断し、支給可とした。	5	京都府京都市
174	児童	座位保持椅子	カーシート		きさく工房	脳性麻痺 姿勢保持に必要なパーツを取り付けると基準額を超えるため。	5	福岡県北九州市
175	成人	座位保持装置	車載用座位保持装置		きさく工房	脳性麻痺 座位保持装置の車載用であるため	4	福岡県北九州市

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
176	児童	座位保持装置 (車載用)	キャロットⅢ	(株)SEE DS	脳性麻痺。寝返りは可。座位は不安定だが可能。立位・歩行は不能。座位の安定性が得られ、良好な姿勢で安全に乗車・移動するためには、現行の補装具費支給基準により作成するより、型式・価格において、障害状況に合わせた作成が可能である。さらに成長対応も可能である。	6	青森県
177	児童	座位保持椅子	カーシート	キャロット 3・SEED	脳性麻痺 姿勢保持に必要なパーツを取り付けると基準額を超えるため。	1	福岡県北九州市
178	成人	座位保持椅子	車載用	キャロット Ⅲ・シーズ社	疾病による四肢体幹の機能障害自力坐位保持不能。成人となるが施設への通所及び病院への通院(遠方)等自動車での拘束が長時間に及ぶため障害児に限る補装具ではあるが特例として適応を認める。	1	岐阜県
179	児童	座位保持装置 (特例附属品のベルト・クッション)	車載用	SEEDS社 キャロット3 にオーダーメイドのベルト・クッションを装着	脳性麻痺により安定した座位保持が困難である。養護学校への通学バスにおいて、車載用の座位保持装置の背・座・骨盤部のクッションを改造し、胸部にシートベルトを装着することで、長時間の安全な移動が可能となることから申請に至る。	1	滋賀県
180	児童	座位保持椅子	車載用	キャロットの 付属品(シヨ ルダークウイン グ、前座シヨ ート)・シー ズ	脳性運動障害による四肢体幹の著しい障害により座位保持不可能。成長対応目的。	1	三重県

NO	区分	特別補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方への何の目的でどのようなものを交付したか)			
181	児童	座位保持装置 (車載用)	ワープCS	(有)であい 工房	レット症候群により、顎定、顎定および座位が不安定。全身の筋力低下が著明。座位の安定性が得られ、良好な姿勢で安全に乗車・移動するためには、現行の補装具費支給基準により作成するより、型式・価格において、障害状況に合わせた作成が可能である。さらに成長対応も可能である。	4	青森県	
182	児童	座位保持装置	車載用	であい工房 WARPC S (立体系 リング式)	脳性麻痺により、体幹は低緊張、四肢は高緊張であることから、安定した座位保持が困難である。養護学校への通学において、安定した姿勢保持により、安全な移動が可能となることから申請に至る。	1	滋賀県	
183	児童	座位保持いす	座位保持いす (車載用)	不明	上下肢体幹機能障害で、独力での持続的な座位保持、頸部の保持が困難であり、車での移動時の安全のため、各所を固定する部品付きの座位保持いすを交付	4	福岡県福岡市	
184	成人	座位保持椅子 (車載用)		ボディサポート BSC10 セット ト・ウエルパ ートナーズ	脳損傷による四肢体幹機能障害1種1級。気管切開、経管栄養しており、ADL全介助。外出は私有車使用。車のトラックに車椅子を積み込み、本人は座席にクッションや枕等で座位保持をして座っていたが、緊張が上がるなどすると姿勢が崩れてしまう。本製品を使用したところ、安定した座位保持が可能となるため、今回の申請となった。	1	高知県	
185	児童	座位保持装置	クールファン付 き		疾病に伴う体温調節機能障害があるため、座位保持装置のクールファンを搭載することにより、体温上昇を抑え、体力消耗を防ぐことができる。	12	熊本県	
186	児童	座位保持装置	クールファン付 き	クールファン 株式会社 ア シスト	製作する座位保持装置の支持部がモールド型であることや使用者自らが体位変換困難であること、体温調節障害が認められる方について、クールファンを使用することでうつ熱防止に効果があるとの処方医師の判断により、クールファンの支給申請に至る。	9	熊本県熊本市	

NO	区分	特別補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
187	成人	座位保持装置	クールファン付 き		疾病に伴う体温調節機能障害があるため、座位保持装置のクールファンを搭載することにより、体温上昇を抑え、体力消耗を防ぐことができる。	8	熊本県
188	成人	座位保持装置	クールファン付 き	クールファン 株式会社 シスト	製作する座位保持装置の支持部がモールド型であることや使用者自らが体位変換困難であること、体温調節障害が認められる方について、クールファンを使用することでうつ熱防止に効果があるとの処方医師の判断により、クールファンの支給申請に至る。	3	熊本県 熊本市
189	児童	座位保持装置	クッションチェア	(株) 無限工房	先天性サイトメガロウイルス感染症による四肢体幹麻痺。痙性、過緊張、筋力低下により四肢体幹の自動運動を認めず座位保持不能。型式、価格ともに現行の補装具費支給基準の座位保持装置にも座位保持椅子にも寄り難いものであった。	1	青森県
190	成人	座位保持装置	クッションチェア	(株) 無限工房	脳性麻痺。立位不能、座位保持不能、いざり可。両上肢拘縮・側彎あり。型式、価格ともに現行の補装具費支給基準の座位保持装置にも座位保持椅子にも寄り難いものであった。	2	青森県
191	成人	座位保持装置	クッションチェア	クッションチェア クール・無限工房	重度の四肢麻痺。座位保持は右側側わん強く、常に枕等で補正が必要。また緊張すると左側の体幹ねじれがより強くなる。ベッド上ギャジャップでは体が下方にずれ落ち、頸部伸展体幹右側側わんがあるため、食事が安全にできない状態。クッションチェアを使用することにより、食事中や食後の誤嚥防止、呼吸や喀痰が楽になるとのことで申請にいたる。	2	高知県
192	成人	座位保持装置	クッションチェア	クッションチェア α・無限工房	脳性小児麻痺による体幹機能障害。座っての食事が可能となる。	1	北海道

NO	区分	特別補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に向の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
193	成人	座位保持椅子	クッションチェア	クッションチェア α	室内用の座位保持装置としてクッションチェアの申請をした。	1	香川県
194	成人	座位保持装置		無限工房・クッションチェア α	レット症候群による体幹機能障害。座位保持困難。屋内にて使用。	1	愛知県名古屋
195	成人	座位保持装置	座位保持装置	クッションチェア α	脳性麻痺により、右半身に麻痺があり、感覚障害がある。痩せており、骨の突出あり。本機種により安定した座位が可能となり、またライトボードを使用することで、上肢の活動を行うことが可能となる。身体形状に合わせたクッションにより身体のフィット感がよく、吸水・蒸発性のよい素材を使用しているため、ベタつき感がなく肌に優しい。オーダーメイドで製作するより、安価である。安定した座位時間と日中の活動時間を長く保つことが可能になるため申請に至る。	1	静岡県西部
196	成人	座位保持装置	支持部	ICONバックサポート・バリライト	褥瘡を発生しやすいため、クッションとの組み合わせで座位保持が必要である。	2	神奈川県
197	成人	座位保持装置	支持部	ICON BACK SYSTEM・バリライト	脊柱の側湾などで座位保持不能であり、座位の安定のためにしつかりしたサポートが必要である。	1	神奈川県
198	成人	座位保持装置	完成用部品	PANDA5 ストロングベース (テクノグリーン)	体重が80Kgで在宅での生活上昇降フレーム付きが必要なたため。脳性麻痺	1	相模原市

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
199	成人	座位保持装置 モールド型、 車椅子リクライニング・ テイルト式手押し型	フレーム改造 (サイドフレーム 幅拡張)		溺水による低酸素脳症後遺症による四肢体幹機能障害。再作製。本人にあった座位保持装置を載せるため車椅子を改造。	1	埼玉県
200	成人	座位保持装置 モールド型車 椅子修理	背パイプ改造		エーラス・ダンス症候群。脳性麻痺。四肢体幹機能障害。重心施設入所中。耐用年数内の車椅子での座位が不適合となり、この車椅子を構造フレームとして、座位保持装置（「E-ルド」型）を追加するため改造。	1	埼玉県
201	成人	座位保持装置	新リクライニング 式フレーム	作製	低酸素性虚血性脳障害による四肢機能障害。座位保持を目的としてリクライニング機構とテイルト機構を同時に使うことができるため、自宅で食事、TV等可能となる。	1	北海道
202	成人	座位保持装置	テイルト式手押し 型 車いすフレーム	川村義肢株式会社	頭部に側彎があり、安定した座位を図るため支持部の改造を行った。	1	さいたま市
203	児童	座位保持装置	座位保持装置	P i t	脳性麻痺。本機種により伸展緊張を抑えた体幹挙上姿勢がとれること、オーダーメイドでは重くなり高価であることから、本機種の申請に至る。	1	静岡県中央
204	児童	座位保持装置	座位保持装置	P I T きさく工房	脳性麻痺による、四肢の運動機能障害、身体の変形等も見られ、食事やADLでの座位姿勢の安定のために、施設用や自宅用として支給決定。	2	静岡県静岡市
205	児童	座位保持装置	座位保持装置	L e eチャア	先天性筋ジストロフィーのため弛緩性四肢麻痺で終始臥床状態。気管切開・胃ろう栄養で全介助。本機種を使用することにより体幹をしっかりとつみこむことができ、本人がリラックスして食事等可能になることから、本機種の申請に至る。	1	静岡県中央

NO	区分	特別補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
206	児童	座位保持椅子		川村義肢 9037-SIZE	脳性麻痺 重度の運動機能障害、強度の円背を有する。通院、通学に自宅の車を使用するが座位保持いす（車載用）では、姿勢が安定しない。そのため、自宅で使用している座位保持装置(バケットシートタイプ)の支持部を車でも使用する必要があるが、車のシートに固定する部材として申請された。	1	大阪府堺市	
207	児童	座位保持椅子		バンビーナチ エア・タカノ (株)	てんかんによる不随意運動等により歩行が不可能な移動機能障害1種1級。座位保持椅子を使用し座位姿勢を日常生活に取り入れることで身体的な発達が期待できることがうかがわれ、バンビーナチエアが本児にとって適切であったため適当と意見した。	1	高知県	
208	児童	座位保持装置	木製フレーム 栄養パック取付 用ガードル架 体温調整用冷却 ファン		脳原性上肢1級、移動1級。四肢・体幹不自由により自力座位がとれない方 栄養パック取付用ガードル架：経管栄養にて食事を摂取しているため 体温調整用冷却ファン：放熱、うつ熱予防のため	1	新潟県新潟市	
209	児童	座位保持装置	(構造フレーム：リクライニング・テイルト式手押し型簡易型電動車椅子)		筋ジストロフィーによる四肢体幹機能障害。脊柱側弯あり、座位保持困難。骨盤・体幹支持金具及び骨盤支持ベルトに基準外の完成用部品を使用。	1	愛知県名古屋市	
210	成人	座位保持装置	構造フレーム電動車椅子		デュシャン型進行性筋ジストロフィー19歳学生。電動リフト式普通型車椅子に電動テイルト機能(特)を付けたもの。学校生活で必要と判断した。	1	新潟県新潟市	

NO	区分	特別補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に向の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
211	成人	座位保持装置	構造フレーム： テイルト式普通 型電動車椅子	きさく工房	アテートゼ型四肢麻痺でリクライニングでは反り返り姿勢となるため、アテートゼが増強し、安楽な姿勢とならない。介護施設入所者であり、あご操作でもあるため、テイルトは職員が行う。手動テイルト式電動車椅子は名称型式にないため、特例補装具扱いとなった。	1	大分県
212	成人	座位保持装置	電動車椅子付 電動リクライニング式 普通型 (後輪駆動モジュ ラータイプ)	クイッキー S646SD 株式会社 アクセスイン ターナショナル	頸髄損傷。座位保持困難。体位変換不能。右手がわずかに動く程度。日常生活全般において介助を要する。単身生活。仕事内容は、パソコン作業（在宅ワーク、約8時間）。腹部緊張高い。室内外パワー変換が必要。単身生活・現在在宅ワーク継続のために、リクライニング可動域が広く多機能コントロール付きの、座位保持及び電動リクライニング機能等を要する電動車椅子の申請に至る。	1	広島県
213	成人	座位保持装置	電動車いすフ ーム簡易電動 (電動テイルト機能 付き)		足でスイッチ操作をするので姿勢がくずれやすく座位が安定しない。電動テイルト機能を付加することで座位が安定するため申請に至った。	1	香川県
214	成人	座位保持装置	電動テイルト機 能付座位保持装 置	オーダー	多系統萎縮症の方で、座位時に頸部・体幹前屈が著明、更に左右どちらかに傾く。そのため、息苦しさや首の痛み、嚔下のやりづらさ等を訴えていた。日中は一人で過ごすため、電動による姿勢変換が必要と判断。電動テイルト機能つきの座位保持装置を支給	1	宮城県 仙台市
215	成人	座位保持装置	座位保持装置 (特例骨盤大腿 部支持部採型 モールド+ロトトレット ト)+普通型車椅 子	ロトトレット	胸髄損傷(T12)、完全麻痺。座位バランス不良、骨盤傾斜あり。両座骨に褥瘡あり手術施行。その後も褥瘡を繰り返している。基準内座位保持装置や基準内車椅子クッションを試したが、それでは対応できないため、特例クッション（モールド+ロトトレットト）は必要と認められた。	1	東京都

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
216	成人	座位保持装置 付き手押し型 車椅子、フット サポート	フットサポート 改造	足台改造（下 腿インセット 仕様）	脳性麻痺。脊柱側彎あり。膝が後方に屈曲しすぎるのを防ぐため。	1	埼玉県
217	成人	座位保持装置	その他 足部保護バンパ ー		脳性麻痺・頭部外傷による両上下肢障害：いつの間にか足部への外傷があり足部の保護のためにフットプレート一周りに金属性バンパーを取り付け。	1	岡山県岡山市
218	成人	座位保持装置	ストレッチャー 型	作製	滑脳症による四肢麻痺。座位保持が出来ず寝たきり状態。ストレッチャー型により人工呼吸器・胃瘻管理が容易となる。	1	北海道
219	児童	座位保持装置	(構造フレー ム：普通型車椅子)		筋ジストロフィーによる体幹機能障害。座位保持困難。骨盤部支持金具、骨盤後方支持あわせベルト及び胸部下部支持ベルトに基準外の完成用部品を使用。	1	愛知県名古屋市

(8) 起立保持具

起立保持具は74件の特例補装具交付実績であった。うち50件がプロンボードであった。

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
220	児童	起立保持具	起立保持具	Bee Prone・パシフィックサプライ(株)	脳性麻痺で移動機能障害の方。立位姿勢をとることにより持続的に荷重をかけることは、身体機能の発達にとって欠かせないと考えられ、Bee Proneは本児にとっても必要かつ十分な機能を有している	1	山口県
221	児童	起立保持具	プロンボード式	Bee Prone (STD) パシフィックサプライ株式会社	ウイルス性脳炎後遺症。痙性四肢麻痺。下肢緊張強く、歩行不能。体幹保持・立位不安定。股関節脱臼、下肢関節軽度拘縮・変形あり。抗重力姿勢で立位し、体幹、股・膝関節を伸展位に保つことで上肢機能の発達を促進することができると認められるため、学習や生活の向上につながることをよりBee Proneの申請に至る。	1	広島県
222	児童	起立保持具	起立保持具	Bee Prone・Pacific Supply社	市町村からの相談内容(脳性麻痺による脳原性運動機能障害。基本動作部分介助、ADLは全介助。本人の心身の発達面から起立保持具は有効で身体状況からもベルト固定やリクライニング機能は必要と考えるが、申請補装具が基準額を大幅超えているため支給することが適当かどうか)	1	沖縄県
223	児童	起立保持具	体幹・下肢支持パッド、テーブル付き	ハートリーフ ビープロン パシフィックサプライ	脳性麻痺による痙性四肢麻痺の幼児。体幹をより安定させることで立位保持を可能にするとともに、手遊び、食事などの上肢動作を行い易くする。	2	広島県 広島市
224	児童	立位保持具		Bee Prone (パシフィック・サブライ)	学校の授業中に使用するということ。四肢体幹機能障害の脳性麻痺。	3	相模原市
225	児童	立位保持装置	立位保持装置	Bee Prone	脳性麻痺により安定した座位が困難、独歩不可、自力での立位不可。体幹から下肢の姿勢を整え立位設定ができるように、最適な部品を選択し成長にあわせて調整できる。又、立位角度の修正が容易にでき角度	3	奈良県

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
					調整機構造も兼ね添えてることから申請される。			
226	児童	起立保持具		川村義肢 Bee P rone	脳性麻痺により起立・歩行が困難であり、使用している起立保持具では姿勢保持が安定しない。良好なアライメントでの安定した立位保持により、立位訓練が可能となることから申請に至る。		1	滋賀県
227	児童	起立保持具	前傾型立位保持装置	Bee Prone 川村義肢株式会社	脳性麻痺等により四肢体幹機能障がいとなった幼児及び児童に対し、立位訓練目的で交付。下肢の支持性の向上が見込まれた。		7	大阪府大阪 市
228	児童	起立保持具	前傾型立位保持装置	プロンボード 川村義肢株式会社	脳性麻痺等により四肢体幹機能障がいとなった学齢期の児童に対し、立位訓練目的で交付。障がい状況や成長に対応する構造になっており、体幹及び下肢の伸展支持能力の向上が見込まれた。		8	大阪府大阪 市
229	児童	起立保持具	起立保持具	プロンボード・有園製作所	脳性麻痺で移動機能障害の方。起立保持具を要さなければ、正常立位を保つことが難しく、変形や股関節脱臼といった二次障害を来す可能性が高いといえる。起立保持具を使用し、正常な立位を保持することが成長・発達において必要である。		2	山口県
230	児童	起立保持具		プロンボード・有園製作所	脳性麻痺による不随意運動等により歩行が不可能な移動機能障害。基準内で対応できるものを作れるような業者が県内にはいないことと、有園製作所製プロンボードは実用性が高く（構造がシンプルで使用が容易、身体状況に対して調整が可能）、障害者にとって利便性が高い業者が取り扱っているメーカーであること等、他製品に比し安価に仕上がるといった費用対効果を勘案し適当と意見した。		1	高知県

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
231	児童	起立保持具	プロンボード	有菌製作所	脳性麻痺 姿勢保持に必要なパーツを取り付けると基準額を超えるため。	2	福岡県北九州市
232	児童	起立保持具	起立保持具	ニューブロン・有菌製作所	片側巨脳症で右下肢機能全廃の方。下肢の変形・拘縮を予防していくため毎日立位をとることが必要である。脚長差が見られており、脚長差への対応を考慮でき、成長対応可能である。 脳性麻痺で移動機能障害の方。起立保持具を要さなければ、正常立位を保つことが難しく、下肢の変形といった二次障害を来す可能性が高い。正常な立位姿勢を促すことが成長・発達に必要である。	2	山口県
233	児童	起立保持具	起立保持具	プロンボード α-2 パシフィックサプライ	脳性マヒによる体幹機能障害、運動失調。支え立位可。保育園に在園している。体幹失調のため立位がとれない。立位時間、機会を増やすことで下肢の支持性を向上させるため、立位を安定させて机上操作を行いやすくするため起立保持具の申請に至る。体幹失調が著しく基準内価格の起立保持具では起立位が保持できず、ベルト、パット、カットアウトテーパー等の付属品がついた基準外の起立保持具が必要とこのことであった。立位訓練で身体機能の改善が期待できるため、支給可とした。	1	京都府京都市
234	児童	起立保持具	プロンボード式	オーダーメイド 株式会社 松永製作所	低酸素脳症。四肢・体幹弛緩性失調麻痺。立位・座位保持要介助。股関節屈曲・外旋位で保持されやすく、股関節前方脱臼の危険性あり。自力歩行は不能であるが、歩行器使用により腿部の自動運動の誘発が可能となってきた。立位訓練を伴う刺激療法が有効と考えられることより、起立保持具の申請に至る。幼稚園においても使用希望。	1	広島県

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
235	児童	起立保持具	なし	プロンボード・松本義肢製作所(2個)・アルテックプレース(1個)	脳性麻痺による四肢体幹機能障害。筋緊張亢進・筋力低下あり。股関節脱臼等の両下肢変形及び座位・立位障害あり。体幹・骨盤・下肢の位置調整可能な固定機能により立位の安定性向上を図る目的。	3	三重県	
236	児童	起立保持具	プロンボード		起座困難な体幹機能障害。体幹の角度調節が可能なものが必要なため。	10	名古屋市	
237	児童	起立保持具	立位保持装置	プロンボード きさく工房	脳形成異常による両上肢6級両下肢体幹機能障害1級。全身的に低緊張で持続的な筋活動が難しく体幹の安定性も乏しい。座位では姿勢が崩れやすいため上肢操作の円滑性が乏しい。立位では体幹の正中位保持が持続し円滑な上肢操作が可能となるので立位保持装置が必要	1	福岡県福岡市	
238	児童	起立保持具			移動機能障害のため立位が保てない状況の児童に体幹・骨盤・大腿部を保持するプロンボードを用いた起立保持具の支給が適当と判断した。(実際の交付決定は市町)	4	香川県	
239	児童	起立保持具	起立保持具	あみの工房	基準内の補装具では、本児の骨盤から下肢を支えきれず、機能的な立位姿勢をとることや図ることが困難である。本児の立位姿勢に必要な機能を付加することで、機能的な立位姿勢の保持が可能となり、関節可動域制限の悪化防止や下肢の支持性の向上に役立つことが期待でき、立位姿勢での両手動作が可能となる。	1	さいたま市	
240	児童	起立保持具	オーダーメイド 起立保持具	シーティング工房H a r u	脳性麻痺で移動障害の方。起立保持具を要さなければ、正常立位を保つことが難しく、変形や股関節脱臼といった二次障害を来す可能性が高いといえる。起立保持具を使用し、正常な立位を保持することが成長・発達において必要である。	1	山口県	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
241	児童	起立保持具	オーダーメイド 起立 ボード 保持具	有園製作所	筋ジストロフィーで両下肢機能障害の方。骨盤帯付き 両長下肢装具を装着した上で、立位保持をとらせるこ とで、体幹・下肢の支持性の向上、変形拘縮予防にな ると考えられ、成長並びに進行予防のため必要である。 児童で訓練要素が強いが、障害状況から必要と認めら れたため	1	山口県	
242	児童	起立保持具	起立保持具	オーダーメイド		6	長野県	
243	児童	起立保持具		昭和貿易 ガゼル イズ2	脳性麻痺により下肢の支持性が低く、立位保持が困難 である。安定した立位保持での訓練が可能なことから 申請に至る。	1	滋賀県	
244	児童	起立保持具	スーパインボ ード	有園製作所	脳性麻痺 姿勢保持に必要なパーツを取り付けると基準額を超え るため。	3	福岡県北九 州市	
245	児童	起立保持具	スーパインボ ード 式	オーダーメイド 有園会社 であい工房	低酸素脳症。四肢・体幹の痙直著明。反張あり。立位・ 座位保持不安定にて介助を要する。起立・歩行不能。 体幹の支持性高く良肢位での立位が可能となることに より、上肢機能の向上(両手動作の拡大)、運動・認知 面の発達が期待されることから、家庭内での日常的な リハビリを目的とし起立保持具の申請に至る。	1	広島県	
246	児童	立位保持装 置	立位保持装置	ポコ・ア・ポコ(スーパ ーBIG) アスト社	脳原性移動機能障害1級、脳性麻痺の障害がある14 歳児童。座位不能、独歩不可で自力での立位不可。前 傾方向への角度調整機能があり、あらゆる場面でアプ ローチが出来、活動範囲が広がる。又、本児の身体 状態(成長対応)の変化に伴う各部も細やかに調整が 可能であることから申請される。	1	奈良県	
247	児童	立位保持装 置	立位保持装置		脳原性移動機能障害1級、両膝屈曲変形に対する両ハ ムストリングス延長手術により起立しやすくなり、体 幹及び下肢機能の維持・改善が見込まれ生活の行動範 囲が広がることから申請される。	1	奈良県	
248	児童	起立保持具	スタビライザ		起座困難な体幹機能障害。立位バランス獲得のため必	3	愛知県名古屋	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
249	児童	起立保持具	一 座位保持装置 の付属品・調 整機構付き		要。 基準内の起立保持具のみでは、立位保持困難なため、 座視保持装置の付属品・調整機構を追加する必要があるため。	1	屋市 熊本県

(9) 歩行器

歩行器の特例補装具交付は40件であった。SRCウオーカーやメイウオーカーなど、特定の品目が多く交付されている結果であった。

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具		交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称			
250	児童	歩行器	SRCウオーカー	あみの工房	1	さいたま市
251	児童	歩行器	SRCウオーカー	有菌製作所	3	福岡県北九州市
252	児童	歩行器	四輪腰掛けなし サドルテール付 き	SRCウオーカー・有 菌製作所	2	山口県
253	児童	歩行器	四輪型(腰掛つき) (胸郭・骨盤支持 具付)	SRCウオーカー 有菌製作所	1	京都府京都市
254	児童	歩行器	四輪型(腰掛なし) サドル・テール、 胸郭支持具付き 足部交差防止仕切 り板付き	SRCウオーカー 有菌製作所	1	広島県広島市

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具		交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)		
255	児童	歩行器	四輪型	SRC ウォーカー (株)有菌製作所	臀部、体幹を適切に保持できる歩行器であれば、歩行器歩行が可能となる。当該歩行器であれば、臀部、体幹の支持機能を有しており適切と認めた。	1	佐賀県
256	児童	歩行器	四輪型(腰掛なし) サドル・テーパーブル 付きのもの又は胸 郭支持具若しくは 骨盤支持具付きの もの	SRC ウォーカーの付属 品(内転防止プレー ト、フレーム部支柱延 長、クッションキヤス ターブレーキ付)・有 菌製作所	脳性運動障害による四肢体幹機能障害。筋緊張亢進・筋力低下あり。両下肢変形及び座位・立位・歩行障害あり。体幹・股関節等の固定を工夫した歩行器により立位での自力移動を可能にする目的。	1	三重県
257	児童	歩行器	メイウオーク	株式会社 ゼット本 社	基準内装具では、U字型の手すりに上腕から手部に至る部分をかけることができずに介助立位・歩行を行うことができなかった。基準外補装具では、骨盤支持部を有しており、下肢に適度の過重負荷をかけることが可能である。骨盤支持部は、両大腿前内側から前方に伸びる棒によって外側フレームと連結されており後方に向かって傾斜を有していることから骨盤が前方・後方に逸脱するのを防止することができる。	1	さいたま市
258	児童	歩行器	四輪型	メイウオークM・デン マークメイランドス ミス社	脳性麻痺による体幹機能障害。PCWでの歩行を行っているが、学校の体制等の問題から歩く機会が減ったため、歩く機会を増やすため認める。	1	愛知県名古屋 市
259	児童	歩行器	四輪型 腰かけ付 き	メイランドスミス社 メイウオーク M	脳性麻痺によるアテトーゼ型の不随意運動があり、立位・歩行が困難である。下肢の運動の促進と荷重が可能歩行となることから申請に至る。	1	滋賀県
260	児童	歩行器	歩行器	メイウオークL ミニウオークL	脳原性移動機能障害1級、体幹機能障害2級 スプリング・サスペンションサポート機能の効用により、施設等で立位独歩することにより本人の行動範囲が広がり生活改善し、運動機能の発達も促進することが容易になる。	2	奈良県

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
261	児童	歩行器	スプリング式 ウォーキング・サポーター	ミニウォーク(L) デンマークメイラン ドスミス社	脳性麻痺。右片麻痺にて立位・歩行不安定であるが、起立保持具・両短下肢装具を使用し、徐々に立位姿勢や蹴り出しが可能となってきた。てんかん発作あり。主に学校での移動手段や体育の授業などに使用するため、体幹の支持性が高く、直立位に近い姿勢を保持しながら歩行できるミニウォークの申請に至る。	1	広島県	
262	児童	歩行器	四輪型	ミニウォークL・デン マークメイランドス ミス社	染色体異常による体幹機能障害。起立位姿勢での移動能力向上のため学校で使用。	1	愛知県名古屋 市	
263	児童	歩行器	ミニウォーク	ミニウォーク・デンマ ークメイランド社	脳性麻痺の移動機能障害の方。下肢の過緊張を抑制することにより下肢の振り出しを容易にし、体幹・頸部の過緊張に伴う反り返りを抑制できるとして歩行が可能となる可能性は高い。	2	山口県	
264	児童	歩行器	四輪型	ムスタング本体及び 付属品(チェストサポ ーター、シート、アーム レスト、ヒップサポー ター、腹部サポーター、 レッグセパレーター、 チェストサポーター用カ バー、ヘッドサポー ター)・昭和貿易	脳性運動障害による四肢体幹機能障害。筋緊張亢進・不随意運動・筋力低下あり。両下肢変形及び座位・立位・歩行障害あり。前腕・体幹・股関節・下肢等の固定を工夫した歩行器により立位での自力移動を可能にする目的。	1	三重県	
265	児童	歩行器	四輪型	ペーサーゲートトレ ーナー本体及び付属 品(腕支え、胴支え、 ヒップサポーター、ヒ ップサポーターパッド、 足首サポーター)・共に 生きたるために	脳性運動障害による四肢体幹機能障害。筋緊張亢進・筋力低下あり。股関節脱臼など両下肢変形及び座位・立位・歩行障害あり。前腕・体幹・股関節・下肢等の固定を工夫した歩行器により立位での自力移動を可能にする目的。	1	三重県	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
266	児童	歩行器	四輪型(腰掛なし)	ペーサー・ゲートトレナー (リフトン・イクイップメント社)	脳性マヒによる脳原性運動機能障害1級(移動機能障害)で歩行が不可能である。歩行器により室内での自力移動が可能になる。	2	新潟県新潟市
267	児童	歩行器	歩行器	ペーサーゲートトレナー	脳性麻痺により両上下肢機能障害2級。基準内の歩行器では軽量すぎて転倒したことがあり、今後も転倒の危険がある。調査の上、実際試用し、他機種と比較し有用性が認められたこと、特別支援学校において移動の際に常時使用するなど、調査から日常生活の移動器具として本機種の必要不可欠性が確認できたことから交付は適当として町に助言している。	1	静岡県東部
268	児童	歩行器	歩行器 P. C. W	有菌製作所	体重増加に伴い、体幹バランスが不安定なためサポートを必要とする。	1	福岡県福岡市
269	児童	歩行器	四輪型(腰掛なし) 酸素ボンベ固定装置付	PCW(ホスチャコントロールカー) パシフィックサプライ株式会社	二分脊椎。両下肢弛緩麻痺。伝い歩き可能(屋内は四つ這い移動)。 主に自宅で使用し、移動範囲の拡大・身体機能の維持に役立てるため、後方支持性が高く、立位・歩行が促進され、少しの段差であれば乗り越えることができ、方向転換可能なPCWの申請に至る。また、閉塞性呼吸不全による運動制限を回避するため、酸素ボンベ固定装置を装着。	1	広島県
270	児童	歩行器	四輪型(腰掛なし) 後方支持型のもの	PCWの付属品(ヒップサポート、バックサポート)・昭和貿易	脳性麻痺による移動機能障害。四肢体幹特に下肢の筋緊張亢進・筋力低下により立位・歩行障害あり。歩容改善目的。	3	三重県
271	児童	歩行器	四輪型(腰掛なし)	ムスタング(R82社)	脳原性運動機能障害があり、自立歩行困難で体幹不安定のため、医師の指示により必要とみとめられた。	1	新潟県新潟市

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
272	成人	歩行器	四輪型(腰掛なし)	トレウォークスリム	右人工股関節置換による右下肢機能障害。筋力の低下と右下肢全体の痛み、尖足拘縮による足関節随意性の低下があり、杖歩行ではなく歩行器歩行が妥当と判断した。また高身長により上肢支持部の高さが105cm必要であること、室内の環境に合わせられることを考慮した。	1	宮城県仙台市
273	成人	歩行器	四輪型(腰掛なし)	TY160M-NW2+抵抗器	難治性てんかんによる両上肢移動機能障害の方に基準内の歩行器ではあったが歩行の安定性と施設での使用を踏まえ、他者への安全性も考慮し、基準内の歩行器にオプションとして抵抗器を処方	1	宮城県仙台市
274	児童	歩行器		オートボックス・ジャンパ ヌルミ ネオ	拡張型心筋症における治療継続中であり、日常生活の活動制限を受けている。移動は四つ這いにて実施しているが、心機能への負担軽減が必要なことから申請に至る。	1	滋賀県
275	成人	歩行器	四輪型：腰掛つき (抑制ブレーキつき)	KW41・カワムラサイクル社	全身性ジストニアによる歩行障害。四肢の筋力低下に目立ったものはない。頸部ジストニアにより下方視がしづらな状態にあるが、歩行障害の主たる原因は前方突進。施設内の移動において駐車中の車両にぶつかることがあったという。立ち上がりや立位保持は自立。歩行は見守り・軽介助レベル。(通常の)歩行器歩行を試したが、歩行を続けていると前方突進が出現してくる。突進を生じる前に声がけにて休止を挟むと防げた。頸部ジストニアにより頭位は安定しないが、座位や立位に支障を来すほどではない。施設内において車椅子移動は試してみたところ、特に問題はなかったとのこと。 最新の抑速ブレーキが付いた歩行器(カワムラサイクル：KW41)を使用してみたところ、突進を呈することなく安全に歩行できた。通常の歩行器(基準額38,600円)より高価(59,800円)で特例補装具としての支給を要する	1	宮城県

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
276	成人	歩行器	四輪型(腰掛つき)	KW20+呼吸器搭載台 +クッション加工+ 背パイプ加工	が、レディーメイドの車椅子(基準額75,000円)よりも安価であり、歩行能力の維持という観点からも車椅子を支給するより適切であると考えた。 ミオパチーに伴う続発性肺胞低換気症候群により呼吸器機能及び弛緩性麻痺がある方に室内用の歩行器に呼吸器搭載台を加工し、移動途中に休めるよう起立、着座がしやすい加工が必要	1	宮城県仙台市	
277	児童	歩行器	サイドテール付 四輪型歩行器の修理(報告)	川村義肢	特別支援学校小学部に在籍。進行性疾患による四肢体幹機能障害と、重度精神遅滞あり。痙性麻痺あり、上下肢は緊張が強く、手関節は掌屈しやすい。内反足尖足があり、靴型装具を使用。体幹は低緊張で丸まりやすい。屋内での自発的移動手段として、四肢の筋痙性を抑え体幹を支持し、下肢の安定した振り出しを可能とするために、サドル・テール付四輪型歩行器が必要である。今回は、休憩時に顎が乗せられるように体幹サポートの修理が必要。	1	神奈川県横浜市	
278	児童	歩行器	モジュール型歩行器	STRIDER (株)有菌製作所	脳性麻痺による痙性麻痺のため、上肢・下肢・体幹の支持性低下、下肢の振り出し困難、不随意運動等が認められ、歩行は困難(2~3歩の介助歩行程度)。歩行のためには適切な骨盤・体幹サポートや上肢支持部が必要である。また、過荷重・過緊張により股関節脱臼の危険性があり、股関節を外転位に保持することが必要であるためサドルでの調整が必要である。STRIDERを使用し、適切な付属品を装着することで学校等での移動に使用することができ、QOLの向上にも効果が見込まれる。	1	熊本県熊本市	
279	児童	歩行器	体幹付長下肢付歩行器	ハートウォーカー (ハートウォーカー ジャパン)	四肢に痙性があり、坐位保持はどうか可能であるが、立位・独歩は不能。移動も含めて日常生活はほぼ全介助。従来の補装具歩行器ではサドルに座ってしまい下肢の力	1	新潟県新潟市	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
					を使って歩行することが出来ない、ハートウオーカーではしっかりと下肢で支え左右交互に下肢を振り出す歩行が可能となり良好な歩行を経験していくことが出来るため申請に至る。			
280	児童	歩行器	歩行器 姿勢保持機能付き	きさく工房	四肢体幹マヒのため、立位・座位・歩行不能。サドル付の歩行器で、体幹を支えて歩行可能。		1	福岡県福岡市
281	児童	歩行器		オットーボック・ジャパン キッドウオークⅡ	先天性の小脳失調から、立位保持は不安定で、独歩は不能な状態である。保育園の移動において、骨盤と体幹の支持と、下肢の蹴りだしによる自立歩行が可能となることから、申請に至る。		1	滋賀県

(10) 歩行補助杖

歩行補助杖の特例補装具交付は3件であった。、3件全て新潟県での交付であった。

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
282	成人	歩行補助 つえ	ターゲット現 出杖		耐用年数過ぎた特殊加工の杖（特例補装具として支給歴有り）の買い替え。 パーキンソン病のため、杖をついた際に足を延ばす位置を示す杖が必要であった。		1	新潟県新潟市
283	成人	歩行補助 杖	歩行補助杖 (基準外)	リウマチ杖	先天性股関節脱臼により左右下肢の股関節機能が全廃している。家事、介護を行う上で、基準内の杖では対応できないため、基準外の杖を交付した。		2	新潟県上越

(11) 補聴器

補聴器は104件の特例補装具交付実績であった。最も多い機種はFM補聴システムであった。次いで、重度難聴用耳かけ型、骨導式補聴器が多く交付されている状況であった。

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
284	児童	補聴器	人工内耳用FM補聴システム	送信機 フォナック アイ・ラ ンスパイロ アイ・ラ ベル 受信機 フォナック MIL14i	対象者は高校性であるため、授業中の聞き取りに現在の人工内耳だけでは授業の内容を明瞭に聞き取れないため、FM補聴システムの申請となった。	1	群馬県
285	児童	FM補聴器	人工内耳に対するFM補聴システム	受信機： Mixi 送信機： イージ・リンクア [®] ラ メカー：フォナック	感音性難聴による聴覚障害2級。右に人工内耳埋めこみ術施術、左は重度難聴用耳掛け型補聴器使用。小学校(通常級)在籍。週1日難聴言語教室通級。小学校では1クラス28人。座席は前から2列目。補聴器装用側での音声認識は実用性なく、人工内耳からの情報が主。FMシステムについては学校に相談済み。通常級での在籍継続と、教育の機会を確保するために必要。	5	神奈川県 横浜市
286	児童	FM補聴器	人工内耳に対するFM補聴システム	受信機： Mixi 送信機： イージ・リンクア [®] ラ メカー：フォナック	細菌性髄膜炎による両側重度難聴のため両耳人工内耳埋め込み施行している。異年齢混合保育の認可保育園に通所中であり、雑音にまぎれて先生の指示が入らないため危険回避できない状況あり、保育園の安全な生活のためFM補聴器が有効である。	5	神奈川県 横浜市
287	児童	FM補聴器	人工内耳に対するFM補聴システムの修理	送信機：インスパ [®] イロ・ア [®] イパ [®] メカー：フォナック	先天性の聴覚障害。人工内耳埋込術を行っている児童。特例で認められFM補聴システム(承認したものは同等安価の機種の種類までとしている)の基盤交換の修理小学校通常級に在籍しており、教育上必要と判断	5	神奈川県 横浜市

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
288	児童	FM補聴器	人工内耳に対するFM補聴システムの修理	受信機： マイクロリンクアダプター メーカー：フォナック	人工内耳埋込術を行っている児童。 特例補装具として交付したFM補聴システム(承認したものは同等安価の機種の場合)の修理。受信機の基盤交換が必要であった。小学校通常級に在籍しており、教育上の理由により修理支給を認めた。		5	神奈川県横浜市
289	児童	補聴器	FM補聴システム	耳掛型N5用 (送信機 インスパイロ アイ・ラベル 受信機 ML14i)・ 株式会社日本コクレア	(1件目) 幼稚園等同年代と生活する場面での聞き取りを可能にすることにより児童の発達を促進することが期待できるため。 (2件目) 様々な機種を試用した結果、左記の機種について最も聞き取りが向上し、人工内耳との併用効果があったため。		2	岩手県
290	児童	補聴器	FM補聴システム	フォナック	人工内耳では一対一の会話には効果が大きいですが、複数の音源や雑音下の会話に弱いので、教育上必要なため。		1	福岡県北九州市
291	児童	補聴器	FM補聴システム	送信機 ZoomLink+ 受信機 MicroLink Freedom PHONAK	難聴学級在籍児(学習活動は交流学級にて)。集団活動の聞き取りに困難を示しており、試験にて理解及び反応の向上が確認でき、今後の学校活動にFM補聴システムの使用が不可欠な状態。右耳に人工内耳、左耳に補聴器を装着しており、人工内耳装用耳へ受信機を装用するため特例補装具となる。		1	熊本県熊本市
292	児童	補聴器	人工内耳用FM送信機・受信機	FM送信機イースパイル ミラ71.7ヘル FM受信機 MicroLink Freedom 日本補聴器九州	感音性難聴2級(右105dB、左101dB)、1歳半で人工内耳埋込術を受ける。来年度就学するため、騒音下でも聞き取りが良好な基準外FM補聴システムが必要		1	福岡県福岡市
293	児童	補聴器	人工内耳用FM補聴システム		先天性難聴。聴覚障害2級。学校の授業の聞き取り改善のため。		1	愛知県名古屋
294	児童	補聴器	人工内耳用FM受信機	コクレア社・ML14i (Nucleus5用)	先天性難聴。聴覚障害2級。学校の授業の聞き取り改善のため。		1	愛知県名古屋

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
295	児童	補聴器	FM補聴システム	福岡補聴器センター	本児は難聴学校に通学するため、多人数での授業や話し合いでFM補聴システムが必要である。	1	福岡県福岡市	
296	児童	補聴器	人工内耳に対するFM補聴システム	受信機： マイクロリンクアリアダム 送信機： インスパイロアリアル メーカー：フォオナック	左右人工内耳埋込術を実施している児童。 小学校通常級に在籍。教育上の理由から支給を認めた。 受信機は主治医の装用指定側の人工内耳に合う機種を認めた。送信機は、同等安価の機種の価格までとした。	5	神奈川県横浜市	
297	児童	補聴器	FM人工内耳用システム	FM送信機 inspiro FM受信機 MicroLink Freedom	平成22年に右人工内耳埋込術を受ける。現在4歳で保育園に通園中。人工内耳は雑音や距離の影響を受けやすいことか教育上の理由、就学に臨むためのFMシステムを認めた。	1	佐賀県	
298	児童	補聴器	高度難聴用補聴器に対するFMシステム	送信機：インスパイロ・プレミアム・アリアル 受信機：MLxi メーカー：フォオナック	感音性難聴による聴覚障害6級の児童。 個別支援級に在籍しており、教師の話に集中して聞くことができない 障害特性から教師に注意を向け集中を促す必要のあることから教育上の理由で高度難聴用補聴器に対し、FM補聴システムの支給が適当と判断。送信機は、同等安価の機種の価格までと制限した。	1	神奈川県横浜市	
299	成人	補聴器	FM型受信機	MLxi・フォオナック	対象者は高校生。聴力障害(右100.00dB 左105.00dB)があり、補聴器と人工内耳を使用しているが、聴力が悪化し、補聴器だけでは授業が聴こえなくなった。授業の声を聞き取るためにも、FM型補聴システムが必要になり、また片耳だけでは聞き逃しが多いことから両耳装用の必要性があり、高度難聴用耳かけ用のFM型受信機と、特例補装具として人工内耳用のFM型受信機の申請に至る。	1	福島県	
300	成人	補聴器	FM補聴器、FM補聴システム	ML14i (Nucleus5)	市町村からの相談内容(成人のケースにFM補聴器・FMシステムが該当するか) 専門学校での講義と就労移行支援訓練等のミーティング・会議	1	沖縄県	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
						での活用を目的		
301	成人	補聴器	人工内耳接続FM補聴システム	フォナック・送信機(ズームリンクプラス)受信機 (ML14i)		小児期より進行した重度難聴の方。補聴器での語音聴取が難しく、人工内耳を装着就労場面における会議等で語音聴取環境改善のために支給	1	宮城県仙台市
302	成人	補聴器	人工内耳用FM補聴システム	受信機 Mixi (およびアダプタ、ケーブル)、ワイヤレスマイクは基準額まで フォナック・ジャパン社		人工内耳装用者。大学生であり、人工内耳のみでは講義等の聞き取りが困難で、FM補聴システム使用により聴取が改善するため、適当と判断した。	1	東京都
303	成人	補聴器	人工内耳用FM補聴システム	受信機マイクロリンクアダプタ、ワイヤレスマイクは基準額まで フォナック・ジャパン社		人工内耳装用者。大学生であり、人工内耳のみでは講義等の聞き取りが困難で、FM補聴システム使用により聴取が改善するため、適当と判断した。	1	東京都
304	成人	補聴器	人工内耳用FM補聴システム	受信機マイリンク・プラス ワイヤレスマイク ズーム・リンク・プラス フォナック・ジャパン社		人工内耳装用者。新聞社に勤務し、業務上の指示や伝達にFM補聴システムを使わなければ筆談を併用する必要があったが、FM補聴システムの使用により上司や同僚との意思伝達が向上したため、適当と判断した。一側は人工内耳、もう一側は補聴器を装用し、両側にFM補聴を希望しており、ループ型の受信機が適当と判断した。	1	東京都
305	成人	補聴器	FM補聴システム	FM補聴システム受信機 (Mixi) ・3G用アダプター・送信機 inspire iLape I ・外部ピンマイク		聴覚障害 2 級 左耳:100 d b 人工内耳 18 歳大学生、大学講義受講のため	1	奈良県
306	成人	補聴器	人工内耳 FM 型送信機 FM 型受信機	ズームリンク・プラス エスプリ3G[コクレア社]		両側進行性感音性難聴の方で人工内耳装着者。聴力レベルは右 92dB、左 91dB。大学病院で治療事務を行っており、会議、ミーティング等で話し手の声がはっきり聞き取れないため、FM補聴システム(FM型送信機、FM型受信機)を支給希望。	1	兵庫県

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
307	成人	補聴器	人工内耳 FM 型受信機	マイクロリンクフリーダム [フォナック社]	騒音性難聴の方で人工内耳装着者。聴カレベルは右 110dB、左 102dB。高校のときは、ルーブ型 FM 受信機を使用していたが、予備校へ通うようになり、講義がほとんど聞き取れなくなっただため、FM 型受信機(フリーダム)を支給希望。	1	兵庫県	
308	成人	補聴器	人工内耳用ワイヤレス補聴システム	受信機 ジヤ-X (およびアダプター)、ワイヤレスマイク ジヤインスパイロ フォナック・ジャパン社	人工内耳装着者。団体の理事。会議が頻繁であり、ワイヤレス補聴システムを使用しなければ聞き取りが困難で、ワイヤレス補聴システム使用により聴取が改善するため、適当と判断した。	1	東京都	
309	児童	補聴器	重度難聴用耳かけ型補聴器 FM 補聴システム一式 (両耳装用)	FM システム (inspiro Premium iLapel、MLxi) フォナック社	特別支援学校に入学した重度難聴児で、人工内耳のみでは聞き取りが困難であったため、教育上の観点から交付。(60dB 肉声での文章の聞き取りが、SN 10dB の騒音下において人工内耳のみでは 22% の補聴に対し、人工内耳+補聴器+両耳 FM 装用では 65% の補聴効果が得られた。)	1	大阪府大阪 市	
310	児童	補聴器	重度難聴用耳掛け型	フォナック ナイター Q50 UP (両耳)	重度難聴のため会話を聞き取る上では不十分で、出力を上げるとハウリングが生じるため、高出力でハウリングを抑制する機能が付いている本機の申請となった。	1	群馬県	
311	児童	補聴器	重度難聴用耳掛け型	フォナック ナイター SV UP	重度難聴のため会話を聞き取る上では不十分で、出力を上げるとハウリングが生じるため、ハウリングゲキャンセル機能及び周波数圧縮機能があり高音域情報の低音生き移行効果を有しているため、本機の申請となった。	1	群馬県	
312	児童	補聴器	重度難聴用耳掛け型	フォナック ナイター Q70 SP (両耳)	重度難聴のため会話を聞き取る上では不十分で、出力を上げるとハウリングが生じるため、ハウリングゲキャンセル機能及び周波数圧縮機能があり高音域情報の低音生き移行効果を有しているため、本機の申請となった。	1	群馬県	

No	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
313	児童	補聴器	重度難聴用耳掛け型	7デックス社製 スーパー440 S4-VS (両耳)	重度難聴のため会話聞き取る上では不十分で、出力を上げるとハウリングが生じるため、ハウリングキャンセリング機能及び周波数圧縮機能があり高音域情報の低音生き移行効果を有しているため、本機の申請となった。	1	群馬県	
314	児童	補聴器	重度難聴用耳かけ型	ナイーダ・フォナック社	高音域が聞き取りにくい方。高音域を聞き取りやすい音域に変換する周波数圧縮機能を持つ補聴器の使用による有意な装用閾値の差が認められることから、就学上有効である。	3	山口県	
315	児童	補聴器	重度難聴用耳かけ型	Naida Up	聴覚障害4級の児童。聴力検査では、500Hzで60dB、1000Hzでは95.1dB、2000Hzで110dBと高音の聞き取りが悪くなる。高度難聴用の補聴器では日常の聞き取りが不良のため重度難聴用の補聴器が申請された。	1	大阪府堺市	
316	児童	補聴器	重度難聴用耳掛け型	ナイーダQ70 (フォナック社)	①高音急墜型の難聴で2000Hz以上の周波数は両耳ともスケールアウトであるため、重度難聴対応かつ周波数圧縮機能でないと聞き取り効果がないため。 ②就学に伴いナイーダ、とウナの試聴、音場聴力検査を行いこの機種で効果を認めるため申請に至る。	2	新潟県新潟市	
317	児童	補聴器	重度難聴用耳掛け型	ナイーダS VUP (フォナック社)	生来の聴覚障害者で他の補聴器と比べ、ことばの聞き取り検査での正答率は高く、高音域の会話音域帯までよく聞こえる結果が得られた。防水性にも優れ、今まで夏場の汗で故障が多かったため、故障の軽減も期待され、申請に至る。	2	新潟県新潟市	
318	児童	補聴器	補聴システム耳掛型N5用	送信機 インスパイロ アイ・ラペル 受信機 ML14i (株) 日本コクレシア	11才児童。左人工内耳植込みを行っており補聴器を併用している。修学に際し、FM型補聴システムが必要とされた。	1	青森県	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
319	児童	補聴器	重度難聴用耳かけ型(両耳)	ナイーダ s V/16ch UP フォナック	5歳、右102.5dB、左106.2dB。聴力の悪化に伴い、自立支援法対応の補聴器で音を大きくすると、うるさ過ぎて装着しなくなったが、本補聴器ではいやがらずに装着でき、高温域の音にも気付くようになった。言語獲得のため必要があり、支給した。	1	福岡県福岡市	
320	児童	補聴器	重度難聴用耳かけ型イヤホン一モールド付	フォナック社ナイーダ S I X U P	高音急墜という特殊なタイプであり、従来の補聴器ではフィッティングが難しい。実際に補聴効果も良好で生活や学習面において非常に有効であると判断したため。	1	長野県	
321	児童	補聴器	重度難聴用耳かけ型イヤホン一モールド付	ワイデックス S4-VS	最重度難聴。学業上、補聴器が必要と認められたため	1	長野県	
322	児童	補聴器	高度難聴耳かけ型	標準型の両耳装用	幼児、児童であり、教育上の理由により両耳装用を認めた。	3	佐賀県	
323	児童	補聴器	重度難聴用耳かけ型	標準型の両耳装用	幼児、児童であり、教育上の理由により両耳装用を認めた。	2	佐賀県	
324	児童	補聴器	重度難聴用耳かけ型	リオネット ベビークロス HB-19A、接続シュ一、イヤホンコード、イヤホン	0才の乳児であり、言語習得のために両耳装用を認めた。脱落防止のためベビークロスを認めた。	1	佐賀県	
325	児童	補聴器	重度難聴用耳かけ型 FMシステム	ナイーダ FM補聴器一式	かなり高額な補聴器(片耳40万、トータルで100万)であったため、いくつかのデモ器を取り寄せ、検査を実施したところ、前回と同程度(片耳19万)と効率は変わらなかったため、前回同様両耳装用の補聴器を認めた。(教育上の理由)	1	佐賀県	
326	成人	補聴器	高度難聴用耳かけ型補聴器(防塵・防水用)	フォナック ダリア MH20	職業上、防塵、防水の補聴器の必要性があったため。(職業は機械の保全管理)	1	岡山県	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	
327	成人	補聴器	重度難聴耳かけ型	リオネット HB-G7PA	標準型では語音明瞭度がフルボリュームで45%、特例補装具では60%。なお、職業上、騒音下での作業についており危険を伴うとの就業上の理由から交付を求めた。	1	佐賀県
328	成人	補聴器	重度難聴用耳かけ型	ナイターS IIIUP (フォナック社)	先天性の難聴により幼少期から補聴器使用。19歳学生。基準内の補聴器では聞き取れない音を、ナイターSでは正しく聞き取ることができた。	1	新潟県新潟市
329	成人	補聴器	重度難聴用耳かけ型補聴器	C2-FS ワテックス社	聴力障害3級所持。2000Hz以上の聴力が左右いずれもスケールアウト。IT関連会社の営業職。判定時点では、基準額で購入可能な機種に高音を加工する機能を有する機種がなく、基準内の機種では業務を遂行するに足る補聴効果が得られなかった。当該機種により、装用閾値、装用時の語音明瞭度において明らかな効果を確認し、適当と判断した。	1	東京都
330	成人	補聴器	重度難聴用耳かけ型 接続チューブ、骨導レシーバー、ヘッドバンド付き	HB-19 接続チューブCC-G7 リオネット	先天性外耳道閉鎖症による混合性難聴あり。手術を行うも外耳道は閉塞する。骨導式補聴器の適応だが耳介形成不良もあり眼鏡型は装用できない。仕事は自動車部品組立のためポケット型のコードは邪魔になる。装用可能となる本体、付属品の組み合わせで交付した。	1	広島県広島市
331	児童	補聴器	重度難聴用耳かけ型補聴器(両耳装用)	ナイターS IIIUP フォナック社	基準内補聴器では装用時閾値の改善が見られなかった6歳の重度難聴児に対し、高性能(高音域圧縮変換機能付き)補聴器を試用したところ高音域において改善が認められたため、教育上の観点から交付。	1	大阪府大阪市
332	児童	補聴器	骨導型耳かけ型補聴器 CROSS式	リオネット骨導型耳かけ式補聴器 CROSS式	外耳、耳介奇形あり。外耳道閉鎖の為、骨導補聴器が適当と判断し交付を認めた。就学上の理由より、CROSS式を認めた。	2	佐賀県
333	児童	補聴器	骨導式補聴器	スターキーデジタル骨導補聴器 mini	1歳未満の児童であり、また、耳の奇形及び変形が存在したため、骨導式でしかもヘッドホン型・カチューシャ	2	群馬県

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
				器	型の本機の申請となった。			
334	児童	補聴器	骨導補聴器	日本補聴器九州	外耳道閉鎖と小耳症のため、骨導型補聴器の装用が必要である。		1	福岡県福岡市
335	児童	補聴器	骨導 mini デジタル補聴器	骨導 mini デジタル補聴器 (スターキー社)	外耳道閉鎖のため通常の補聴器は使用できない。骨導ポケット型は学校生活上ケープルが危険であり、望ましくないため申請に至る。		1	新潟県新潟市
336	児童	補聴器	骨導式ヘッドバンド一体型補聴器	スターキージャパン株式会社 mini デジタル骨導式ヘッドバンド一体型補聴器	年齢1歳1か月、両側外耳道閉鎖、両側小耳症による聴覚障害(6級)障害状況より骨導式補聴器のみ適用である。乳児であり体が小さい事より基準内の骨導式眼鏡型、及びポケット型は装用できない。以上の事から骨導式ヘッドバンド一体型補聴器の申請に至る。		1	神奈川県川崎市
337	成人	補聴器	骨導式補聴器ヘッドバンド一体型(両耳)	HB-19A+シュエーリオン株式会社	先天性小耳症及び外耳道閉鎖症のため、骨導式しか使用できない。また乳児期から両耳に装用、小学生頃からヘッドバンド一体型の補聴器を使用してきた。小学校の図工の教師として常勤で勤務しており、通勤は電車によっている。このため、職業上、危険防止上、骨導式ヘッドバンド一体型補聴器の両耳装用が必要である。		1	茨城県
338	児童	補聴器	イヤホンクロス補聴器	イヤホンクロス補聴器 HB-19AX II メーカー：リオネット	外耳道の強い狭さがあるためイヤモールドの作成ができない。厚生労働省基準の骨導式ポケット型で補聴器の認証を取得した製品が存在しないこと、乳幼児の運動に支障をきたすため、箱型、眼鏡型は適応しない。そのためイヤホンクロス補聴器のコードをヘッドバンドに固定し、骨導端子とともに一体型が必要である。		2	神奈川県横浜市
339	児童	補聴器	イヤホンクロス補聴器	イヤホンクロス補聴器 HB-19AX II メーカー：リオネット	難聴により聴覚障害3級を所持。他疾患で入院中の児童。横になつて過ごすことが多く、耳かけ型であると横になつているにハウリングがおきやすく適さない。イヤホンクロス補聴器が適当と判断した。医師の指示により交互装用することが必要であるため、イヤモールドは2つ認		2	神奈川県横浜市

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
340	成人	補聴器	イヤホンクロス補聴器	イヤホンクロス補聴器 HB-19AX II メーカー：リオネット	聴覚障害4級。両側中耳手術後、難知性耳漏、耳垢のため気道式補聴器の使用困難。10年前から医師の指導の下でイヤホンクロス補聴器(骨導式)を使用。精神面の配慮が必要な状況であり、他の骨導補聴器に変えることは適当ではないと判定医の判定があり。	2	神奈川県横浜市	
341	児童	補聴器	デジタル補聴器	フォナック	教育上デジタル補聴器が必要なため。	4	福岡県北九州市	
342	成人	補聴器	デジタル補聴器	Starkey	基準内の補聴器では装用効果が低く、身体状況、生活環境から必要であるため。	1	福岡県北九州市	
343	成人	補聴器	デジタル補聴器	チリ SP7 オチコン	聴覚障害(右101dB、左100dB)の方。2級。現在、19歳で大学に通学している。大学での授業を受けられるために、基準内のデジタル補聴器では聞き取りが難しいため、基準外のデジタル補聴器が必要であるとの申請である。	1	大阪府	
344	児童	補聴器	重度耳あな型	フォナック	耳後部に人工内耳のスピーチプロセッサがあるため	1	福岡県北九州市	
345	児童	補聴器	耳穴式オーダー	イグナイト30	外耳道狭小により、耳穴式オーダーを認めた。児童の為教育上の理由により両耳装用を認めた。	1	佐賀県	
346	成人	補聴器	重度耳あな型	不明	職業上、ヘルメットや眼鏡着用のため耳あな型が必要なため。	2	福岡県北九州市	
347	児童	補聴器	高度難聴用耳かけ型補聴器(ベビー型)	九州リオン	運動発達が遅れがあり独座ができなため、耳かけ型をベビー型として装用する必要あり。	2	福岡県福岡市	
348	児童	補聴器	重度難聴用ベビー型補聴器	株式会社 岡野電気	0歳児であり、耳かけ型を使用した本人の耳に合わなかった為、医師によりベビー型補聴器が認められた。	1	さいたま市	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
349	成人	補聴器	音声拡張器 (ヘッドホン タイプ)	カムバックⅡ 伊吹電子	右感音性難聴92.5dB, 左混合性難聴55.0dB。 同時に視覚障害両眼失明で人工透折も行っている。補聴器による補聴効果は認められるが、イヤホンタイプでは耳の湿疹等を引き起こすため、通常の補聴器では使用困難。両眼の失明もあるためヘッドホン型の当該機種が必要である。		1	茨城県

(12) 重度障害者用意思伝達装置

重度障害者用意思伝達装置は28件の交付実績があり、うち13件が視線入力方式に関するものであった。

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具		交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称 商品名・メーカー名 一名			
350	成人	重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	トビーPCEye 固定台遠隔制御装置[トビー・テクノロジー社]	1	兵庫県
351	成人	重度意思伝達装置	視線入力方式の意思伝達装置	ダブル技研株式会社 マイトビーC15eye	1	神奈川県 崎市
352	成人	重度障害者用意志伝達装置	特別重度障害者用意志伝達装置	トビー マイトビーC15Eye	1	北海道 札幌市
353	成人	重度障害者用意思伝達装置	視線入力方式重度障害者用意思伝達装置	マイトビーC15Eye・クレアクト	1	福島県
354	成人	重度障害者用意思伝達装置	視線入力方式意思伝達装置	マイトビー・クレアクト	2	北海道

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名 一名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
355	成人	重度障害者用 意思伝達装置	視線入力 装置	マイトビ- C 15Eye (クレアクト)	A L S、四肢及び体幹筋で随意的に動かせる部位がなく、基準内の入力装置の使用が不可なため、視線入力装置である申請機種が認められた。	4	東京都	
356	成人	重度障害者用 意思伝達装置	視線入力 装置	マイトビ-POEye (クレアクト)	筋萎縮性側索硬化症。基準内の意思伝達装置を左手指のわずかな動きで操作をしていたが、手指の痙攣により操作困難。他の部位での基準内入力装置操作は困難な状況。基準内の入力装置での意思伝達操作が困難なため、視線入力であるマイトビ-POEyeは必要と認められた。	1	東京都	
357	成人	重度障害者用 意思伝達装置	視線入力 方式	マイトビ- C15eye	大脳皮質基底核変性症による四肢拘縮性機能障害、発声障害。本人はコミュニケーション意欲があり、定型文以上の会話を希望しているとのことであった。しかし伝の心ではどの入力スリッチ、どの体の部位でもタイピングが合わず、なかなか意思を伝えることができず、実用的ではなかった。また、失敗が続くと立腹したり、疲労困憊してしまいうなどコミュニケーション意欲が低下してしまいう状態にあった。マイトビ-を使用することにより円滑なコミュニケーションができることとで申請された。	2	高知県	
358	成人	重度障害者用 意思伝達装置		オペレートナビ ITソフト組込み PC専用機器化	筋萎縮性側索硬化症による四肢体幹の筋力低下著明により寝たきり状態、気管切開し人工呼吸器管理他者との意思伝達が困難。認定製品等試用の結果、使用効果の認められたオペレートナビITソフト挿入PCの専用機器化を特例として認める。	5	岐阜県	
359	成人	意思伝達装置	音声誘導 式文字走 査式入力 方式	オペレートナビ PCトーカー	低酸素脳症による上下肢機能障害、視覚障害、音声言語機能障害(構音障害)の方にオペレートナビとPCトーカーを組み合わせた意思伝達装置を支給	1	宮城県 仙台市	
360	成人	意思伝達装置	意思伝達 装置	オペレートナビ	オペレートナビの更新。	1	新潟県 新潟市	

NO	区分	特例補装費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名 一名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
361	成人	重度障害用意思伝達装置	オペレートナビ	オペレートナビ TT をインストール パーソナルコン ピューター	筋萎縮性側索硬化症の方。前回の処方は、基本構造が基準に合致している「日立 伝の心」であった。今回の相談では、基準に該当していない「オペレートナビ」をインストールしたパソコン機器の必要性が認められた。理由として、①視力低下のため画面の大きさと文字の大きさを、文字盤の調整が必要となったこと。②定期的なレスパイト入院を行っていることもあり、通信回線を携帯端末を介して確保しているが、伝の心と携帯端末の互換性がなく、使用上の不具合が頻発していたこと。③使用継続の支援については、外部スタッフ等の支援を受けられる環境にある。	1	宮城県	
362	成人	重度障害用意思伝達装置	オペレートナビ	オペレートナビ TT 優待版、ノート型パソコン	筋萎縮性側索硬化症の方。日常生活用具として支給された以後、修理を行いつながりながらこれまで同機種を継続して利用している。機器を十分に活用していること、使用頻度が高いことから、当該機器はコミュニケーション手段として有用であると認められ、またこの状況を維持するために現在使用中のものと同様機種を支給することが望ましいと判断した。機器の使用に関しては、外部スタッフ等の支援を受けられる環境にある。	2	宮城県	
363	成人	意思伝達装置	文字等走査式入力方式	伝の心+22型液晶ディスプレイ	多系統萎縮症の方に、ノートPCの画面では文字が小さく、見えにくさを生じていた。併せて複視もあり、試用の結果、効果ありと判断。2型画のディスプレイを支給。	1	宮城県仙台市	
364	成人	意思伝達装置	文字等走査式入力方式	できパワー	既に、意思伝達装置を使用しているALSの方に日中一人でいる時間帯の電源管理及び24時間使用を避けるために自ら電源管理ができるように、自ら電源を入れることができるでパワーを支給	1	宮城県仙台市	
365	成人	意思伝達装置	入力反転装置	入力反転装置 (機器ルーム)	ALSの方が意思伝達装置の操作をするため、右小指で接点スイッチを押したときに入力ではなく、離れたときに入力できる	1	宮城県仙台市	

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具		交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)		
					反転装置を支給		
366	成人	意思伝達装置	呼び鈴＋スイッチ		操作入力方式を使用して意思を綴ることはできないが、スイッチ操作により介護者を呼び出すことはできる。また、対面での問いかげに對して瞬き等によりコミュニケーションが可能。	2	新潟県新潟市

(13) 眼鏡

眼鏡の特例補装具交付実績は4件であった。

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由		件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名	(どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)			
367	成人	眼鏡	弱視眼鏡 掛けめがね式＋焦点調整式単眼鏡	ケプラーシステム遠近両用ルーペ・エッジエンバツハ	視神経萎縮による視力障害。矯正眼鏡での対応は困難。無水晶体眼であり拡大のためには焦点調整機能が必要。また、手振れ防止のために眼鏡枠に固定することが必要となり焦点調整式単眼鏡を掛けめがね式と同様にフレームに取り付けられたもの。	1	岡山県岡山市	
368	成人	眼鏡	遠近用	セイコー パシユートCV 1.74UU RC/SS加工	両眼網膜色素変性症による視力障害。主治医より障害上、必要と処方されたため。(電話にて主治医にも確認を行った)	1	長野県	
369	成人	弱視眼鏡	焦点調整式遮光眼鏡(屋内・屋外)	STG ベルジネ ビューナル エュシユバツハLEDワイドライトルーパー	緑内障により、室内においても羞明感が強く、遮光眼鏡が屋内・屋外必要である方に室内でも外出先でも弱視眼鏡を併用することにより文字の判読が可能となると判断し同時に3具支給。	1	宮城県仙台市	
370	成人	眼鏡	コンタクトレンズ	フォーカス2WEEK・(株)アイ・リッキー	眼表面が乾燥することにより生ずる痛みを抑制するため。	1	岩手県	

(14) 排便補助具

排便補助具の特例補装具交付は1件の実績であった。

NO	区分	特例補装具費を交付した補装具			交付理由 (どのような方に何の目的でどのようなものを交付したか)	件数	更生相談所
		種目	名称	商品名・メーカー名			
371	児童	排便補助具	特殊便座 折りたたみ機 構付	New トイレトイア- 株式会社 有菌製作所	低酸素脳症。四肢・体幹弛緩性失調麻痺。立位・座位保持要介助。歩行不能。上肢機能は、食事時にフォークを口に運ぶ動作が可能となっている。便器使用による排泄の意識が芽生え始めていることから、座位保持機能の付いた、日常的に使用可能なNew トイレトイア-の申請に至る。	1	広島県

9. 調査結果のまとめ

- 本調査は、昨年度に実施した「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業」の結果、とりわけ多くの関係者から問題提起された、現行の補装具告示に規定される種目及び構造等が、技術革新や障害者ニーズ等の変化に的確に対応したものとなるよう、その見直し案の検討を行ったものである。
- また、平成18年10月の障害者自立支援法の全面施行以来、実施されていなかった特例補装具費の具体的な交付状況についても今回実態把握することとした。
- 調査の実施にあたって、現行の告示等の見直しについては関係事業者団体へ、また特例補装具の交付実態については、全国の更生相談所にご協力をいただき、その結果を取り纏めることとした。
- 本調査により、取り纏めた結果は、今後の補装具費支給制度のあり方の検討に際して役立つものである。
- 「調査1」の告示等の見直しに関する調査結果については、回答された見直し案を必要とする背景や根拠に基づき、主な論点毎に整理することとし、提起された具体的な課題を下記に示す分類に分けて整理することとした。

(課題の整理・分類)

◎短期的課題

早急な見直しの検討を要する事項

○短・中期的課題

早急に専門家等を交えた内容確認を行い、その上で見直しの検討を要する事項

●中・長期的課題

一定程度のニーズやケースを把握し、その結果を踏まえて再検討すべき事項

◆価格に関する事項

※価格は今回調査対象外であったが、改定等の要望があった項目のみ参考としてマークを付与することとした。

- 中でも、新たな素材の追加・修正等については、現状に沿った基準となるよう、◎短期的課題として整理し、新たな型式や分類の追加、適用範囲の拡大や耐用年数の変更等については、○短・中期的課題として整理することとした。
- 一方、大幅な分類や項目の追加・修正、さらには使用材料・部品及び工作法の追加・修正等については、●中・長期的課題として整理することとした。
- 「調査2」の補装具費支給制度の全般に係る課題については、①医療保険制度と補装具費支給制度の関係、②種目・構造・価格等に関する事項、③補装具費支給制度の全般に係る事項に区分し、主な論点毎にその修正提案として整理することとした。

- 主な課題として、医療保険制度と合わせて基準価格の改定・見直しを行うこと。現行価格が現状の実態と合っていない項目があること。種目によって定期点検やメンテナンス制度の創設を求める意見、判定の地域格差の是正、技術開発が進んだ補装具について、現行基準に採用されるまでのプロセスを明確化することなどの意見が出された。
- 「調査3」の特例補装具の交付状況については、以下のとおりであった。

・ 調査対象	72ヶ所の更生相談所
・ 回答数	69ヶ所（95.8%）
・ 調査期間	平成25年4月～9月の交付状況
・ 交付件数	624件
- 種目別では、車椅子、座位保持装置、補聴器がそれぞれ100件以上であった。
- 「調査1」で告示等の見直しの指摘として挙げられた項目が、特例補装具として一定交付されている実態があった。一方で特例補装具の交付に関しては、地域差もあることが伺える結果となった。
- 今回の調査では、主に事業者サイドの意向を取り纏めたところであるが、本調査結果によって整理した各種の論点を参考資料として、さらに補装具費支給制度に詳しい医師や専門家、セラピストや行政等を交えて、その見直しの重要性・緊急性を再確認のうえ、早急に見直しが可能な事項については、補装具評価検討会へご報告するとともに、その他の十分な時間をかけて検討すべき事項については、種目毎に実務者レベルのワーキングなどを設けるなどして、本調査結果をベースした継続的な検討が必要であり、本調査の結果が今後の健全かつ適切な補装具費支給制度のあり方検討に役立てられることを期待するものである。

Ⅲ. 研修の在り方に関する検討

1. 目的

市町村等の障害者福祉の現場において、補装具費支給制度の適切な理解と運用の促進を図るため、標準的な教材のあり方を検討・作成し、ヒアリング調査の手法を用いてその教材案の評価を行い、最終的には、標準教材（補装具費支給事務ガイドブック）を作成した。

本事業により作成した標準教材については、全国の更生相談所及び市町村、その他作成にご協力いただいた機関へ配付した。

2. 市町村における補装具費給付制度に係わる知識について

平成24年に実施した「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業」で実施したアンケートでは、市町村における補装具費給付制度担当者が制度に係わる知識が蓄積しないため、補装具費支給に係るQ&Aやガイドブックなどの作成を要望する声が多い結果であった。

<平成24年度実施調査からのコメント抜粋>

- 運用に関わる職員の人材育成については、現時点から改善することを目標とし、現行制度の運用レベルを全国レベルで標準化する仕組みを作っていく。
- 市町村におけるローテーション人事の中では、一定以上の専門知識は蓄積しない。更生相談所などが補装具に関する研修会を定期開催し、最低限の知識と補装具費を支給する際の考え方や姿勢を身に付けてもらう（誰が見ても不適切な申請以外は門前払いをせず、更生相談所などの意見を求めるようにするなど）。
- 申請者、中間ユーザー、医師、義肢装具士、市町村、更生相談所それぞれの立場において制度解釈の乖離がある。皆で共通理解が得られるようなマニュアル作成や研修会等で改善を図る必要がある。
- 支給決定にあたり、初任者にもわかりやすい支給決定の事務マニュアルやQ&Aを作成してほしい。また、補装具の中には、名称や部品名だけではどのような形態の用具であるかイメージがしにくいため、補装具の図録のようなものを作成してほしい。

3. 標準教材作成にあたってのポイント

上記を踏まえ、標準教材の作成にあたっては、下記の4点を主なポイントとした。

- 主に市町村職員の知識の標準化を図り、補装具費に係わる意識を高めるもの
- 制度の基礎的知識から、補装具の名称や部品等が一定程度、把握できるもの
- 適切な制度理解に基づき、制度の運用・支給決定が図られるもの
- 市町村と更生相談所、各関係機関等の連携を促すもの

4. 標準教材（補装具費支給事務ガイドブック）の作成手順

平成20年3月、当協会が発行した「補装具・日常生活給付等ガイドブック」の改訂版を望む市町村が多くあることから、同ガイドブックの内容をベースにしつつ、委員等より提供いただいた資料も参考のうえ、上記「標準教材作成にあたってのポイント」を踏まえた内容構成となるよう検討をした。

〔作成にあたっての手順〕

- (1) 事務局において標準教材（案）の作成 …………… ～ 10月
- (2) 検討委員等による内容の確認と加筆 …………… 11月～1月
- 第1章 補装具に関する制度（検討部会）
- 第2章 補装具費支給制度の概要（厚生労働省）
- 第3章 補装具費支給事務の適切な理解と運用に向けて
（検討部会・樫本部長・伊藤委員長）
- ※事務局が提示した項目案に対して、新たに加える必要性のある項目の検討及び内容を加筆することとした。
- ※各項目に市町村向け（更生相談所向けも一部含む）Q & Aも盛り込み、さらに、特例補装具事例集より市町村向け事例を選定のうえ、掲載することと
- 第4章 補装具に関する基礎知識（検討部会・関係団体）
- ※関係団体の皆様には、写真やイラスト、標準的な見積例の作成にあたって、協力いただいた。
- ・ 義肢、装具－日本義肢協会
 - ・ 座位保持装置、車椅子・電動車椅子－日本車椅子シーティング協会
 - ・ 視覚障害者のための補装具－日本盲人会連合
 - ・ 聴覚障害者のための補装具－日本補聴器工業会
 - ・ 重度障害者用意思伝達装置－日本リハビリテーション工学協会
- (3) ヒアリング調査による標準教材案の評価等 …………… 1月～2月
- 昨年のアンケート調査の結果から、ガイドブックの作成に期待を寄せている全国6か所の自治体を抽出し、作成中の標準教材案について評価いただいた。
- (4) ヒアリング結果のまとめ…………… ～ 2月
- 6カ所の意見・要望等についてまとめ、その対応について検討部会の委員による検討を行った。
- (5) ヒアリング結果を踏まえた検討部会での最終案の作成… ～ 3月
- ヒアリング結果の対応及び、その他委員からのご意見を反映し、最終校正案を作成した。
- (6) 第2回検討委員会に提出・発送 …………… ～ 3月

5. 標準教材案の作成

標準教材の目次構成案については事務局で作成し、検討委員会及び検討部会において、検討を行い、目次項目ごとに修正・加筆の執筆依頼をした。

さらに、種目ごとのイラスト、写真の提供及び記載内容の修正等について、関係する業界団体へ依頼を行った。

事務局で作成した目次構成案及び、執筆依頼の詳細については以下の通り。

補装具給付事務ガイドブック（仮称）目次構成案		執筆協力	
はじめに		事務局	
もくじ			
第1章	補装具に関する制度	厚生労働省	
1	補装具の定義		
2	補装具費支給と他法による補装具給付等		
3	福祉用具（補装具）支給選択のチャート		
第2章	補装具費支給制度の概要		
1	障害者総合支援法の概要		
1-1	障害者総合支援法制定の背景		
1-2	障害者総合支援法施行経過		
1-3	障害者総合支援法による総合支援システム		
1-4	市町村等の役割		
1-5	障害者総合支援法による利用者負担		
1-6	利用者負担額の上限（障害福祉サービス）		
2	補装具支給制度の概要		
2-1	補装具の定義		
2-2	補装具費の支給		
2-3	公費負担		
2-4	補装具種目一覧		
3	難病等の範囲と取り扱い		
4	補装具費支給事務の流れ		
4-1	償還払いの場合		
4-2	代理受領の場合（例示）		
4-3	費用の額の基準と消費税の関係		
5	補装具費の支給実績		
5-1	H23 補装具費の支給実績（申請、決定、金額）		
5-2	H23 特例 //		
第3章	補装具費支給事務の適切な理解と運用に向けて		検討部会 樫本部長
1	補装具費支給にあたっての適切な理解		
1-1	他法優先		
1-2	特例補装具		
1-3	複数支給		
1-4	再支給		
1-5	耐用年数		
1-6	差額自己負担		

	補装具給付事務ガイドブック（仮称）目次構成案	執筆協力
1-7	業者の情報提供	
1-8	介護保険による福祉用具貸与との適用関係	
1-9	引き渡し後、9ヶ月以内に生じた破損又は不適合	
1-10	施設や病院への入所、入院中の補装具の取り扱い	
1-11	児童補装具に関する助言	
2	補装具費支給決定の円滑な実施に向けて	伊藤委員長
2-1	医師意見書作成にあたっての留意	
2-2	市町村に対する期待	
2-3	医師や専門職等との連携システムの構築	
2-4	更生相談所の役割と機能、今後のあり方	
第4章	補装具に関する基礎知識	検討部会 関係団体 山崎委員
1	義肢	
1-1	総論	
1-2	義手	
1-3	義足	
1-4	見積例	
2	装具	
2-1	下肢装具	
2-2	靴型装具	
2-3	体幹装具	
2-4	上肢装具	
2-5	見積例	
3	座位保持装置	
3-1	主な解説と適応例	
3-2	製作項目の適用例	
3-3	見積例	
4	車椅子・電動車いす	
5	視覚障害者のための補装具	
6	聴覚障害者のための補装具	
7	重度障害者用意思伝達装置	
8	難病患者のための補装具	
9	その他の肢体不自由者用補装具	
資料編		
参考1	障害者総合支援法（第5節第76条）	
参考2	障害者総合支援法施行令（第2条第4節 補装具費の支給 第43条の2及び3）	
参考3	障害者総合支援法施行規則（第2条第3節 補装具費の支給 第65条の3～9）	
参考4	障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度と の適用関係等について	
参考5	補装具費支給事務取扱指針について（H25.3.15 障0315号第 4号）	
参考6	「義肢、装具及び……事務取扱要領」の制定について （H25.3.29 障企自発第0329第1号）	
参考7	非課税物品に関する告示	
参考8	身体障害者用物品の非課税扱い	

	補装具給付事務ガイドブック（仮称）目次構成案	執筆協力
参考 9	補装具費支給に係る Q & A（平成 22 年 10 月 29 日付）	
参考 10	難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関する Q & A（平成 25 年 3 月 15 日現在）	
参考 11	介護保険法における福祉用具貸与及び販売の種目	
参考 12	連絡先一覧（厚労省、国リハ、更相、テクノ）	

6. ヒアリング調査による標準教材案の評価

（1）目的

本調査では、検討部会等の意見を踏え作成した「補装具費支給事務ガイドブック（案）」を、実際に市町村の補装具費支給事務担当者にご覧いただき、その評価を取りまとめ、最終的な標準教材の在り方の検討を行うことを目的とした。

（2）調査対象

市町村 補装具費支給事務担当者

※ 調査対象先は昨年度調査において、補装具費支給に係る適正化を図るためのガイドブックや Q & A 等の作成を強く期待することについて回答した市町村を 6 カ所抽出した。

（3）調査手法

各調査対象先へ当協会から 2 名調査員を派遣し聞き取り調査を実施した。

（4）調査日時（訪問地域）

1. 2014 年 1 月 14 日（火） 10：00－（東海地方）
2. 2014 年 1 月 21 日（火） 13：00－（東北地方）
3. 2014 年 1 月 23 日（木） 09：45－（四国地方）
4. 2014 年 1 月 24 日（金） 14：00－（甲信越地方）
5. 2014 年 2 月 5 日（水） 10：20－（関東地方）

（5）ヒアリング調査内容

- (a) 補装具費支給事務を行うにあたって参考になっている資料、書籍等について
- (b) 補装具費支給事務ガイドブック（仮称）の構成内容について
 - ・ ほしい内容は記載されているか
 - ・ 記載内容は理解しやすいか
 - ・ 追加してほしい記載内容
 - ・ その他の要望
- (c) 補装具費の支給決定にあたって特に苦慮している事項
- (d) その他

(4) ヒアリング調査結果

(a) 補装具費支給事務を行うにあたって参考にしている資料、書籍等について

- ・ 補装具・日常生活用具ガイドブック（テクノエイド協会）
- ・ 完成用部品データベースシステム（テクノエイド協会）
- ・ 補装具費の支給基準（日本義肢協会）
- ・ 補装具費支給事務Q & A（中央出版）
- ・ 補装具基準表（鉄道弘済会）
- ・ 県からの情報提供（制度改定時、法律に関する連絡事項）、県で発行している判定の手引き、書や県主催の研修時の配布資料
- ・ インターネットによる検索

(b) 補装具費支給事務ガイドブックの構成内容について

<ほしい内容は記載されているか>

- ・ 特例補装具に関する情報があれば判定時に使用できる。
- ・ 完成用部品の詳細画像があれば参考になる。
- ・ 例えば、下肢装具と靴型装具は業者によって見積りの記載が異なる場合があるので、チェック方法を明確にして欲しい。
- ・ 着任当初は用具の内容自体分からなかったなので、図やイラストが掲載されていると参考になる。
- ・ イラストや写真が多いと申請者へ説明する際に活用できるので助かる。
- ・ 機器の説明と判定で注意すべきことの記載は業務に有益である。
- ・ 完成用部品の数量が多すぎるので、一覧が欲しい。
- ・ ガイドブックとしては今回の形式で良いと思う。
- ・ 当初期待していたよりは詳しいという印象である。
- ・ 完成品や部品がビジュアル化されているのは評価できる。

<記載内容は理解しやすいか>

- ・ 事務取扱要領に沿って図表等の解説があると理解し易い。
- ・ 法律関係はネットでも検索するが、資料で1冊にまとまっていると効率的に情報が得られる。
- ・ わかりやすい。
- ・ 補装具の部品や構造を知ることで、それがどうして必要かわからなかった。調べることができればありがたい。
- ・ Q & Aは別冊でもいいが、個々に入れるならQ & Aのみの索引を作って欲しい。
- ・ 初任者が概要を勉強するために読むものというより、詳細を知りたいときに使う資料という印象である。
- ・ 見積りや活字だとイメージがしづらいので、絵やイラストが多く掲載されているのはわかり易い。

<追加してほしい記載内容>

- ・ 難病に対する対応について、件数が少なすぎるので、DBなどで検索できればいい。
- ・ 入院中の利用者より車いすの申請が上がったが、不許可にあたり法的根拠を求められた。すばやく検索できる仕組みがあれば、時間の節約になる。
- ・ 用語の解説などは種目名から探すので、種目別に記載されていると便利。
- ・ 車椅子の場合、状況調査を行うが、どのようなポイントを確認したらよいか分かる内容があるとよい。
- ・ 難病が追加されたが、疾患についてイメージしづらいので、具体的な症状等の解説を記載して欲しい。
- ・ 支給にあたっての事例が記載されていると支給の判断に有益である。
- ・ 介護保険の種目との考え方や区分けについて、記載されているとわかり易い。
- ・ 盲人安全つえは全盲連の通販で購入しているが適合寸法が分からないので、記載されているとありがたい。
- ・ 法律は読みづらいのでガイドブックがあるとわかりやすい。
- ・ 機器の種目、耐用年数、価格、介護保険の対象か否かといった情報が1ページで一覧できる表がぜひ欲しい。
- ・ 標準的な事例よりレアな事例を掲載してほしい。
- ・ 有り得ない（望ましくない）見積り例を示してほしい。
- ・ 児童の見積もりについての、情報や解説がほしい。
- ・ 児童に関わる記載を多くして欲しい。（例えば、特例補装具の事例やQ & A）

<その他の要望>

- ・ 当県内では県や他の市町村と情報交換を行っているが、他県より転入したり、他県のリハセンターにかかっていると、他県で認められている商品でも、当市では認められない場合もあり、クレームとなってしまう。
- ・ 資料の内容はネットでも検索できるようにしたい。
- ・ ガイドブックの不明点について、テクノエイド協会で相談窓口を設けて対応して欲しい。
- ・ 標準的な価格の掲載があるとよい。初任者などは経験が無いので、見積もりが来ても価格の評価ができない。
- ・ 中央法規から出版されているQ & Aの更新版がぜひ欲しい。
- ・ 基準の文章では、他の条項の参照番号のみしか示していないので手間がかかる。すぐその参照内容が分かるような構成だといいい。
- ・ テクノエイド協会の資料に掲載されているということだけで、過剰に営業をかける事業者があるので、事例の掲載には注意（注記等）が必要。
- ・ イラストより写真の方が事務方としては分かり易い。
- ・ 機能が同じようなものなのに価格が大きく異なるものがあるので、その違いの説明が欲しい。
- ・ 高額なものを選定するには、真にそれが必要であるという判断の参考になる情報が欲しい。
- ・ 本の場合、新たな通知がどんどん出てくるので、内容がすぐ古くなってしまいう、ガイドブックを配布した機関には、随時差し替え情報を提供してほしい。
- ・ 機器の説明はあるが機器の部分の名称が無い、修理の際は機器全体ではなく部分の名称になるので、機器の部分の名称を示す情報を掲載してほしい。
- ・ 索引はあった方がよい。例えば「片義足」とか「前腕義手」など。
- ・ 日常生活用具は市で判断しなくてはならないので、補装具以上に市としてはガイドブックが欲しい。
- ・ 住宅改造に関する情報も欲しい。
- ・ 判定困難事例は考え方として活用できるが、利用頻度は低い。
- ・ Q & Aは種目ごとに設けるとわかりやすい。
- ・ インターネットで随時情報を更新できるようにして欲しい。

(c) 補装具費の支給決定にあたって特に苦慮している事項

- ・ 専門職がないため、判断に苦慮する場合には更生相談所に相談する。
- ・ 近隣の市町村との整合性を図るため、更生相談所に相談する場合がある。
- ・ 見積りチェックを行い、業者に確認を取るケースは年間に数回程度である。
- ・ 高額品など特例の依頼はほとんどなく、出せないという判定でも素直に納得される。
- ・ 介護保険の利用者でも、補装具を支給して欲しいという希望がある。
- ・ 児童に関する給付はほぼ認めているが、これでいいのかと思うときもある。
- ・ 更生相談所経由だと一か月以上かかるので、利用者を待たせてしまい申し訳ない。
- ・ 座位保持装置と座位保持いすの違いを説明してほしいといわれると困惑する。
- ・ 近隣の自治体では、児童の電動車いすは面談を行っているところが多い。安全面での問題もあり、給付には慎重にならざるを得ない。
- ・ 支給不相应の判断が出る場合には、最初から市で判断したほうがいい。
- ・ 高額品などの場合、真に必要なか否かの判断がむずかしい。
- ・ 介護保険との切り分けの目安の判断に苦慮する。
- ・ 市町村判定の児童に関する補装具の情報がもっとほしい。
- ・ 児童の特例補装具への対応に苦慮している。(医師意見書の記入内容がバラバラなので、判定に困惑することがある。)
- ・ 事務所が複数あるので、組織的な判断が必要になる。(部会を設けて、困難事例を共有するようにしている。)
- ・ 事務方で、4年サイクルで入れ替わる為マニュアルの理解度も低い。したがって、業者の言いなりになることもある。

(d) その他

- ・ 児童に対する申請は判定してくれるところがないので、基本的に申請があったものは給付している。楽といえば楽だが、児童から成年になった時に、そのギャップが問題となってしまっている。
- ・ 判定医の意見書について、あるべき姿についてマニュアル等で示したほうがいい。現在はあまりにも何も記載されていない場合が多い。
- ・ 県更生相談所にて、研修を実施するが、初任年度に1度研修を受けたのみ。
- ・ 研修で補装具の話は1時間しか行われず、内容も事務手続きが主である。
- ・ 他市は更生相談所の巡回相談が年に1度あり、そのきっかけで申請があがることもある。
- ・ 市民病院で相談を受けて、申請するケースが多い。
- ・ 加齢による視覚障害者で、白杖をシンボルに使われる方があり、T字杖も2-3件給付した。
- ・ 採用されていきなりこの仕事の担当になった。新人には困難な仕事と思う。
- ・ 補聴器販売が増えてきているが、特に怪しい業者はいないと感じている。
- ・ 近隣自治体と情報交換をしている。
- ・ 判定のプロセスについての詳細な説明が求められている。
- ・ 特例補装具や意思伝達装置などは実績が少ない。
- ・ 担当課に理学療法士が在籍しているのは、県内で当市のみである。そのため、近隣町村から相談を受けることが多い。
- ・ 不明点がある場合には、更生相談所に問い合わせるが、最低限の情報の確認は当市で行うようにしたい。

7. 市町村ヒアリング結果に基づく対応について

市町村ヒアリングの結果をもとに、主に（１）「追記を希望する記載内容」と、（２）「支給決定にあたって特に苦慮している事項」についてまとめ、その対応について検討部会で検討を行った。ガイドブックへの追記・修正事項の整理に関しては下記の対応を行うこととし、標準教材の最終版作成を行った。

（１）追加してほしい記載内容

○ 盲人安全つえなどの適合寸法の記載があると助かる

<p>委員からのコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 標準的な持ち方、その場合の長さなど、基本条件の下での長さを示すことはできるが、個人差が大きい。Ｔ字つえや松葉つえなどのように、身体構造との関係で適合寸法を示すことはよるバリエーション難しい。数値例を掲載してはどうか。 ➤ 適合寸法に関しては、ある程度は分類化をすることは可能（検索であれば足元から胸の高さ、シンボル用であれば腹部あたりなど）ではあるが、申請者の利用用途・行動方法などによっては細かい調整・商品選定などが必要で、適合寸法を掲載することで、深い知識を有しない自治体担当者が装具の選定を行い、誤った装具を与えてしまう可能性がある。特に、近年は使用方法の多様化が進み、利用者のニーズに合った内容を選定することは、視覚障害者の行動を理解し、深い商品知識が不可欠となり、装具を決めることが更に難しくなっている。 <p>適合寸法が掲載されることは、的確な助言が出来る販売店などが全国的に少ない観点から考えると大変有益であるが、明確な寸法基準がない以上、記載をするのであれば「適合寸法は目安であり、内容によっては合わない場合がある」「分からなければ専門店で相談をすること」などを記入する必要がある。</p>
<p>最終対応</p>	<p>ご意見にもあるように明確な寸法基準がないとのことなので、記載はしないことで整理した。</p>

○ 補装具種目の一覧に介護保険対象か否か確認ができると使い易い（たとえば、介護保険の種目に印が付いているなど）

<p>委員からのコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自立支援給付とオーバーラップするもので、種目と付属品くらいであれば「介護保険貸与の検討もあり」とすることは可能か ➤ 要求通りにしてはどうか。
<p>最終対応</p>	<p>補装具種目一覧において、介護保険の対象種目について、印をつける対応を行った。</p>

○ 完成用部品の画像もあればさらに参考になる

委員からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当所の所員は思っていますし、市町村担当者もそうでしょうか、結構な量になりそうなので、今後があれば別冊を考慮することになるのでしょうか（画像を示しても分からない完成用部品もたくさんある→HCR や当該地域研修会、カタログ、HP など勉強してもらおうべきもので、ガイドブックには適さない内容かと思われる。
最終対応	<p>巻末に完成用部品データベースの紹介ページを設けた。 http://www1.techno-aids.or.jp/search/index.php</p>

○ 特に車いすの支給の際、利用者に対する状況調査の聞き取りでポイントとなる部分の解説をしてほしい

委員からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 更生相談所が市町村担当者に「車いすの支給の際、利用者に対する状況調査についてもっとポイントを聞き取りしてほしい」と思うことはあります。しかし定型的な項目立てはできるかもしれませんが、詳細になると「支給事務ガイド」の範疇を超えてしまうのではないかと思います。 ➤ 主に電動車椅子と思われるが、一般の車いすを含め、状況調査票の例示とその解説などを掲載してはどうか。
最終対応	<p>様式の項目に対し解説するのは困難であるため、様式を掲載するに留めることとした。</p>

○ 難病は疾患名だけでなく、具体的にどのような状態の人であるのか、わかりやすく解説してほしい

委員からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 難病自体の解説はガイドブックの領域外でしょうか「難病情報センター」のリンク掲載の方が確かでは？ ➤ 医学事典などで調べるべきことであり、ガイドブックの使命ではない。*掲載するとすれば、難病の症状と補装具との関係の例示程度か。
最終対応	<p>難病の一覧ページに「難病情報センター」のリンクを掲載することとした。</p>

○ 申請から支給決定までの事務の流れを事例形式で記載してあると、イメージしやすい。

委員からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ①先天障害、②中途障害、③難病、④高齢化障害（介護保険への移行）、高齢障害者（65歳以上の発病）などに分け、それぞれの典型例を掲載することは可能と思われるが、事務の流れは何も事例形式で示す必要はないのではないか。
最終対応	<p>ご意見の通り、ここでは必要性がないと判断し掲載しないこととした。</p>

- 例えば補聴器は外装の写真だけではなく、修理時に内部部品のチェックを行うため、内部の構造図も追加してほしい。

委員からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ガイドブックの役割か？とはいえ、構造図を示すことは何のマイナスもなく、おかしいことではない。
最終対応	業界団体に対し、構造図について、提供の申し入れを行ったが、入手不可のため、記載は見送ることとした。

- 不適切な見積り例や組合せを示してほしい。

委員からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ きりがないが、適切なものと不適切なものなど、典型例を掲載することについては要検討。
最終対応	追記に係わる作業量や時間を鑑みて今回は記載しないことで整理した。

- 児童の判定について、種目ごとに検討すべきポイントがあれば示してほしい。

- 児童に関する情報がもっとほしい

委員からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今回、可能か否か、要検討。 ➤ 補装具・日常生活用具給付等ガイドブックに記載されている情報を記載してはどうか。 ➤ そういえば、座位保持椅子・起立保持具・頭部保護帽・排便補助具の種目がガイドブックにない様です。入れた方がよいのでは？
最終対応	「座位保持具」、「起立保持具」、「頭部保持具」、「排便補助具」の障害児に係わる補装具のイラスト及び、基本構造等について追記した。

(2) 補装具費の支給決定にあたって特に苦慮している事項

- 高額製品の場合、真に必要なか否かの判断が難しい。

委員からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 補装具専門委員会の検討の積み重ねによるQAの蓄積に期待する。
最終対応	ガイドブックで整理せず、QAの蓄積により今後の課題とした。

- 医師意見書の記入内容がバラバラなので、判定に困惑する。
- 判定医の意見書について、あるべき姿についてマニュアル等で示すべき。

<p>委員からのコメント</p>	<p>➤ 医師意見書の書き方を示すのは良いが、だからといって記入内容が統一されるわけではない→医師に対する研修会などの教材として示すなら有効か！本ガイドブックに掲載するとすれば、市町村が意見書の何処を見て、どんな点を追記してもらいたいのかを示すことになるが、過去に「総合リハビリテーション誌」などで取り上げたものもあるので、それを参照して掲載するか要検討。</p>
<p>最終対応</p>	<p>既に「医師意見書作成の留意点について」の記載がある。</p>

8. 標準教材

(1) タイトル

標準教材のタイトルは「補装具費支給事務ガイドブック」とした。

(2) 目次

最終版の目次は下記の通り。

はじめに

もくじ

第1章 補装具に関する制度

- 1 補装具の定義と役割
- 2 障害者総合支援法による補装具費支給と他法による補装具給付等
- 3 福祉用具支給制度選択チャート

Close Up Q&A

第2章 補装具費支給制度の概要

- 1 障害者総合支援法の概要
 - 1-1 法律制定の趣旨
 - 1-2 新たな障害福祉施策の要点
 - 1-3 法律の主な内容
 - 1-4 市町村等の役割
 - 1-5 障害者総合支援法による利用者負担
 - 1-6 利用者負担額の上限（障害福祉サービス）
- 2 補装具の定義について
- 3 補装具費支給制度について
 - 3-1 補装具費の支給目的について
 - 3-2 都道府県等の役割について
 - 3-3 制度の具体的な取扱いについて
 - 3-4 補装具費支給手続きの流れ等について
 - 3-5 費用の額の基準と消費税の関係
- 4 難病等の範囲と取扱い
 - 4-1 難病患者等に対する補装具費の支給
 - 4-2 難病患者等に対する補装具費支給の申請等
 - 4-3 難病患者等に対する補装具の取扱いで配慮すべきこと

第3章 補装具費支給事務の適切な理解と運用に向けて

- 1 補装具費支給にあたっての適切な理解
 - 1-1 他法優先
 - 1-2 特例補装具
 - 1-3 複数支給

- 1-4 再支給
- 1-5 耐用年数
- 1-6 差額自己負担
- 1-7 高額な製品・部品への対応
- 1-8 業者の情報提供
- 1-9 介護保険による福祉用具貸与との適用関係
- 1-10 引き渡し後、9ヶ月以内に生じた破損又は不適合
- 1-11 施設や病院への入所、入院中の補装具の取扱い
- 1-12 児童補装具に関する助言
- 2 補装具費支給事務の円滑な運用について
 - 2-1 医師意見書作成の留意点
 - 2-2 市町村に対する期待
 - 2-3 医師・専門職等との連携システムの構築
 - 2-4 更生相談所の役割と機能、今後のあり方
- 3 判定困難事例

Close Up Q&A

第4章 補装具に関する基礎知識

- 1 義肢
 - 1-1 総論
 - 1-2 義手
 - 1-3 義足
 - 1-4 見積例
- 2 装具
 - 2-1 下肢装具
 - 2-2 靴型装具
 - 2-3 体幹装具
 - 2-4 上肢装具
 - 2-5 見積例
- 3 座位保持装置
 - 3-1 主な解説と適応例
- 4 車椅子・電動車椅子
- 5 視覚障害者のための補装具
- 6 聴覚障害者のための補装具
- 7 重度障害者用意思伝達装置
- 8 その他の肢体不自由者用補装具
- 9 障害児に係る補装具

資料編

- 参考 1 障害者総合支援法（第 5 節第 7 6 条）
- 参考 2 障害者総合支援法施行令（第 2 条第 4 節 補装具費の支給 第 4 3 条の 2 及び 3）
- 参考 3 障害者総合支援法施行規則（第 2 条第 3 節 補装具費の支給 第 6 5 条の 3～9）
- 参考 4 義肢等補装具支給要綱の改正等について
- 参考 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について
- 参考 6 補装具費支給事務取扱指針について（H18.9.29 障発第 0929006 号）
- 参考 7 「義肢、装具及び座位保持装置等に係わる事務取扱要領」の制定について（H18.3.29 障地発第 0929002 号）
- 参考 8 非課税物品に関する告示
- 参考 9 身体障害者用物品の非課税扱い
- 参考 10 補装具費支給に係わる Q&A（平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日、平成 2 6 年 3 月 3 1 日付）
- 参考 11 難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関する Q&A（平成 2 5 年 3 月 1 5 日現在）
- 参考 12 介護保険法における福祉用具貸与及び販売の種目
- 参考 13 連絡先一覧
厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンター研究所、公益財団法人テクノエイド協会、全国の身体障害者更生相談所
最新の施策や通知の情報<ホームページのご案内>
最新の施策や通知の情報<ホームページのご案内>

(3) 標準教材イメージ

補装具費支給事務ガイドブックの表紙及び内容の一部は下記の通りである。

<表紙>

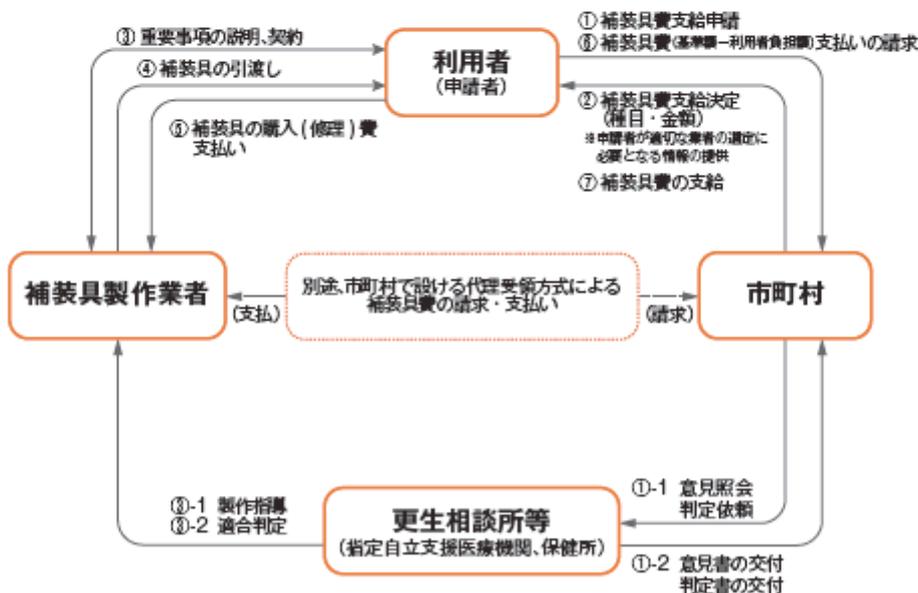


3-4 補装具費支給手続きの流れ等について

補装具費の支給申請手続きについては、下図のとおりです。以下、手続きの中で重要な点について、記載します。

■ 補装具費の支給の仕組み①（償還払方式の場合）

- 補装具の購入（修理）を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- 補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入（修理）のサービス提供を受ける。
- 障害者等が事業者から補装具の購入（修理）のサービスを受けた時は、
 - ・事業者に対し、補装具の購入（修理）に要した費用を支払うとともに、
 - ・市町村に対し、補装具の購入（修理）に通常要する費用（補装具費＝基準額－利用者負担額）に相当する額を請求する。
- 市町村は、障害者等から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。



※利用者負担額→負担上限額又は基準額×10/100

1-4 見積例

1 義手

肩義手

船構造肩義手 裝飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	産理番号	
基本価格	裝飾用		A-1	
	ソケット	樹脂化性樹脂	A-1	
製作 要素 価格	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1	
	支持部	肩部		
	支持部	上腕部 樹脂化性樹脂		
	支持部	前腕部 樹脂化性樹脂		
	義手用ハーネス	肩たすき一式		
	外装	肩部	プラスチック	
		上腕部	プラスチック	
前腕部		プラスチック		
完成用部品	義手	肩外装式	F A J -100	
	肘部	総動車輪ブロック式	E -50 F	
	手先具	裝飾ハンド	仕様 5-B P	
	手先具	裝飾手袋	仕様 5.44	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肩義手

船構造肩義手 裝飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	産理番号
基本価格	裝飾用		A-1
	加算	肩甲腕部切削加工	A-1
製作 要素 価格	ソケット	樹脂化性樹脂	A-1
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1
	支持部	肩部	
		加算	
	支持部	上腕部 樹脂化性樹脂	
	支持部	前腕部 樹脂化性樹脂	
	義手用ハーネス	胸甲用ベルトハーネス一式	
外装	肩部	プラスチック	
完成用部品	手先具	裝飾ハンド	仕様 5-B S
	手先具	裝飾手袋	仕様 1.0 X
	手先具	裝飾手袋	仕様 2.452
	手先具	裝飾手袋	仕様 5.44



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

9. 標準教材（補装具費支給事務ガイドブック）の配付

完成した最終版の標準教材は、2014年4月に、全国の市町村及び更生相談所等、その他作成にご協力いただいた機関へ配付することとした。送付先の訳は以下の通り。

補装具費支給事務ガイドブック 送付先内訳

1.	市町村	1742	カ所	×	1	部	=	1742	部
2.	更生相談所	80	カ所	×	1	部	=	80	部
3.	都道府県・政令市	105	カ所	×	1	部	=	105	部
4.	ヒアリング先	5	カ所	×	1	部		5	部
		4	カ所	×	3	部		12	部
		1	カ所	×	5	部		5	部
5.	委員・業界団体等	8	カ所	×	2	部	=	16	部
		5	カ所	×	10	部	=	50	部
		1	カ所	×	20	部	=	20	部
合 計		1951カ所						2035 部	

また、当協会ホームページ上 (<http://www.techno-aids.or.jp/>) に掲載し、広く一般に情報提供を行う。

IV. 本調査のまとめ

本調査は、昨年度に実施した「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業」の結果を踏まえ、大きく2つの課題を解決することを目的として調査を実施したところである。

- ① 多くの関係者から問題提起された、現行の補装具告示に規定される種目及び構造等が、技術革新や障害者ニーズ等の変化に的確に対応したものとなるよう、事務取扱要領・購入基準・修理基準の見直し案の検討すること。
- ② 市町村及び更生相談所ともに、地域の核となる人材が数年で異動している現状から、ノウハウの定着や蓄積が難しい状況にあるため、標準教材の作成を通じた知識の習得、補装具費支給業務の効率化・平準化を図ること。

要領・基準の見直し案の検討に関しては、主に事業者サイドの意向を取り纏めたところであるが、本調査結果によって整理した各種の論点を参考資料として、さらに補装具費支給制度に詳しい医師や専門家、セラピストや行政等を交えて、その見直しの重要性・緊急性を再確認のうえ、早急に見直し可能な事項については、補装具評価検討会へ報告し、今後に向けた検討を期待する。

一方、その他の十分な時間をかけて検討すべき事項については、種目毎に実務者レベルのワーキングなどを設けるなどして、本調査結果をベースとした継続的な検討が必要である。

「補装具費支給事務ガイドブック」の作成にあたっては、Q & Aや各種事例の掲載による基礎的な知識の習得だけでなく、図解やイラストを多く取り入れた補装具の解説や見積り例の掲載等により、実務面においても活用できる豊富な情報を網羅的に補装具費支給事務に係わる纏めることができた。さらに、参考資料編には最新の通知情報等を掲載し、障害者福祉現場に携わる市町村職員が効率的かつ迅速に情報が得られるよう、まとめたところである。

一方、市町村ヒアリングで課題が多数見られた児童に係わる補装具の取り扱いについて、今回のガイドブックにおいては、必ずしも十分に踏み込めておらず、児童特有の考え方や主要な事項を本稿に追加などとして、本稿を早速改訂する期待も寄せられている。

今回作成したガイドブックが、補装具費支給事務の適切な理解と運用に向けて活用されると共に、都道府県や更生相談所等が市町村職員を対象に行う研修で大いに活用されることを期待するものである。

本書は、当協会のホームページからもダウンロードすることができる。

<http://www.techno-aids.or.jp/>

本調査の結果が今後の健全かつ適切な補装具費支給制度の運用と今後のあり方検討に役立てられることを期待するものである。

資料編

(3) 事務取扱要領結果取り纏め

見直し案	見直しを必要とする理由（背景や根拠）	回答者	主な論点
<p>義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領</p> <p>障害者自立支援法第5条第24項及び第76条第2項に基づく補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子、電動車椅子及び歩行器に係る部分並びに2の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子及び電動車椅子については、それぞれ以下の第1の1、2、3、4、第3及び第5並びに第2の1、2、3、4及び第4により取り扱われることとされた。</p> <p>なお、完成用部品は義肢、装具等の構成品であって、消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品のみを交付の購入に係る補装具費を支給するものについては、告示により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。）の内訳に消費税相当額を含むこととなること。</p> <p>また、告示第5項の規定により100分の95を乗することとするものは、以下の各「価格構成」中「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものとし、同中「完成用部品価格」に係るものについては要しないこと。</p> <p>第1 購入に要する費用の額の算定等に関する取扱い</p> <p>1 殻構造義肢</p> <p>(1) 製作工程</p> <p>殻構造義肢は、「アの基本工作方法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>(2) 価格構成</p> <p>告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。</p> <p>○使用材料費</p> <p>〔素 材 費：義肢材料リストによる素材購入費 素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分） 小 物 材 料 費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費 （糸、釘、ビス、ナット、油脂等） 材 料 管 理 費：素材の購入及び保管に要する経費 ○製作加工費 〔作 業 人 件 費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費 （給与、賞与、退職手当、法定福利費等） 作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相対人件費 製 造 間 接 費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等 〕 〕 〕管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費</p>			

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。
 殻構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格
 【基本価格：採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工事に要する加工費の計
 製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を殻構造義肢の形態に適合するよう行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
 完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計
 したがって、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の103に相当する額を上限とすること。（図-1参照）
 なお、義肢は身体障害者用品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の103に相当」の趣旨は、殻構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。殻構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。（図-2、3参照）

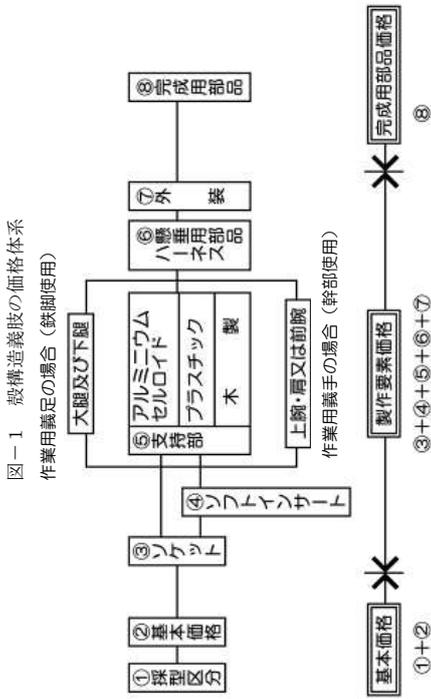
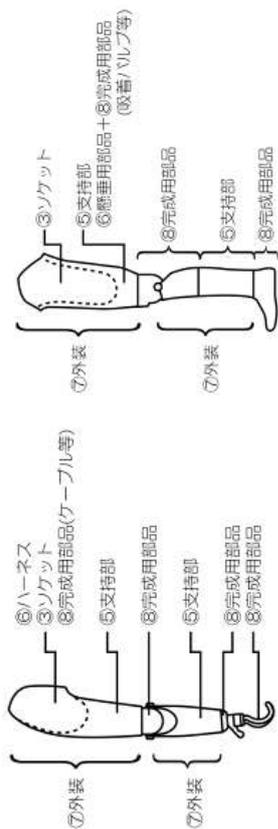


図-2 殻構造上腕義手の構成例 図-3 殻構造大腿義足の構成例



(3) 基本価格
a 義手

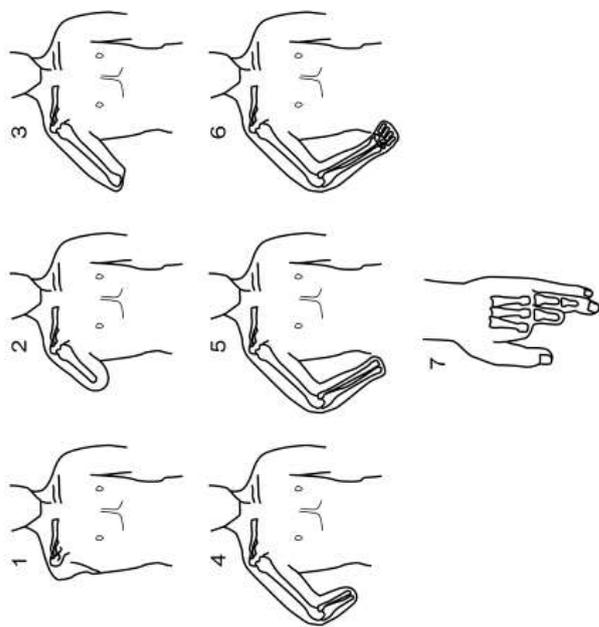
- (a) 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図-4 参照)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
 A-1 肩義手 A-2 上腕義手 A-3 肘義手
 A-4 前腕義手 A-5 手義手 A-6 手部義手
 A-7 手指義手
- (c) 採型区分の「A-7」は、**手指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は多指切断で連続している指を採型する場合は一単位で取り扱うこと。**
- (d) 類上支持式とは、ミュンスタタイプ及びノースウェスタントタイプのように入腕骨顆部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。
- (e) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレートになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。
- (f) 義手の型式は、身体状況や日常生活の様々な場面に応じて選択されるものであり、支持部や完成用品の肘継手、手先具の型式にかかわらず取り扱うこと。

連続していない場合は1本1本分けて採型を行う。

義肢協会

○適用範囲の修正

図-4 義手の採型区分

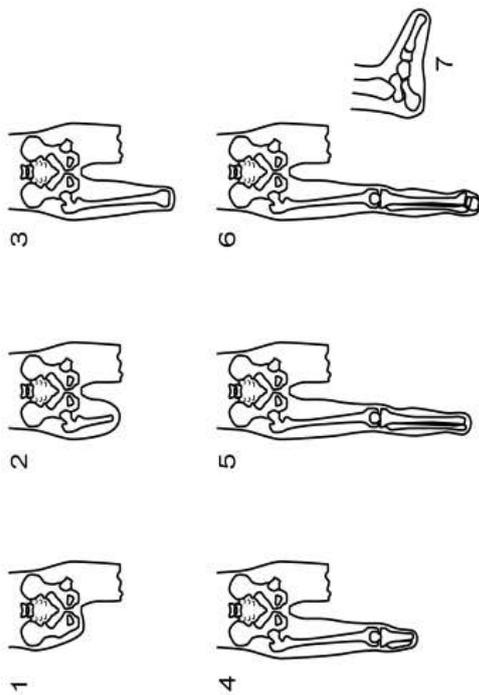


b 義足

- (a) 義足の基本価格は、「イの採型区分」（図-5 参照）に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
 - B-1 股 義 足 B-2 大腿義足 B-3 膝 義 足
 - B-4 下腿義足 B-5 下腿義足（サイム義足）、果義足
 - B-6 果義足、足根中足義足 B-7 足指義足
- (c) 採型区分の「B-7」は、足指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。
- (d) 義足の型式は、ソケットの機能型を表したものであるため、常用と作業用とは、足部の違いにより区分するものであること。
- (e) キップシャフト（短断端用）は、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端未近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。
- (f) IRCソケット（いわゆる坐骨収納型ソケット）は、坐骨結節から恥骨枝の一部（骨盤の一部）と大転子（大腿骨）をソケット内に納め、大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。

- (g) 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。
- (h) TSBソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義足の型式の範囲内で取り扱うこと。
- (i) 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

図－5 義足の採型区分



(4) 製作要素価格

- a ソケット
 - (a) ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。
 - (b) 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
 - (c) 熱硬化性樹脂とは、F. R. P.（繊維強化プラスチック）のことで、ラミネートされたものであること。
 - (d) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。
- b ソフトインサート
 - (a) ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用材料ごとに

- 「(イ)のソフトラインサート」から選択すること。
- (b) 軟性発泡樹脂とは、PEライツ及びスポンジ等であること。
 - (c) ソフトラインサートとは、背突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
 - (d) 義手用及び義足用のソフトラインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。
 - (e) シリコンとは、F・R・P・同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。
- c 支 持 部
- (a) 装飾用又は能動式義手及び常用義足の場合
- i 支持部の価格は、各部位の組立て、切削等の加工費であり、それぞれ使用材料ごとに「(イ)の支持部」を加えること。
 - ii 支持部は、基本的には次のような方式により加算すること。

名 称	加 算 部 位
肩 義 手	肩部・上腕部・前腕部
上 腕 義 手	上腕部・前腕部
前 腕 義 手	前腕部
股 義 足	股部・大腿部・下腿部
大 腿 義 足	大腿部・下腿部
下 腿 義 足	下腿部

- iii サイム義足の場合に限り、ソケット自体が支持部となることから下腿支持部を加えること。
- iv 支持部の加算方法
 - (i) 図－6及び図－7のような斜線の部分をもつソケットの場合は、斜線部分の大小にかかわらず支持部を加えること。
 - (ii) 支持部の価格は、使用材料ごとに「(イ)の支持部」を加えること。
 - (iii) 支持部に熱可塑性樹脂を使用する場合は、セルロイドに準じて加算すること。
 - (iv) オープンエンド型ソケットは、使用材料ごとに支持部の価格を加算すること。
 - (v) 外装の価格は、使用材料ごとに「(ハ)の外装」を加えること。
 - (vi) 熱可塑性樹脂で成型された支持部そのものが外装となる場合は、外装のプラスチックを加算することができないこと。
 - (vii) 図－8のような斜線の部分がないソケットの場合は、支持部を加えられないこと。ただし、外装を行う場合は、使用材料ごとに「(ハ)の外装」を加えること。

図-6 支持部を加算できるソケット 図-7 支持部を加算できるソケット

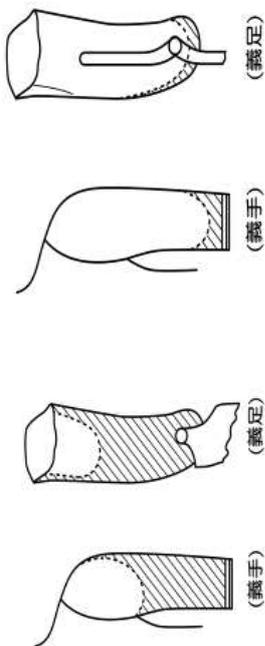
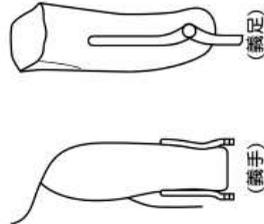


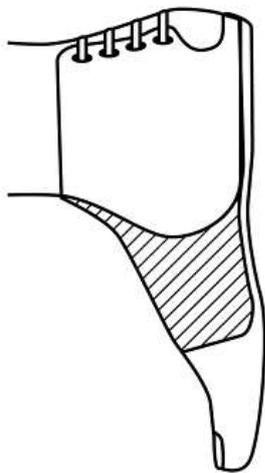
図-8 支持部を加算できないソケット



- (b) 作業用義手（幹部）及び作業用義足（鉄脚）の場合
 - i 作業用義手（幹部）
 - (i) 肩義手作業用及び上腕義手作業用の場合は、「(f)の支持部」の作業用・上腕部のみを加えること。
 - (ii) 前腕義手作業用の場合は、「(f)の支持部」の作業用・前腕部のみを加えること。
 - ii 作業用義足（鉄脚）
 - (i) 股義足作業用及び大腿義足作業用の場合には、「(f)の支持部」の作業用・大腿部のみを加えること。
 - (ii) 下腿義足作業用の場合は、「(f)の支持部」の作業用・下腿部を加えること。
- (c) 果義足、足根中足義足及び足指義足の場合

図-9のようにソケットと足先ゴムの間に軟性発泡樹脂で埋めた場合に「(f)の支持部」の足部を加えること。

図-9 支持部を加算できる足部



d 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

(a) 義手用ハーネス

- i 各義手に用いられるハーネスの例を、以下の図-10 から図-20 に示す。
- ii 肘義手用は上腕義手用に、手義手用及び手部義手用は前腕義手用に、それぞれ準じて取り扱うこと。
- iii 使用部品の項目に一式とされているものであっても、使用部品の組み合わせができること。（図-14、15、18、19、20 参照）
- iv 能動式に用いられるハーネスで、他の義手用ハーネスの組み合わせを必要とする場合には、それぞれ組み合わせることができること。（図-20 参照）

図-10 肩義手用胸部ベルトハーネス一式

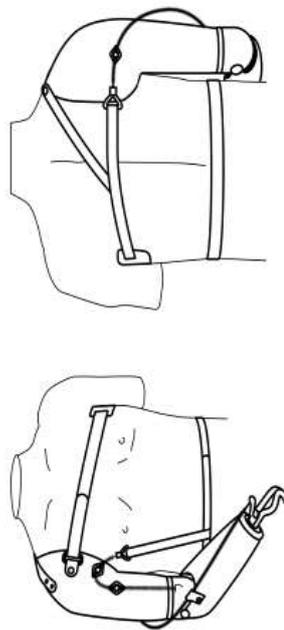


図-11 肩義手用及び上腕義手用肩たすき一式

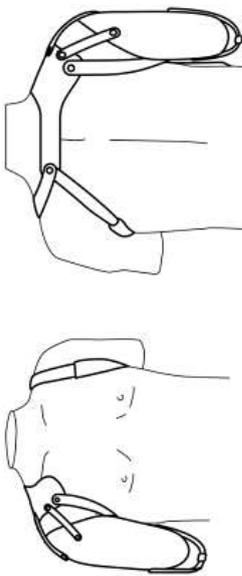


図-12 上腕義手用胸部ベルトハートハーネス一式

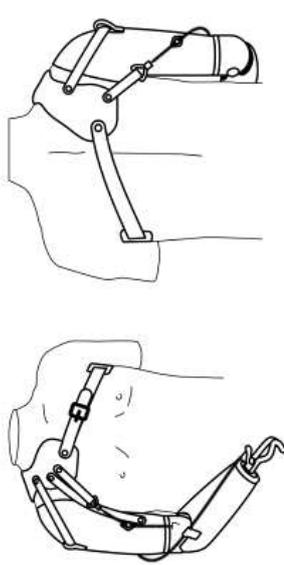


図-13 上腕義手用8字ハーネス一式

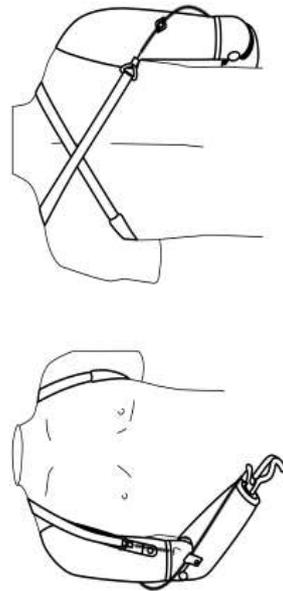


図-14 前腕義用手用胸部ベルトハートハーネス一式
(胸部ベルトハートハーネス一式と上腕カフの組み合わせ)

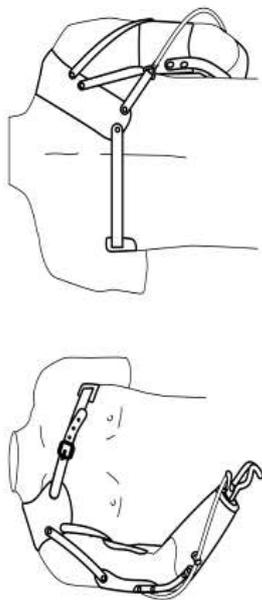


図-15 8字ハーネス一式と上腕カフの組み合わせ例
(前腕義用手用)

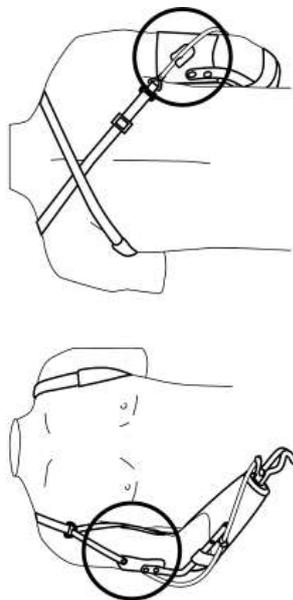


図-16 前腕義用手用9字ハーネス一式

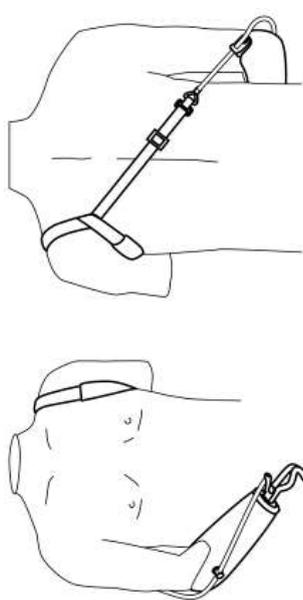


図-17 上腕カフ（装飾用カフバンド）

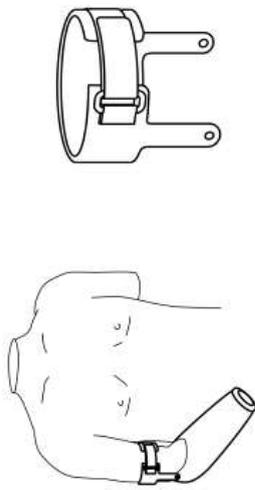


図-18 前腕義用手用9字ハーネス式と上腕カフの組合せ

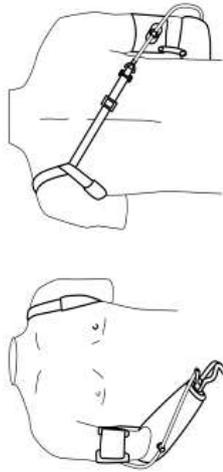


図-19 上腕カフ（三頭筋バンド）

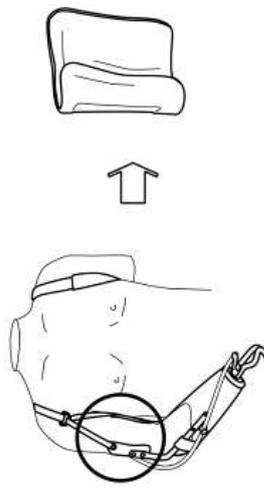
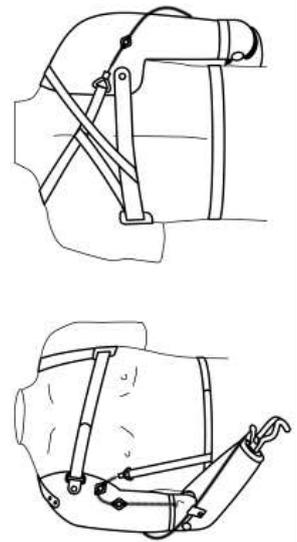


図-20 肩義用手用胸部ベルトハーネス式と前腕義用手用9字ハーネス式の組合せ



- (b) 義足懸垂用部品
- i 膝義足は大腿義足用に、サイム義足用は下腿義足用にそれぞれ準じて取り扱うこと。
 - ii 使用部品の項目に一式とされているもの（大腿もも締め一式を除く。）は、他の義足懸垂部品を加えられないこと。 (図-21 参照)
 - iii 使用部品の項目に一式とされていないものは、使用部品の組み合わせにより加算すること。(図-22 参照)
 - iv 義足用股吊りの価格は、1本当たりのものであること。
 - v 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフは、P T B膝カフに準じて取り扱うこと。

図-21 シレジアバンドの区分

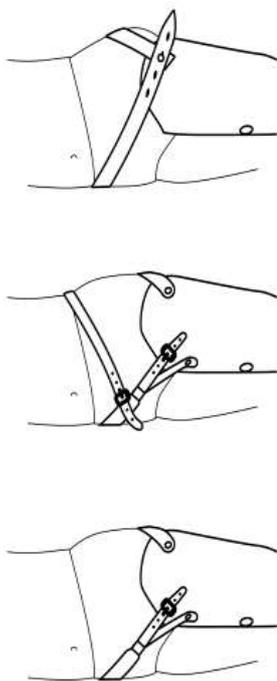


図-22 大腿義足懸垂部品の区分

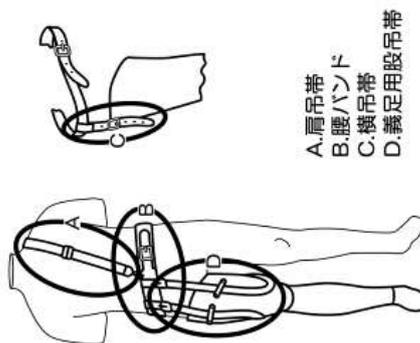
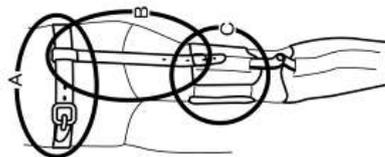
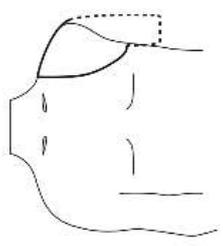
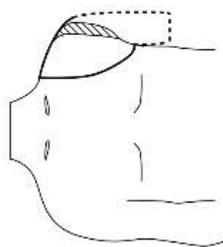
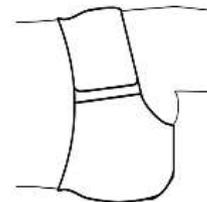
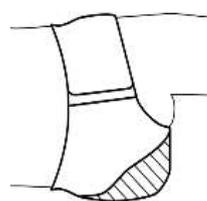


図-23 下腿義足懸垂部品の区分



- e 外装
 外装部位と使用材料により各部位ごとに加算すること。ただし、肩部、股部及び足部については、次によること。

<p>(a) 肩部 ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。（図-24、25 参照）</p> <p>図-24 外装を加算できない事例</p>  <p>図-25 外装を加算できる事例</p> 	<p>(b) 股部 ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。（図-26、27 参照）</p> <p>図-26 外装を加算できない事例</p>  <p>図-27 外装を加算できる事例</p> 	<p>(c) 足部</p> <p>i 足部表革及び裏革については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要がある認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。</p> <p>ii 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えることができること。</p> <p>(5) 完成用部品 部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について（平成25年3月29日障発0329第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」（以下、「完成用部品の指定基準」という。）に定めるところによるものとする。</p> <p>ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。</p> <p>なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。</p> <p>a 義手用部品</p>
--	--	---

見直し案

見直しを必要とする理由（背景や根拠）

主な論点

- (a) 肩継手部品のうち筋金の価格は、1本当たりのものであること。
- (b) 肩継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- (c) 手継手は、一組の価格であること。
- (d) 義手の作業用に付ける手先具は、3個を範囲として必要な数だけ加算することができること。
- (e) フック用先ゴムは1本当たりの価格とし、当分の間、6カ月分を限度として必要な数だけ一括支給することができること。
- (f) 断端袋は、~~年間の上限額のみが定められているため、特性・数量にかかわらず、当該額の範囲内で発汗量等の状況に応じて必要な枚数を一括支給することができること。~~
- b 義足用部品
 - (a) 股継手部品のうち筋金の価格は、1本当たりのものであること。
 - (b) 股継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
 - (c) 次に掲げる部品については、足部が含まれた価格であること。
(KI-BU-B19-1, KI-BU-B19-2)
 - (d) 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性・数量にかかわらず、当該額の範囲内で一括支給することができること。

(参考) 殻構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

殻構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型	ギプス包帯法 による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等）及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービングマシン 電気オーブン
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表	

発汗量は人により異なるため、年間の上限を決めなくてもよいのではないかと。現在の支給枚数では不足する場合が多い。

義肢協会

◎製作方法の修正

義肢協会

見直し案

見直しを必要とする理由（背景や根拠）

回答者

主な論点

	面の仕上げ及び乾燥。		
(カ) ソケット製作	陽性モデルへのストッキングネットの被覆、強化材の付加、PVAスラリーの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元器具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ	
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギブス等による支持部材外形の形成及び要素の結合。 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整。	カービングマシン	
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組み合わせ及び結合、ハーネスの取付け。 足部：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組み合わせ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整。	マシン	
(ケ) 仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本指導並びに適合の修正。 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導。 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明。 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためダイナミックアライメントを決定する。		
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキングネットの被覆及びラミネーション。 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検。		
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びにユーザーに対する義肢の取扱い方法の説明やメンテナンス、断端の衛生管理等の指導。		
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> 義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザーの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 初期段階で、ユーザーに義肢を装着するまでの流れについて説明する。 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 義肢の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ま 		

しいことをご理解いただく。

製作所には、事務室、工作室等が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。具体例としては、以下に示す「(参考) 義肢製作所の面積例」を参照すること。「(2 骨格構造義肢」、「3 装具」についても、これを参照すること。）

設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：復元器、コンターマシン、集塵器、ボール盤、グラインダー、パフグラインダー、溶接器、電動ドリル、パイプカッター、万力、八方ミシン、特殊ミシン、内周計、カップリング、ヒートガン等）を備えていること。「(2 骨格構造義肢」、「3 装具」についても、これを参照すること。）

(参考) 義肢製作所の面積例

室名等	面積 (坪数)	備	考
事務室	16.5 m ²	5 坪	受付、一般事務、待合室
採型室	16.5 m ²	5 坪	測定、仮合せ、試歩行
工作室			
ギブス作業室	9.9 m ²	3 坪	型流し、陽性モデル修正
機械室	9.9 m ²	3 坪	集塵設備
一般組立室	19.8 m ²	6 坪	作業台 2 台 (義肢装具士 2 名以上)
倉庫	9.9 m ²	3 坪	材料保管

2 骨格構造義肢

(1) 製作工程

骨格構造義肢は、「アの基本工法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

〔素材費：義肢材料リストによる素材購入費

素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費
(糸、釘、ビス、ナット、油脂等)

〔材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

〔作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費
(給与、賞与、退職手当、法定福利費等)

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費

製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
 管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費
 また、骨格構造義肢の価格は、次のように構成されていること。
 骨格構造義肢の価格＝基本価格＋製作要素価格＋完成用部品価格
 【基本価格：採型使用材料及び骨格構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計
 製作要素価格：材料及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
 完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計
 したがって、骨格構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の103に相当する額を上限とすること。（図－28 参照）
 なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の103に相当」の趣旨は、骨格構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。骨格構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。（図－29、30 参照）

図－28 骨格構造義肢の価格体系

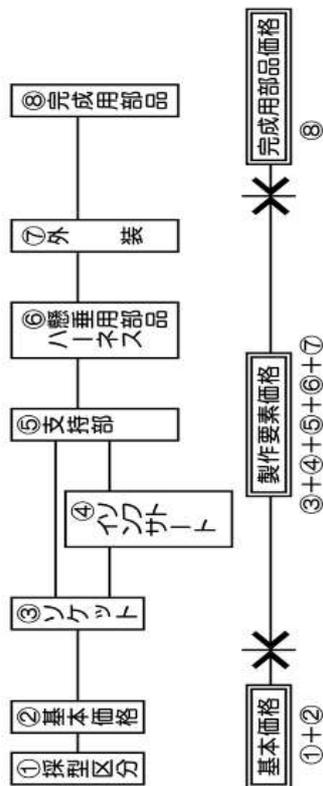


図-29 骨格構造義手の構成例

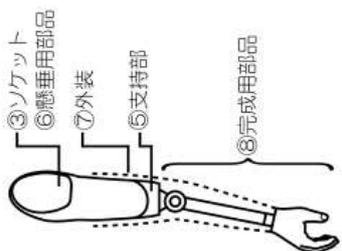
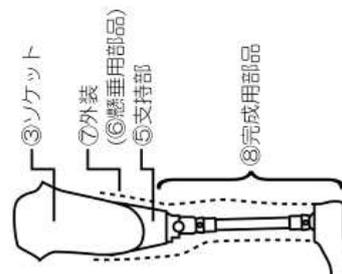


図-30 骨格構造義足の構成例



(3) 基本価格
a 義手

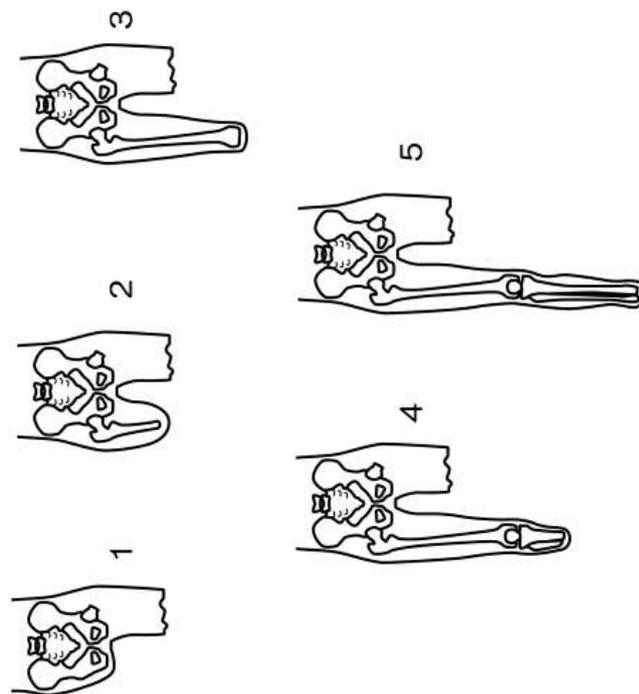
- (a) 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図-31 参照)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
A-1 肩義手 A-2 上腕義手 A-3 前腕義手
- (c) 願上支持式とは、ミュンスタータイプ及びノースウェスタントタイプのように入腕骨頸部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。
- (d) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレートになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。

図-31 義手の採型区分



- b 義足
- (a) 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-32 参照)に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
 - (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
 B-1 股義足 B-2 大腿義足 B-3 膝義足
 B-4 下腿義足 B-5 下腿義足 (サイム義足)
 - (c) キップシャフトは、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端未近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。
 - (d) IRCソケット (いわゆる坐骨取納型ソケット) は、坐骨結節から恥骨枝の一部 (骨盤の一部) と大転子 (大腿骨) をソケット内に納め、かつ大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。
 - (e) 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。
 - (f) TSBソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義足の型式の範囲内で取り扱うこと。
 - (g) 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

図-32 義足の採型区分



- (4) 製作要素価格
- a ソケット
- (a) ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(7)のソケット」から選択すること。
- (b) 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (c) 熱硬化性樹脂とは、F.R.P. のことで、ラミネートされたものであること。
- (d) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。
- b ソフトインサート
- (a) ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(4)のソフトインサート」から選択すること。
- (b) 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジ等であること。
- (c) ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
- (d) 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。
- (e) シリコーンとは、F.R.P. 同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。
- c 支持部
- (a) 支持部は、それぞれ製作する義手又は義足の型式ごとに「(4)の支持部」から選択すること。

名称	適用例
肩義手用	肩義手の場合に限ること。
上腕義手用	上腕義手の場合に限ること。
前腕義手用	前腕義手の場合に限ること。
股義足用	股義足の場合に限ること。
大腿義足用	大腿義足の場合に限ること。
下腿義足用	下腿義足の場合に限ること。

- d 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品
義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の取扱いについては、1の殻構造義肢に準ずること。
- e 外装
- (a) 外装は、フォームカバーを用いる場合にのみ加えること。
- (b) フォームカバーは、股部、膝部に皮革を当てる又は補強材を塗る等耐久性を持たせる工夫を施すこと。

<p>(c) フォームカバーは、調整及び修理を考慮して簡単に着脱できる構造にすること。 (d) 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えること。</p>																							
<p>(5) 完成用部品 部品の名称、使用部品価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。 また、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。 なお、断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。</p>																							
<p>(参考) 骨格構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等 骨格構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="684 1171 719 2110">工程</th> <th data-bbox="684 1010 719 1171">作業の内容</th> <th data-bbox="684 848 719 1010">設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="724 1171 820 2110">(ア) 断端の観察</td> <td data-bbox="724 1010 820 1171">断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。</td> <td data-bbox="724 848 820 1010"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="825 1171 920 2110">(イ) 採寸及び投影図の作成</td> <td data-bbox="825 1010 920 1171">製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。）</td> <td data-bbox="825 848 920 1010"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 1171 1021 2110">(ウ) 採型</td> <td data-bbox="925 1010 1021 1171">ギブス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。</td> <td data-bbox="925 848 1021 1010">義肢協会 ◎製作方法の修正</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1026 1171 1121 2110">(エ) 適合のチェック</td> <td data-bbox="1026 1010 1121 1171">チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等）及び修正、継手の中心位置の設定。</td> <td data-bbox="1026 848 1121 1010">真空成型機 カービングマシン 電気オーブン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1171 1222 2110">(オ) 陽性モデルの製作</td> <td data-bbox="1126 1010 1222 1171">チェックソケットへのギブスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥。</td> <td data-bbox="1126 848 1222 1010">真空ポンプ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 1171 1323 2110">(カ) ソケットの製作</td> <td data-bbox="1227 1010 1323 1171">陽性モデルへのストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のエコネクタ等支持部材を</td> <td data-bbox="1227 848 1323 1010"></td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業の内容	設 備	(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。		(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。）		(ウ) 採型	ギブス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	義肢協会 ◎製作方法の修正	(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等）及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービングマシン 電気オーブン	(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギブスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥。	真空ポンプ	(カ) ソケットの製作	陽性モデルへのストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のエコネクタ等支持部材を		<p>現在はギブス包帯による採型法以外にインプレッションフォームを使用する方法や、ハンズキャナー等のデジタル機器を用いて採型する方法があるので削除する。</p>	
工程	作業の内容	設 備																					
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。																						
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。）																						
(ウ) 採型	ギブス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	義肢協会 ◎製作方法の修正																					
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等）及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービングマシン 電気オーブン																					
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギブスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥。	真空ポンプ																					
(カ) ソケットの製作	陽性モデルへのストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のエコネクタ等支持部材を																						

見直し案

見直しを必要とする理由（背景や根拠）

回答者

主な論点

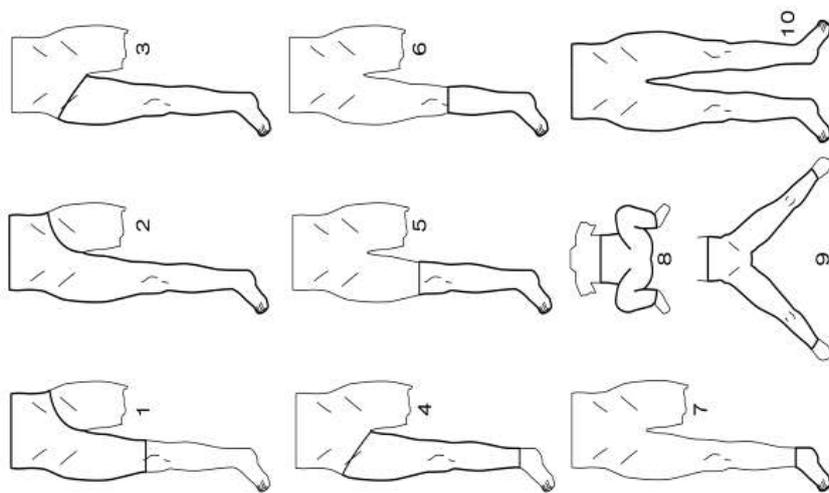
	組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元治具を用いて位置設定を行う。	
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギブス等による支持部材の外形の形成及び要素の結合。 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整。	カービングマシン
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組み合わせ及び結合、ハーネスの取付け。 足部：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組み合わせ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整。	ミシン
(ケ) 仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本指導並びに適合の修正。 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導。 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明。 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためダイナミックアライメントを決定する。	
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームカバの穴掘及び外形の研削、ストックネットの被覆。 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検。	カービングマシン
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びにユーザに対する義肢の取扱い方法の説明やメンテナンス、断端の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> 義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 初期段階で、ユーザに義肢を装着するまでの流れについて説明する。 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 義肢の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。 	

<p>3 装具</p> <p>(1) 製作工程 装具は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせることで製作すること。</p> <p>(2) 価格構成</p> <p>告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。</p> <p>○使用材料費</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔素 材 費：装具材料リストによる素材購入費 素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分） 小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等） 〔材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費 <p>○製作加工費</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔作 業 人 件 費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等） 作業時間の余割割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費 製 造 間 接 費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等 管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費 <p>また、装具の価格は、次のように構成されていること。</p> <p>装具の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔基 本 価 格：採型（又は採寸）使用材料費及び装具の名称、採型区分別に設けられている基本工作に要する加工費の計 製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を身体の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計 完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計 <p>したがって、装具の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エ の製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれを使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の103に相当する額を上限とすること。（図-33 参照）</p> <p>なお、装具は身体障害者用品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の103に相当」の趣旨は、装具を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。</p>		
---	--	--

<p>○下肢・体幹・上肢装具</p> <p>図-33 装具の価格体系</p> <p>○靴型装具 (患足の場合)</p> <p>○下肢・体幹・上肢装具</p> <p>○定義の修正・追加</p>	<p>義肢協会</p> <p>図の膝サポーターの名称を「膝関節軟性装具」に変える。膝サポーターは一般的な名称であり、薬局やスポーツ店でも販売している既製品と混同されやすい。義肢製作所が製作している膝サポーターは基本工作法に基づいて製作されるものであり、「膝関節軟性装具」という名称が適切であると考ええる。</p> <p>2種類以上の装具を組み合わせた場合、個々にモデル修正を行うため、基本価格の加算は必要であると考ええる。</p> <p>◆製作方法毎の価格追加</p>
<p>(3) 基本価格</p> <p>a 共通事項</p> <p>(a) 装具の基本価格は、「イの採型区分」に基づき採寸又は採型のいずれかに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。</p> <p>(b) 採型区分は、装具の製作のために採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。</p> <p>(c) 採寸とは、「アの基本工作法」に基づいた採寸に必要な工程のなかで、「(イ)の採寸及び投影図の作成」が行われるものであること。</p> <p>(d) 採型とは、「アの基本工作法」に基づいた採型に必要な工程のなかで、「(イ)の採型」及び「(エ)の陽性モデルの製作」が行われるものであること。</p> <p>なお、実際に採型を行ったものであっても「(エ)の陽性モデルの製作・修正」が行われない場合には、採寸の価格とすること。</p> <p>(e) 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、それぞれの基本価格を加算できないことで、一側を一単位として加算することができること。</p> <p>b 下肢装具</p> <p>(a) 下肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-34 参照)により決定すること。</p> <p>(b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。</p> <p>A-1 股装具 A-2 長下肢装具(骨盤付) A-3 長下肢装具 A-4 膝装具 A-5 短下肢装具(願上式) A-6 短下肢装具 A-7 足底装具 A-8 股関節外転装具(タイプ1)</p>	<p>義肢協会</p> <p>2種類以上の装具を組み合わせた場合、個々にモデル修正を行うため、基本価格の加算は必要であると考ええる。</p> <p>◆製作方法毎の価格追加</p>

- A-9 股関節外転装置（タイプ2） A-10 両長下肢装置（骨盤付）
 A-11 大腿固定装置 A-12 下腿固定装置

図-34 下肢装置の採型区分

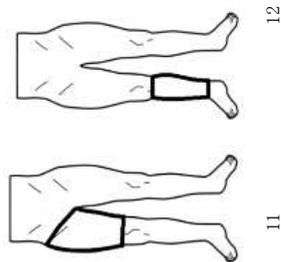


一般的に装置は各関節部を含むデザインで製作されることが多いが、中には外固定を主な目的に関節部を含まないデザインで製作される装置もある為。（例 腫瘍による骨折・難病による変形など）
 また、採型区分の追加に伴い図1-34 の下肢装置の採型区分に、大腿部のみ、下腿部のみを指す図を

追加する必要がある。

大腿部のみ装置の処方も現実的にはある。

下腿部のみ装置の処方も現実的にはある。



義肢協会

○分類の修正・追加

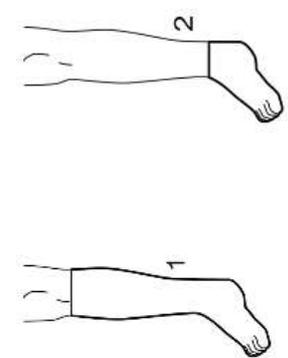
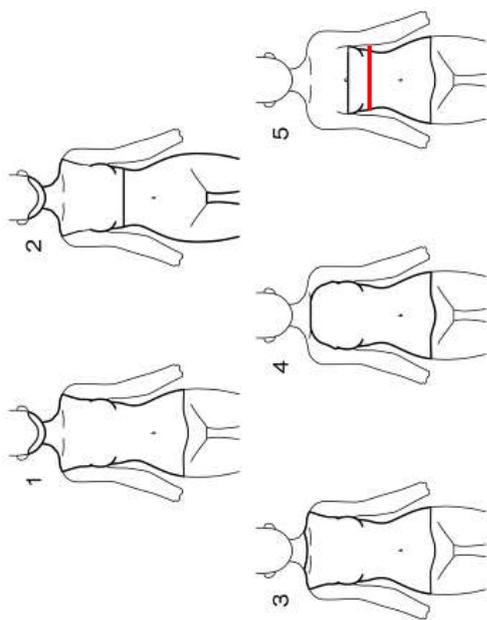
<p>c 靴型装具</p> <p>(a) 靴型装具の基本価格は、「イの採型区分」（図-35 参照）により決定すること。</p> <p>(b) 靴型装具の基本価格は、右又は左の側当りのものであること。</p> <p>(c) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。</p> <p>B-1 長靴 B-2 半長靴、チャッカ靴、短靴 B-3 半長靴</p> <p>(d) 健足は採寸で取り扱うこと。</p>	<p>従来の採型区分では半長靴・チャッカ靴・短靴は同じ区分（B-2）であるが、これを半長靴、チャッカ靴・短靴に分ける必要があると考える。その理由として半長靴は従来の採型区分（B-2）では足りておらず、半長靴の製作は技術的にも難しいために新規に区分の追加が必要である。また、採型区分の追加に伴い靴型装具の採型区分に、半長靴を指す図を追加する必要がある。</p> <p>木型を修正して製作する整形靴は、下腿 3 分の 2 以下の長さまで木型を修正することは困難である。</p> <p>採型区分の追加に伴い図-35 の靴型装具の採型区分に、半長靴を指す図を追加する必要がある。</p> 	<p>d 体幹装具</p> <p>(a) 体幹装具の基本価格は、「イの採型区分」（図-36 参照）により決定すること。</p> <p>(b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。</p> <p>C-1 頸椎装具（胸椎装具付） C-2 頸椎装具</p> <p>C-3 胸椎装具（肩バンド付） C-4 胸椎装具</p> <p>C-5 腰椎装具、仙腸装具</p>	<p>義肢協会</p> <p>義肢協会</p>	<p>○分類の修正・追加</p> <p>○分類の修正・追加</p>
---	---	---	-------------------------	-----------------------------------

図-36 体幹装具の採型区分



e 上肢装具

(a) 上肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-37 参照) により決定すること。

(b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

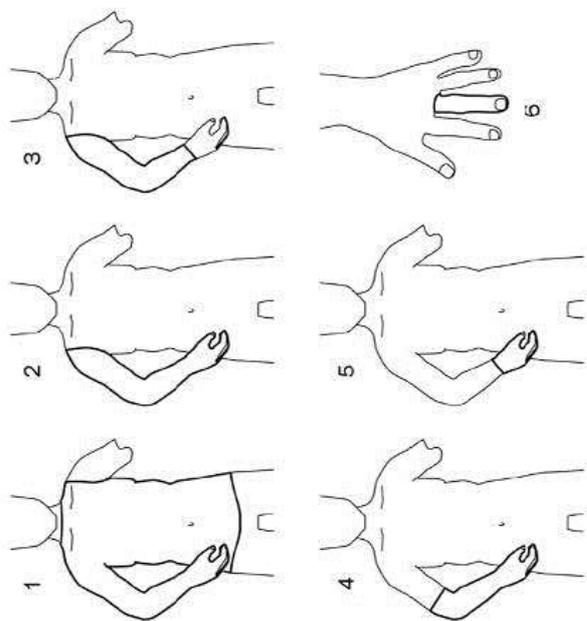
- D-1 肩装具
- D-2 肘装具 (タイプ1)
- D-3 肘装具 (タイプ2)
- D-4 手背屈装具、長対立装具、把持装具
- D-5 短対立装具、MP屈曲・伸展装具
- D-6 指装具

体幹装具C5の採型区分の図で、上のラインが高いので下に下げる。

◎適用範囲の修正

義肢協会

図-37 上肢装具の採型区分



(4) 装具の製作要素価格

a 下肢装具

(a) 継手

- i 固定継手
 - (i) 固定継手とは、固定式の継手であり、一本棒状の**金属**支柱をもち、全く動きのない継手である（図-38 参照）
 - (ii) したがって、固定継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。
- ii 遊動継手
 - (i) 遊動継手とは、遊動式の継手であり、可動性をもつ継手であること。（図-39 参照）
 - (ii) したがって、遊動継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。なお、遊動継手には固定・遊動切替式の継手も含まれること。
- iii プラスチック継手
 - (i) プラスチック継手とは、~~継手部品として独立した形状を有するプラスチックの継手であり、~~遊動式のものと同様性のもとに区分されること。
 - (ii) 可撓性のプラスチック継手を用いる場合は、プラスチック継手の価格（価格×1）とする。ただし、ヒンジ継手を用いる場合は、片側を一単位とすること。（図-40 参照）

近年、強度の向上・軽量化等を目的に強度の高い樹脂繊維、カーボン支柱を用いた装具が開発・製作されている為、金属を削除する。

◎素材の修正

(iii) の解説と矛盾するので削除する。

◎適用範囲の修正

- (iii) 継手部品として独立していない形状のプラスチック継手については、その形状の如何を問わずフレキシブルな場合のみに限り、可撓性のプラスチック継手として取り扱うこと。
- (iv) 完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動継手として取り扱うこと。
- iv その他
 - (i) 鋼線支柱の場合は、遊動の価格とし、片側を一単位とすること。 (図-41 参照)
 - (ii) 短下肢装具用の板バネ支柱の場合は、足継手の遊動の価格（価格×1）とすること。 (図-42 参照)

図-38 固定継手の加算方法

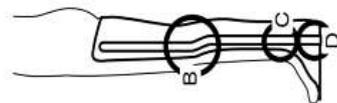


図-39 遊動継手の加算方法

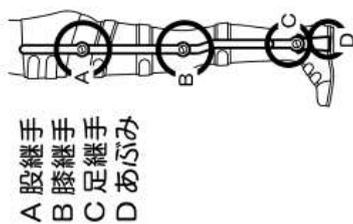


図-40 プラスチック継手の事例

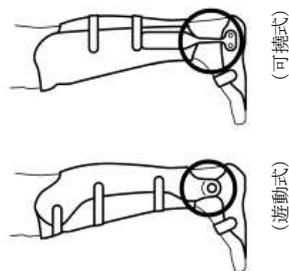


図-41 鋼線支柱の事例

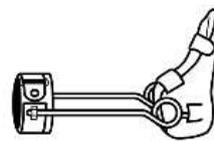
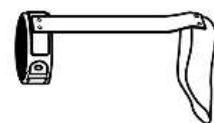


図-42 板バネ支柱の事例



- (b) 支持部
 - i 支持部とは、肢体を半周又は一周するもので、装具を肢体に固定し、支柱の位置決定及び装具の強度を高めるために用いられるものであること。
 - ii 半月及び皮革は、それぞれ1カ所を一単位とすること。

見直し案

見直しを必要とする理由（背景や根拠）

回答者

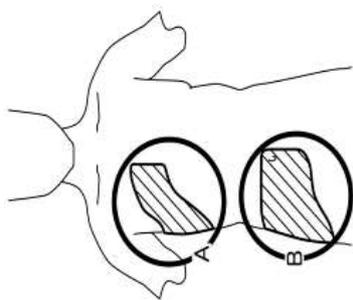
主な論点

<p>「成形」に変える</p>	<p>義肢協会</p>	<p>◎誤字の修正</p>
<p>iii 熱硬化性樹脂とは、F.R.P.のことで、ラミネートされたものであること。 iv 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱成形されたものであること。 v P.T.S式及びK.B.M式は、P.T.B支持式に準じて取り扱うこと。 vi あぶみとは、足板又は靴と装具とを連結する足継手より遠位の部分のものであること。なお、歩行用あぶみは、あぶみに準じて取り扱うこと。 vii 足部とは、足部に装着するものであり、すべて支持部とすること。ただし、補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「b」の付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。 viii 足部のBの皮革の『大』とは、足部の半分以上を覆うものであって、いわゆる『足部おおい』であること。また、『大』とは、『足部おおい以外のもの』であって通常の足底板はこれに含まれるべき。 ix 標準靴とは、一般のレディメイドの靴ではなく、義肢装具材料メーカーが製作販売している半完成品の靴を加工して靴付きの下肢装具を製作する場合の基準であり、「オの完成用部品」を加算すること。 x 短下肢装具の「F 硬性」には、カフバンドを加算することができないこと。 (c) その他の加算要素 i キャリパー及びツイスターを用いる場合は、完成用部品を加えられないこと。 ii ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「b」の付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。 iii 膝サポーター＝ 膝関節軟性装具のみを製作する場合は、基本価格に製作要素価格の「c」のその他の加算要素の価格」を合算した額とすること。ただし、遊動継手付きの場合は、製作要素価格の「aの継手」を加えること。 iv 体幹装具以外で骨盤帯を用いる場合は、すべて体幹装具に準じて取り扱うこと。 v 懸垂帯を必要とする場合は、1の殻構造義肢の義足懸垂用部品に準じて取り扱うこと。 vi 補高用足部とは、脚長差を補正するために下肢装具の足部の下方に取り付ける義足型足部であり、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えること。 vii ファンロックは、ダイヤルロックに準じて取り扱うこと。 viii 膝当てとは長下肢装具や膝装具で、膝継手の前方に取り付けて膝蓋骨周囲を前方から押さえ、両側の支柱に固定したものであること。 ix 膝パッドとは長下肢装具や膝装具で、膝関節周囲を部分的に支持するものであること。 x 矯正ストラップとは膝関節軟性及び足関節軟性で各関節に矯正力を加えるものであること。</p>	<p>義肢協会</p>	<p>◎項目の修正</p>
<p>b 靴型装具 (a) 製作要素 i 靴型装具には、患足と健足とがあり、それぞれ短靴、チャッカ靴、半長靴及び長靴に区分されること。 ii 短靴とは、側革の高さが果部より低い靴であること。</p>	<p>義肢協会</p>	<p>○定義の修正・追加 ○分類の修正・追加</p>

- iii チャッカ靴とは、側革の高さが果部までの靴であること。
- iv 半長靴とは、側革の高さが果部を覆う靴であること。
- v 長靴とは、側革の高さが概ね下腿の2/3までかかる靴であること。
- (b) 患足
 - i 右又は左の一側を一単位とすること。
 - ii 整形靴とは、医師の処方に基づき変形の矯正、疼痛のない圧力分散等特定の目的のために特定の患者の足部に適合させた靴であること。
 - iii 特殊靴とは、特定の患者の形態に応じて靴を作るため特別に木型をおこし作られた靴であること。
 - iv グッドイヤー式及びマッケイ式とは、中底と表底を縫い合わせたものであり、製作要素の価格は、「a」の製作要素」の2割増しとすること。
 - v 支柱を必要とする場合には、「(7)の下肢装具の製作要素価格」と「オの完成用部品」を加えること。
- (c) 健足
 - i 右又は左の一側が健足である場合に加えること。
 - ii 健足は、「オの完成用部品」を加えられないこと。
- (d) 付属品等の加算要素
 - i 月型の延長とは、通常の月型芯を足先方向又は足継手より上の方向に延長したものであり、それぞれ方向に延長した場合であっても当該価格で取り扱うこと。
 - ii スチールパネ入りとは、足関節の側方安定性を向上させる目的で付加されたものであり、使用本数にかかわらず一単位とすること。
 - iii マジックバンドは3個までを本体に含むものとし、3個を超える場合に、超える分につき加算すること。
- iv 補高
 - (i) 敷き革式とは、靴の内部に挿入するものであること。
 - (ii) 靴の補高とは、靴の表底に補高を張り合わせるものであり、健足補高もこれに準じて取り扱うこと。
- c 体幹装具
 - (a) 体幹装具の価格は、基本価格と支持部ごとのそれぞれの価格を合算した額とすること。ただし、他の装具と組み合わせるものについては、この限りでないこと。
 - (b) 骨盤支持部は、側彎矯正用装具の場合に限り加算すること。
 - (c) 後方がフレーム、前方が軟性の場合、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。
 - (d) ジュエレット型の場合は、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。
 - (e) 高さ調整とは、容易に調整可能なものであり、頸椎装具について加算することができること。なお、価格は、1カ所当たりのものであること。
 - (f) バタフライ、会陰ひも及び腹圧強化バンドについては、モールド又はフレームの場合にのみ加算

- すること。
- (g) 側彎矯正用器具付属品
 体幹器具の骨盤支持部に用いる側彎矯正用器具付属品については、完成用部品を加算することができること。
 - (h) 体幹器具軟性は、キャンパス及びメッシュの区分がないこと。
- d 上肢装具
- (a) 継手
 - i 固定継手
 - (i) 固定継手とは、固定式の継手であり、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きのない継手であること。
 - (ii) したがって、固定継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。
 - ii 遊動継手
 - (i) 遊動継手とは、遊動式の継手であり、可動性をもつ継手であること。
 - (ii) したがって、遊動継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。なお、遊動継手には、固定・遊動切替式の継手も含まれること。
 - iii プラスチック継手
 - (i) プラスチック継手とは、継手部品として独立した形状を有するプラスチックの継手であり、遊動式のものとは可撓性のものとに区分されること。
 - (ii) 可撓性のプラスチック継手を用いる場合は、プラスチック継手の価格（価格×1）とすること。ただし、ヒンジ継手を用いる場合は、片側を一単位とすること。（継手については、下肢装具を参照）
 - (iii) プラスチック継手を用いる場合は、当該完成用部品を加算できないこと。
 - (b) 支持部
 - i 胸部支持部及び骨盤支持部は、右又は左の半身を一単位とすること。なお、胸部支持部及び骨盤支持部を加算する場合は、体幹器具に関する他のものを加えられないこと。（図－43 参照）
 - ii 半月及び皮革の価格は、1カ所当たりのものであること。

図-43 支持部の区分



A 胸郭支持部
 B 骨盤支持部

(c) その他の加算要素

- i 基節骨パット及び中・末節骨パットは、背側及び掌側の片側又は両側を一単位とすること。 (図-44 参照)
- ii アウトリガーの価格は、1カ所当たりのものであること。 (図-45 参照)
- iii 伸展・屈曲補助パネの価格は、1本当たりのものであること。なお、肘伸展・屈曲補助パネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを用いる場合は、下肢装具に準じて取り扱うこと。 (図-46 参照)
- iv 懸垂帯を用いる場合は、殻構造義肢の購入基準の懸垂用部品に準じて取り扱うこと。

図-44 基節骨パット等の加算要素区分

A 基節骨パット B 中・末節骨パット

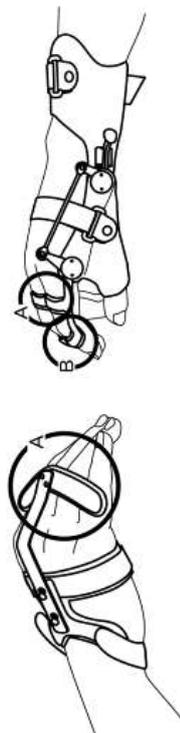
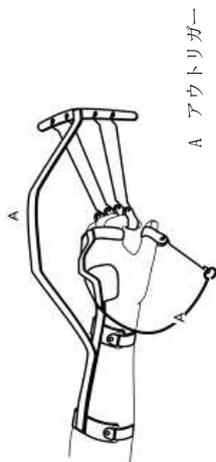
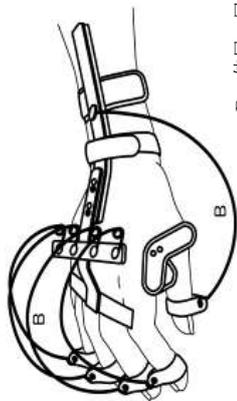


図-45 アウトリガーの加算要素区分



A アウトリガー

図-46 伸展・屈曲補助バネの加算要素区分



B 伸展・屈曲補助バネ

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び骨格構造義肢の完成用部品を用いることができること。

(参考) 装具の基本工作法から考えられる必要な設備等

装具の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

(1) 靴型装具以外の装具

工程	作業の内容	設備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況 (知覚の状況等)、関節の運動機能の状況 (屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等) 並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法 (周径、長さ) 及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。(トレースのほか前後左右からの写真撮影による患肢形状の正確な把握も必要。)	

見直し案

見直しを必要とする理由（背景や根拠）

回答者

主な論点

(ウ) 採型	ギプス包帯法による採型及び陰性モデルの順型。 ※ 採型に当たっては、最適な肢位を保持する。		現在はギプス包帯による採型法以外にインプレッションフォームを使用する方法や、ハン ドスキャナー等のデジタル機器を用いて採型する方法があるので削除する。	義肢協会	◎製作方法の修正
(エ) 陽性モデル の製作	陽性モデル の採型の採型、陽性モデルの修正（石膏 の盛り削り修正）、表面の仕上げ及び乾燥。	カービングマシン ボール盤（又はハンド ドリル） ミシン 電気オーブ（又はガ スバーナー）		義肢協会	◎製作方法の修正
(オ) 組立て	陽性モデルにデザイン（継手、支柱、半月の位置、外形ラ イン）の記入。アライメントの確認。 フレーム：曲げ加工、組み立て及び調整。 モールド：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミン グ。調整筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネッキング、 パッド、ベルト等の板止め及び各部の結合。				
(カ) 仮合わせ (中間適合検査)	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネッキング、パッド、 ベルト等の調整、継手等各部品の位置、角度の調整、アラ イメントの調整、試し使用及び仕上げ。				
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネッキング、パッド、 ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ。	カービングマシン ボール盤（又はハンド ドリル） ミシン			
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の 最終検査。 ※ ユーザに対する装具の取扱い方法の説明やメンテナン ス、装着部の衛生管理等の指導。				
※関連業務	<ul style="list-style-type: none"> 装具の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家 族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希 望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カード への記載、保管、管理業務。 初期段階で、ユーザに装具を装着するまでの流れにつ いて説明する。 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 装具の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望 ましいことをユーザにご理解いただく。 				

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況（知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（周径、長さ）及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による患肢形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型・採寸	ギプス包帯法による 採型及び陰性モデルの順型。 ※ 採型に当たっては、最適な肢位を保持する。	
(エ) 陰性モデルの製作（木型）	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正（石膏の盛り削り修正）、表面の仕上げ及び乾燥。	
(オ) 足底板の製作		ベルトサンダー
(カ) アッパーの製作		ミシン
(キ) 吊り込み		
(ク) 底付け		ベルトサンダー
(ケ) 仕上げ		
(コ) 適合検査	<p>装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査。</p> <p>※ ユーザに対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導。</p> <ul style="list-style-type: none"> 装具の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 初期段階で、ユーザに装具を装着するまでの流れについて説明する。 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 装具の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。 	
※ 関連業務		

現在はギプス包帯による採型法以外にインプレッションフォームを使用する方法や、ハンズキャナナー等のデジタル機器を用いて採型する方法があるので削除する。

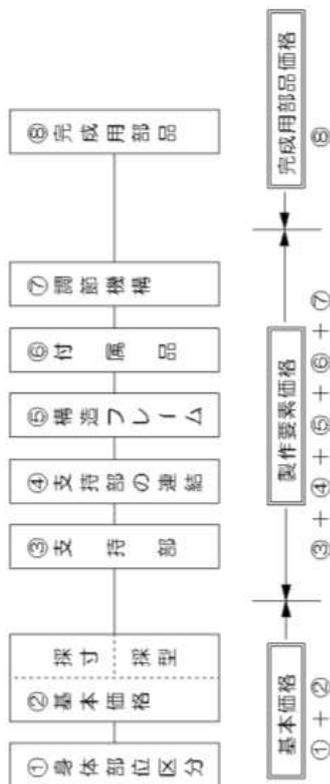
義肢協会

◎製作方法の修正

<p>4 座位保持装置</p> <p>基本的事項</p> <p>座位保持装置とは、体幹及び四肢の機能障害により座位姿勢を保持する能力に障害がある場合に用いられるものである。なお、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢（いわゆる立位姿勢、膝立ち姿勢及び臥位姿勢等）を保持する機能を有した装置についても、座位保持装置として取り扱うことができること。</p> <p>ただし、立位訓練を目的とするものは、座位保持装置の購入に係る補装具費の支給目的に馴染まないため、起立保持具の特例として取り扱うこと。</p> <p>(1) 製作工程</p> <p>座位保持装置は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>(2) 価格構成</p> <p>告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。</p> <p>○使用材料費</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔素材費：座位保持装置材料リストによる素材購入費 素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分） 小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等） 材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費 <p>○製作加工費</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等） 作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費 製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等 管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費 <p>また、座位保持装置の価格は、次のように構成されていること。</p> <p>座位保持装置の価格＝基本価格＋製作要素価格＋完成用部品価格</p> <p>〔基本価格：採型（又は採寸）使用材料費及び基本工作に要する加工費の計</p> <p>製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を座位保持装置の形態に適合するよう加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計</p> <p>完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計</p> <p>したがって、座位保持装置の価格は、「イの身体部位区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の103に相当する額を上限とすること。（図-47 参照）</p>	
--	--

なお、座位保持装置は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の103に相当」の趣旨は、座位保持装置を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

図一47 座位保持装置の価格体系



(3) 基本価格

- a 座位保持装置の基本価格は、身体支持を必要とする身体部位を「イの身体部位区分」から選択し、部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を「ウの基本価格」から選択して組み合わせて価格を算出すること。ただし、下腿・足部の基本価格は採寸のみとし、採型をした場合であっても採寸の価格の範囲内で対応すること。
- b 身体部位区分は、装置を製作するために必要とする最小限の区分を選択すること。
- c 採寸とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(イ)採寸、(ロ)設計図の作成」が行われるものであること。
- d 採型とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(イ)採型、(ロ)設計図の作成、(ハ)陽性モデルの製作・修正」が行われるものであること。
- e 採型器による採型の後、その三次元形状をデジタルデータ化して製作する場合は、採型として取り扱うこと。
- f 上肢及び下腿・足部は、右側又は左側一方を片側とすること

図-48 座位保持装置の採寸・採型に係る身体部位区分

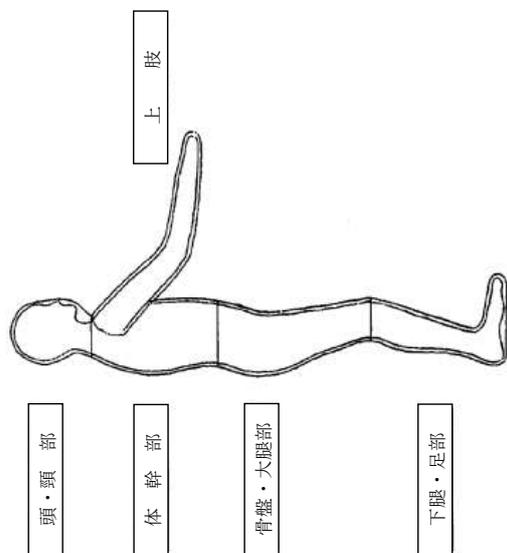
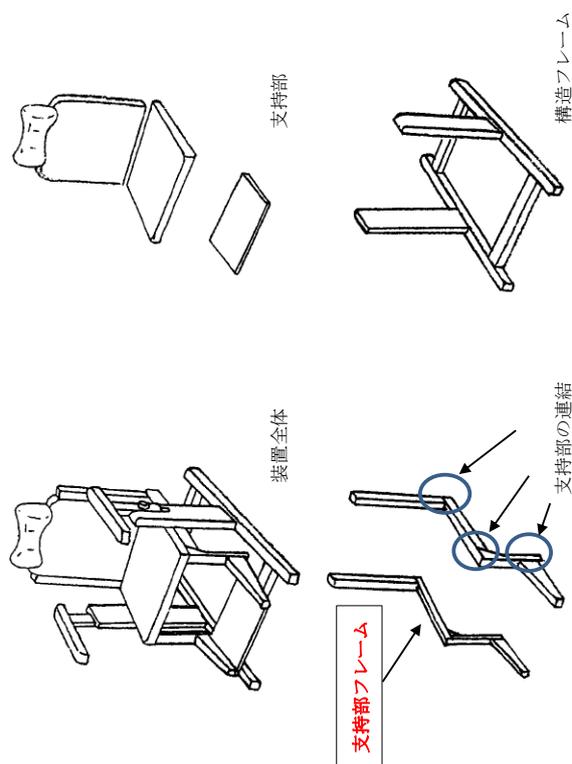


図-49 座位保持装置の構成概念図



※ 「構成の概念図」に「支持部フレーム」という要素を追加する。
 現行の構成では「支持部フレーム」という概念が無いため、支持部を「支持部の連結」で接続することになるが、実際には支持部はクッション材のものが多いため、そのクッションを取り付けるフレームが必要となる。完成用部品には支持部フレームに該当する部品が認められており、製作構造として矛盾がある。

JAWS

● 分類の修正・追加

- (4) 製作要素価格
- a 支持部
- (a) 共通事項
- i 座位保持装置の支持部は、身体部位区分で選択した身体部位に該当する支持部を組み合わせたこと。
 - ii 支持部カバー（表面の張り地）の価格は含まないものとする。
 - iii 完成用部品の支持部を用いる場合は、当該完成用部品が及ぶ部位の製作要素価格の支持部を加算することができること。
- (b) 平面形状型
- 平面形状型とは、採寸で製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するものであること。（図-50 参照）
- なお、(±)付属品の体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品等を内蔵して一体型として製作する場合は、その価格を加算することができること。
- (c) モールド型
- i モールド型の支持部とは、採型**ならびに採寸**で製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するものであること。（図-51 参照）
- なお、付属品のうち体幹保持部品（胸パッド及び胸受けロールを除く。）及び骨盤保持部品を組み合わせることはできないこと。**
- ii 採寸でモールド型を製作する場合は、モールド型の価格の80%に相当する額とすること。

図-50 平面形状型の例

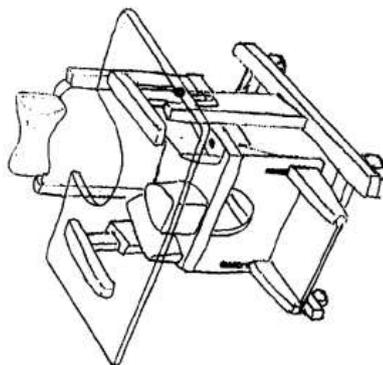
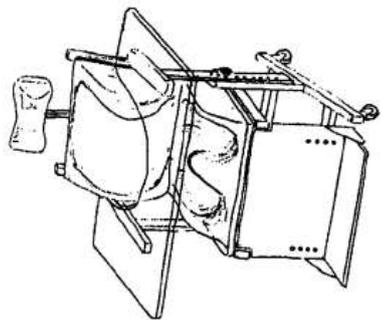


図-51 モールド型の例



(d) シート張り調節型

シート張り調節型とは、支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応し、姿勢を保持できる機能を有するものであること。

モールド型の場合においても、骨盤パッドなどを骨盤ベルトとともに装着するなど、必要な場合がある。

◎項目の修正

JAWS

○製作方法の修正

JAWS

- (e) フレックス構造
 フレックス構造とは、身体支持部が二つ以上に分割され、それらの間が柔軟性のある部材で連結され、可動する構造を有するものであること。
- b 支持部の連結
- (a) 共通事項
- i 支持部の連結とは、各支持部を一定の位置関係に保つため、構造フレームと独立した部材で各々を連結するものであること。
 - ii 完成用部品の各種継手を使用する場合は、各支持部の連結の価格を加算することができないこと。
 - iii 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造であること。
 - iv 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、可動軸を有するものであること。
 - v フレックス構造により連結を行った支持部について、さらに固定又は遊動の価格を加算することはできないこと。
 - vi 殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の購入基準に準じて取り扱うこと。
- (b) 角度調整用部品
- i 支持部の連結・遊動と組み合わせで無段階に角度可変調節を行うために使用されるものであること。
 - ii 使用者の身体状況（体重を含む。）を参考に、安全性と耐久性を考慮して必要な本数分を加算することができること。
- (c) その他
- i 体幹支持部と骨盤・大腿支持部間の角度可変機構（いわゆるリクライニング）は、「腰部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図-52 参照）
 - ii 骨盤・大腿支持部と下腿支持部間の角度可変機構（いわゆるエレベーターティンク）は、「膝部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図-53 参照）

図-52 リクライニングの概念図

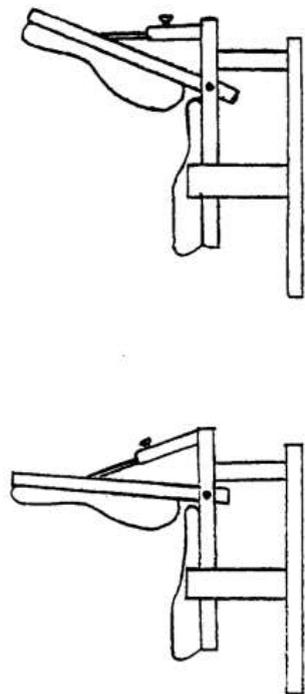
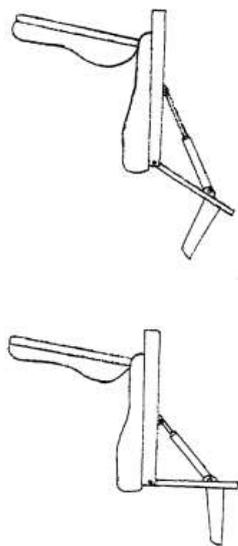


図-53 エレベーターチェイニングの概念図



c 構造フレーム

- (a) 構造フレームとは、支持部を装置の使用目的に合わせた高さや角度に保持するためのもので、これを「支持部」及び「支持部の連結」と組み合わせることで装置本体の形が決定されるものであること。
- (b) テイルト機構とは、体幹支持部と骨盤・大腿支持部が一定の角度を維持した状態で支持部全体を傾ける機構であること。（図-54 参照）

図-54 テイルト機構の概念図



- (c) テイルト機構を有する装置の「支持部の連結」、「構造フレーム」の取扱いは、「腰部・固定×（必要数）」＋「構造フレーム」＋「テイルト機構加算」＋「角度調整用品×（必要数）」で取り扱うこと。
- (d) 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、車椅子及び電動車椅子購入基準（普通型、リクライニング式普通型、テイルト式普通型、リクライニング・テイルト式普通型、手押し型、リクライニング式手押し型、テイルト式手押し型又はリクライニング・テイルト式手押し型）の価格を基本価格とし、構造フレームの基本価格を合算できないこと。
- (e) 座位保持装置として製作する部分が、車椅子及び電動車椅子に備わっているため重複することとなる部分（座布、バックサポート、アームサポート、レッグサポート、フットサポート等）については、車椅子及び電動車椅子修理基準の各部位の交換価格の95%を控除すること。ただし、リクライニング機構に限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の

リクライニング機構の製作加算は行わないこと。

(f) 車椅子及び電動車椅子フレームに支持部を直接取りつける場合は、支持部の連結の価格を加算することができないこと。

(g) 完成用部品を使用する場合は、構造フレームの基本価格を合算することができないこと。

d 付属品

(a) 共通事項

i 価格は、一単位（個・本）の額とすること。

ii 取り付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(b) カットアウトテーブル

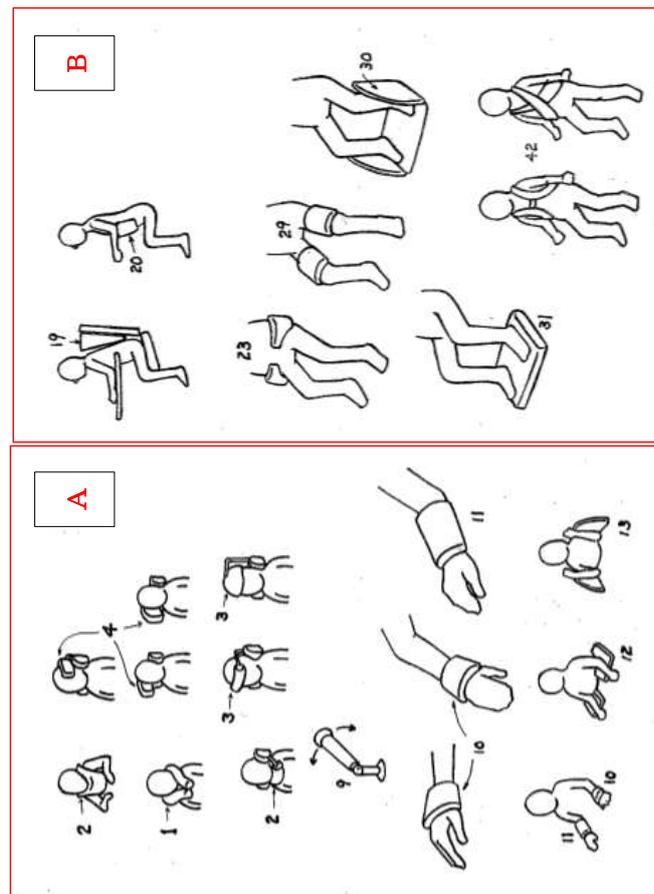
i カットアウトテーブルは、机上作業を行う場合に用いるとともに、そのカット部において体幹の安定や上肢の保持を図るものであること。

ii 表面クッション張りは、緊張や不随意運動などによる頭部、上肢への保護を目的とするものであること。

(c) 上肢保持部品、体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品、ベルト部品については、次表に示すそれぞれの機能を果たすものであること。

なお、その形状が例示以外のものであっても、当該機能を果たすものであれば、取り扱うことができること。

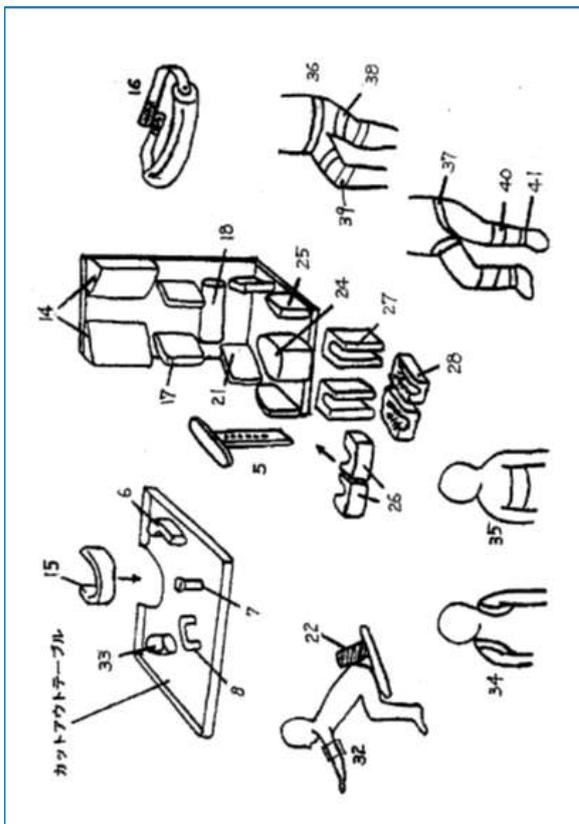
図-55 付属品の例



左図A、Bを追加しました。
 （現在よく使用されているが、基準に無いパーツ）

JAWS

●分類の修正・追加



←A、Bを追加したので、従来図の番号を変更しました。

●分類の修正

※よく使われているもので、基準にない部品を左表に追加しました。

JAWS

●分類の修正・追加

JAWS

名称	種類	機能	
頭頸部保持部品	1 ネットロール	頭部の倒れ防止(伸展保持)	
	2 あご受けパッド	頭部の前倒れ防止	
	3 前頭部パッド	頭部の前倒れ防止	
	4 頭部側方パッド	頭部の横倒れ防止	
上肢保持部品	5 アームサポーター	上肢の支持	
	6 肘パッド	肩甲骨のリトラクション抑制、不随意運動の抑制	
	7 縦型グリップ	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持	
	8 横型グリップ	同上	
	9 角度調整グリップ	7、8で角度を可変できるもの	
	10 手前パッド	手前および手首の固定、不随意運動の抑制	
	11 前腕パッド	前腕部の固定、不随意運動の抑制	
	12 肘受けパッド	上肢の支持(置いて使用するもの)	
	13 上肢側方ガード	上肢の保護	
	体幹保持部品	14 肩パッド	肩の拳上防止、肩甲骨のリトラクション抑制
		15 胸パッド	体幹の前傾防止
		16 胸受けロール	同上

<p>17 体幹パッド 18 腰部パッド 19 背パッド 20 腹部パッド</p>	<p>体幹の横ずれ防止 腰椎の支持 体幹前傾位の保持 腹部を支えとす体幹伸展位保持</p>		
<p>骨盤保持部品 21 骨盤パッド 22 臀部パッド 23 腸骨パッド</p>	<p>骨盤の固定(後方・側方) 臀部の後ろずれ防止 骨盤の固定(前方・側方)</p>		
<p>下肢保持部品 24 内転防止パッド 25 外転防止パッド 26 膝パッド 27 下腿保持パッド 28 足部保持パッド 29 大腿保持パッド 30 下肢側方ガード 31 足台上面パッド</p>	<p>股関節の内転防止 股関節の外転防止 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿の交差防止 足部の保持 下肢の固定、不随意運動の抑制 下肢の保護 側部の保護</p>		
<p>ベルト部品 32 腕ベルト 33 手首ベルト 34 肩ベルト 35 胸ベルト 36 骨盤ベルト 37 股ベルト 38 大腿ベルト 39 膝ベルト 40 下腿ベルト 41 足首ベルト 42 H型・X型ベルト</p>	<p>手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同上 体幹の正中保持、前傾防止 体幹の前傾防止 骨盤の保持 骨盤の前ずれ防止 大腿部の保持 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿部の保持 膝の伸展防止、足の横ずれ防止 骨盤から肩までの固定</p>	<p>←クッション素材を取り付けたベルトは「含む」価格では無く、内張りの加算ができるように。</p>	<p>JAWS ○適用範囲の修正</p>

~~(d) ベルト部品は、クッション素材を取り付けた場合は含む価格とする。~~

(e) 支持部カバーとは、支持部の表面を覆うもので、ビニールレザー、布地などの素材を用いたものであること。

なお、上肢支持部カバーは、支持部が上肢支え及び前腕・手支えに分離しているものであっても、また、脱着式の加算は、支持部カバーが左右両側分であっても、一単位として取り扱うこと。

(f) 内張りとは、アームサポートやテーパーの裏側に腕や膝が当たることによる怪我の防止を目的としたものであること。

(g) 体圧分散補助素材とは、低い反発力又は衝撃を吸収する機能を有するものであること。

(h) キャスターは、1個当たりの価格とし、屋内で使用される場合に用いられるものであること。なお、多機能キャスターとは、車輪の動き（方向と回転）を同時に固定できるものであること。

<p>(i) 完成用部品が付属品を有している場合は加算することができないこと。</p> <p>e 調節機構</p> <p>(a) 脱着・開閉機構は、その機能の固定・解除が確実に行える構造のものであり、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは加算することができないこと。</p> <p>(b) 完成用部品（支料部、継手部品、構造フレーム、アームサポートに係るもの）が調節機構を有している場合は加算することができないこと。</p>		
<p>(5) 完成用部品</p> <p>部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとすること。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。</p> <p>(参考) 座位保持装置の基本工作法から考えられる必要な設備等</p> <p>座位保持装置の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。</p>	<p>作業の内容</p> <p>身体変形の状況及び遠直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認。</p> <p>製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録。</p> <p>採型器による陽性モデル又はギブス包帯法による陰性モデルの採型。デジタルデータ計測による測定。</p> <p>製作に必要な設計図の作成。</p> <p>陰性モデルへのギブスの注型並びに支持部の製作に必要な陰性モデルの製作、修正、表面の仕上げ。</p> <p>陽性モデル及び設計図に基づき加工並びに組立て。</p> <p>身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正。</p> <p>各部品の取付け及び仕上げ等。</p> <p>最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査。 ※ユーザに対する座位保持装置の取扱い方法の説明やメンテナンス、接触面の衛生管理等の指導。</p> <p>・ 製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。</p>	<p>採型器</p> <p>ミシン</p>
<p>◎製作方法の修正</p>	<p>陽性モデルやギブス包帯を用いない、デジタルデータ計測による作製が一般的になっているため。</p>	<p>JAWS</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 初期段階で、ユーザが座位保持装置を入手するまでの流れについて説明する。 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 座位保持装置の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。
--	--

※ 事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積（例：6坪以上）があること。
 ※ 設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、電動ドリル、万力、ハンドドリッパー、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッター、ディスクグラインダー等）を備えていること。

第2 修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 設備造義肢

設備造義肢の修理については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の103に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価 格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用品の基本価格をもつて修理価格とすること。
オ 外表の交換	交換した外表の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用品の交換	完成用品の交換に係る基本価格に、「購入基準の完成用品」に掲げる価格を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のソケットの調整」に定める額をもつて修理価格とすること。

(注) 1 ア又はウの修理で完成用品を必要とする場合は、「購入基準の完成用品」に掲げる価格を加算すること。
 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。

- (1) ソケットの交換
 a 基本価格及び複製価格
 (a) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含みソケット交換を行う場合の価格であること。

<p>(b) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。</p> <p>(c) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。</p> <p>b ソケットの価格</p> <p>(a) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。</p> <p>(b) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。</p> <p>(2) ソフトインサートの交換</p> <p>a ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であること。</p> <p>b 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。ただし、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルを作らなくてもよいこと。</p> <p>(3) 支持部の交換</p> <p>a 支持部交換を行う場合は、ソケット交換、継手交換、アングルブロック交換、幹部交換、鉄脚交換、高さ修正及び長さ修正等の修理において支持部に手を加えることを余儀なくされる場合に、その修理箇所の支持部を加算することができること。</p> <p>b 支持部交換に伴い、外装を新しく行う場合は、外装の価格を加算すること。ただし、残存の皮革を使用する場合は、外装を加えないこと。</p> <p>c 熱可塑性樹脂を用いる場合の価格は、セルロイドに準じて取り扱うこと。</p> <p>d 幹部、鉄脚及び足部の交換については、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。</p> <p>(4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用品の交換</p> <p>a 義手用ハーネス及び義足懸垂用品の交換は、当該基本価格に購入基準の使用部品価格を加算すること。</p> <p>b 修理項目の中で購入基準に掲げられていない修理については、当該基本価格をもって修理価格とすること。</p> <p>c 金具部品交換の基本価格には、美錠等の金具部品の価格が含まれていること。</p> <p>d 義足用股吊り交換の価格は、1本当たりのものであること。</p> <p>e 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフの交換については、PTB膝カフに準じて取り扱うこと。</p> <p>(5) 外装の交換</p> <p>a 新たに外装を行う場合にのみ加算すること。</p> <p>b 足部の表革及び裏革の交換については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、職業上・生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外</p>		
---	--	--

の足部にも表革及び裏革を加算することができること。
 c リアルソックスを必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に、「修理基準のオの外装」に定める額を加算すること。

(6) 完成用部品の交換

a アライメント調整を必要とするもの

- (a) アライメント調整を必要とするものは、支持部に手を加えないと修理できない完成用部品の交換であること。
- (b) 前留金具部品交換は、全体の交換とし、支持部の価格を加算できないこと。
- (c) 溶接は、アライメント修正及び支持部修正を必要とする溶接であること。
- (d) 外装を必要とする修理は、外装の価格を加算することができること。

b アライメント調整を必要としないもの

- (a) アライメント調整を必要としないものは、支持部、外装に手を加えることなく修理ができる完成用部品の交換であり、各パーツの小部品の交換とすること。ただし、ネジ類の交換は、部品交換として加算できないこと。
- (b) 溶接は、外装交換の有無にかかわらず支持部修正を必要としない溶接であること。
- (c) 吸着バルブの交換は、単独の場合とソケット交換に付随する場合とに区分され、単独の場合のみ部品交換の基本価格を加算すること。
- (d) その他アライメント調整を必要とするもの以外の修理であること。

2 骨格構造義肢

骨格構造義肢の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合計額の100分の103に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価 格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義用手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義用手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、完成用部品の外装用部品を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる額に、2,500円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウエッジ、断端袋、 イナ ロケットアダプタ ライナー、 ミニネジ ボルト 、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、

部品として本体から取り外せない部品があるので削除する。

義肢協会

◎項目の修正

	「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
キ	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。
(注) 1	ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができる。
2	ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。
3	外装の交換は、フォームカバを交換する場合に限ること。

- (1) ソケットの交換
- a 基本価格及び複製価格
- (a) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含み、ソケット交換を行う場合の価格であること。
- (b) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (c) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。
- b ソケットの価格
- (a) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
- (b) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (2) ソフトインサートの交換
- a ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であること。
- b 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。ただし、皮革、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルの製作を省略することができること。
- (3) 支持部の交換
- 支持部交換は、ソケット交換を行う場合にのみ加算すること。
- (4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換
- 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の取扱いについては、第1の1の設備造義肢に準ずること。
- (5) 外装の交換
- a フォームカバの交換を行う場合にのみ加算すること。
- b リアルソックスを必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に、「修理基準のオの外装の交換」に定める額を加算すること。
- (6) 完成用部品の交換

ストキキネット、吸着バルブ、エアパイロポンプ等の交換及び断端袋の購入（交換を含む。）については、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。

具

器具の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の103に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価	格
ア 継手及び支持部の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格に、「修理基準のアの継手及び支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 完成用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
ウ マジックバンドの交換	修理箇所ごとに25mm幅のもの及び、 30mm幅のもの 、 40mm幅のもの 、50mm幅のものは「修理基準のウのマジックバンドの交換」に定める額とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。	
エ 溶接	修理箇所ごとに「修理基準のエの溶接」に定める額とすること。	
オ その他の交換・修理		
(ア) 足底革交換又は足底ゴム交換	修理項目ごとに「修理基準のエの他の交換・修理の(ア)の修理部位」に定める額とすること。	
修理部位		
本底交換		
足底挿板交換		
半張交換		
踵交換		
踵上交換		
底張かけ交換		
フィアスナー交換		
細革交換		
硬性コルセット	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格とすること。	
体幹器具		
体幹器具		
体幹器具		
(イ) (ア)以外の部位	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格とすること。	

- (注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。
 2 ア又はオ(イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。
 3 靴型器具は、右又は左の側を一単位とすること。
 4 本底交換の価格は、踵部品の価格を含むものであること。
 5 革底の細革交換は、革底の価格を加算すること。

マジックバンドは30mm幅、40mm幅のものがあり、修理基準にないため修理が困難な状況である。これについて価格の掲載が必要である。

義肢協会

◎項目の修正・追加
◆製作方法毎の価格

完成用部品の交換において、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。ただし、標準靴を除くものとすること。

4 座位保持装置

座位保持装置の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の103に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価 格	
	寸 法 調 整	形 状 調 整
ア 支持部の交換	「購入基準のエの製作要素価格の(ア)の支持部」に掲げる価格に、「修理基準のアの支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	形 状 調 整	
頭部 上腕部 前腕・手部 体幹部 骨盤・大腿部 下腿部 足部	修理項目ごとに「修理基準のイの支持部の調整」に定める額とすること。	
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の支持部の連結」に掲げる価格に、「修理基準のウの支持部の連結、連結角度調整用部品の交換」に定める額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	購入基準の製作要素価格の構造フレームに掲げる基本価格に、「修理基準のエの構造フレームの交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子及び電動車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の付属品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の調節機構」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換	25mm 幅のもの及び50mm 幅のものは「修理基準のキのマジックバンドの交換」に定める額とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注) 採寸又は採型を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。		

継手の交換において、2つ一組の義肢・装具の完成用部品を1つ用いる場合は、「購入基準の殻構造義肢の完成用部品」、「購入基準の装具の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。

第3 モジュラー方式車椅子に関する取扱い

モジュラー方式車椅子とは、モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するものとする。一方、「レディメイド品」とは成長や状態の変化に対応した部品の選択・交換や各部の調整（フットサポートの高さ調節構造を除く）ができない量産品とする。

モジュラー方式の車椅子を構成する部品は、別表「モジュラー方式車椅子の構成」に掲げるものとする。

別表

モジュラー方式車椅子の構成

名称	構成内容	構成部品
フレーム	サイドフレーム	サイドベースフレーム、サイド拡張フレーム（一体型も同じ）
	クロスフレーム	折りたたみフレーム（固定連結フレームも含む）
	バックサポート	バックサポート、 バックサポートパイプ
	座	座布（座シートも同じ）
身体支持ユニット	アームサポート	アームサポート、アームサポート取付部品、サイドガード
	フットサポート	フットサポート（フットプレート（パイプ状プレートも同じ）、ステップポストを含む）、レッグサポート
	駆動輪	ハブ取付部品、ハブ、ハブ軸、スポーク、リム、タイヤ、チェーン、ハンドリム
キャスター	キャスター	キャスター（キャスターフォーク、キャスターステム、キャスター取付部品、キャスターホイール、キャスタータイヤを含む）
ブレーキ	ブレーキ	ブレーキ、ブレーキ取付部品

モジュラー方式の定義が無いので、判断が煩雑になっている。
Q&A に添って定義した文章を追記したもの。

JAWS

○定義の修正・追加

第4 車椅子及び電動車椅子に関する取扱い

車椅子及び電動車椅子に、障害状況等に応じた部品等を追加する場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項目	1台分 又は 1個分	対象者例	構造
クッション	個	座布のみでは発赤や痛みが生じる場合で、シートにクッション性を確保することが必要な場合。身体各部の局所的な支持のために用いるパーツで、支持の補足や安全性の確保などの目的で必要な場合。	ウレタン等を主材料とする。
クッション（ウレタンフォーム多層構造のもの）	個	座布や背布のみでは発赤や痛みが生じる場合で、クッション性を確保することが適切な場合。	性質の異なるウレタンフォーム等を組合せたもの。
クッション（ゲルとウレタンフォームの組み合わせのもの）	個	ウレタンフォームのクッションでは発赤や痛みが生じる場合で、クッション性を確保することが適切な場合。	ゲルとウレタンフォームの組み合わせたもの
クッション（特殊な空気室構造のもの）	個	褥瘡発生の可能性のある場合。	空気層を構造の中に組み入れたもの
クッション（立体編物構造のもの）	個	座布や背布のみでは発赤や痛みが生じる場合で、通気性を有したものでクッション性を確保することが適切な場合。	立体編物構造の生地を主材料としたもの
フロアーションパッド	個	ウレタンフォームのクッションでは発赤や痛みが生じる場合で、クッション性を確保することが適切な場合。	除圧効果の高い素材を使用したもの
クッション（バルブを閉閉するだけで空気を調整するもの）	個	座布や背布のみでは発赤や痛みが生じる場合で、空気層を有したものでクッション性を確保することが適切な場合。 <small>背部の褥瘡危険性がある者。軽度の座位困難性があり、座位保持に必要</small> <small>な場合。</small>	空気層を構造の中に組み入れたもの
背クッション	個	背布のみ、もしくは張り調整式バックサポートで、発赤や痛みが生じる場合で、クッション性を確保することが必要な場合。	ウレタン等を主材料とする。

回答者	見直しを必要とする理由（背景や根拠）	主な論点
JAWS	←要綱に説明文が無かったもので、説明を加えた方が良い部品。 ←要綱に説明文が無かったもので、説明を加えた方が良い部品。 ←要綱に説明文が無かったもので、説明を加えた方が良い部品。 ←要綱に説明文が無かったもので、説明を加えた方が良い部品。 ←要綱に説明文が無かったもので、説明を加えた方が良い部品。 ※左記「クッション（立体編物素材のもの）」は現行制度の部品に無いもの。 近年、よく使用されている。 ←要綱に説明文が無かったもので、説明を加えた方が良い部品。 ←要綱に説明文が無かったもので、説明を加えた方が良い部品。	●項目の修正・追加 ●項目の修正・追加 ●項目の修正・追加 ●項目の修正・追加 ●項目の修正・追加 ●項目の修正・追加 ●項目の修正・追加 ○対象の修正

見直し案		見直しを必要とする理由（背景や根拠）		回答者	主な論点
特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポーター）	個	座位保持が困難で臀部・大腿形状に沿った形状のクッションが必要なのは必要ない者。座位保持装置のモールド型までは必要ない者。座位保持能力が低く、骨盤・大腿部の形状に沿った形状のクッションにて、骨盤・大腿部の安定を図ることが必要な場合	ウレタンを主材料とし、座位保持機能を高めたもの。	JAWS	○対象の修正
クッションカバー（防水・給水加工を施したもの）	個	失禁が頻回等の理由から防水用クッションカバーを必要とする者。	防水または、吸水加工を施したものの。		◎素材の修正・追加
クッション滑り止め部品	台	足こぎ操作や、移乗動作によりクッションのズレが頻発に生ずる者。身体の動きや、移乗動作によりクッションのズレを防止する必要がある場合	座面にベルクロや滑り止め効果のある素材を縫製したもの。		○対象の修正
延長バックサポーター	台	体幹の筋力低下により、背当りの延長が必要なる者。リクライニング、フィラメント機構を有する車椅子には必要。体幹の支持性が弱い、もしくは安全確保のために背当りの延長が必要なる者。リクライニング、フィラメント機構を有する車いす等が必要。	バックサポーターパイプを延長し、背当てシートを張ったタイプ。枕を含まない。		○対象の修正
枕（オーダー）	台	体幹筋、頭部筋の麻痺等により頭部の位置を微調整する必要がある者。頭部・体幹部の支持性が低く、頭部の位置ならびに頭部部の支持に個別の設定を要する場合。	利用者の頭頸部に適合させたオーダーメイドの枕。カバー含む。（レディメイド（カバー含む）の価格は50%）		○対象の修正
張り調整式バックサポーター	台	体幹の筋力低下や脊柱変形等により、一枚ものの背当てシートでは座位の安定性確保が困難な者。	バックサポーターパイプ間に5cm幅程度のベルトを数本張り、 クッション・スリカバ で覆う調整できる構造。 （背クッションの同時加算は不可）		○製作方法の修正
高さ調整式バックサポーター	台	成長期の児童、最初の1台目の車椅子で、使用の慣れ等により背当て高さ変更が有り得る者。成長期の児童の成長対応ならびに、使用状況や障害状況の変化によってバックサポーターの高さ変更が必要な場合。	バックサポーターパイプの長さが可変できる構造。		○対象の修正

見直し案

見直しを必要とする理由（背景や根拠）

主な論点

	回答者	
後彎対応調整式バックサポート		バックサポートパイプの途中に角度可変部品が取り付けられている構造。
骨盤サポート		バックサポートパイプの骨盤部に部品が取り付けられ、張り調整が可能なベルトを通している構造。
背折れ機構		バックサポートパイプの途中から折りたたみ可能な構造。
背座間角度調整機構		バックサポートパイプと座ベースパイプの交点付近に角度可変部品を取り付けた構造。
高さ角度調整式アームサポート	JAWS	<p>肘を乗せる部分が上下に可動（複数の穴にネジ等で固定）する構造、かつ、肘を乗せる部分の角度が可変する構造。</p> <p>←対象が限定されすぎていて、誤解される可能性があるため</p>
高さ調整式アームサポート（段階調整式）		肘を乗せる部分が上下に可動（複数の穴にネジ等で固定）する構造。
角度調整式アームサポート		肘を乗せる部分の角度が可変する構造。

見直し案		見直しを必要とする理由（背景や根拠）		回答者	主な論点
跳ね上げ式アームサポート	個	乗乗動作時に必要な者。 アームサポートならびテーブル使用場面と、車椅子駆動操作場面との使用状況の違いから、跳ね上げ機構を必要とする者。	アームサポートをフレームに連結する部品に可動性を持たせ跳ね上げを可能とする構造。	JAWS	○対象の修正
脱着式アームサポート	個	乗乗動作時に必要な者。 アームサポートならびテーブル使用場面と、車椅子駆動操作場面との使用状況の違いから、アームサポートの脱着機構又は収納機構を必要とする場合。 上肢筋力低下により、肘が落ちやすくなる者。	アームサポートをフレームに差し込む構造等。		○対象の修正
アームサポート拡張幅	個	使用状況や障害状況から、上肢による支持をよりの確に行う為などの目的でアームサポートを延長する必要がある者 リクライニング時肘が落ちる者。	肘当ての幅を6cm以上の幅広タイプとしたもの。		○対象の修正
アームサポート延長	個	使用状況や障害状況から、上肢による支持をよりの確に行う為などの目的でアームサポートを延長する必要がある者	肘当ての長さを後方に延長したものの。		○対象の修正
脱着式レッグサポート	個	早こぎが主な操作手段の者。乗乗動作時に必要な者。 足こぎが主な操作手段の者。 乗乗動作時に必要な者。 自動車のトランク等への収納に脱着式とすることが必要な者。 膝関節の屈曲制限がある者。	フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。		○対象の修正
拳上式レッグサポート（パッド形状）	個	膝関節の屈曲制限が有り、レッグサポートを適切な角度に設定して下肢を支持することが必要な者。 下肢に浮腫がおきやすく、随時、角度を変更して予防・回復をはかる必要がある者。	歯形の形状又はメカニカルロックでレッグサポートフットサポートを拳上できる構造。		◎素材の修正・追加 ○対象の修正
開閉拳上式レッグサポート（パッド形状）	個	膝関節の屈曲制限がある者。 脱着式レッグサポートの要件に該当し、かつ、乗乗動作時に開閉機構が必要な者。	歯形の形状又はメカニカルロックでレッグサポートフットサポートを拳上できる構造、かつ、フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。		◎素材の修正・追加 ○対象の修正
開閉・脱着式レッグサポート	個	乗乗動作時に必要な者。 脱着式レッグサポートの要件に該当し、かつ、乗乗動作時に開閉機構が必要な者。	フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。		○対象の修正
フットサポート前後・角度・左右調整	個	成長期の児童。足関節の可動域制限がある者。下肢器具をつけたまま車椅子に乗車する者等。	複数の穴を持つフットサポートをクランプで挟む構造等。		○対象の修正

見直し案

見直しを必要とする理由（背景や根拠）

回答者

主な論点

ヘッドサポートベース（マルチタイプ）	台	<p>前後調整 フットサポートの前後位置調整が必要な者。 角度調整 フットサポートの角度調整が必要な者 フットサポートの左右位置調整が必要な者。 体幹筋、頸部筋の麻痺等により頸部の位置を微調整する必要がある者。 リクライニングテーブル機構を有する車椅子には必要。 頭部・体幹部の支持性が低く、頭部の位置ならびに頸部部の支持を微調整する必要がある者 成長期の児童で座の奥行きの変更の必要がある者。下肢・体幹筋の麻痺等により座面を調整する必要がある者。</p>	<p>頭頸部を支持するためにバックサポートパイプに取り付けられるベース部品。高さ・前後・角度調整が可能なもの。杖を含む。</p>	JAWS	○対象の修正
座張り調整機構	台	<p>成長期の児童で座の奥行きの変更の必要がある者。下肢・体幹筋の麻痺等により座面を調整する必要がある者。</p>	<p>座のベースパイプ間に5cm幅程度のペレットを数本張り、カバーで覆う構造。</p>		○対象の修正
座奥行き調整（スライド式）	台	<p>成長期の児童で座の奥行きの変更の必要がある者。下肢・体幹筋の麻痺等により座面を調整する必要がある者。 長期の児童の成長対応ならびに、使用状況や障害状況の変化によって座の奥行きの変更があり得る者。 スリング式のシートでは座位保持が困難な者。 フレーム構造として、座板が適当である場合。</p>	<p>座のベースパイプの長さが可変できる構造。</p>		○対象の修正
座板	台	<p>片麻痺者の麻痺側等に必要。 障害状況から、プレーキに手が届かないもしくは、筋力低下で操作が困難な場合等が必要。 介助者の操作の必要な場合。 非麻痺方座下により、駆動ノブが必要な者。 駆動ノブが必要な者。</p>	<p>硬度が高い板。材質は木材又は樹脂。 ネジ等で延長棒を取り付ける構造。</p>		○対象の修正
延長用プレーキアーム	個	<p>成長期の児童で車軸の位置の変更の必要がある者。最初の台目の車椅子の場合等で購入後に車軸位置の変更があり得る者。 身体状況や障害状況の変化から、操作性および後方安定性の面から車軸の位置の変更・調整の必要が予測される者。</p>	<p>ハンドリムに複数のノブを溶接した構造。</p>		○対象の修正
ノブ付きハンドリム	個	<p>成長期の児童で車軸の位置の変更の必要がある者。最初の台目の車椅子の場合等で購入後に車軸位置の変更があり得る者。 身体状況や障害状況の変化から、操作性および後方安定性の面から車軸の位置の変更・調整の必要が予測される者。</p>	<p>車軸取り付け位置を複数の穴又はスライド可能なプレート等で調整可能な構造。</p>		○対象の修正
車軸位置調整	台	<p>成長期の児童で車軸の位置の変更の必要がある者。最初の台目の車椅子の場合等で購入後に車軸位置の変更があり得る者。 身体状況や障害状況の変化から、操作性および後方安定性の面から車軸の位置の変更・調整の必要が予測される者。</p>	<p>車軸取り付け位置を複数の穴又はスライド可能なプレート等で調整可能な構造。</p>		○対象の修正

見直し案

見直しを必要とする理由（背景や根拠）

主な論点

		回答者	主な論点
大車輪脱着ハブ (クイックリリー ス)	個	車載などの際、簡単に取り外せるこ とで車椅子を小さく、また持ち運び やすくするため。車軸位置調整構造 の際必要。	車輪中心のボタンを押すことによ り脱着可能な構造。
ノーバンクタイヤ (車椅子用)	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ハイポリマー製のもの又はこれに 準ずるもの。
転倒防止装置(キ ャスタター付き折り たたみ式)	個	頻繁に段差を介助する際等に必要。	フランチで折りたたみ可能な構 造。キャスタター付き。
ガスダンパー	個	使用者の体重が重い場合のテイルホ スト、リクライニング機構に必要。 使用者の体重が重い場合や、重量バ ランスによってテイルトや、リクラ イニングの操作が困難な場合 体重が重い方等でバックサポート パイプ等のたわみ防止に必要な者 体重が重い方、緊張の強い方等でパ ックサポートパイプ等のたわみ防 止に必要な者。張り調整式バックサ ポートとする場合には、張り調整を 適切に行うために必要。リクライニ ング、テイルト機構を有する車いす に必要。	ガス圧式のダンパー。テイルト機 構等に取り付け。
幅止め	個		バックサポートパイプ間又はベー スパイプ間の芯張り。
高さ調整式手押し ハンドル	台	テイルト、リクライニング時に介助 する場合には必要。 複数の介助者を対象に、手押しハン ドルの高さを変える必要がある場 合。 リクライニング、テイルト機構を有 する車いすで、手押しハンドルの高 さを変える必要がある場合。 収納時に必要な場合。	バックサポートパイプに沿って押 し手がスライド可能な構造。
車載時固定用フッ ク	個	車載固定等	フックをフレームに溶接された構 造等。4個まで。
日よけ(雨よけ) 部品	個	雨天外出が多い者。森林作業に弱 い者。傘ホルダー等。(雨天走行時は 取扱説明書の注意事項を参照する こと。) 直射日光により体調不良を引き起 こす者。雨天外出が多い者。紫外線 を避ける必要がある者。リクライニ ング、テイルト操作時に視線が上向	傘の持ち手を挟んでバックサポー トパイプ等に取り付ける構造のも のや、車椅子のフレームに取り付 けるもの。

←対象が限定されすぎていて、誤解される可能性があるため

←対象が限定されすぎていて、誤解される可能性があるため

←対象が限定されすぎていて、誤解される可能性があるため

←雨よけは別項目に

見直し案

見直しを必要とする理由（背景や根拠）

回答者

主な論点

		きになり、日光が直接目に当たる場合	
雨よけ部品	個	雨天外出が必要な者	ポンチョタイプや、日よけに被せて使用するもの等
6輪構造	台	職場や家庭が狭い場合、職場や家庭が狭い場合や、操作台上、中心部に大車輪を配置することが必要な者	フレーム中心部に大車輪があり、後輪キャスターを2個有するもの。前輪キャスター上げも可能な構造
成長対応型加算（電動車椅子）	台	成長期の児童、その他購入後に大幅な変更が見込まれる者等。	バックサポータ高さ、座奥行き、背・座張り調整、フットサポータ前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
痰吸引器搭載台	台	痰吸引器を常時使用する必要がある者。	車椅子フレーム下部等に台を取り付けた構造。
前方オフセットフレーム	個	装具を付けた方のためなど通常のフレームでは他の福祉機器との併用が不可能な場合。（特例補装具の取扱い）	レッグサポータの斜めパイプを後方にオフセットした構造。
フレーム補強	台	体重100kg以上の者。不随意運動や緊張が激しい者など補強を必要と認めた場合。（特例補装具の取扱い）	三角プレート等を溶接、又は二重パイプにする等、強度を高める構造。
背パッド座パッド	個	軽度の座位困難性があり、保持に必要な場合。（特例補装具の取扱いとし、価格は座位保持装置の付属品を参考とする。）	ウレタン等を主材料とし、背当てや座クッション面に装着するもの。
電動スイングチェンコンロoler式	台	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。あごで操作が可能なる者。	下記パーツから構成された構造。
（パーツ）パワースイングチェンアーム	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	電動により可動するコンローラー取り付けアーム。
（パーツ）チェン操作ボックス	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	あご操作用のコンロolerボックス。
（パーツ）セレクター	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	走行、リクライニング等の操作切り替え用のスイッチ。
（パーツ）液晶モニタ	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	操作切り替えの状況等を表示するための液晶モニタ。

←「日よけ」と「雨よけ」は別のものなので、区別した扱いに。

←対象品が限定されやすい為。

●分類の修正・追加

○対象の修正

見直し案

見直しを必要とする理由（背景や根拠）

回答者

主な論点

(パーツ) 頭筋ス イッチ・取付金具	個	上肢筋力低下により、上肢での操作 が不可能な者。	頭部で走行、リクライニング等の 操作切り替えを行うためのスイッ チとフレームに取り付けられるための 金具。
手動スインググチン コントロール一式	台	上肢筋力低下により、上肢での操作 が不可能な者。スイングアームの位 置調整は介助者が行う場合。	下記パーツから構成された構造。
(パーツ) 手動ス イングチンアーム	個	上肢筋力低下により、上肢での操作 が不可能な者。スイングアームの位 置調整は介助者が行う場合。	手動により可動するコントロールロー ラ一取り付けアーム。
(パーツ) チン操 作ボックス	個	上肢筋力低下により、上肢での操作 が不可能な者。	あご操作用のコントロールボック ス。
手動スイングア一 ム	個	上肢の可動域制限等により、コント ロール位置が、身体の中央になる ような場合必要。	操作ボックスを任意の場所に取り付 が可能アーム。
多様入力コントロール ローラ (非常停止ス イッチボックス)	個	上肢筋力低下や不随意運動等によ り、特殊な入力装置が必要な者。	非常停止スイッチ付きの多様入力 コントロール。
多様入力コントロール ローラ (4方向スイ ッチボックス)	個	上肢筋力低下や不随意運動等によ り、特殊な入力装置が必要な者。	十字配列型の4ボタン。
多様入力コントロール ローラ (4方向スイ ッチボード)	個	上肢筋力低下や不随意運動等によ り、特殊な入力装置が必要な者。	並列配置の4ボタン。
多様入力コントロール ローラ (8方向スイ ッチボックス)	個	上肢筋力低下や不随意運動等によ り、特殊な入力装置が必要な者。	円形配置の8ボタン。
多様入力コントロール ローラ (8方向スイ ッチボード)	個	上肢筋力低下や不随意運動等によ り、特殊な入力装置が必要な者。	楕円形配置の8ボタン。
多様入力コントロール ローラ (小型ジョイ スティックボック ス)	個	上肢筋力低下や不随意運動等によ り、特殊な入力装置が必要な者。	小型のジョイスティック。
多様入力コントロール ローラ (フォースセ ンサ)	個	上肢筋力低下や不随意運動等によ り、特殊な入力装置が必要な者。	フォースセンサ内蔵のコントロール ローラ。
多様入力コントロール ローラ (足用ボック ス)	個	上肢筋力低下や不随意運動等によ り、特殊な入力装置が必要な者。	足指や足底での操作に耐えるよう 耐久性の高いコントロールロー ラ。
簡易1入力一式	個	上肢筋力低下や不随意運動等によ り、特殊な入力装置が必要な者。	スキヤン式で、1ボタンで走行操 作が可能な仕様コントロールロー ラ。

見直し案

見直しを必要とする理由（背景や根拠）

回答者

主な論点

延長式スイッチ	個	上肢筋力低下や可動域制限等により、スイッチの延長が必要なる者。	材料一樹脂
レバーノブ各種形状	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊なノブが必要なる者。	材料一樹脂
感度調整式ジョイスティック	台	上肢筋力低下や病状進行等により、ジョイスティックの傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立に変更し、必要となる者。	プログラム変更により、ジョイスティックの傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立に変更調整が可能なるもの。
ジョイスティックのバネ圧変更	台	上肢筋力低下等により、バネ圧を低くする等の対応が必要なる者。	バネの変更による操作力調整（弱くしすぎると事故につながるため注意を要する。）
前輪パワーステアリング	台	悪路での使用が多い場合。不随意運動等による操作不安定が、これにより解消する場合。	前輪を自在輪とせず、電動で操作する構造のもの。
前輪駆動後輪自在輪式	台	悪路での使用が多い場合。不随意運動等による操作不安定が、これにより解消する場合。ベッド、机等へ寄り付きやすくなる場合等。	前輪を駆動輪、後輪を自在輪としたもの。加算額は設けない。
簡易型電動装置サポーター式	台	一回充電の航続距離を長く必要とする者。メンテナンスフリーを希望する者。	駆動方式としてＡＣサーボモーターを採用したもの。
ノーバンクタイヤ（電動車椅子前輪）	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ホイール付き。
ノーバンクタイヤ（電動車椅子後輪）	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ホイール付き。
手動リクライニング装置交換	台	手動リクライニング式電動車椅子の修理時交換価格	リクライニング機構が手動のもの。
スイッチボックス別箱	個	上肢筋力低下や可動域制限等によりスイッチボックスを別箱で必要とする場合は 特例対応 。	コントロールボックスについているスイッチを別箱により任意の場所に取り付ける構造。

←利用者の20%が別箱を必要としている（今仙技研データ）ので、特例一修理項目へ移行する。
JAWS ◎適用範囲の修正

第5 歩行器に関する取扱い

歩行器のうち、下記の項目の支給を行う場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項目	1台分 又は 1個分	対象者例	構造
歩行器（後方支持型）	台	前方支持型のものでは歩行姿勢が前傾しやすい者であって、後方支持型であっても転倒危険性がない者、かつ、これによって実用的な歩行が可能となる者。	基本構造は四輪歩行器（腰掛けなし）に準じ、フレームが側方及び後方にあり、上肢及び骨盤後方を支持する構造。
歩行器（サドル・テーパー付のもの又は胸部支持器具若しくは骨盤支持具付きのもの）	台	減長期の見直し等 、上肢支持のみの自力立位が困難であるが、臀部のわずかな支持があれば実用歩行が可能になる者であって、かつ、歩行器の握りを把持することが困難等の理由からサドル面に上肢を支持することによって実用歩行が可能になる者。	基本構造は四輪歩行器（腰掛けなし）に準じ、サドル・テーパー等を有する構造。

←対象が限定されすぎていて、誤解される可能性があるため

JAWS

○対象の修正

2. 購入基準 補装具告示に規定される種目及び構造等 取り纏め

＜主な論点の記号に関する説明＞◎：短期的課題 ○＝短・中期的課題 ●＝中・長期的課題 ◆＝価格に関する事項

(4) 購入基準結果取り纏め

見直し案		見直しを必要とする理由（背景や根拠）		回答者	主な論点
別表					
1 購入基準					
(1) 義肢 — 殻構造義肢					
名称	義肢用	使用材料・部品及び工作法	価格	備考	
上腕義手装飾型	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。 肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないように留意すること。	ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。 その他は装飾用と同じ。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。		
作業用					
能動式	ハンド型手部分付	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。 コントロールドケーブル（伝導索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。 肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールドケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。 肘継手及び手部分は、繰返し使用に対し機能の低下を来たささず信頼性の高いものであること。			

	<p> 手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。 </p>		
<p> 筋電・電動式 肩義手装飾用 </p>	<p> 肩継手は、可動で外転式、屈曲－伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。 ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。 その他は上腕義手装飾用と同じ。 </p>		<p> ○分類の追加・修正 </p>
<p> 作業用 </p>	<p> 肩継手は、必要に応じ固定できること。 その他は上腕義手作業用と同じ。 </p>		
<p> 能動式普通用 ハンド型 </p>	<p> 肩継手は、装飾用と同じ。 コントロールケープルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケープルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにすること。 外転を良くするため、肩幅の復元に留意すること。 その他は上腕義手能動式と同じ。 </p>		
<p> フック型 </p>	<p> 手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。 </p>		
<p> 能動式肩甲骨鎖骨切除用 </p>	<p> ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。 肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケープルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。 その他は能動式普通用と同じ。 </p>		

見直し案		回答者		主な論点	
肘義手	筋電・電動式 装飾用 上腕義手装飾用と同じ。 作業用 幹部は、作業種目を考慮したものとする。その他は上腕義手作業用と同じ。 能動式 上腕義手能動式と同じ。	義肢協会	○分類の追加・修正		
	筋電・電動式 装飾用 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。 切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。 作業用 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 必要に応じて上腕カフ（縮草）にハーネスを付けること。 ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。	義肢協会	○分類の追加・修正		
前腕義手	能動式 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。 ・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 ・ 中断端用には、肘の屈曲 - 伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることのないように留意すること。 ・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するた				
	長断端用型 フック型 中断端用型 フック型				

大腿義足	常	作業用	カ ナ デ イ ア ン 式	用	ること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付けること。 大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。 アルミニウム合金の場合には、防触処理を施すこと。 運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。 歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。 カップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。 両脚の歩長をそろえるため、股屈角制限装置を取り付けること。 耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。 ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等がいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。 アルミニウム合金を使用する場合は、防触処理を施すこと。			

	吸着式 常用 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、切断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。 義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。 膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実に信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。 切断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよいこと。 SACH足部は、体重、健足の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、 性差形状 で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。 切断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には切断端部に空気室を設けてもよいこと。	差込吸着式を含む。			
作業用 耐水性及び防蝕性を与えるよう留意することともに、十分な強度をもたせること。 その他は常用と同じ。					
膝義足 常用 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。 ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端未支持には断端未受を入れること。 下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。				形状に直す ◎誤字の修正 義肢協会	

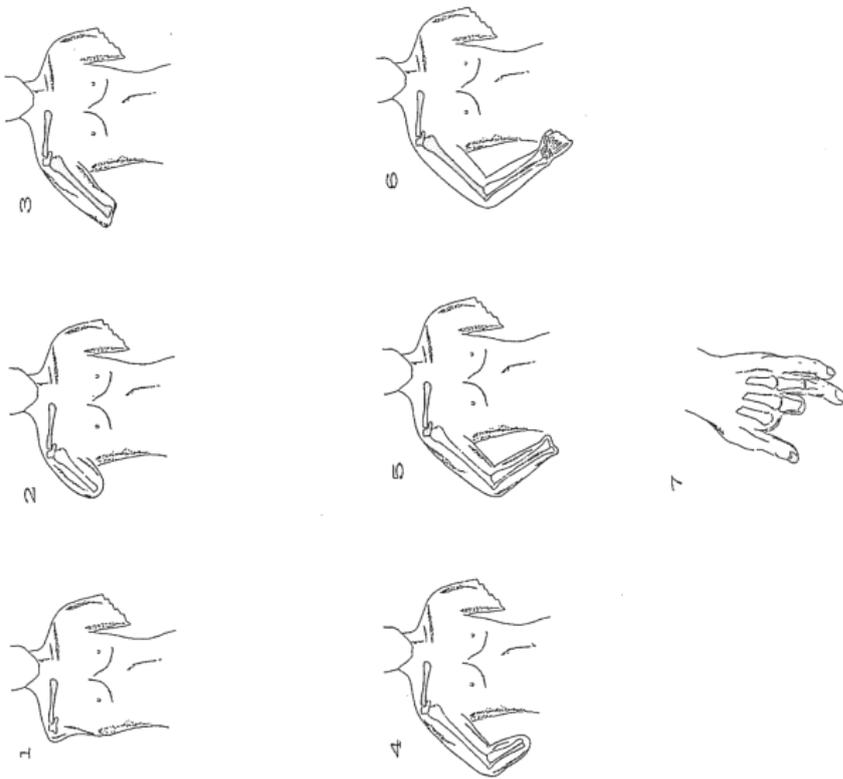
		膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするとほか、防音、運動部の減摩に留意すること。 膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。			
作業用 常川用	耐用 普通（軽便式を含む）	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用に同じ。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせることで製作すること。 ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。 膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。 大腿も縮めの筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも縮革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。			
	P T B 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせることで製作すること。 ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、カップリングを用いて試歩行を行った上で組み立てること。 精密な適合によつてソケットのみを用い、ソフトインサートを省いてもよいこと。その場合、切断端部はクッション材で支持すること。 外装は、強化プラスチック仕上げとすること。 膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バインドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。 膝継手金具及び大腿もも縮革は、用いないことを原則とするが、切断端の状況によりやむを得な	サイム切断を含む。		

		<p>い場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いてもよいこと。</p> <p>適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。</p> <p>P T S 式</p> <p>ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることで、義足を懸垂させること。</p> <p>採型後ギブスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。</p> <p>その他はPTB式と同じ。</p> <p>K B M 式</p> <p>義足の懸垂は、内顧部の解剖学的構造によく適合したくさび又はF.A.J.A.Lの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。</p> <p>膝蓋靭帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分に吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。</p> <p>その他はPTS式と同じ。</p>			
果義足	作業用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>義足の懸垂は、切断端の形状を利用し、ソケットを切断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。</p> <p>足部は、逆動足部又はSACH足部の構造特性を利用したものとすること。</p> <p>特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。</p>	ピロゴフ切断を含む。		
足根中足義足	鋼板入り	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>切断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。</p> <p>足底は、鋼板、ゴムペレット等を挿入して弾性と</p>			

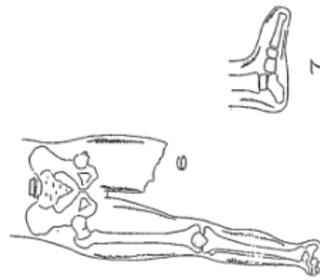
	強度をもたせること。 足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。		
足袋型	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 足底は、ゴムパレットを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。 断端から踵までを包み足袋型とすること。 縮付けは、前後いずれでもよいこと。 足部は、牛なめし革を張り付けること。		
足指義足	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。		
(注) 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。 4 障害者の股構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。こと。 5 障害児の股構造義肢の耐用年数は、キの耐用年数によるものとする。こと。			

工 程	作 業 の 内 容
ア 基本工作法	
(ア) 断面の観察	断面の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに取位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギブス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギブスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギブス等による支持部材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本的指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 探型区分
A 機手



足編



	K B M 式	80,700
B-5	差込式有窓式	43,200 65,100
B-6		22,600
B-7		17,400

(注)

- 1 願上支持式は、ミュンスタタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、44,200 円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、願上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 協賛手でチェックソケットを使用した場合、○円加算できること。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名称	採型区分	使用材料	価格	円	備考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	10,800		
		皮革	8,800		
		熱硬化性樹脂	19,800		
		熱可塑性樹脂	5,000		
	A-2	アルミニウム、セルロイド	9,550		
		皮革	11,600		
		熱硬化性樹脂	13,600		
		熱可塑性樹脂	6,550		
	A-3	アルミニウム、セルロイド	9,550		
		皮革	12,600		
		熱硬化性樹脂	13,600		
		熱可塑性樹脂	4,650		
	A-4	アルミニウム、セルロイド	8,400		
		皮革	11,500		
		熱硬化性樹脂	13,300		
		熱可塑性樹脂	4,600		
	A-5	アルミニウム、セルロイド	10,100		
		皮革	8,700		
		熱硬化性樹脂	12,600		

電極位置の設定など手間のかかる作業が多いため（P12に掲載された場合は不要）

義肢協会

◆製作方法毎の価格追加

B-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,700 10,100 21,500 9,950	エアクッションソケットは、11,800円増しとすること。 主たる積層材にカーボン 繊維 素材を用い樹脂注型を行う場合は、5,400円増しとすること。
B-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,850 19,600 9,500	主たる積層材にカーボン 繊維 素材を用い樹脂注型を行う場合は、○円増しとすること

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	皮 革 軟性発泡樹脂	4,350 4,450	
	A-2	皮 革 軟性発泡樹脂	3,850 4,300	
	A-3	皮 革 軟性発泡樹脂	7,200	
	A-4	皮 革 軟性発泡樹脂	3,700 4,300	
	A-5	皮 革 軟性発泡樹脂	6,950	
	A-6	皮 革 軟性発泡樹脂	3,700 4,300 6,950	
	B-1	皮 革 軟性発泡樹脂	6,400 4,900 9,700	

足根中足義足ソケットの製作においては強度を増すためにカーボン素材を使用することがあるので項目の追加が必要である。

義肢協会

◎素材の追加・変更

◆製作方法毎の価格追加

手部義手の製作においてはソケットの内貼りやソフトインサートとして、皮革や軟性発泡樹脂を使用して製作を行うことがあるので、この場合の項目が必要である。

義肢協会

●分類の追加

B-2	皮 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	革 4,950 4,550 6,450 8,950 40,400		
B-3	皮 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	革 5,550 4,700 8,900 9,850 43,500		
B-4	皮 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	革 4,100 4,350 6,650 7,700 34,800		
B-5	皮 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	革 4,350 7,000 7,600		
B-6	皮 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	革 2,750 3,150 5,500		
B-7	皮 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	革 2,100 2,500 4,250		
(注)	1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びビスボンジであること。 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当ててはならず、断面の全体を覆うものであること。			

名称	型式	部位	使用材料	価格円	備考
義手用	装飾用 能動式	肩部		8,350	
		上腕部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 木製	7,450 23,200	
		前腕部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 木製	9,500 19,000	
義足用	能動式	肩部			筋電・電動式の場合は○円増しとすること
		上腕部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂		筋電・電動式の場合は○円増しとすること
		前腕部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂		筋電・電動式の場合は○円増しとすること
義足用	常	股部		10,200	
		大腿部	木製	30,300	
			アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	30,600 31,600	
		下腿部	木製	26,400	
			アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	27,700 31,100	
足部	軟性発泡樹脂	14,200			
作業用	常	大腿部		58,300	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
		下腿部		27,700	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

(注)

- 義手用及び義足用の支持部そのものが外表となる場合は、支持部に外表の価格を加算すること。
- 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合限り、足部を加えることができること。
- 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,650円増しとすること。
- 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。
- 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

装飾用と能動式の項目を別にする。
能動式は肩部、上腕部、前腕部のターンテンターブルやリストメタル取付け、アライメント調整が必要であり、装飾用と比較して支持部の製作に時間がかかると見込めるため項目を別にする。

能動式は肩部、上腕部、前腕部のターンテンターブルやリストメタル取付け、アライメント調整が必要であり、装飾用と比較して支持部の製作に時間がかかると見込めるため項目を別にする。

今後筋電義手の普及が見込まれ、完成用部品との整合性を取るために新たな項目が必要である。

義肢協会
○素材の追加・修正
※項目追加の価格検討

義肢協会
※項目追加の価格検討

義肢協会
●分類的追加・修正
◆製作方法毎の価格追加
●分類的追加・修正

区分	名称	使用部品	価格円	備	考
義 足 懸 垂 用 部 品	義 手 用	胸部用ベルトハーネス一式 肩たすき一式	20,800 10,400		
	上腕義 手用	胸部用ベルトハーネス一式 肩たすき一式	20,600 10,500		
	ハ ー ネ ス	8字ハーネス一式	9,500		
	前腕義 手用	胸部用ベルトハーネス一式	17,600		
		8字ハーネス一式	7,700		
		9字ハーネス一式	4,950		
		たわみ継手（一組）	2,350		
		前方支持バンド	2,350		
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,000		
		懸垂帯一式	14,800		
義 足 懸 垂 用 部 品	大腿義 足用	シレジアバンド一式	7,200		
		肩吊带	6,250		
		腰バンド	8,600		
		横吊带	1,600		
		義足用股吊带	2,050		価格は、1本当たりのものであること。
	下腿義 足用	腰バンド	8,600		
		横吊带	2,200		
		大腿もも締め一式	11,100		
		P T B膝カフ一式	8,550		

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B膝カフに準ずること。

名称	外装部位	使用材料等	価格 円	備	考	
義手用	肩部	皮革 プラスチック 塗装	5,450 15,000 1,950			
	上腕部	皮革 プラスチック 塗装	5,550 14,500 1,700			
	前腕部	皮革 プラスチック 塗装	5,450 11,400 1,800			
	手部	皮革 プラスチック 塗装				
義足用	股部	皮革 プラスチック 塗装	9,900 16,500 3,200			
	大腿部	皮革 プラスチック 塗装	8,150 14,700 2,850			
	下腿部	皮革 プラスチック 塗装	7,400 12,800 2,550			
	足部	表	皮革	5,000		
		裏	皮革	3,450		
		塗	装	3,300		
		リアルソックス	1,050		リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。	

手部長義手においてソケットを塩ビ又はシリコン以外で製作した場合には、仕上げ方法として使用することがある。
 ●分類の追加・修正
 ※項目追加の価格検討

義肢協会

オ 完成用部品
 義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

--	--	--	--

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区分	名称	型式	耐用年数	備考
義手	上腕義手	装飾用	4	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
	肩義手	作業用式	3	
	肘義手	動作用	3	
	前腕義手	装飾用	4	
	手部義手	作業用	3	
	手指義手	動作用式	3	
	股義足	装飾用	3	
	大腿義足	装飾用	1	
	膝義足	作業用	2	
	下腿義足	装飾用	1	
義足	足	装飾用	2	
	足	常着用	4	
	足	呼吸器用式	3	
	足	常作用	5	
	足	常作用	3	
	足	常作用	3	
	足	常作用	2	
その他の小部品（消耗品）	足根中足義足	鋼板入り足袋型	2	ライナーや膝スリーブは、半年で破損することがあるので0.5年が適正であると思われる。
	足		1	
	足		1	
	足		1	
	足		1	

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数	備考
継手	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル部	3	
手袋	1	
足部	1	
その他の小部品（消耗品）	± 0.5	

キ 使用年数

年齢	使用年数	備	考
0歳	4月		使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数
1～2歳	6月		
3～5歳	10月		
6～14歳	1年		
15～17歳	1年 6 月	次にについては、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋型」及び「足指義足」 2 完成用部品のうち「手部（手袋以外の手先具）」、「手袋」及び「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」	成長期に伴いソケットが不適合となり義足長や足部、義手長や手掌サイズが変化しやすいため、現状の修理状況を見ると1年が妥当と思われる。 ○耐用年数の修正

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装着状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢 一 骨格構造義肢		見直し案		見直しを必要とする理由（背景や根拠）		回答者		主な論点	
名称	型式	使用材料・部品及び工法	価格	備考					
上腕義手	装飾用	<p>アの基本工法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならぬこと。</p> <p>肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないように留意すること。</p>	<p>イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とするこ</p>						
	作業用	<p>ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。</p> <p>その他は装飾用と同じ。</p>							
	能動式	<p>アの基本工法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。</p> <p>コントロールケーブル（伝導索）は、可携性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。</p> <p>肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。</p> <p>肘継手及びび手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。</p>							

肩義手	フック型 装飾用	<p>手話は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部分と同じ。</p> <p>手の基本工作法により、及びおまじりせせりせり必要素材材料部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形ががは、容易に着脱できるように製作すること。</p> <p>肩継手は、可動で外転式、屈曲－伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。 ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく着かせるようその取付位置を注意して選り、着脱に便利な構造とすること。 その他は上腕義手装飾用と同じ。</p>	義肢協会	●分類の追加・修正
作業用	能動式 普通用	<p>肩継手は、必要に応じ固定できること。 その他は上腕義手作業用と同じ。</p> <p>肩継手は、装飾用と同じ。 コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにすること。 外転を良くするため、肩幅の復元に留意すること。 その他は上腕義手能動式と同じ。</p>		
フック型	能動式 肩甲鎖骨切除用	<p>手話は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部分と同じ。</p> <p>ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。 肩用りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。 その他は能動式普通用と同じ。</p>		

前腕義手	フック型 装飾用	手話は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部分と同じ。 ー肩義手と同じ。ー アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。 切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部分で回旋できることが必要であること。		義肢協会	●分類の追加・修正
作業用	フック型 装飾用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 必要に応じて上腕カフ（縮革）にハーネスを付けること。 ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。			
動作式	長断端用型 中断端用型 フック型 ハンド型 フック型 ハンド型 フック型 ハンド型	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。 ・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 ・ 中断端用には、肘の屈曲ー伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることのないように留意すること。 ・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に切断端の脱落			

見直し案

<p>断端用型</p>	<p>を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。 コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩擦によるケーブルの損傷を極力少なくすること。 肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腕輪は、腕留部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行うこと。</p>	
<p>断端用型</p>	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</p>	<p>片側骨盤切除用を含むものであること。</p>
<p>断端用型</p>	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</p>	<p>キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。 吸着式には、差込吸着式を含むものであること。</p>
<p>断端用型</p>	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</p>	
<p>断端用型</p>	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</p>	<p>サーム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。</p>
<p>(注)</p>	<p>1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するた</p>	

めにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。

- 2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。
- 3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとする。
- 4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。

ア 基本工作法

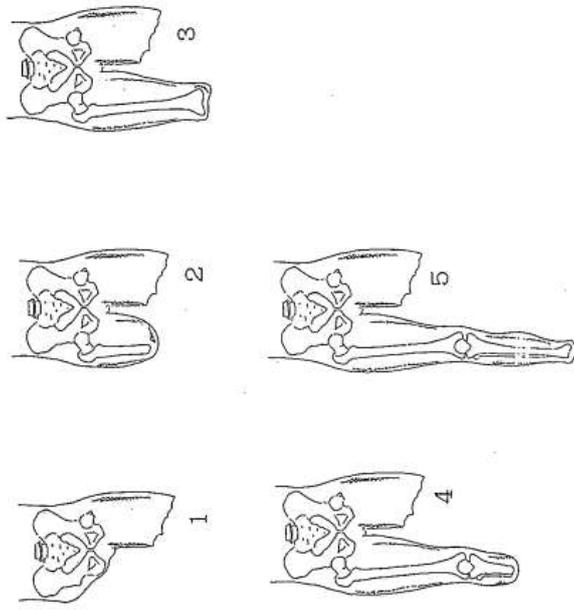
工程	作業の内容	容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握	
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正	
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定	
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケット チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥	◎誤字の修正
(カ) ソケットの製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング	義肢協会
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整	
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：カッピングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整	
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導	

チェックソケットに変更する

イ 採型区分
A 腕手



B 膝足



ウ 基本価格	名称	採型区分	型式	価格 円	備	考
義 手 用	A-1	装 飾 用 能 動 式	肩 甲 胸 郭 間 切 断 用 は、 筋電・電動式の場合は○円増しとすること	33,400	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとすること。	○項目の追加・修正 ◆製作方法毎の価格追加 ※項目追加の価格検討
				35,600	吸着式は、25,900円増しとすること。 筋電・電動式の場合は○円増しとすること ライナー式の場合は○円増しとすること	
				31,600	頼上支持式は、12,900円増しとすること。 スプリット式は、19,400円増しとすること。 吸着式の場合は○円増しとすること 筋電・電動式の場合は○円増しとすること ライナー式の場合は○円増しとすること	
	義 足 用	B-1	カ ナ デ イ ア ン 式	86,300	片側骨盤切断用は、17,600円増しとすること。	義足同様にソケット形状の違いで修正、適合に時間を要するために項目の追加が必要である。
				54,000	短断端切断用キップシャフトは、49,800円増しとすること。	
				97,800	こと。IRCソケットは、54,200円増しとすること。	
				140,800		
				52,300		
	B-3	差 込 式	72,400	ライナー式		
			115,400	吸着式		
B-4	差 込 式	40,500	大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。			
		63,000	P T B 式			
		78,100	P T S 式			
B-5	差 込 式	80,700	K B M 式			
		43,200	差込式			
				65,100	有窓式	

(注)

- 1 頼上支持式は、ミュンスタタータイプ及びノースウエスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、44,200円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、頼上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加

算はできないこと。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備	考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	10,800		
		皮革	8,800		
		熱硬化性樹脂	19,800		
		熱可塑性樹脂	5,000		
A-2	アルミニウム、セルロイド	皮革	9,550		
		熱硬化性樹脂	11,600		
		熱可塑性樹脂	13,600		
		熱可塑性樹脂	6,550		
A-3	アルミニウム、セルロイド	皮革	8,400		
		熱硬化性樹脂	11,500		
		熱可塑性樹脂	13,300		
		熱可塑性樹脂	4,600		
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド	21,400		
		熱硬化性樹脂	34,800		◆主たる積層材にカーボン素材を用い樹脂注型を行う場合は、○円増しとすること。
		熱可塑性樹脂	14,700		
B-2	木製	アルミニウム、セルロイド	47,400		
		皮革	14,200		エアクッションソケットは、15,000円増しとすること。
		熱硬化性樹脂	18,600		二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
		熱可塑性樹脂	27,100		主たる積層材にカーボン 素材 を用い樹脂注型を行う場合は、16,200円増しとすること。
		熱可塑性樹脂	15,900		素材を用い樹脂注型を行う場合は、16,000円増しとすること。
B-3	アルミニウム、セルロイド	皮革	14,500		
		熱硬化性樹脂	24,000		エアクッションソケットは、15,000円増しとすること。
		熱可塑性樹脂	40,100		二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
		熱可塑性樹脂	18,100		主たる積層材にカーボン 素材 を用い樹脂注型を行う場合は、16,000円増しとすること。
B-4	アルミニウム、セルロイド	皮革	11,400		
		熱硬化性樹脂	16,900		エアクッションソケットは、13,600円増しとすること。
		熱可塑性樹脂	24,600		二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
		熱可塑性樹脂	12,800		主たる積層材にカーボン 素材 を用い樹脂注型を行う場合は、6,300円増しとすること。

カナダ式ソケットの製作においては、ソケット強度を増し軽量化のためにカーボン素材を使用するので項目の追加が必要である。なお、カーボン素材の必要量は大腿義足ソケットの2倍の量が必要である。

義肢協会

◆製作方法毎の価格追加

義肢協会

◎素材の修正

カーボンストッキング素材と、カーボン素材とする。カーボンストッキングは筒状になっているが、現在はシート状のカーボン素材も使用しているために名称の変更が必要である。

◎素材の修正

◎素材の修正

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備 考	
義 手 用	B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,800 17,200 23,300 10,100	円増しとすること。 エアクッションソケットは、12,500円増し とすること。 主たる積層材にカーボン 繊維 素材 を用い樹脂注型を行う場合は、8,800 円増しとすること。	
	A-1	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,350 4,450 7,450		
	A-2	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,850 4,300 7,200		
義 足 用	A-3	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,700 4,300 6,950		
	B-1	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	6,400 4,900 9,700		
	B-2	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	4,950 4,550 6,450 8,950 40,400		
	B-3	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	5,550 4,700 8,900 9,850 43,500		
	B-4	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	4,100 4,350 6,650 7,700 35,000		
	B-5	皮 革 軟性発泡樹脂	4,350 6,950		
					◎素材の修正

	皮革・軟性発泡樹脂	7,550
(注)		
1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。		
2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当ててはならず、断端の全体を覆うものであること。		

(ウ) 支持部

名	称	価 格 円	備	考
肩	義 手 用	13,400		
上	腕 義 手 用	10,700		
前	腕 義 手 用	10,600		
股	義 足 用	16,100		
大	腿 義 足 用	16,000		
下	腿 義 足 用	10,600		

(注)

- 肩義手、**上腕義手**で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部や**前腕部**との接続のために修正を行う場合は、8,600円増しとすること。
- 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。

義肢協会

○適用範囲の変更

区分	名称	使用部品	価格円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸部用ベルトハーネス一式 肩たすき一式	20,800 10,400	
	上腕義手用	胸部用ベルトハーネス一式 肩たすき一式	20,600 10,400	
	前腕義手用	8字ハーネス一式 胸部用ベルトハーネス一式 8字ハーネス一式 9字ハーネス一式 上腕カフ（三頭筋バンド）	17,600 7,650 4,950 5,000	
	股義足用	たわみ織手（一組） 前方支持バンド 懸垂帯一式	14,800	
	大腿義足用	シレジアバンド一式 肩吊带 腰バンド 横吊带 義足用股吊带	7,150 6,200 8,550 1,600 2,050	価格は1本当たりのものであること。
義 足 懸 垂 用 部 品	下腿義足用	腰バンド 横吊带 大腿もも締め一式 P T B膝カフ一式	8,600 2,200 11,100 8,550	
	<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。 2 手義手用及び手節義手用は、前腕義手用に準ずること。 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。 5 下腿義足差込式用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B膝カフに準ずること。 			

骨格構造義手でも取り付けるケースがある。

義肢協会

○項目の追加
※項目追加の価格検討

(オ) 外装

名	称	価 格 円	備	考
肩	義 手 用	10,600		
上	腕 義 手 用	8,400		
前	腕 義 手 用	7,500		
股	義 足 用	26,700		
大	腿 義 足 用	21,400		
膝	義 足 用	19,100		
下	腿 義 足 用	16,800		
(注)	リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,050円増しとすること。			

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

材料・部品名	耐用年数 年	備	考
パイプ（チューブアダプター）	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替	
継手類	3	えにより修理又は調整を行うこと。	
リストメタル	3		
手	3 1		
ターニングテーブル	3		
手袋	1 0.5 1		
足	1 0.5 1		
フォームカバー（義手用）	1 0.5 1		
フォームカバー（義足用）	0.5		
その他小部品（消耗品）	1 0.5		

キ 使用年数

年齢	使用年数	備	考
0～14歳	1年	「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものである
15～17歳	1年 0.5 1	1 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 2 「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。	が、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装着状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

実際の修理の状況から見ても現在の対応年数は不適切

○耐用年数の修正

義肢協会

般構造の耐用年数は1年であるので骨格構造も同じ耐用年数とすべきである。

○耐用年数の修正

義肢協会

ライナーや膝スリーブは、半年で破損することがあるので0.5年が適正であると思われる。

○耐用年数の修正

義肢協会

成長期に伴いソケットが不適合となり義足長や足部、義手長や手掌サイズが変化しやすい。また学内外での活動も活発となるため、現状の修理状況を見ると1年が妥当と思われる。

○耐用年数の修正

義肢協会

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
(3) 装具	下肢装具	骨盤から大腿下部に及ぶもの A 金属棒 骨盤部が金属棒で作られているものと。S型支柱のものも含まれること。 B 硬性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック C 軟性 布を主材料としたもの	Aの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	元の採型区分によるウの基 本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	先天性股関節装具	先天性股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。 A リーメンビュエーグル型（パブリック帯） 布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの B ホンローゼン型 三本の金属板の組合せで、股関節を開排位に保つもの C パチエラー型 両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの D ローレンツ型 股関節を開排位に固定保持するもの E ラング型 股関節を外転位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの			◎対象の修正 対象者が障害児だけとは限らない為、現状では本文言は不要であると思われる。 障害児と確定できない為削除

<p>内反足装具</p> <p>A 短下肢装具型 下腿の上部から足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢装具に準ずること。</p> <p>B 靴型装具型 詳細は、靴型装具に準ずること。</p> <p>C デニスブラウン副子の 両側の足部を横棒によって結ぶもの</p> <p>1 足底板型 アルミニウムにフェルトの内張り をしたものを基本とすること。</p> <p>2 足部おおい型</p> <p>3 靴型装具型</p>	<p>短下肢装具型 靴型装具型 靴型装具型</p>	<p>短下肢装具型 靴型装具型 靴型装具型</p>	<p>短下肢装具型 靴型装具型 靴型装具型</p>	<p>◎対象の修正</p>
<p>長下肢装具</p> <p>A 両側支柱 大腿上部より足底に及ぶもの 下肢の長軸に沿って内外の両側に 金属またはプラスチックの支柱をも ち、大腿部と下腿部においてそれぞ れ両支柱を結ぶ一つ以上の金属また はプラスチックの半月をもつもの</p> <p>1 高ガアルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>3 プラスチック</p> <p>4 カーボン素材</p> <p>B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちら か一方に金属またはプラスチックの 支柱をもつもの</p> <p>1 高ガアルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>3 プラスチック</p> <p>4 カーボン素材</p> <p>C 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされ たもの。内外の両側に金属またはプ</p>	<p>短下肢装具型 靴型装具型 靴型装具型</p>	<p>短下肢装具型 靴型装具型 靴型装具型</p>	<p>短下肢装具型 靴型装具型 靴型装具型</p>	<p>◎素材の追加・修正</p> <p>義肢協会</p> <p>近年、強度の向上・軽量化等を目的にカーボン支柱を用いた装具が開発・製作 されている為、追加が必要である。 強度の高い樹脂繊維、（カーボン等）を素材とした支柱及び半月も存在する 為。</p>

見直し案		回答者	主な論点
<p>ラスチックの支柱と両支柱を結ぶ金属またはプラスチックの半月で補強されているものを基本とすること。</p> <p>1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック 4 カーボン素材</p> <p>D X脚又はO脚（障害児に限る）→</p>	<p>X脚、O脚は障害児だけではなく、削除すべきである</p>	<p>義肢協会</p>	<p>◎対象の修正</p>
<p>大腿部固定装具</p> <p>A 硬性 腸性モデルを用いてモールドされたもの。</p> <p>B 軟性</p>	<p>一般的に装具は各関節部を含むデザインで製作されることが多いが、中には外固定を主な目的に関節部を含まないデザインで製作される装具もある為追加が必要である。（例 腫瘍による骨折・難病による変形など）</p>	<p>義肢協会</p>	<p>●分類の追加・修正</p>
<p>膝装具</p> <p>A 大腿から下腿に及ぶもの 両側支柱 内外側に金属支柱またはプラスチック支柱をもち、両支柱を結ぶ金属またはプラスチックの半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの</p> <p>B 硬性 腸性モデルを用いてモールドされたもの。金属またはプラスチック支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。</p> <p>1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック 4 カーボン素材</p> <p>○スウェーデン式</p> <p>D 軟性 一布を主材料としたもの</p>	<p>金属の支柱とは限らない 強度の高い樹脂繊維、（カーボン等）、を素材とした支柱及び半月も存在する為。</p> <p>近年、強度の向上・軽量化等を目的にカーボン支柱及び支持部にもカーボン素材を用いた装具が開発・製作されている為、追加が必要である。</p> <p>スウェーデン式は装具の名称で、分類の名称ではないため削除する。</p>	<p>義肢協会</p>	<p>◎素材の追加・修正</p>
<p>下腿部固定装具</p> <p>A 硬性 腸性モデルを用いてモールドされたもの</p>	<p>一般的に装具は各関節部を含むデザインで製作されることが多いが、中には外固定を主な目的に関節部を含まないデザインで製作される装具もある為追加が必要である。（例 下腿骨疲労骨折、病的変形、循環障害など）</p>	<p>義肢協会</p>	<p>●分類の追加</p>

	見直し案			主な論点
短下肢装具	<p>たもの。 B 軟性</p> <p>A 両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属またはプラスチックの支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属またはプラスチックの半月をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 3 プラスチック 4 カーボン素材 <p>B 片側支柱 下腿の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属またはプラスチックの支柱をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 3 プラスチック 4 カーボン素材 <p>C S型支柱 下腿の周囲をらせん状に走る金属支柱をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 3 プラスチック <p>D 鋼線支柱 下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属またはプラスチックの半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。</p> <p>E 板ばね 下腿の後方に長軸に沿って走る金</p>	<p>顆上部型プラスチック短下肢装具（NYU型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれること。</p>	<p>金属の支柱とは限らない。チタン合金、カーボン支柱なども考えられる。強度の高い樹脂繊維、（カーボン等）、を素材とした支柱及び半月も存在する為。</p> <p>近年、強度の向上・軽量化等を目的にカーボン支柱を用いた装具が開発・製作されている為、追加が必要である。</p> <p>強度の高い樹脂繊維、（カーボン等）、を素材とした支柱及び半月も存在する為。</p>	<p>◎誤字の修正 ◎素材の修正・追加</p>
				◎素材の修正・追加
				◎素材の修正・追加

	<p>属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとすること。</p> <p>F 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等）</p> <p>1 支柱付き 金属またはプラスチックの支柱と半月によって補強されたもの</p> <p>2 支柱なし 金属支柱のないもの</p> <p>3 プラスチック</p> <p>4 カーボン素材</p>				
ツイスター	<p>G 軟 性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保持させる 軟性素材を用いて足関節の固定する物</p> <p>骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの</p> <p>A 軟 性 布ひも又はゴムひもを用いたもの</p> <p>B 鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを用いたもの</p>		足関節の固定をするために用いる軟性素材はゴムだけでは無く布、皮革、ゴム材等の軟性素材が用いられている。	義肢協会	◎素材の修正・追加
足底装具	<p>足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの</p> <p>A アーチサポート（ふまず支え） 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とするものと。</p> <p>1 陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <p>2 採寸によって製作されたもの</p> <p>B メタタルサルサポート（中足支</p>	踵骨棘用装具は、補高に含まれること。 スピンワイ及び ターゼンライナー （ふまず支え） 棒、A-2は骨 材料を ランナー（ふまず	足の研究が進み現在では、足底装具を製作する際に立体的な陽性モデルを製作するのが主流となっているため、A-2の採寸に限定するのは実態に合っていない。	義肢協会	◎項目の修正・追加

		<p>え) 足の中足アーチを支えるもの</p> <p>C 補 高</p> <p>1 2 c m未滿</p> <p>2 2 c m以上</p> <p>D 内側及び外側楔</p>		<p>丈夫)は、A- Bに含まれるこ と。</p>		
靴型装具		<p>医師の処方のもとに治療に用いられる靴であつて、ふまず鋼の入っているものを基本とすること。</p> <p>皮革又は布を主材料としたもの</p> <p>A 長 靴</p> <p>下腿の上部に及ぶもの</p> <p>B 半長靴 (編上靴)</p> <p>側革が果部より高いもの</p> <p>C チャッカ靴</p> <p>側革が果部に及ぶもの</p> <p>D 短 靴</p> <p>側革が果部より低いもの</p>		<p>靴型装具の要素</p> <p>・整形靴(矯 性モデル)か ら作成した 特製製の木 型を用いる もの)</p> <p>(標準木型に 皮革フェル ト等を張つ て、作られ るもの)</p> <p>・特殊靴(陽性 モデルから作成 した特殊木型を 用いて作られる もの)</p> <p>・ 矯 正 靴 (内・外反 足の矯正 用)</p>	<p>整形靴は標準木型に皮革、フェルト等を張って、作られるものではないでし ようか。</p> <p>◎項目の修正・追加</p> <p>義肢協会</p>	◎項目の修正・追加
体幹装具	頸椎装具	<p>肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とする。</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬 性 (スポンジババーを含む。)</p> <p>陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮 革</p> <p>3 フラスチック</p> <p>C カラー</p>		<p>高さ調整は、カ ラーの場合には 適用しないこ と。</p>	<p>特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるもの。</p> <p>◎項目の修正・追加</p> <p>義肢協会</p>	◎項目の修正・追加

	1 あご受けのあるもの 2 あご受けのないもの D 斜頸矯正用枕 （障害児に限る。） →				
胸椎装具	骨盤から胸背部に及ぶもの A 金属性 B 硬性（頸椎装具に準ずる。） C 軟性				
腰椎装具	骨盤から腰部に及ぶもの A 金属性 B 硬性（頸椎装具に準ずる。） C 軟性	ナイトブレイスは、金属性腰椎装具に含まれること。 ウィリアムブレイスは、前屈ブレイスは、金属性腰椎装具・腰部継手付に含まれること。 イリス、ミルウォーカー、ウエイトブレイスは、金属性仙腸装具に含まれること。			◎対象の修正・
仙腸装具	骨盤を含むもの A 金属性 B 硬性（頸椎装具に準ずる。） C 軟性 布を主材料にし、板はねで補強したもの D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの 1 芯のあるもの 2 芯のないもの				◎項目の削除
側彎矯正装具	側彎症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。 A ミルウォーカーブレイス 骨盤から頭部に及ぶもの B 頭部に及ばないもの 1 金属性 2 硬性（仙腸装具に準ずる。） 3 軟性（帯状のものを含む。）		対象者が障害児だけでは限らない為、現状では本文言は不要であると思われる。 障害児と確定できない為削除	外転に変更	◎誤字の修正
肩装具	肩関節を 外 外転位に保持するもの			この装具の名称は現在では使用されていないので削除する。	◎誤字の修正

		<p>ので、背盤から前腕に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A 金属骨 体幹の部分が金属幹のもの</p> <p>B 硬性 剛性モデルによってモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C 分統座庫用（無書具に限る）→</p> <p>D 軟性</p>				
肘装具		<p>上腕から前腕に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの</p> <p>B 硬性 剛性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C 軟性</p>		<p>対象者が障害児だけとは限らない為、現状では本文言は不要であると思われる。</p> <p>皮革等による作成も行われているので追加する。</p>	義肢協会	◎対象の修正 ◎項目の追加
手背屈装具		<p>前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの</p> <p>A パネル型 前腕部と手部を板ばねによって結ぶもの</p> <p>B トーマス型 ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの</p> <p>C オッペンハイマー型 鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外転位をとらせるもの</p>				

		<p>D 硬性</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>E 軟性</p> <p>前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。</p>			
長対立器具		母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。			
把持器具		<p>前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。</p> <p>A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの</p> <p>B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの</p>			
MP 屈曲器具 (ナックルベンダー) 及び MP 伸展器具 (逆ナックルベンダー)		<p>手筋から示指より小指の基節に及ぶもので、MP 関節を屈曲又は伸展させるもの</p> <p>A パネル型 ゴムを用いるもの</p> <p>B プラスチック</p> <p>C 軟性</p>			
指器具 (指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー)		PIP 及び DIP 関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの			
B・F・O		前腕を平衡をとった状態で支え、ボ	付属品として車		

工 程	作 業 の 内 容	いすを加えるこ とができるこ と。
（食事動作補助器）	ールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの	
ア 基本工作法		
（ア） 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特長の把握	
（イ） 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成	
（ウ） 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型 インプレッションフォームによる陰性モデルの採型 デジタル機器による陰性モデルの採型 陰性モデルのギプスの採型 、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥	
（エ） 陽性モデルの製作	陽性モデルにデザインの記入（アライメント） フレーム：曲げ加工、組立て及び調整 モールド：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合	
（カ） 仮合わせ（中間適合検査）	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ	
（キ） 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ	
（ク） 適合検査	器具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査	

ギプス包帯による採型法以外にも足底面の正確な形状の把握、製作上の便宜を目的にインプレッションフォームを用いた採型を行うことがあるために追加が必要である。

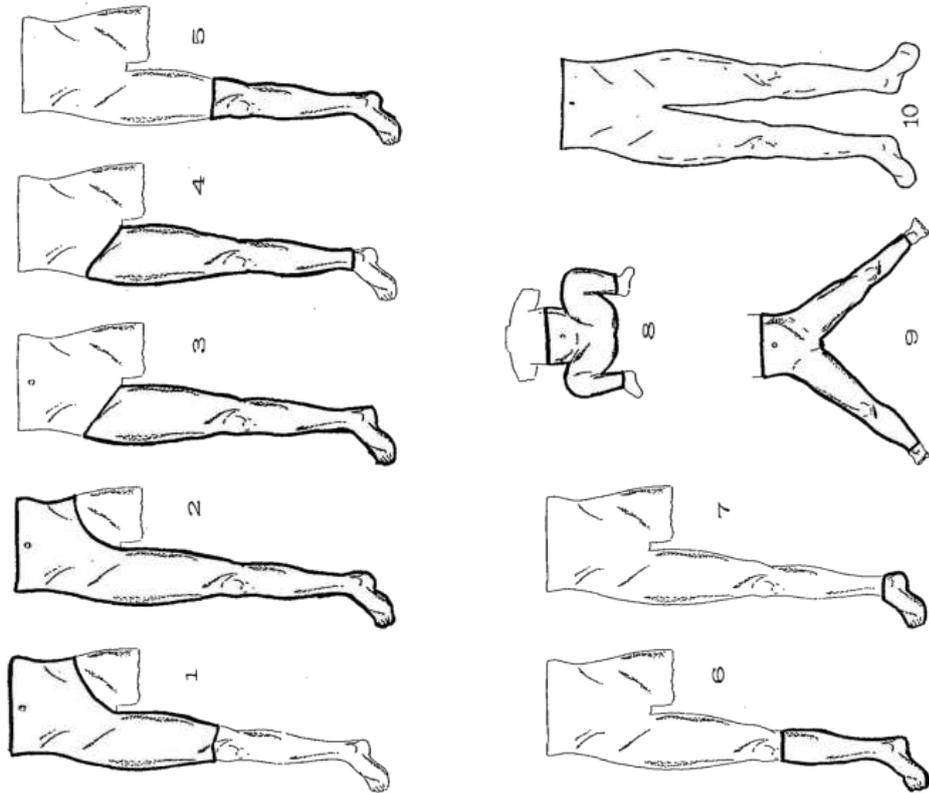
近年、ギプス包帯による採型法以外にもハンドスキャナー等のデジタル機器を用いた方法などがあるため追加が必要である。使用する理由として、身体的・精神的理由によりギプス採型が困難な状態の場合に装着者の身体的・精神的負担の軽減及び安全面・衛生面にも配慮することができるためである。

補装具費支給事務取扱要領P205、(3)基本価格eの項目も参考とする。

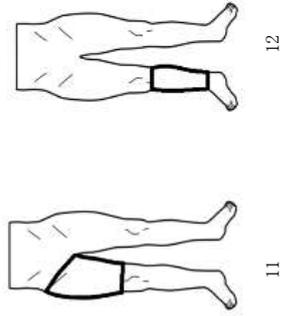
義肢協会

◎製作方法の追加

イ 採型区分
 A 下服装具



装具名称の追加（大腿部固定装具・下腿部固定装具）に伴う採型区分の追加が必要である。
 また、採型区分の追加に伴い下服装具の採型区分に、大腿部のみ、下腿部のみを指す図を追加する必要がある。
 大腿部のみ装具の処方も現実的にはある。
 下腿部のみ装具の処方も現実的にはある。



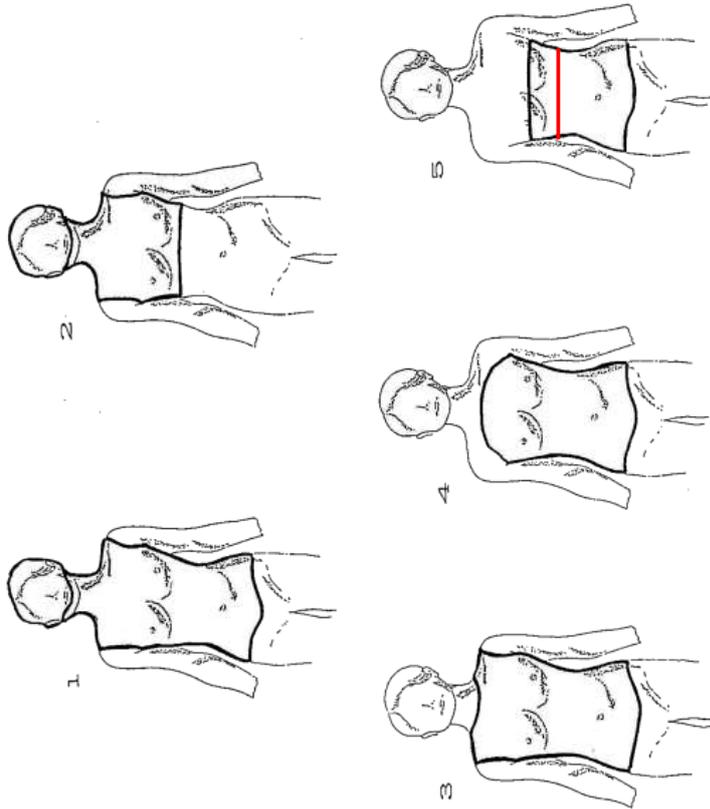
○分類の追加

義肢協会

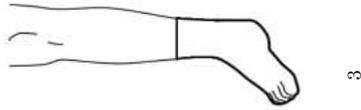
B 靴型採型器具



C 体幹採型器具



従来の採型区分では半長靴・チャッカ靴・短靴は同じ区分（B-2）であるが、これを半長靴、チャッカ靴・短靴に分ける必要があると考える。その理由として半長靴は従来の採型区分（B-2）では足りておらず、半長靴の製作は技術的にも難しいため、新規に区分の追加が必要である。
 また、採型区分の追加に伴いの靴型採型器具の採型区分に、半長靴を指す図を追加する必要がある。



体幹採型器具 C 5 の採型区分の図で、上のラインが高いので下に下げる。

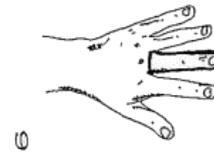
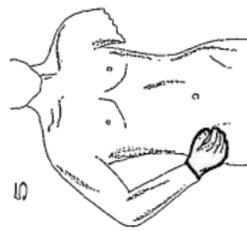
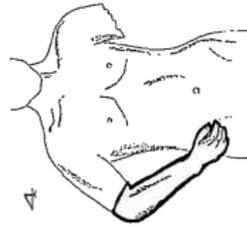
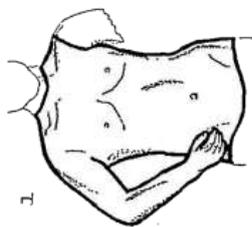
義肢協会

義肢協会

○分類の修正・追加

◎適用範囲の修正

D 上肢姿勢異常



ウ 基本価格	名称	採型区分	価 格		備 考
			採 型	採 寸	
下肢装具用		A - 1	24,700	7,700	
		A - 2	31,400	8,400	
		A - 3	21,400	7,800	
		A - 4	18,100	7,350	
		A - 5	16,600	7,100	
		A - 6	15,100	7,000	
		A - 7	11,000	6,000	
		A - 8	20,900	7,600	
		A - 9	22,500	7,700	
		A - 10	47,600	14,100	
靴型装具用		B - 1	15,100	7,000	
		B - 2	11,000	6,000	
体幹装具用		C - 1	29,000	8,050	
		C - 2	22,700	7,450	
		C - 3	22,100	7,000	
		(金属棒、硬性) (軟性)	7,000	7,000	
		C - 4	19,000	6,850	
		(金属棒、硬性) (軟性)	6,900	6,850	
		C - 5	16,700	6,650	
		(金属棒、硬性) (軟性、骨盤帯)	6,650	6,650	
上肢装具用		D - 1	30,200	8,200	
		D - 2	16,500	7,100	
		D - 3	15,000	6,900	
		D - 4	13,400	6,700	
		D - 5	10,800	6,100	
		D - 6	8,100	4,350	
(注)	<p>1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。 個々の価格を取ることに。</p> <p>2 補高用足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、32,200円増しとすること。</p>				

短下肢装具付き靴型装具などを製作する場合、別々の陽性・陰性モデルや寸法及び投影図を使用し製作する為、個々の基本価格は独立しておりそれぞれ算定することができるよう変更が必要である。
 義肢協会 ◆製作方法毎の価格追加

- 3 補高用足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 4 補高用足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 継手

名称	種類	価格 円	備	考
股継手	固定	5,950		
	遊動	7,050		
膝継手 (片側)	固定	5,800		
	遊動	6,300		
足継手 (片側)	プラスチック継手	13,200		
	固定	4,850		
	遊動	5,750		
	プラスチック継手	9,900		

(注)

- 1 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合のみ用いることができること。
- 2 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合のみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック継手(継手部分として独立した形状を有するものに限る。)の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名称	種類	価格 円	備	考
大腿支持部	A 半月	4,300		
	B 皮革等			
	1 カフバンド	7,400		
	2 大腿コルセット	14,700		

モールドのサンドイッチ構造は○円増しとすること

<p>ビューホン型の短下肢装具など一体型のデザインで製作されている装具も可撓性のプラスチック継手に含まれる為、独立した形状を有するものに限るとは言えない為削除する。</p>	<p>義肢協会</p>	<p>◎素材の修正</p>
<p>体幹装具・上肢装具同様にサンドイッチ構造を有する装具がある。装具の支持性及び剛性向上を図り、患部の固定性の向上を目的に使用することも多く追加が必要である。</p>	<p>義肢協会</p>	<p>◆製作方法毎の価格追加</p>

見直し案		回答者	主な論点
下腿支持部	C モールド 1 熱硬化性樹脂 繊維強化プラスチック 2 熱可塑性樹脂 プラスチックシート	23, 800 10, 000	◎素材の修正 ◆製作方法毎の価格追加
足部	A あぶみ B 足部 1 皮革等 大 小 2 モールド(熱硬化性樹脂) (繊維強化プラスチック) 3 モールド(熱可塑性樹脂) (プラスチックシート) C 標準靴	4, 150 6, 350 11, 400 22, 200 8, 450 2, 350 12, 900 6, 700 13, 200 7, 350 800	◎素材の修正 ◆製作方法毎の価格追加
<p>主たる積層材にカーボン素材を用い樹脂注型を行う場合は、○円増しとすること。</p> <p>モールドのサンドイッチ構造は○円増しとすること</p> <p>主たる積層材にカーボン素材を用い樹脂注型を行う場合は、○円増しとすること。</p> <p>歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。 足底装具は、Bの足部に準ずること。 モールドのサンドイッチ構造は○円増しとすること</p> <p>主たる積層材にカーボン素材を用い樹脂注型を行う場合は、○円増しとすること。</p> <p>標準靴は、完成用部品を加えることができること。</p>		<p>ポリオその他高齢の装着者に対して下肢装具が製作されるが破損しないように強度を持たせる必要がある。装着者からは軽量で破損が少ない装具の要望があり、炭素繊維強化プラスチック（CFRP）を使用して製作することが多い。積層材としてカーボン素材を使用するのでこれに対する追加が必要である。</p> <p>またカーボン素材を用いた長下肢装具の場合、後で修正ができないため、仮合せ用チェック装具が必要である。</p> <p>FRPには、熱硬化性樹脂・熱可塑性樹脂両方が存在する為（JIS規格）この表現は不適切であり変更が必要である。本項目は、シート材のプラスチックを熱加工する物であり、繊維強化プラスチックと区別する為に変更が必要である。（義肢や体幹、上肢装具の項目も同様）。</p>	<p>義肢協会</p> <p>義肢協会</p>
<p>(注)</p> <p>1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。</p> <p>2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。</p>			

- 3 大腿支持部の坐骨支持式は、19,600円増しとすること。
- 4 下腿支持部のPTB支持式、PTS支持式及びKBM支持式は、13,600円増しとすること。
- 5 足板の補強を行った場合は、9,150円増しとすること。

c その他の加算要素

名称	種類	価格 円	備 考
膝サポーター 膝関節軟性	支柱付き	15,000	
足関節軟性	支柱なし	6,900	
	支柱付き		
	支柱なし		
キャリパー	軟性	17,500	
ツイスター	鋼製ケーブ	5,000	
		3,100	
デニスブラウン		2,450	
膝当て		4,150	
膝パッド			
矯正ストラップ			矯正ストラップは膝関節軟性及び足関節軟性に加算できること。
T・Yストラップ		4,750	
スタビライザー		16,100	
ターンバックル		5,400	
ダイヤルロック		7,850	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。パネ式又はゴム式を含むものであること。
伸展・屈曲補助装置		4,250	
補高用足部		45,200	
足底裏革（すべり止め用）		1,750	
高さ調整		3,450	
内張り		1,950	
	大腿部	1,550	
	下腿部	1,150	

膝サポーターは一般的な名称であり、薬局やスポーツ店でも販売している既製品と混同されやすい。
義肢製作所が製作している膝サポーターは基本工作法に基づいて製作されるものであり、「膝関節軟性装具」という名称が適切であると考える。
膝関節軟性装具と同様に需要も多く数多く製作されており、新たな項目の追加が必要である。

例) 変形性足関節症・関節リウマチ・足関節捻挫・足関節靭帯損傷など

膝疾患に使用する膝装具には患足の状態に合わせ、矯正及び支持・固定力の向上を目的に各種の部品を追加して製作を行うことがあり加算要素の追加が必要である。

膝パッドとは長下腿装具や膝装具に装具と患足のずれの防止・膝関節周囲の部分支持を目的に取り付けるパッドであること。

矯正ストラップとは膝関節軟性及び足関節軟性で、各関節に矯正力を加えるものであること。

義肢協会

○項目の追加
※項目追加の価格検討

	足 部	
(注) 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。 2 ヒールの補正及び底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。 3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。 4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。 5 補高用足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。 6 補高用足部は、完成用部品を加算することができること。 7 高さ調整の価格は、1 か所当たりのものであること。 8 内張りは、モールドの場合に限ること。 9 デニスブラウウンは、6歳未満を対象とするものに限ること。		

d 先天性股脱装置用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンビューゲル		9,500	
ホンローゼン型		13,300	
パチエラー型		28,100	
ローレンツ型	A モールド B モールドフレーム	15,300	
	1 固定式	23,300	
	2 調節式	25,000	
ランゲ型		34,000	
(注) 継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。			

(イ) 靴型器具

a 製作要素

(a) 患足

名称	種類	価格 円	備	考
短靴	整形靴	39,000		
	特殊靴	48,400		
チャッカ靴	整形靴	40,300		
	特殊靴	50,300		
半長靴	整形靴	41,500		
	特殊靴	52,200		
長靴	整形靴	44,100		
	特殊靴	57,600		

(注)

- 靴型器具は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとする。
- 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとする。
- グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。
- 靴型器具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢器具の**基本価格及び製作要素とオの完成用部品を加える**ことができる。

6 靴型器具の木型に木型用発泡剤を使用した場合は○円増しとすること。

(b) 健足

名称	価格 円	備	考
短靴	24,000		
チャッカ靴	24,900		
半長靴	25,800		
長靴	27,600		

(注)

- 右又は左の一侧が健足である場合に加えることができる。
- オの完成用部品を加えることができる。
- グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

義肢協会
 ◆価格の変更
 ○項目の追加
 ◆製作方法毎の価格追加

名	称	種	類	価	格	備	考
月型の延長				3,950		カーボン素材を用いた場合は、○円増しとすること。	
スチールバネ入り				4,950		足底より近位へ延長する場合には、	
トウボックス補強				2,450			
靴底の補強				2,500			
鉛板の挿入				2,050			
足背バンド				1,450		3個を超える場合の超える分1個当たりとすること。	
マジックバンド（裏付き）				7,100		箱高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,550円を加算すること。	
補高				3,350		靴底の補高	
				5,450		補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,000円を加算すること。	
ヒールの補正						トルクヒール ウェッジ・ヒール カットオフ・ヒール キール・ヒール サッチ・ヒール トーマス・ヒール 逆トーマス・ヒール フレア・ヒール 階段状ヒール	
足底の補正				4,350		内側ソール・ウェッジ 外側ソール・ウェッジ	
				3,350		デンバー・バー トーマス・バー メイター・半月バー	

靴の芯材に軽量、高剛性のプラスチックモールドやカーボン素材を用いる場合がある

RA、DM、シャルコ関節など踏み返し時の靴のたわみを減ずる必要がある場合に、靴底に軽量で高剛性のカーボン製シャヤクを用いるので靴底の補強の項目が必要である。

義肢協会

義肢協会

◆製作方法毎の価格追加

◎項目の追加

	メタタルガール・バー ハウザー・バー ロッカー・バー 蝶型踏み返し	
--	--	--

(ウ) 体幹装具
a 支持部

名称	種類	価格 円	備考
頸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、17,700円増しとすること。
	1 支柱付き	37,400	
	2 支柱なし	28,800	
	B フレーム	27,900	
	C カラー		
	1 あご受けあり	13,400	
2 あご受けなし	10,900		
胸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、14,400円増しとすること。
	1 支柱付き	37,600	
	2 支柱なし	27,300	
	B フレーム	39,300	
	C 軟性	23,000	
	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、10,800円増しとすること。
1 支柱付き	25,200		
2 支柱なし	18,600		
B フレーム	31,800		
C 軟性	17,900		
仙腸支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、9,350円増しとすること。
	1 支柱付き	20,300	
	2 支柱なし	14,900	
	B フレーム	27,800	
	C 軟性	16,100	
	D 骨盤帯		

	1 芯のあるもの	15,500	
	2 芯のないもの	10,200	
背盤支持部	A 皮革（補強材を含む。）	40,600	側彎矯正器具の場合に限ること。
	B モールド（熱可塑性樹脂）	29,200	モールドのサンドイッチ構造は、20,500円増しとすること。
	ペルビックガードル		

b その他の加算要素

名称	種類	価格 円	備考
体幹器具付属品	胸椎バンド 腰椎バンド		
	高さ調整	3,450	
	ターンバックル式	5,400	
	腰部継手	5,900	
	バタフライ	9,200	
	肩バンド	2,900	
	会陰ひも	2,150	
	腹圧強化バンド	2,900	
側彎矯正器具付属品	胸椎バンド	5,250	
	腰椎バンド	4,750	
	シヨルダーリング	14,600	
	腋窩バンド	3,800	
	アウトリガー	2,850	
	前方支柱	11,500	
	後方支柱	12,800	
	側方支柱	5,200	
	ネックリング	2,150	
	胸郭バンド（プラスチック製）	16,800	
内張り	頸椎支持部	3,150	
	胸椎支持部	3,800	
	腰椎支持部	3,500	
	仙腸支持部	2,100	

乳厚切除などにより、胸椎バンドが必要となるケースがあるので項目の追加が必要である。
 ◎項目の追加
 義肢協会
 ◎項目の追加
 義肢協会
 ※項目追加の価格検討

(注)

- 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎器具についてのみ加算することができること。
- バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。

(エ) 上肢器具
a 継手

名称	種類	価格 円	備	考
肩継手	A 固定(片側)	5,750		
	B 遊動(片側)	9,000		
	C 肩回旋装置	20,100		
肘継手 (片側)	A 固定	4,100		
	B 遊動	4,200		
	C プラスチック継手	10,700		
手継手 (片側)	A 固定	3,400		
	B 遊動	6,700		
	C プラスチック継手	9,500		
	D 鋼線支柱	6,450		
M P 継手	A 固定	4,150		
	B 遊動	4,650		
I P 継手	A 固定			
	1 金属(アルミニウム)	2,550		
	2 モールド(熱可塑性樹脂)	2,050		
	B 遊動	3,500		
C 鋼線支柱	1,800			

(注)

- 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合のみ用いることができること。
- 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合のみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。

名称	種類	価格	備考
胸部支持部 (半身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	13,700	
	B フレーム	9,250	
	C 皮革等		
骨盤支持部 (半身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	15,100	
	B フレーム	15,000	
	C 皮革等		
上腕支持部	A 半月	3,850	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,400	
	2 上腕コルセット	8,800	
	C モールド (熱可塑性樹脂)	8,350	モールドのサンディッチ構造は、6,700円増しとすること。
前腕支持部	A 半月	4,000	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,500	
	2 前腕コルセット	7,050	
	C モールド (熱可塑性樹脂)	8,000	モールドのサンディッチ構造は、6,900円増しとすること。
手部背側パッド	A モールド	2,400	
	B フレーム	2,250	
手掌パッド	A モールド	3,700	
	B フレーム	4,300	
(注)	半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。		

肩装具の製作において、支持部に皮革などの軟性素材を用いて製作する場合があるので項目の追加が必要である。
 義肢協会

骨盤部分の製作において支持部に皮革などの軟性素材を用いて製作する場合があるので項目の追加が必要である。
 義肢協会

項目の追加
 ※項目追加の価格検討

◎項目の追加
 ※項目追加の価格検討

c その他の加算要素

名称	種類	価格 円	備 考
基節骨パッド	モールド フレーム	2,600 3,800。	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること
中・末節骨パッド	モールド フレーム	2,200 1,750。	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること
対立バー		5,050	
Cバー		3,900	
アウトリガー		2,500	
伸展・屈曲補助バネ		2,500	価格は、1か所当たりとすること。
肘当て		3,300	
肘パッド			肘パッドは変形の矯正や固定力の向上、すれの防止を目的に肘関節周囲に取り付けるパッドであるので、項目の追加が必要である。
肘関節軟性	支柱付 支柱なし		肘関節用軟性器具も数多く製作されているのが現状であり、新たな項目の追加が必要である。
ターンプンバツクル		5,400	
ダイヤルロック		7,850	
内張り	上腕部 前腕部 手部	1,150 1,000 900	

(注)

- 1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢器具に準ずること。
- 2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。
- 3 内張りは、モールドの場合に限ること。

オ 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

○項目の追加
 ※項目追加の価格検討
 義肢協会
 ○項目の追加
 ※項目追加の価格検討
 義肢協会

カ 耐用年数	区分	名称	型式	耐用年数	備考	
(ア) 器具本体	下肢装具	股装具	金属 性	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。	
		長下肢装具	軟 性	⇒ 1		
		膝装具	両側支柱 硬 性	3		
			⇒ スウェーデン式			
			軟 性	⇒ 1		
		短下肢装具	両側支柱 片側支柱 S型支柱 鋼線支柱 板ばね 硬 性 (支柱あり) 硬 性 (支柱なし) 軟 性	3 3 3 3 3 3 3 3 1.5		
		ツイスター	軟 性	⇒ 1		
		足底装具	鋼 索	⇒ 1 ⇒ 2 ⇒ 1		
		靴型装具		1.5		
		体幹装具	頸椎装具	金属 性	3	
			胸椎装具	カラ	2	
				金属 性	3	
			腰椎装具	軟 性	1.5	
				金属 性	3	

軟性素材で製作された装具は日常の使用において硬性より傷みが早いので、耐用年数の短縮が必要である。

スウェーデン式は装具の名称で、分類の名称ではないため削除する。
軟性素材で製作された装具は日常の使用において硬性より傷みが早いので、耐用年数の短縮が必要である。

軟性素材で製作された装具は日常の使用において硬性より傷みが早いので、耐用年数の短縮が必要である。

ツイスターは主に小児に使用するが、成長に伴い摩擦も多く再作成することが多いので耐用年数の短縮が必要である。

足底装具は足底部に装着するもので、日常の使用において摩擦する度合いが高く傷みが早いので耐用年数の短縮が必要である。

○耐用年数の変更

◎項目の削除
○耐用年数の変更

○耐用年数の変更

○耐用年数の変更

○耐用年数の変更

	仙腸装具	硬性 軟性 金属 硬性	2 1.5 3 2
	側彎矯正装具	軟性 骨盤 ミルウォークキーブレイス 金属 硬性 軟性	1.5 2 2 2 1 1
上肢装具	肩装具		3
	肘装具	両側支柱 硬性 軟性	3 3 2
	手背屈装具		3
	長対立装具		3
	短対立装具		3
	把持装具		3
	MP屈曲装具		3
	MP伸展装具		3
	指装具		3
	B. F. O.		3

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備	考
継手類	1.5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより	
手	1.5	修理又は調整を行うこと。	
足	1		
その他の小部品（消耗品）	1		

年	使用年数	備	考
0 歳	4 月		使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
1～2歳	6 月		
3～5歳	10 月		
6～14歳	1 年		
15～17歳	1年6月	次にについては、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 器具本体のうち「側彎矯正器具」の「硬性」及び「軟性」 2 完成用部品のうち「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」	

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装着状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

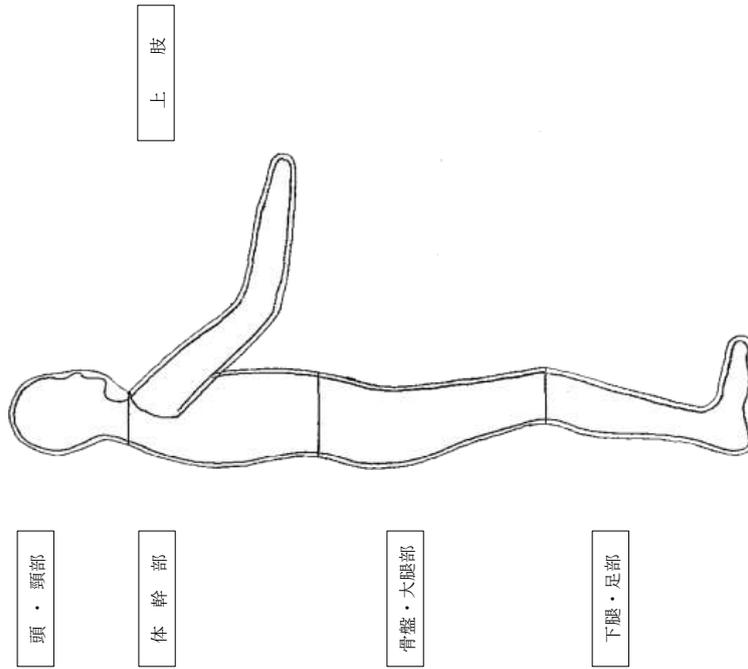
(4) 座位保持装置

種目	使用要素・部品及び工作法	価格	耐用年数	備考
座位保持装置	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。 成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。 。過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。	イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。	3年	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

ア 基本工作法

工程	作業の内容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づき加工並びに組立て
(キ) 仮合わせ（中間適合検査）	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査

イ 身体部位区分



ウ 基本価格

身体部位	価格 円		備考
	採寸	採型	
頭・頸部	2,550	4,500	
上肢(片側)	1,250	3,200	
体幹部	11,000	21,000	
骨盤・大腿部	11,000	21,000	
下腿・足部(片側)	1,500		

(注)

身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせて基本価格とすること。

エ 製作要素価格
(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭・頸部	頭部支え	7,150	
	頸部支え	(7,150)	
上肢	上肢腕支え（片側）	2,750	
	前腕・手部支え（片側）	3,050	
	平面形状型	5,750	
体幹部	モールド型	39,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	11,900	
	平面形状型	5,750	
	モールド型	39,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
骨盤・大腿部	シート張り調節型	11,900	
	下腿支え（片側）	2,200	
	足台（片側）	2,200	
下部			
足部			
(注)	フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき5,000円加算できること。		

←該当項目がなく製作が困難（価格は暫定）

「上肢」には肘から手先まで含まれるとして、アームサポートと上肢支えは二重取りとみなされてしまうことがある。（現行制度で修理基準には調整項目として「上腕部」あり）
原稿作成時の間違いでは？

JAWS

JAWS

○項目の追加・修正

○適用範囲の修正

(以下を追加)

(イ) 支持部フレーム

部 位	名 称	価 格 円	備 考
体幹部		(20,000)	※価格は暫定
骨盤・大腿部		(20,000)	
下腿部	下腿支え (片側)	(5,000)	
足部	足台 (片側)	(5,000)	

※支持部を取り付けするための支持フレーム。木材、金属、樹脂など。

(イ) 支持部の連結

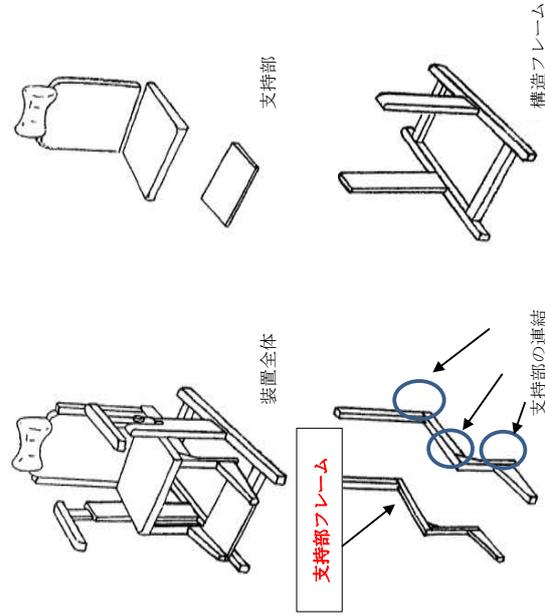
名 称	種 類	価 格 円	備 考
固 定	頭部	2,700	
	腰部 (片側)	1,950	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊 動	腰部 (片側)	2,900	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	8,150	
	ガス圧式	9,300	
	電動式	64,500	スイッチ、バッテリー、充電器等が必要な場合は、電動車椅子の修理項目を用いる。

(注)

- 1 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。
- 2 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。
- 3 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。
- 4 1の(1)又は(3)の各オに掲げる殻構造義肢又は器具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は器具の基準に準ずること。

※「構成の概念図」に「支持部フレーム」という要素を追加する。現行の構成では「支持部フレーム」という概念が無いが、実際の支持部はクッション材のものが多く、そのクッションを取り付けるフレームが必要となる。完成用部品には支持フレームに該当する部品が認められており、製作構造として矛盾がある。

図-49 座位保持装置の構成概念図



←該当項目がなく製作が困難

JAWS

●分類の追加

JAWS

○適用範囲の修正

(ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格 円	備	考
木材・金属	25,200		

(注)

- 1 ティルト機構を付加する場合は、4,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 2 昇降機構を付加する場合は、6,550円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、2の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の85%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

JAWS

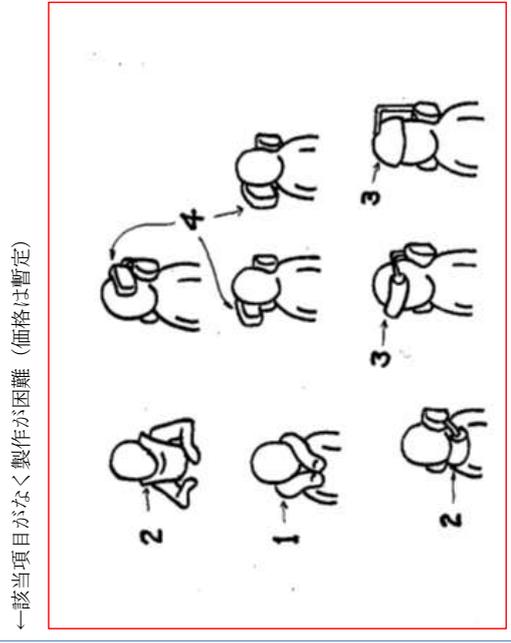
構造フレームの価格については安すぎるため、改定して頂きたいです。
(完成用部品登録されているフレームとの価格差が非常に大きい)

JAWS

◆価格の修正

(エ) 付属品

名称	種類	価格 円	備	考
カットアウトテーブル		11,300	表面クッション張りは3,500円加算できること。	
頭・頸部保持部品	1. ネットサポート	(3,800)		
	2. あご受け	(3,800)		
	3. 前頭部パッド	(3,400)		
	4. 側方パッド (片側)	(1,500)		
上肢保持部品	アームレスト (片側)	3,500		
	肘パッド (片側)	2,150		
	縦型グリップ (片側)	2,550		
	横型グリップ (片側)			
	9. 角度調整グリップ (片側)	(4,500)		
	10. 手部パッド (片側)	(2,150)		

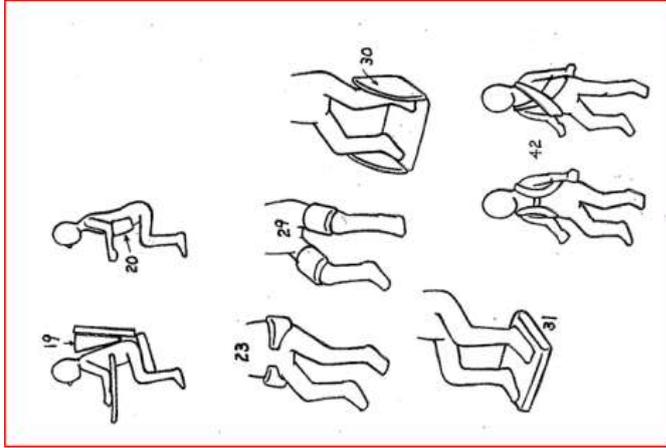


JAWS

●分類の追加

●項目の追加

	11. 前腕パッド (片側)	(2,150)	
	12. 肘受けパッド (片側)	(2,150)	
	13. 上肢側方ガード (片側)	(2,150)	
体幹保持部品	肩パッド (片側)	3,400	
	胸パッド	3,800	
	胸受けロール	5,300	
	体幹パッド (片側)	2,950	
	腰部パッド	3,400	
	19. 背パッド	(4,200)	
	20. 腹部パッド	(3,400)	
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,100	
	臀部パッド	3,450	
	23 腸骨パッド (片側)	(3,400)	
下肢保持部品	内転防止パッド	3,700	
	外転防止パッド (片側)	2,100	
	膝パッド (片側)	3,200	
	下腿保持パッド (片側)		
	足部保持パッド (片側)	2,450	
	29 大腿保持パッド (片側)	(2,450)	
	30 下肢側方ガード (片側)	(2,450)	
	31 足台上面パッド (片側)	(2,450)	
	肩ベルト (片側)	1,900	



←該当項目がなく製作が困難（価格は暫定）

JAWS ●項目の追加

JAWS ●項目の追加

	腕ベルト (片側)	1,600		
	手首ベルト (片側)			
	胸ベルト	3,300		
	骨盤ベルト			
	股ベルト	3,450		
	大腿ベルト (片側)	1,750		
	膝ベルト (片側)			
	下腿ベルト (片側)			
	足首ベルト (片側)			
	42 H型・X型ベルト	(7,800)		
支持部カバー	頭部	2,250	脱着式は2,600円加算できること。	
	上肢 (片側)	1,250		
	体幹部	平面形状型	2,700	
		モールド型	7,850	
		シート張り調節型	3,150	
	骨盤・	平面形状型	2,700	
		モールド型	7,850	
	大腿部	シート張り調節型	3,150	
		下腿部 (片側)	1,250	
	足 部 (片側)	1,250		
	内張り	アームレスト (片側)	1,350	
		テーブル	3,500	
		ベルト	(1,350)	※価格は暫定。1本あたりの価格。
	体圧分散補助素材 (立体編物素材を含む)	頭部	3,450	
上肢 (片側)		1,700		
体幹部		7,850		

←該当項目がなく製作が困難（価格は暫定）

JAWS

●項目の追加

←ベルトにクッションを取り付ける場合への対応。（「要領」との整合性が必要となる）

JAWS

○項目の追加
◎素材の追加

骨盤・大腿部	7,850		
下腿部（片側）	1,700		
足部（片側）			
ベルト	(1,700)	※価格は暫定。1本あたりの価格。	
キャスター	1,400	多機能キャスターは850円加算できること。	
その他	2,550		
介助用グリップ（片側）	3,850		
ストッパー	15,500		
高さ調整台座			
体温調節用換気ファン・ヒーター	(25,000)	価格は暫定。	
人工呼吸器搭載台	25,000	価格は車椅子付属品と同じ	
痰吸引器搭載台	25,000	価格は車椅子付属品と同じ	
栄養パック取り付け用ガートル架	9,000	価格は車椅子付属品と同じ	

(注)

- 各種類1個（本）当たりの額とすること。
- 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(オ) 調節機構

名称	種類	価格	円	備	考
高さ調節	頭部支持部 体幹支持部 骨盤・大腿支持部	2,550			
	足部支持部（片側） アームレスト（片側）	1,600			
前後調節	頭部支持部 骨盤・大腿支持部	2,600			
	足部支持部（片側）	1,600			

←ベルトに耐圧分散素材のクッションを取り付ける場合への対応。
JAWS
○項目の追加

「体温調節用換気ファン・ヒーター」は体温調節が困難な対象者に用いるもの。
JAWS
●項目の追加

←「人工呼吸器搭載台」「痰吸引器搭載台」「栄養パック取り付け用ガートル架」については、車椅子の修理基準にある項目で、座位保持装置にないものです。座位保持装置にも同じニーズがあります。
JAWS
●項目の追加

角度調節	頭部支持部	3,000	
	テーブル	6,550	
脱着機構	体幹パッド（片側）	2,000	
	骨盤パッド（片側）		
	膝パッド（片側）		
	アームレスト（片側）		
	内転防止パッド	5,650	
開閉機構	アームレスト（片側）	2,000	
	足部支持部（片側）		
(注)			
1 それぞれを1単位とすること。			
2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。			

オ 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(5) その他

種目名称	基本構造	付属品	価格 円	耐用年数 年	備考
普通用	主体 グラスファイバー 繊維強化プラスチック各種 石突—耐摩耗性合成樹脂 又は高カアルミニウム合金（回転式、滑走式を含む） 外装—白色又は黄色の塗装若しくは加工各種夜間用加工を含む。	夜光装置 ペナ ゴムグリッパー	9,600 10,800		1. 夜光装置 夜間用視認装備 (4) 夜光材料とした場合は140円増しとする。 (4) 全面夜光材料とした場合は1,600円増しとする。 (4) グラスファイバー製とした場合は200円増しとする。 (4) グラスファイバー製とした場合は600円増しとする。 (4) 樹脂製とした場合は600円増しとする。 (4) 樹脂製とした場合は600円増しとする。 (4) 樹脂製とした場合は600円増しとする。 (4) 樹脂製とした場合は600円増しとする。 (4) 樹脂製とした場合は600円増しとする。
盲人安全つえ (白杖)	グリッパー・ゴム製、木製、プラスチック製など 形状—直式 主体—木材 その他は上と同じ。	上と同様。	1,600 8,300		

盲人安全つえ.....

(1) 名称変更

1、盲人安全つえ → 盲人安全つえ（白杖）
一般的な認知度として「盲人安全つえ」という名称が認知されないうとがあり、補足として認知度の高い「白杖」と記入すべき。

2、グラスファイバー → 繊維強化プラスチック各種
グラスファイバー以外の同系統素材（カーボンファイバー、アラミドなど）が普及し、名称の混同があるため、素材は広義の名称にすべき。

3、軽金属 → 金属
使用される金属も多様化し（アルミ、ジェラルミンなど）、軽金属という名称で想定される金属（比重4～5）以外を使用することもあるため、素材は広義の名称にすべき。

4、夜光装置 → 夜間用視認装備
一部自治体では、夜光装置の意味合いを「自発的に光る部材」と考え、現在の主軸素材である「反射材」を認めないケースがあり、混乱を招いているため、反射材も内包できる名称にすべき。

(2) 削除

1、生産されていない付属品の削除（フラッシュライト、ベル、ポリカーボネート）
付属品として掲載されている3品は、現在生産をされておらず、掲載があることで混同を招いているので削除すべき。

(3) 変更

1、付属品・限度額
付属品「夜間用視認装置」「ゴムグリッパー」を基本構造に組み込み、「石突」は多様性を持たせ、実際の取り付けの有無は利用者の選択制にする。そして、限度額はどの付属品が取り付けられるように増大する。

まず、白杖の使用方法は、基準制定時よりも多様化し、それに伴い付属品も多様化しているが、現制度では反映が無く、実質的に自己負担になっている場合がある。また、一部自治体の補装具決定において、付属品のメリットが理解されていないことから、付属品を「後付部品」の意味合いで考え、決定金額に付属品を認めないことがあり、付属品に関する基準整理に混乱が生じている。
この限りにおいて、利用者に公正で負担の無い基準で、自治体担

目盲連

◎名称・定義の修正

◎素材の修正

◎素材の修正

◎名称・定義の修正

◎項目の削除

○適用範囲の修正

◆価格の変更

	<p>主体—軽金属 その他は上と同じ。</p>	<p>上と同じ。</p>	<p>9,000 9,000</p>	<p>4—ゴムグリップ付 また場合は660円増 やす。</p>	<p>日盲連</p>
<p>携帯用</p>	<p>主体—ガラスプラスチック 繊維強化プラスチック各種 石突及び外装、グリップ —普通用と同じ。 形状—折たたみ式若しくはスライド式。</p>	<p>上と同じ。</p>	<p>4,400 11,900</p>	<p>再交付規定 修理が出来ない盲人安全つえは再給付が可能 利用者の必要性に応じて2本の給付も可能</p>	<p>○耐用年数の変更</p>
<p>主体—木材 その他は上と同じ。</p>	<p>上と同じ。</p>	<p>9,700 11,000</p>	<p>視覚障害者の社会進出が広まり、外出時に盲人安全つえを使用する視覚障害者が増えたことで、盲人安全つえの利用頻度は格段に増え、盲人安全つえ自体が消耗品として利用されつつあり、白杖の対応年数は減少傾向にある。また、外出時に歩行者との接触などで破損をするケースも増えており、対応年数は更に減少をし、現実的な対応年数と、基準表の対応年数が合致していないと考える。</p> <p>そして、盲人安全つえに関する修理規定が整備されておらず、大半の修理が自費対応になると、一部の自治体においては基準表の対応年数にこだわり、再申請を認めない傾向にあることが、利用者に対して適切な補装具給付が行われていない。</p> <p>この限りにおいて、盲人安全つえを消耗材として位置づけ、対応年数を撤廃し、原則として修理が出来ない盲人安全つえに関しては再給付が容易に行える基準が望ましい。また、自治体担当者が再申請の判断をしやすくする為、備考欄に「再交付規定 修理が出来ない盲人安全つえは再給付が可能」という一文を追加する。</p>	<p>●基準の取扱</p>	
<p>主体—軽金属 その他は上と同じ。</p>	<p>上と同じ。</p>	<p>9,500 10,800</p>	<p>(4) 追加 1、2本給付</p> <p>利用者の必要性に応じて2本の給付を認めることを明記する。 平成25年2月25日に行われた障害保健福祉関係主管課長会議にて再確認された盲人安全つえの2本給付は、自治体担当者が認知をしていないケースが多く、事実上、対応をしていない自治体が多い。</p>		
<p>身体支持併用 石突—ゴム又は普通用と同じ。 外装及びグリップ—普通用と同じ。 形状—直式又は折りたたみ式若しくはスライド式。</p>	<p>上と同じ。</p>	<p>9,000 11,100</p>	<p>4</p>		

眼鏡	遮光眼鏡	チック製を原則とする。 主材料は上と同じ。	20D以上	24,000	4	プリズム加工を行った場合は4,200円増しとする。 利用者が条件の異なる使用方法を行う場合は、条件にあった眼鏡を最大2本まで申請が出来る。	日盲連 ◎製作方法の追加 ○項目の追加 ●基準の取扱
			前掛式	21,500			
			6D未満	30,000			
			6D以上 10D未満	30,000 35,000			
	コンタクトレンズ	主材料—プラスチック	10D以上 20D未満	30,000 35,000	価格がレンズ1枚のものであること。		
			20D以上	30,000 35,000			
			15,400	高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、21,800円増しとする。			
	弱視眼鏡	掛けがね式		60,000 60,000	焦点調整式		
			17,900				
			12,000	ルーベ式			

補聴器	高度難聴用ポケット型	JIS C 5512-2000 による。90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。	電池 イヤモールド	34,200	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。
	高度難聴用耳かけ型	90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。		43,900	身体の状態により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換額の範囲内で必要な額を加算すること。
補聴器	重度難聴用ポケット型	90デシベル最大出力音圧のピーク値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。	電池 イヤモールド	55,800	ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。
	重度難聴用耳かけ型			67,300	平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
補聴器	耳あな型（レディメイド）	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	87,000	現状としては、高度難聴の児童もFMシステムを使用することが少なくなく、高度難聴の場合、単純な補装具でなく“特例補装具”というもので交付申請することがある。“特例補装具”での交付申請になると、単純な補装具申請より手間がかかり、現場から改善してほしい旨の連絡をいただくことが多くある。
	耳あな型		電池	137,000	高度難聴及び重度難聴用の耳かけ型及びボケ

<p>(オーダーメイド)</p>			<p>ット型でFM型受信機、オーダーディスプレイ、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p>	
<p>骨導式ポケット型</p>	<p>IEC Pub118-9 (1985) による。90 デシベル最大フォースレベルの表示値が 110 デシベル以上のもの。</p>	<p>電池 骨導レシーバーヘッドバンド</p>	<p>70, 100</p>	
<p>骨導式眼鏡型</p>		<p>電池 平面レンズ</p>	<p>120, 000</p>	
<p>普通型</p>	<p>規格として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS-T-9991-1998-又+1# JIS-T-9991-2006-1-1# る。 駆動輪が後方にあるもの</p>	<p>身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。</p>	<p>100, 000</p>	<p>JAWS ○名称・定義の変更 ←「折りたたみ」でないフレームが多く使用されている ←「大車輪」という表現が誤解されやすい ←普通型車椅子についてのみ、オーダーメイド品の基準にJIS9201を規定することは適切ではない。</p>
<p>リクライニ</p>	<p>バックサポートの角度を</p>	<p>上と同じ。</p>	<p>120, 000</p>	<p>。の発生危険性のある はよく見られる者、褥瘡 の範囲内の額とす ること。 褥瘡のある者、褥瘡 の発生危険性のある</p>

車椅子	リング式普通型	変えることができるもの。その他は普通型と同じ。			<p>6</p> <p>者等がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。</p> <p>身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>折りたたみできない固定フレームについては(20,000円)加算。</p>	◆製作方法毎の価格追加
	ティルト式普通型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	148,000	上と同じ。		
	リクライニング・ティルト式普通型	バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	173,000	上と同じ。		
	手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	232,000	上と同じ。		
	前方大車輪型	原則として折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	100,000	上と同じ。		
	リクライニング式前方大車輪型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	120,000	上と同じ。		
<p>←固定フレームでの製作の場合、立体構造の溶接治具が必要となり、製作に手間がかかるため。</p> <p>JAWS</p>						

テイルト式 手押し型	座席とバックサポートが 一定の角度を維持した状 態で角度を変えることが できるもの。その他は手 押し型△と同じ。	128,000	上と同じ。	◎	◎
リクライニ ング・テイ ルト式手押 し型	バックサポートの角度を 変えることができ、座席 とバックサポートが一定 の角度を維持した状態で 角度を変えることができ るもの。その他は手押し 型△と同じ。 リクライニング機構とテ イルト機構が連動する場 合を含める	153,000	上と同じ。	JAWS	◎適用範囲の変更
普通型 (4.5km/h)	JIS T 9203-1999 又は JIS T 9203-2006 に よ る。 駆動輪の配置について は、前輪駆動、後輪駆 動、中輪駆動があり、い ずれも該当する。	314,000	外部充電器 バッテリー 身体の障害の状況 により、クッション 、その他の付属 品を必要とする場 合は、修理基準の 表に掲げるものを 付属品とする。	JAWS	◎適用範囲の変更
普通型 (6km/h)	◎	329,000	◎	◎	◎

電動 車椅子	簡易型	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。 A 切替式 電動力行・手動力行を切り替え可能なもの。 B アシスト式 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの。 その他は車椅子 ⇨普通型 に準ずる。	電動装置以外の車椅子部分は購入基準に掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること。 外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車椅子 ⇨普通型 に準ずる。	A 157,500 B 212,500	成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。 外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は30,000円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準額の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 6 バッテリーの価格は、修理基準の表に掲げるバッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）の額の範囲内で必要な額を加算すること。 また、ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。 身体障害の状況により、その他の付属品を	JAWS ←手押し型に取り付けられる場合が該当しないため。	○適用範囲の変更	
	リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	343,500		JAWS ←実勢価格と合わず、差額負担が生じている。（国内メーカー） （特例扱いの海外品との価格差が大きい）	◆価格の変更	
	電動リクライニング式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	440,000 500,000			JAWS ←実勢価格と合わず、差額負担が生じている。（国内メーカー） （特例扱いの海外品との価格差が大きい）	◆価格の変更
	電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	701,000 729,000			JAWS ←実勢価格と合わず、差額負担が生じている。（国内メーカー） （特例扱いの海外品との価格差が大きい）	◆価格の変更

電動アイルト式普通型	電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ 580,000	必要とする場合は、電動車椅子の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。	
電動リクライニング・テイルト式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。 982,000		●項目の追加
電動リフト・テイルト式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	(982,000)	←海外品を含め、近年需要が増えている為（価格は暫定）。	JAWS
電動リフト・リクライニング・テイルト式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。電気で座席の高さを変え、座席の高さを調整できるもの。その他は普通型と同じ。	(1,600,000)	←海外品を含め、近年需要が増えている為（価格は暫定）。	JAWS ●項目の追加

	<p>とができるもの。その他は普通型と同じ。</p>		<p>機能障害の状況に適合させること。 主材料＝木材 座面＝ビニール 管 スポンジ又は布 テープ 大王皮革又は布 製のカー 外装＝ニス塗装</p>	<p>24,300</p>	<p>3 標準品＝限定 机上用の盤を取り付ける場合は5,600円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は5,000円増しとすること。 車載用のものは40,700円増しとすること。 必要な場合は、座位保持装置の付属品項目を使用できる。</p>	<p>←18歳以降も使用する場合があります。 「座位保持装置」の付属品とは共通性があるので、項目として利用できるようにすれば、修理基準も含めて別途基準を策定することなく対応できる。 JAWS ◎対象の変更 ◎素材の変更</p>
<p>座位保持椅子</p>				<p>27,400</p>	<p>3 標準品＝限定 必要な場合は、座位保持装置の付属品項目を使用できる。</p>	<p>←18歳以降も利用している対象者が居るため。 「起立保持具」は廃止して、「起立保持装置」の基準を策定する。 その理由としては、下記の通り特例交付が多いことである。 H21 全国交付数 857 うち特例交付数 509 (59.3%) H22 全国交付数 807 うち特例交付数 483 (59.8%) 「起立保持装置」の基準案については、別紙資料参照のこと。</p>
<p>起立保持具</p>				<p>63,100</p>	<p>前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。</p>	<p>◎対象の変更 ◎素材の変更 ●分類の廃止・策定</p>
<p>六輪型 四輪型 (腰掛つ)</p>			<p>前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。</p>	<p>39,600</p>	<p>サドル、テールブル付きのもの又は脚部支持具若しくは骨盤支持具付きのものは61,000円増しとすること。 後方支持型のものは</p>	<p>◎適用範囲の変更</p>

	四輪型 (腰掛付)	上と同じ。	99,600	21,000円増しとするこ と。 支持部が必要な場合 は、「座位保持装置」 の付属品の該当項目を 使用できる。	「座位保持装置」の付属品とは共通性があるので、項目として利用できるよう にすれば、修理基準も含めて別途基準を策定することなく対応できる。 ←腰掛あり、なしの区別を削除する。 価格も同じであり、腰掛あり・なしの区別が不要になっている為	JAWS	○分類の変更
歩 行 器	三 輪 型	前一輪、後二輪の三輪車 とし、前輪を自在車輪と すること。	34,000				
	二 輪 型	前二輪、後固定式の脚を 有すること。	27,000				
	固 定 型	四脚を有し、使用時に持 ち上げて移動させるも の。	22,000				
	交 互 型	四脚を有し、両二脚を交 互に移動させるもの。	30,000				
頭 部 保 持 具			7,100	椅背片に限る。	←18歳以降も利用している対象者が居るため。	JAWS	◎対象の変更
排			10,000	椅背片に限る。			

補助具	<p>ルトレで排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させると。</p> <p>主材料＝木材 外装＝ポンキ塗装</p>	2	<p>座位保持装置の基準に準ずる。</p>	<p>←座位保持要素が多い場合、「座位保持装置」の制度を利用する機会が多いが、自立性を高めるために重要な用具なので、座位保持装置の基準を使用できるようにする。</p>	○適用範囲の変更
松葉づえ	<p>主体＝木材（十分な強度を有するもの） 脇当り＝スポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー</p> <p>外装＝ニス塗装 A 普通型 B 伸縮型</p>	<p>A 3,300 B 3,300</p>	<p>夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。 2 価格は1本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。</p>		
歩行補助つえ	<p>主体＝軽金属 脇当り＝合成軟質樹脂 握り部分＝合成軟質樹脂 外装＝塗装なし A 普通型 B 伸縮型</p>	<p>A 4,000 B 4,500</p>			

カナディア ン・クラッ チ	主体—アルミニウム、 銅管 上部4段間隔以上、下部 9段間隔以上の調節装置 を付けるものとする。 腕支持器 —アルミニウム鋳物 及びステンレス 銅板 握り部分 —アルミニウム鋳物 及びゴム 外装—塗装なし	夜光材	8,000	4					
ロフトラ ンド・クラ ッチ	カナディアン・クラッチ に準ずる。	夜光材	8,000	4					
多 点 杖	つえの下部に三本以上の 脚を有するもの。 主体—軽金属 外装—塗装なし	夜光材	6,600	4					
ブラットホ ーム杖	カナディアン・クラッチ に準ずる。	夜光材	24,000	4					
重度障害 者用意思 伝達装置	文字等走査 入力方式 伝達装置	意思伝達機能を有するソ フトウェアが組み込まれ た専用機器であること。 文字盤又はシンボル等の 選択による意思の表示等 の機能を有する簡易なも と	149,000 131,000	5	ひらがな等の文字綴り 選択による文章の表示 や発声、要求項目やシ ンボル等の選択による 伝言の表示や発声等を 行うソフトウェアが組				

	<p>の。</p>	<p>の表に掲げるものを付属品とする。</p>	<p>191,000 179,000</p>	<p>み込まれた専用機器が構成されたもの。その他、印字装置および障害に 応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができると。 簡易な環境制御機能が付加されたものは、1つの機器操作に関する要求項目を、インターフェイスを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。</p>	<p>プリンタは購入基準付属品ではなく、修理基準に掲げる付属品とする。（修理基準額として、12,000円を想定するが、価格調査により決定することが望ましい。） これに伴い、本体価格は下がることになるが、修理基準の印字装置（プリンタ）交換費用との合算で、現状価格は維持されることが必要と考える。 ※専用機器の解釈について、「補装具費事務取扱指針」にて注釈を付記する。 「専用機器」の解釈について 「意思伝達装置だけのために製造された機器」のみを意味するものではなく、「重度障害者用意思伝達装置として認められた機能のみに（専用）用いる機器である。 これは、「意思伝達装置としての機能を有し、それ以外に利用しない限り、安定した動作およびその連続稼働を供給事業者（メーカー）が保証する機器」であることが、当該機器には必要十分条件であり、その構成要素（部品）としてパソコンが用いられているか否かは重要な論点とすべきではない。 ※耐用年数に関する扱い（留意事項）について、「補装具費事務取扱指針」にて注釈を付記する。 難病患者等が利用する補装具における「耐用年数」に対する配慮について 耐用年数は装置が壊れずに利用できる期間の目安であり、身体状況の変化があっても利用を強制するものではない。進行性疾患（難病）の場合、耐用年数を経過してなくても、身体機能の変化により、当該装置に替えて異なる名称（形式）の同一種目の装置が必要になる場合がある。 この場合における再支給に際しては、柔軟に対応できるよう配慮が必要である。</p>	<p>リハ工学協会</p>	<p>○適用範囲の変更 ◆価格の変更</p> <p>●定義の変更・解釈</p> <p>○耐用年数の変更・配慮</p> <p>○適用範囲の変更</p>
	<p>高度な環境制御機能が付加されたもの</p>	<p>遠隔制御装置 その他は上と同じ。</p>	<p>450,000 438,000</p>	<p>高度な環境制御機能が付加されたものは、複数の機器操作に関する要求項目を、インターフェイスを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができると。ハードウェアに組み込んでいるものであること。</p>	<p>高度な環境制御機能が付加されたものは、複数の機器操作に関する要求項目を、インターフェイスを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。</p>	<p>リハ工学協会</p>	<p>○耐用年数の変更・配慮</p> <p>○適用範囲の変更</p>

	<p>通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができ専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。</p> <p>生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。</p>	450,000		<p>リハ工学協会</p> <p>○適用範囲の変更</p>	
<p>生体現象方式</p> <p>生体信号の検出装置及び解析装置</p>	<p>システム及び遠隔制御装置を除きと同じ。</p>	1,390,000	<p>5</p> <p>視線検出装置により注視方向の検出を行うことで、ひらがな等の文字綴り選択し、文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器として構成されたもの。その他、印字装置を修理基準の中から加えて加算することができること。</p>	<p>リハ工学協会</p> <p>●項目の追加</p>	<p>※視線入力方式は、特例補装具として複数地域、複数台の判定・納入実績があるので、購入基準にいれることの検討が必要である。しかし、他の方式と比べると高額であることもふまえ、利用状況のフォローアップや供給事業者においても適用例（対象者としての必要条件）を整理していくことも必要であり、今後の検討対象としての提案に留める。</p> <p>また、付加機能や、文字等走査入力方式の機能を併せ持つ装置の扱いについても検討を要する。</p> <p>なお、<u>特定補装具費</u>の現状は、<u>別添資料</u>とする。</p>
<p>視線入力方式</p> <p>視線の検出装置および解析機能による意思伝達機能が組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の注視による意思の表示等の機能を有するもの</p>	<p>遠隔制御装置を除きと同じ。</p>	1,390,000	<p>5</p> <p>視線検出装置により注視方向の検出を行うことで、ひらがな等の文字綴り選択し、文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器として構成されたもの。その他、印字装置を修理基準の中から加えて加算することができること。</p>		

3. 修理基準 補装具告示に規定される種目及び構造等 取り纏め

＜主な論点の記号に関する説明＞◎：短期的課題 ○＝短・中期的課題 ●＝中・長期的課題 ◆＝価格に関する事項

(5) 修理基準結果取り纏め

見直し案		見直しを必要とする理由（背景や根拠）	回答者	主な論点
2 修理基準				
(1) 義肢 一般構造義肢				
修理項目	価	格		
ア ソケットの交換	1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。			
イ ソフトインサートの交換	1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。			
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。			
エ 義用手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義用手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。			
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。			
カ 完成用部品の交換	2の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。			
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,000円をもって修理価格とすること。			
ク 筋電義手の電子部品の調整				
(注)	筋電義手の調整においては部品の脱着、電極調整等に手間がかかるので新規に項目が必要である。			○項目の追加
1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(1)のオに掲げる額を加算することができること。				
2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。				

ア ソケットの交換 (ア) 基本価格及び複製価格	名称	採型区分	型式	価 格 円		備 考
				基本価格	複製価格	
義 手 用	A-1	装飾作業能動式	用 用 用	38,200	23,900	肩甲胸郭部切断用は、13,000円増しとすること。
				38,200	23,900	筋電・電動式の場合は○円増しとすること
				49,000	32,500	
	A-2	装飾作業能動式	用 用 用	40,600	27,100	吸着式は、25,800円増しとすること。
				40,600	27,100	筋電・電動式の場合は○円増しとすること
	A-3	装飾作業能動式	用 用 用	46,800	30,400	ライナー式の場合は○円増しとすること
				38,400	24,700	吸着式は、25,800円増しとすること。
A-4	装飾作業能動式	用 用 用	38,400	24,700	筋電・電動式の場合は○円増しとすること	
			43,300	28,000	ライナー式の場合は○円増しとすること	
A-5	装飾作業能動式	用 用 用	39,500	22,000	顎上支持式は、12,900円増しとすること。	
			41,000	24,200	スプリット式は、19,400円増しとすること。	
A-6	装飾作業能動式	用 用 用			筋電・電動式の場合は○円増しとすること	
					吸着式の場合は○円増しとすること	
A-7	装飾作業能動式	用 用 用			ライナー式の場合は○円増しとすること	
					顎上支持式の場合は○円増しとすること	
B-1	受皿式	カナディアン式			有窓式の場合は○円増しとすること	
					筋電・電動式の場合は○円増しとすること	
B-2	差込ライナー式	用 用 用	88,500	60,300	片側骨盤切断用は、17,600円増しとすること。	
			56,300	42,000	短断端切断用キップシヤフトは、49,800円増しとすること。	
	吸着式		141,900	68,000	I R Cソケットは、54,100円増しとすること。	

義足のソケット同様にソケットの形状の違いで採型、モデル修正、製作方法、適合に時間がかかるため。

実際にソケット交換があるため

●項目の追加
 ※項目追加の価格検討

					こと。
B-3	差込式 ライナー式 吸着式	56,300 75,600 118,500	40,900 60,400 61,600		
B-4	差込式 P T B 式 P T S 式 K B M 式	43,400 65,500 80,500 83,100	37,100 40,400 49,000 49,000		大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。 と。

(注)

- 1 願上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、44,100円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、願上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であつて、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

(イ) ソケットの価格

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備 考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮革	10,800	
		熱硬化性樹脂	8,800	
		熱可塑性樹脂	19,700	
		熱可塑性樹脂	5,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮革	9,550	
		熱硬化性樹脂	11,600	
		熱硬化性樹脂	13,500	
		熱可塑性樹脂	6,550	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮革	9,550	
		熱硬化性樹脂	12,600	
		熱硬化性樹脂	13,500	
		熱可塑性樹脂	4,650	
	A-4	アルミニウム、セルロイド 皮革	8,400	
		熱硬化性樹脂	11,500	
		熱硬化性樹脂	13,200	
		熱可塑性樹脂	4,550	

カナダ式ソケットの製作においては、ソケット強度を増し軽量化のためにカーボン素材を使用するので項目の追加が必要である。なお、カーボン素材の必要量は大腿義足ソケットの2倍の量が必要である。	義肢協会	◆項目の追加 ※項目追加の価格検討
カーボンストッキネットを、カーボン素材とする。カーボンストッキネットは筒状になっているが、現在はシート状のカーボン素材も使用しているために名称の変更が必要である。	義肢協会	◆製作方法毎の価格追加 ◎素材の変更

イ ソフトインサートの交換

名称	採型区分	使用材料	価格		備考
			ソケット交換に付随する場合	円	
義手用	A-1	皮 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,300 4,400 7,450	11,400 15,200 18,700	

A-2	皮革発泡樹脂	3,850	10,200	
	軟性発泡樹脂	4,300	14,600	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,150	16,200	
A-3	皮革	3,850	10,200	
	軟性発泡樹脂	4,300	14,400	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,150	16,100	
A-4	皮革	3,700	9,400	
	軟性発泡樹脂	4,300	13,500	
	皮革・軟性発泡樹脂	6,900	15,400	
A-5	皮革	3,700	9,800	
	軟性発泡樹脂	4,300	14,500	
	皮革・軟性発泡樹脂	6,900	16,700	
A-6	皮革			
	軟性発泡樹脂			
	皮革・軟性発泡樹脂			
B-1	皮革	6,400	13,600	
	軟性発泡樹脂	4,900	19,800	
	皮革・軟性発泡樹脂	9,700	23,100	
B-2	皮革	4,950	12,400	
	軟性発泡樹脂	4,550	19,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	6,450	22,800	
	皮革・フェルト	8,950	15,500	
	シリコン	40,400	40,400	
B-3	皮革	5,550	11,100	
	軟性発泡樹脂	4,700	19,200	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,900	23,000	
	皮革・フェルト	9,800	16,300	
	シリコン	43,500	43,500	
B-4	皮革	4,100	10,300	
	軟性発泡樹脂	4,350	15,300	
	皮革・軟性発泡樹脂	6,650	16,700	
	皮革・フェルト	7,700	14,200	
	シリコン	34,700	34,700	
B-5	皮革	4,300	9,350	
	軟性発泡樹脂	7,000	15,600	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,600	16,800	
B-6	皮革	2,750	7,900	
	軟性発泡樹脂	3,150	13,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	5,500	15,400	
B-7	皮革	2,100	6,600	
	軟性発泡樹脂	2,450	12,500	
	皮革・軟性発泡樹脂	4,250	14,100	

(注)
1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。
2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当ててではなく、断端の全体を覆うものであること。

手組義手の製作においてはソケットの内貼りやソフタイトインサートとして、皮革や軟性発泡樹脂を使用して製作を行うことがあるので、この場合の項目が必要である。
●項目の追加
※項目追加の価格検討

義肢協会

名称	型式	部位	使用材料	価格円	備考	
義手用	装飾用 電動式	肩部		8,350		
		上腕部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 木製	7,450 23,000		
		前腕部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 木製	9,500 19,000		
		肩部			筋電・電動式の場合は○円増しとすること	
		上腕部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 木製		筋電・電動式の場合は○円増しとすること	
		前腕部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 木製		筋電・電動式の場合は○円増しとすること	
		作業用	上腕部		7,450	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
			前腕部		9,500	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
			股部		10,000	
		義足用	常用	大腿部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	31,300 29,900 31,300
下腿部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂			30,700 27,600 30,700		
足部	軟性発泡樹脂			14,100		
作業用	大腿部			58,100	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。	
	下腿部			27,600	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。	

(注)

◎素材の追加
 ※項目追加の価格検討
 ●分類の追加
 ◆価格の変更

装飾用と電動式ではハーネスの調整など手間が異なるため
 実際に木製での製作事例があるため

1	果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
2	義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。
3	肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,650円増しとすること。
4	股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。
5	熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
6	支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算すること。
7	ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算すること。
8	ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	基本価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換	4,350	
	美錠縮草交換	1,700	
	美錠留草交換	1,750	
	たわみ継手交換	1,600	
	前方支持バンド交換	1,600	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	3,100	
	一式交換	4,350	
	肩吊帯交換	4,200	
	義足用股吊帯交換	1,800	価格は、1本当たりのものであること。
	位置草交換	2,950	
懸 垂 用 部 品	腰バンド交換	3,350	
	横吊帯交換	3,550	
	美錠縮草交換	2,400	
	美錠留草交換	2,150	
	金具部品交換	2,800	価格は、1か所当たりのものであること。

(注)

- 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をも

って修理価格とすること。 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。					
オ 外装の交換					
名称	外装部位	使用材料等	価格 円	備考	
義手用	肩部	皮 プラスチック 塗装	6,600 18,600 3,900		
	上部	皮 プラスチック 塗装	7,100 18,600 3,900		
	前腕部	皮 プラスチック 塗装	7,100 15,000 3,900		
	手部	皮 プラスチック 塗装			●分類の追加・修正 ※項目追加の価格検討
	股部	皮 プラスチック 塗装	9,750 17,900 4,400		
	大腿部	皮 プラスチック 塗装	7,900 17,900 4,400		
	下腿部	皮 プラスチック 塗装	8,600 16,000 4,400		
	足部	表革 裏革 塗装 リアルソックス	6,650 5,450 5,500 2,150		リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。

カ 完成用部品の交換

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名称	交換部品	基本価格 円	備	考
義手用	肩継手部品	15,600		
	肘継手部品	9,350		
	手継手部品	3,550		
義足用	股継手部品	18,200		
	膝継手部品	15,800		
	足継手部品	3,550		
	前留金具部品	9,050		
溶接		9,250	価格は、1 か所当たりのものであること。	

(注)

- 1 筋金交換は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- 2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとする。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名称	交換部品	基本価格 円	備	考
義手用	肩義手部品	4,350		
	肘ブロック継手部品	5,800		
	肘筋金部品	3,300		
	手継手部品	3,150		
	手先具部品	2,650		
	コントロールケーブル部品	2,800		
	筋電動義手用接続ケーブル及び部品交換			
	股継手部品	4,500		
義足用	膝ブロック部品	6,000		
	膝筋金部品	2,650		
	足部品	2,850		
	作業用スプリング	1,750		
	作業用足部裏ゴム	2,500		
	吸着式バルブ	5,550		
	前留金具部品	3,900		
溶接		1,850	価格は、1 か所当たりのものであること。	

今後筋電義手の普及が見込まれ、完成用部品と整合性が取れないため新たな項目が必要である。
 ○項目の追加
 ※項目追加の価格検討
 義肢協会

(注) 1 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとする。こと。 2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとする。こと。		
(2) 義肢 ― 骨格構造義肢		
修理項目	価	格
ア ソケットの交換	1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ ソフトインサートの交換	1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。	
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。	
エ 義用手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義用手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。	
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。	
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,500円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂バルブ、KBMウエッジ、断面袋、 ライナー、ロックアダプター、ライナー、ミニネーションピン 、エアコンタクトキレット及びエアバイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。	
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,000円をもって修理価格とすること。	
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(2)のオに掲げる額を加算することができる。こと。 2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができる。こと。 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。		

部品として本体から取り外せない部品があるので削除する。

義肢協会

◎項目の修正

ア ソケットの交換		価格		備	考
名称	探型区分	型式	円		
			基本価格	複製価格	
義手用	A-1	装飾用 作業用 電動式	38,200	23,900	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとすること。 筋電・電動式の場合は○円増しとすること
			40,600	27,100	
	A-3	装飾用 作業用 電動式	39,500	22,000	願上支持式は、12,900円増しとすること。 スプリット式は、19,400円増しとすること。 筋電・電動式の場合は○円増しとすること ライナー式の場合は○円増しとすること 有窓式の場合は○円増しとすること
義足用	B-1	カナディア ン式	88,500	60,300	片側骨盤切断用は、17,600円増しとすること。
	B-2	差込式	56,300	42,000	短断端切断用キップシャフトは、49,800円増しとすること。
		ライナー式 吸着式	99,000 141,900	66,900 68,000	
	B-3	差込式	56,300	40,900	大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。
		ライナー式 吸着式	75,600 118,500	60,400 61,600	
B-5	差込式 有窓式	45,700 67,400	38,800 42,100		

(注)

1 願上支持式は、ミュンスタータタイプ及びビノースウェスタンタイプとすること。

- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、44,100円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、頼上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

(イ) ソケットの価格

名称	採型区分	使用材料	価格円	備考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	10,800	
		皮革	8,800	
		熱硬化性樹脂	19,700	
		熱可塑性樹脂	5,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド	9,550	
		皮革	11,600	
		熱硬化性樹脂	13,500	
	A-3	熱可塑性樹脂	6,550	
		アルミニウム、セルロイド	8,400	
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド	21,300	主たる積層材にカーボン素材を用い樹脂注型を行う場合は、○円増しとすること。
		熱硬化性樹脂	34,800	
		熱可塑性樹脂	14,600	
B-2	木製	アルミニウム、セルロイド	47,400	エアクッションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボン素材を用い樹脂注型を行う場合は、16,200円増しとすること。
		皮革	14,200	
		熱硬化性樹脂	18,600	
		熱可塑性樹脂	27,000	
		熱可塑性樹脂	15,800	
B-3	アルミニウム、セルロイド	皮革	14,500	エアクッションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
		熱硬化性樹脂	24,000	
		熱可塑性樹脂	40,000	
		熱可塑性樹脂	18,100	

◆製作方法毎の価格追加

◎素材の修正

カナダ式ソケットの製作においては、ソケット強度を増し軽量化のためにカーボン素材を使用する項目の追加が必要である。なお、カーボン素材の必要量は大腿義足ソケットの2倍の量が必要である。

				主たる積層材にカーボン ソケット ネット 材 を用い樹脂注型を行う場合は、16,000円増し とすること。
B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,400 16,900 24,500 12,800	エアクッションソケットは、13,600円増しと すること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の 価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボン ソケット ネット 材 を用い樹脂注型を行う場合は、6,300円増し とすること。	
B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,800 17,200 23,300 10,100	エアクッションソケットは、12,500円増しと すること。 主たる積層材に ソケット ネット 素材 を用い 樹脂注型を行う場合は、8,800円増しとすこ と。	

イ ソフトインサートの交換

名称	採型区分	使用材料	価 格		備 考
			ソケット 交換に付随 する場合	円 単独の場合	
義手用	A-1	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,300 4,400 7,450	11,400 15,200 18,700	
	A-2	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,850 4,300	10,200 14,600	
		A-3	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	7,150 3,700 4,300 6,900	16,200 9,350 13,500 15,400
義足用	B-1	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	6,400 4,900 9,700	13,600 19,800 23,100	

カーボンソケットを、カーボン素材とする。カーボンソケットは筒状になっているが、現在はシート状のカーボン素材も使用しているため
に名称の変更が必要である

義肢協会

◎素材の修正

B-2	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	4,950 4,550 6,450 8,950 40,400	12,400 19,900 22,800 15,500 40,400
B-3	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	5,550 4,700 8,900 9,800 43,500	11,100 19,200 23,000 16,300 43,500
B-4	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	4,100 4,350 6,650 7,700 34,700	10,300 15,300 16,700 14,200 34,700
B-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,300 7,000 7,600	9,350 15,600 16,800

(注)

- 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名	称	価 格 円	備 考
肩	義 手 用	13,400	
上 腕	義 手 用	10,700	
前 腕	義 手 用	10,500	
股	義 足 用	16,000	
大 腿	義 足 用	16,000	
下 腿	義 足 用	10,500	

(注)

- 肩義手及び上腕義手で、ソケットに続く部分を健側のように整えるため又は上腕部及び前腕部との接続

義肢協会 ◆製作方法毎の価格追加

のために修正を行う場合は、8,650円増しとすること。
 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のようを整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	基本価格 円	備	考
義手用ハーネス	一式交換	4,350		
	美錠縮革交換	1,700		
	美錠留革交換	1,750		
	上腕カフ（三頭筋バンド） たわみ継手（一組） 前方支持バンド	3,100		
義足懸垂用部品	一式交換	4,350		
	肩吊带交換	4,200		
	義足用股吊带交換	1,800	価格は、1本当たりのものであること。	
	位置革交換	2,950		
	腰バンド交換	3,350		
	横吊带交換	3,550		
	美錠縮革交換	2,400		
	美錠留革交換	2,150		
金具部品交換	2,800	価格は、1か所当たりのものであること。		

(注)

- 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもつて修理価格とすること。
- 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名称	価格 円	備	考
肩義手用	10,600		
上腕義手用	8,400		
前腕義手用	7,500		

骨格構造義手でも取り付けるケースがある。

義肢協会

○項目の追加

股 義 足 用	26,600			
大 腿 義 足 用	21,300			
膝 義 足 用	19,100			
下 腿 義 足 用	16,800			
(注)				
フットカバー又はリアレンソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,050円増しとすること。				
(3) 装 具				
修 理 項 目	価 格 円	備 考		
ア 継手及び支持部の交換	修理項目ごとに1の(3)のオに掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。			
イ 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(3)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。			
ウ マジックバンドの交換	修理箇所ごとに25mm幅のものは800円、 30mm幅のものは○円、40mm幅のものは○円 、50mm幅のものは1,100円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。	マジックバンドは30mm幅、40mm幅のものがあり、修理基準にないため修理が困難な状況である。これについて価格の掲載が必要である。		○項目の追加 ◆製作方法毎の価格
エ 溶接	修理箇所ごとにアライメントの調整を必要とするものは8,750円、必要としないものは1,800円とすること。			
オ その他の交換・修理				
(ア) 下肢装具	足底革交換又は足底ゴム交換	5,200		
修 理 部 位	靴型装具	7,400	踵部品の価格を含むものであること。	
	本底交換	6,700	踵まず支え等の機能を有し、取外しができる構造のものに限る。	
	足底補板交換			
	半履交換	3,100		
	踵交換	1,500		
	積上交換	1,150		
	底張かけ交換	1,850		
	フラスナー交換	2,750		
	細革交換	650	革底の場合は、1,250円増しとすること。	

体幹器具	硬性コルセット	2,750	
	筋金交換		
	軟性コルセット	1,200	
	筋金交換		
(イ) (ア)以外の部位	修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格とすること。		

(注)

- 1 採型又は採寸を必要とする修理については、1の(3)のウに掲げる価格を加算することができること。
- 2 ア又はオ（イ）に係るものに限る。）の修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(3)のオに掲げる価格を加算することができること。
- 3 靴型器具は、右又は左の一侧を1単位とすること。

(4) 座位保持装置

修理項目	価	格	円
ア 支持部の交換	1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。		
イ 支持部の調整	頭部	2,450	3,350
	上腕部	1,450	2,250
	前腕・手部		
	体幹部	2,850	7,750
	骨盤・大腿部		
	下腿部	1,450	2,250
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。		
エ 構造フレームの交換	1の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。		
オ 付属品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。		
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。		
キ マジックバンドの交換	25mm幅のものは800円、50mm幅のものは1,100円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。		

ク	完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	修理部	位	価格	円	備	考
(注)	採寸又は様型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。							
(5) その他								
盲人安全つえ	<p>メガネシャフト付き石突交換</p> <p>石突交換</p> <p>シャフト交換</p> <p>中ゴム交換</p> <p>外装蓋り替え</p> <p>グリップ交換</p>	<p>760</p> <p>3,200</p> <p>2,500</p> <p>2,800</p> <p>2,500</p> <p>3,500</p>	<p>合計修理金額が新規購入代金の7割を超えた場合、修理を行う白杖は修理不能とみなし、希望者には再交付を行うことが可能。</p>	<p>日盲連</p> <p>●定義の修正・追加</p> <p>○項目の追加</p>				
眼鏡	<p>枠交換</p> <p>矯正用レンズ（6D未満）交換</p> <p>矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換</p> <p>矯正用レンズ（10D以上）交換</p> <p>遮光矯正用レンズ（6D未満）交換</p> <p>遮光矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換</p> <p>遮光矯正用レンズ（10D以上）交換</p>	<p>8,000</p> <p>15,000</p> <p>5,100</p> <p>6,450</p> <p>8,400</p> <p>11,100</p> <p>13,600</p> <p>13,600</p>	<p>枠は金属製</p> <p>金属又はプラスチック製を原則とすること。</p> <p>価格はレンズ1枚</p> <p>矯正用レンズ、遮光矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。</p> <p>プリズム加工を行った場合は4,200円増しとする</p>	<p>◎項目の追加・修正</p> <p>◎素材の変更</p> <p>◆価格の修正</p> <p>◆製作方法毎の価格追加</p>				

見直し案		見直しを必要とする理由（背景や根拠）		回答者		主な論点	
補	耳あな型シチュエール交換（レディメイド） 耳あな型シチュエール交換（オーダーメイド） 耳あな型スイッチ交換	6,300 26,400 3,150		現行機種に合わせて改正が必要 陰極と陽極が一体にユニット化されてきている為に両極同時交換	補聴器	○項目の追加 ※項目追加の価格検討	
聴	耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド） 耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド） 耳あな型極板交換 耳あな型極板交換（両極板ユニット交換） 耳あな型ボリューム交換（レディメイド） 耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド） 耳あな型マイクホン交換（レディメイド） 耳あな型マイクホン交換（オーダーメイド）	8,400 12,700 1,050 2,000 8,400 11,600 13,500 15,000 20,000	指向性・無指向性を問わず 指向性・無指向性を問わず	（備考欄に「指向性・無指向性を問わず」を追記 現行機種に合わせて改正が必要 （備考欄に「指向性・無指向性を問わず」を追記	補聴器	○適用範囲の変更	
器	耳あな型レンジャー交換（レディメイド） 耳あな型レンジャー交換（オーダーメイド） 耳あな型抵抗交換（レディメイド） 耳あな型抵抗交換（オーダーメイド） 耳あな型コンデンサ交換（レディメイド） 耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド） 耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド） 耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド） 耳あな型トリマー交換（レディメイド） 耳あな型トリマー交換（オーダーメイド） 耳あな型サスペンション交換 耳あな型アンプ組立交換（レディメイド） （アナログ） 耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）（デジタル） 耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド） （アナログ） 耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）（デジタル） 耳あな型ダンパー交換（オーダーメイド） 耳あな型マイクチューブ交換（オーダーメイド） 耳あな型イヤホンチューブ交換（オーダーメイド）	14,200 20,000 2,100 8,900 2,100 8,900 1,050 1,550 6,300 9,500 890 31,700 42,000 42,200 52,000 2,000 3,000 3,000	を問わず を問わず	現行機種に合わせて改正が必要 アナログとデジタルの二種の修理価格設定で運用できれば、より良い 現行機種に合わせて改正が必要 アナログとデジタルの二種の修理価格設定で運用できれば、より良い 現行機種で、新たに修理部位の設定が必要 現行機種で、新たに修理部位の設定が必要 現行機種で、新たに修理部位の設定が必要 現行機種で、新たに修理部位の設定が必要 現行機種で、新たに修理部位の設定が必要 現行機種で、新たに修理部位の設定が必要 現行機種に合わせて改正が必要	補聴器	○項目の追加 ※項目追加の価格検討 ○項目の追加 ※項目追加の価格検討	

	重度難聴用耳かけ型フックコネクション交換	2,000	
	重度難聴用コード交換	1,200	
	重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換（アナログ）	36,700	
	重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換（デジタル）	47,000	
	眼鏡型ケース組立交換	9,400	○項目の追加 ※項目追加の価格検討
	眼鏡型スイッチ交換	3,450	
	眼鏡型テレホンコイル交換	3,300	
	眼鏡型極板交換	1,400	
	眼鏡型極板交換（両極板ユニット交換）	2,800	現行機種に合わせて改正が必要 陰極と陽極が一体にユニット化されている為に両極同時交換
	眼鏡型ポリウム交換	3,900	
	眼鏡型マイクrohホン交換	13,900	
	眼鏡型骨導子交換	16,400	
	眼鏡型アンプ組立交換	23,100	旧周波数帯用のも
	眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	35,200	の。
	眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	54,700	旧周波数帯用のも
	眼鏡型ブランク（空つる）交換	4,350	の。
	眼鏡型テンズブル（補助つる）交換	3,100	の。
	眼鏡型フロント（前枠）交換	9,500	旧周波数帯用のも
	眼鏡型平面レンズ交換	3,600	の。
	ポケット型ケース組立交換	5,400	
	ポケット型クリップ交換	1,200	旧周波数帯用のも
	ポケット型スイッチ交換	3,500	の。
	ポケット型テレホンコイル交換	1,350	旧周波数帯用のも
	ポケット型極板交換	1,350	の。
	ポケット型ポリウム交換	3,050	旧周波数帯用のも
	ポケット型マイクrohホン交換	5,400	の。
	ポケット型アンプ組立交換	18,000	旧周波数帯用のも
	骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500	の。
	骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150	
	ダンパー入り耳かけ型フック交換	640	

F M型受信機交換	80,000			
F M型操作用基板交換	6,000			
F M型用ワイヤレスマイク交換（充電池を含む。）	98,000			
F M型トリマー基板交換	6,000			
F M型アンプ組立交換（受信用）	48,000			
F M型受信回路組立交換	46,000			
F M型アンテナ交換	5,000			
F M型水晶振動子交換	6,000			
F M型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000			
F M型用ワイヤレスマイク I D 基板組立交換	14,000			
F M型受信機ケース（端子）交換	5,000			
F M型受信機スイッチ交換	4,000			
F M型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000			
F M型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000			
F M型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000			
F M型用ワイヤレスマイク充電池交換	5,000			
F M型用ワイヤレスマイク充電用 A C アダプタ交換	3,500			
F M型用ワイヤレスマイク外部入力コネクタ交換	2,000			
イヤホン交換	9,000			◆価格の変更
コンセント交換	830			
I C 回路交換	4,550			
イヤホン交換	3,170			
コード交換	694			
	1,000			
トランススタター又はダイオード交換	2,050			○項目の追加
抵抗交換	2,050			現行機種で、新たに修理部位の設定が必要
コンデンサ交換	2,050			現行機種で、新たに修理部位の設定が必要
トランス交換	1,900			現行機種で、新たに修理部位の設定が必要
オーディオチューン交換	5,000			
プログラムメモリー切替スイッチ交換	3,000			

座席昇降メカニズム交換	8,400	換」分を加算)		
フレーム (サイドベース) 交換	22,100	枕は含めな		
フレーム (サイド拡張) 交換	10,700	と。		
フレーム (サイド拡張) 取付部品交換	8,500			
フレーム (折りたたみ) 交換	3,200	(修理時は「座		
ブレーキ交換	15,600	布」分を加算)		
キャリパーブレーキ交換	9,100			
フットブレーキ (介助者用) 交換	8,000			
延長用ブレーキアーム交換	6,000			
リフレクタ (反射器-夜光材) 交換	1,450			
リフレクタ (反射器-夜光反射板) 交換	430			
ハンドリム交換	670			
滑り止めハンドリム交換 (※製作時の加算額)	4,350			
ノブ付きハンドリム交換 (※製作時の加算額)	7,000			
キヤスター (※)交換	4,470			
キヤスター (※)交換	8,000			
屋外用キヤスター (エア一式等) 交換 (※製作時の加算額)	5,800			
リーム交換	7,500	1 回当たりとする		
車軸位置調整部品交換	5,500	こと。		
大車輪脱着ハブ交換	16,120			
サイドガード交換	5,000	(※修理時は「ハ		
タイヤ交換	6,820	ンドリム」分を加		
ノーパンクタイヤ交換	4,270	算)		
チューブ交換	3,690	購入後に後付けす		
シートベルト交換	2,450	る場合は、4,350円		
		増しとすること。		

←金額は製作時の見積額 (重複部分が控除された額) であり、修理の際には重複する部品を加算する

←キヤスター (大) (小) の区別を無くす。実勢価格に差が無く、区別する根拠がない。(事務椅子に使っているような市販のキヤスターを車椅子に付けることは無い)

←金額は製作時の見積額 (重複部分が控除された額) であり、修理の際には重複する部品を加算する

◎項目の削除
◆価格の変更

見直し案	見直しを必要とする理由（背景や根拠）	回答者	主な論点
テーブル交換 「表面クッション張り」は3600円加算 「透明テーパー」は9100円加算 スポークカバー交換 塗装 ハブ取付部品交換 キャスタスター取付部品交換 ハブ用スプリング交換 ステッキホルダー（杖たて）交換 泥よけ交換 転倒防止装置交換 転倒防止装置（キャスタスター付き折りたたみ式）交換 携帯用会話補助装置搭載台交換 酸素ボンベ固定装置交換 人工呼吸器搭載台交換 栄養パック取り付け用ガードル架交換 点滴ポール交換 シリンダー用レバー交換 メカロック交換 ティルト用ガスダンパー交換 ワイヤ交換 ガスダンパー交換 幅止め交換 高さ調整式手押しハンドル交換 車載時固定用フック交換 日よけ（ 雨よけ ）部品交換 雨よけ部品交換 6輪構造部品交換	3,500 10,900 4,100 17,900 6,100 7,000 16,000 3,000 5,000 3,750 7,740 30,000 13,000 25,000 9,000 9,000 2,500 10,000 15,000 1,200 15,000 3,750 7,840 3,000 (20,000) 8,000	JAWS	○項目の追加 ←「表面クッション張り」は車椅子にもよく使用するものなので、座位保持装置と共通の扱いとする。「透明テーパー」は足元の確認ができるようにするもので、自走式の場合によく使用される。 ←「日よけ」と「雨よけ」は別項目に。実際に使用されているものは、車椅子のフレーム取り付けタイプのフールド状の日よけと、それに被せるレインカバーで、現状との乖離が大きいため。

		34,720 56,020			
	成長対応型部品交換 痰吸引器搭載台交換 ・スプーク ・折込式フットサポート※ ・押し手グリップ※ ・ヒールループ ・アングルストラップ ・足台クッションカバー※ ・サスペンション付キャスター ・タイヤカバー（屋内で使用する時の生地のカバー） ・体温調整用換気ファン・ヒーター ・電動リクライニング機構（バッテリー・充電器を含む）※ ・人工呼吸器付属品等取り付け部品※ ・パンク修理 ・パイプカバー（パイプに身体があたるのを保護する為の部品）※ ・雪上補助用具（キャスタスキーなど） ・泥除け（タイヤカバータイプ）※ ・シートベルト用金属バックル ・テーパー差し込み金具（受け、差込ステイ）※ ・レッグサポート全面張り ・フットプレキ部品 ・クッションカバー（防水加工を施していないもの）※ ・夜間照明用ライト※ ・フットサポート拡張部品交換※ ・フットサポート延長部品交換※	25,000	購入後に後付けする場合は、750円増しとすること。 バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、車軸位置調整及び脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有すること。	JAWS	○項目の追加

	見直し案			
	<ul style="list-style-type: none"> ・サチュレーションモニター取り付け部品 ・部分塗装※ ・溶接修理※ 			
電	コントローラー交換 コントローラー部品交換 電動リフトコントロールローラー交換 電動リフトコントロールローラー部品交換 電動テイルコントロールローラー交換 電動テイルコントロールローラー部品交換 操作制御部交換 操作制御部品交換 電動リフト操作制御部交換 電動リフト操作制御部品交換 電動テイルト制御部交換 電動テイルト制御部品交換 電動リフト自動停止制御部交換 電動リフト自動停止制御部品交換 電動テイルト自動停止制御部交換 電動テイルト自動停止制御部品交換	84,300 9,500 40,600 10,200 94,500 10,200 24,300 5,800 30,500 5,100 30,500 5,100 15,200 5,100 15,200 5,100 9,000 3,400 15,200 15,200 28,500 7,200 17,000 8,100 60,900 8,100 17,000 8,100		
動				
車				
椅				
子	電動リクライニングモーター交換 電動リフトモーター交換 電動リフトモーター部品交換 電動テイルトモーター交換 電動テイルトモーター部品交換	8,100 60,900 8,100 17,000 8,100	←該当項目が無かった（価格は今仙技研参照）	JAWS ○項目の追加

ギヤーボックス交換	45,100			
ギヤーボックス部品交換	9,700			
電動リクライニング装置交換	53,300			
電動リクライニング装置部品交換	22,200			
電動リクライニング操作制御部品交換	30,500			
電動リクライニング操作制御部品交換	5,100			
電動リクライニング自動停止制御部品交換	15,200			
電動リクライニング自動停止制御部品交換	5,100			
電動リクライニングハーネス	15,200			
電動リクライニングシートフレーム	81,200			
電動リクライニングスライドバックサポート	40,000			
電動テイルト装置交換	53,300			
電動テイルト装置部品交換	22,200			
電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用を除く。）交換	17,400			
電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用に限る。）交換	12,500			
手動ブレーキ交換	12,200			
手動ブレーキ部品交換	7,200			
クラッチ交換	8,600			
フレーム交換	38,300			
フレーム部品交換	8,900			
シートフレーム交換	15,100			
シートフレーム部品交換	6,400			
電動リフトシートフレーム交換	81,200			
電動リフトメインフレーム交換	101,500			
電動テイルトシートフレーム交換	81,200			
バックサポートパイプ交換	8,800			
延長バックサポート交換	9,300	枕は含まないこと。		
枕（オーダー）交換	10,330	枕は含まないこと。 レディメイドは5%		
張り調整式バックサポート交換	15,080	0%とすること。		
ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	46,960			
		車椅子同じ部品にも関わらず、価格が異なっていた（16,950→27,080） 金額的に「枕は含まない」が適当だと思われま		
			JAWS	○項目の追加
		←該当項目が無かった（価格は今仙技研参照）	JAWS	
			JAWS	○適用範囲の変更

見直し案	見直しを必要とする理由（背景や根拠）	回答者	主な論点
高さ調整式アームサポート交換 跳ね上げ式アームサポート交換 アームサポート拡幅部品交換 アームサポート延長部品交換 アームサポートパイプ交換 アームサポートクックション交換 サイドガード交換 バックサポート交換 シート交換 フットサポート交換	<p>27,080 枕は含めるないこと。</p> <p>3,310 4,680 3,610 3,610 4,150 3,450 5,000 6,900 7,500 11,500</p>	JAWS	○適用範囲の変更
フットサポート部品交換 開閉・脱着式レッグサポート交換	<p>5,200 6,799 15,000 13,000 9,600 3,900 4,300 5,200 8,100 5,000</p>	JAWS	◆価格の変更 ○項目の追加
開閉準上式 レッグサポート交換（※製作時の加算額） キャスター交換 キャスタスター部品交換 フロントホイール交換 リヤホイール交換 タイヤ交換 ノーパンクタイヤ（前輪）交換 ノーパンクタイヤ（後輪）交換	<p>前後調整の構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。（ただし、修理時は「フットサポート交換」分を加算）</p>		

	内蔵充電器交換 外部充電器交換 充電器部品交換 オイル又はは 그리스 交換 ステッキホルダー（杖たて）交換 転倒防止装置交換 転倒防止装置（キヤスター付き折りたたみ式）交換 転倒防止装置安全装置（簡易型電動用） クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換 フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）交換 携帯用会話補助装置搭載台交換 酸素ボンベ固定装置交換 人工呼吸器搭載台交換 栄養パック取り付け用ガードル架交換 点滴ポール交換 背座間角度調整部品交換 座奥行き調整（スライド式）部品交換 電動スイングチンコントロロー式交換 （以下パーツ） パワースイングチンアーム交換 チン操作ボックス交換 セレクター交換 液晶モニター交換 頭部スイッチ・取付金具交換 手動スイングチンコントロロー式交換 （以下パーツ） 手動スイングチンアーム交換 チン操作ボックス交換 手動スイングアーム交換 多様入力コンントローラ（非常停止スイッチボックス）交換	47,600 20,000 11,800 2,700 3,000 3,750 7,740 7,260 18,000 11,200 30,000と。 13,000 25,000 9,000 9,000 8,100 12,080 213,000と。 68,250 15,250 88,000 52,000 20,000 35,000 19,750 15,250 10,000 20,000	ること。 アシスト式は、 39,900円増しとす ること。ACサー ボモーター式を必 要とする場合は 10,000円増しとす ること。 密閉型は、3,000 円増しとするこ と。 簡易型は、5,000 円増しとするこ と。	←転倒防止の操作忘れ防止のための警告センサー（価格は今仙技研参照） JAWS	○項目の追加
--	--	--	--	---	--------

		670	シーベルト交換 テーブル交換 「表面クッション張り」は3500円加算 「透明テーブル」は9100円加算 成長対応型部品交換	購入後に後付けする場合は、1,650円増しとすること。 購入後に後付けする場合は、2,980円増しとすること。 購入後に後付けする場合は、5,000円増しとすること。 購入後に変更する場合は、500円増しとすること。	←「表面クッション張り」は電動車椅子にも使用するものなので、座位保持装置と共通の扱いとする。「透明テーブル」は足元の確認ができるようにするので、電動にはよく使用される。	◆製作方法毎の価格追加
		35,000 25,000	手動リクライニング装置交換 吸引器搭載台交換 ・押し手グリップ ・ヒールループ ・アングルストラップ ・足台クッションカバー ・サスペンション付キャスター ・体温調整用換気ファン・ヒーター ・電動リクライニング機構(バッテリー・充電器を含む) ・人工呼吸器付属品取り付け部品 ・パンク修理 ・シーベルト用金属バックル ・レッグサポート全面張り ・フットサポート拡張部品義 ・フットサポート延長部品交換 ・サチュレーションモニター取り付け部品 ・バッテリー（ゲルタイプ） ・操作部開閉機構（テーブルに入る時等、操作制御部を後部移動機構） ・夜間照明用ライト ・バックミラー	購入後に後付けする場合は、500円増しとすること。 1ヶ所当たりとすること。 1回当たりとすること。	※現在修理項目に無いもので、よく利用されている項目です。	JAWS ○項目の追加
				バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、そ		

	他成長対応に必要な構造を有すること。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・電動エレベーターディング ・ノーパンクタイヤ ・クッションカバー（防水加工を施していないもの） ・テール差し込み金具（受け、差込ステイ） ・パイプカバー（パイプに身体があたるのを保護する為の部品） ・チューブ（084） ・ブレーキアーム用、アームカバー（キャップ）（簡易型の場合） ・フットサポート足台奉上 ・各種部品のカバー交換 ・部分塗装 ・溶接修理 	
歩	キヤスター （A） 交換 キヤスター（H） 交換	7,400 2,700 4,850 7,200 14,200 1,850 8,500
行	腰掛交換 肘当交換 プレーキ交換 グリップ交換 塗装	※支持部については、座位保持装置は、座位保持装置の付属品の該当項目を使用できる。 1 回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
器	<ul style="list-style-type: none"> ・逆転防止 ・車輪回転負荷装置 ・キヤスター首振り固定装置 ・バンパー用キヤスター（方向転換用） ・バンパー 	◎項目の削除 ◎項目の追加
歩	肘当交換 凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,450 1,000
つ		
え		
補		
助		

修理項目	価目	格
ア 支持部の交換	円	1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。
イ 支持部の調整	寸法	調整形状調整
	頭部	2,450 3,350
	上腕部	1,450 2,250
	前腕・手部	
	体幹部	2,850 7,750
	骨盤・大腿部	
	下腿部	1,450 2,250
	足部	
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換		修理項目ごとに1の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。
エ 構造フレームの交換		1の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。
オ 付属品の交換		修理項目ごとに1の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。
カ 関節機構の交換		修理項目ごとに1の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。
キ マジックバンドの交換		25mm幅のものは800円、50mm幅のものは1,100円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。
(注)		探寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。

座位保持装置

※現在「修理基準」のない品目。修理については、座位保持装置の修理基準を使用できるとする。
 左記、もしくは、文章で「修理の際には座位保持装置の修理基準を使用できる」とする。

※支持部については、座位保持装置の付属品の該当目を使用できる。

●分類の追加

JAWS

主な論点

見直し案		見直しを必要とする理由（背景や根拠）		回答者	主な論点
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	本体修理	50,000		リハ工学 協会	◎定義の明確化 ○価格根拠の明確化
	固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換	30,000			●基準の取扱い（修 理・フォロー体制）
	固定台（自立スタンド式）交換	50,820			●基準の取扱
	入力装置固定具交換	30,000			
	呼び鈴交換	20,000			
	呼び鈴分岐装置交換	33,600			
	接点式入力装置（スイッチ）交換	10,000			
	帯電式入力装置（スイッチ）交換	40,000	触れる操作で信号 入力が可能なタッ チセンサーコント ローラーであるこ と。別途必要なタ ッチ式入力装置は 10,000円、ピンタ ッチ式先端部は 6,300円増しとする こと。		
	筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000			◎項目の削除
	光電式入力装置（スイッチ）交換 呼吸式（呼吸式）入力装置（スイッチ）交換	50,000 45,000			◆価格の変更
圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	45,000 42,000			○項目の追加	
空気圧式入力装置（スイッチ）交換	45,000 42,000				
遠隔制御装置交換 印字装置（プリンタ）交換	21,000 12,000	感度調整可能なセ ンサーを使用する ものは 10,000円 は 10,000円増しとす ること。 文字等走査方式に	現行機器は、この価格で購入できない。価格調査を行い、適切な基準額への変更を求める。 現行機器は、この価格で購入できない。価格調査を行い、適切な基準額への変更を求める。また、空気圧式入力装置には、エアバックセンサーのみならず、ガラススイッチも該当する。しかし、後者は感度調整ができないものであることから、備考欄の注釈の変更が必要。（感度調整機能の有無によつて、加算額を定める。） 本体（購入基準）付属品から移行する。この修理基準額と、改定後の本体購入基準額の合計で、現行の購入基準額を維持することが必要。		

			おいて作成した文書を印字する機能を有し、本体装置の供給事業者がその動作を保証するものに限る。
(注)	1 価格は、原則として1枚（個）当たりとすること。 2 部品交換の価格は、1回当たりとすること。		

補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた
研修のあり方等に関する調査事業報告書

平成26年3月 発行
発 行 者 公益財団法人テクノエイド協会
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ4階
TEL 03-3266-6880 FAX 03-3266-6885

この事業は、平成25年度障害者総合福祉推進事業の一環として厚生労働省から補助金の交付を受けて実施したものです。